

平成24年6月7日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

18番	大原功	1番	伊藤勝巳
-----	-----	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	石川敏彦
教 育 部 長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監 査 委 員 長 事務局長	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防 災 安 全 課 長	伊藤久幸
税 務 課 長	伊藤好彦	収 納 課 長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野進
保険年金課長	平野宗治	環 境 課 長	鈴木浩二

福祉課長	前野幸代	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
都市計画課長	竹川彰	下水道課長	橋村正則
生涯学習課長	八木春美	十四山スポーツ センター館長	花井明弘
図書館長	奥田和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 報告第1号	専決処分の報告について
日程第5 同意第2号	公平委員会委員の選任について
日程第6 議案第30号	弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第31号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第8 議案第32号	弥富市手数料条例の一部改正について
日程第9 議案第33号	弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
日程第10 議案第34号	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第11 議案第35号	海部地区急病診療所組合規約の変更について
日程第12 議案第36号	海部地区環境事務組合規約の変更について
日程第13 議案第37号	平成24年度弥富市一般会計補正予算(第2号)

~~~~~  
午前10時03分 開会

議長（佐藤高清君） ただいまより平成24年第2回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。  
会議規則第81条の規定により、大原功議員と伊藤勝巳議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りします。

第2回弥富市議会定例会の会期を、本日から27日までの21日間としたいと思いますが、御  
異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から27日までの21日間と決定しました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、弥富  
市長から平成23年度一般会計及び農業集落排水事業特別会計予算の繰り越しに関する書類が、  
海部津島土地開発公社から平成23年度事業決算に関する書類が提出され、その写しを各位の  
お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

議長（佐藤高清君） 日程第4、報告第1号を議題といたします。

地方自治法第180条第2項の規定により、市長に委任した専決処分については、各位のお  
手元に配付してあります文書をもって報告にかえさせていただきます。

~~~~~  
日程第5 同意第2号 公平委員会委員の選任について

議長（佐藤高清君） 日程第5、同意第2号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案を申し上げ、御審議いただきます議案は同意1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第2号公平委員会委員の選任につきましては、横井秋實氏が平成24年6月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市荷之上町本田屋敷863番地、服部知治氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより同意第2号の質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

~~~~~

日程第6 議案第30号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第8 議案第32号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第9 議案第33号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について

日程第10 議案第34号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第11 議案第35号 海部地区急病診療所組合規約の変更について

日程第12 議案第36号 海部地区環境事務組合規約の変更について

日程第13 議案第37号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第6、議案第30号から日程第13、議案第37号まで、以上

8件を一括議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例議案4件、法定議決議案3件、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第30号弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、外国人の印鑑の登録に関する規定の整備を行うとともに、あわせて語句の修正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第31号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、厚生労働省保険局の国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱要領の一部改正に伴い、旧被扶養者に係る条例減免2年間を当分の間に改めるため、また地方税法等の一部改正に伴い、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第32号弥富市手数料条例の一部改正につきましては、外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録原票記載事項証明の手数料の部を削る必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号弥富市遺児手当支給条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、支給要件に関する規定を改める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第34号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更、議案第35号海部地区急病診療所組合規約の変更及び議案第36号海部地区環境事務組合規約の変更につきましては、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、関係市町村の負担に関する規定を改める必要があるため、それぞれの規約の変更について協議したいので、地方自治法第291条の11、または地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第37号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,381万円を追加し、歳入歳出予算の総額を152億981万円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、民生費におきまして、新白鳥保育所整備工事の設計委託料2,383万5,000円、要援護者の状況を把握できるようにするための地域支え合い地図情報作成委託料550万円、教育費におきましては、十四山スポーツセンター空調機修繕工事請負費260万円であります。

これらに対します歳入といたしましては、県支出金599万8,000円、地域福祉振興基金繰入金243万5,000円、保育所整備事業債2,140万円等を計上するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明

いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。  
議長（佐藤高清君） 次に、議案は民生部長に説明させ、補正予算は説明は省略させます。  
平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 説明いたします。

議案第30号弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について説明いたします。

6枚めくっていただきまして、改正する条例のあらましをお願いいたします。

弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例のあらまし。

住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられること及び外国人登録法が廃止されることに伴い、次のように必要な規定を改めることとした。

1．登録印鑑は、住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、もしくは通称名の一部を組み合わせたものであらわしていないものは登録しないこととした。

2．非漢字圏の外国人住民は、住民票の備考欄に記載されている片仮名表記、またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑を登録できることとした。

3．その他、印鑑登録及び証明に関する条文整備をすることとした。

4．この条例は、平成24年7月9日から施行することとした。

続きまして、議案第31号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について説明申し上げます。

4枚おめくりいただきまして、改正する条例のあらましをお願いいたします。

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらまし。

1．健康保険法等の規定による被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被扶養者から国民健康保険の被保険者となることで新たに保険税を負担する者について、保険税の減免措置を当分の間継続するために改めることとした。

2．東日本大震災により居住用家屋が滅失し、その家屋の敷地として供されていた土地等を譲渡した場合、家屋が滅失してから7年間、居住用財産を譲渡した場合の特例を受けることができるために改めることとした。

3．この条例は、公布の日から施行することとした。

次に、議案第32号弥富市手数料条例の一部改正について説明いたします。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

外国人登録法廃止に伴い、交付手数料を免除する規定から外国人登録原票を削るものです。

次に、次ページの別記1をお願いいたします。

手数料の種類及び金額等の欄から、外国人登録原票記載事項証明手数料の欄を削るものでございます。

この条例は、平成24年7月9日から施行するものです。

次に、議案第33号弥富市遺児手当支給条例の一部改正について説明を申し上げます。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

住民基本台帳法の一部改正により、遺児手当を支給しない要件のうち、外国人について、住民基本台帳法に基づく記録がされていないときは支給しないことに改めるものです。

この条例は、平成24年7月9日から施行するものです。

次に、議案第34号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議案第35号海部地区急病診療所組合規約の変更について及び議案第36号海部地区環境事務組合規約の変更について、以上3議案は改正内容が同一でありますので、一括の説明をいたします。

外国人住民を住民基本台帳法の住民に加えることに伴い、それぞれの規約の経費の負担割合について、人口割の人口を規定している事項から外国人登録原票及び外国人登録人口を削り、住民基本台帳人口に改めるものです。

この規約は、平成24年7月9日から施行するものです。以上でございます。

議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案8件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案8件は継続議会で審議することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~  
午前10時17分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 大 原 功

同 議員 伊 藤 勝 巳





平成24年 6月18日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

2番	川瀬知之	3番	鈴木みどり
----	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	石川敏彦
教育部長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監査委員 事務局長	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防災安全課長	伊藤久幸
税務課長	伊藤好彦	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野進
保険年金課長	平野宗治	環境課長	鈴木浩二

福祉課長 前野幸代  
児童課長 渡辺秀樹  
都市計画課長 竹川 彰  
生涯学習課長 八木春美  
図書館長 奥田和彦

総合福祉センター  
所 長 佐野 隆  
農政課長 半田安利  
下水道課長 橋村正則  
十四山スポーツ  
センター館長 花井明弘

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 伊藤邦夫  
書 記 岩田繁樹

書 記 佐野智雄

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、川瀬知之議員と鈴木みどり議員を指名いたします。

発言を許す前に、那須議員のほうから資料の配付の依頼がありました。これを認め、各位に資料配付をしてありますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず那須英二議員、お願いいたします。

4番（那須英二君） それでは、御質問させていただきます。

昨年3月の東日本大震災で大きな被害を受けた我が国では、原発の問題、消費税や社会保障の問題、雇用、教育、子育て、少子・高齢化の問題など、さまざまな課題が緊急のものとなっており、国民、市民の政治に対する意識は高まっている状況です。これらの問題は、決して国の行政の問題だけではなく、地方行政、すなわち地方自治体として積極的に関与し、または発信していく、その姿勢が今求められていることと思います。そういう意味でも住民に一番近い地方自治体の役割が大切になっていると思っています。

そこで、今回、私、大きく分けて3点について御質問させていただきたいと思います。

まず、1つ目の項目であります原発及び再生可能エネルギーについてです。

昨年の9月の市議会では、原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書を全会一致で採択し、市長御自身も中部電力から原発や電力事情の御説明を受けたときに、今、原発を廃炉にし、再生可能エネルギーを推進すれば多くの国民から称賛されるだろうと発言していたと伺っております。

そこで、まず市長に御質問させていただきますが、現在の市長の原発に対する立場は以前とお変わらないか、お答えをいただきたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

那須議員の御質問に御答弁申し上げたいと思います。

基本的にはそのときの考え方を変えておるわけではございません。昨年3月11日の東日本

大震災は、2つの大きなことがありました。1つは、想定外と言われた津波災害でございます。そしてもう1つは、自然の破壊力の前にもろくも崩れた福島第一原発の事故でございます。

その後、福島第一原発のさまざまな問題につきましては、各議員御承知のとおりでございます。目に見えない放射性物質との闘いは、余りにも厳しさがあるわけでございます。過去におきましては、この原発事故でソビエトのチェルノブイリもしかりであります。日本でも初めて、これから長い間、生活ができない台地ができるのではないかと大変厳しい現実がそこにあるわけでございます。国民の多くは、この原発に対する安全性、本当に毎日の生活にとって安全なのかということに対して多くの国民の皆様が正しい理解をされているかどうかということについては、その情報からしても大変難しい問題がある。

また、福島第一原発の事故以来、国民の一つの受けとめ方として、いわゆる原発に対する脱原発、あるいはもう原発は要らないのではないかとというような考え方も醸成されてきているのではないかと考えております。

しかしながら、一方、私たちは、しっかりとした社会経済を培っていかねばならないわけでございます。そうした意味におきまして、電力の安定的な供給というのは必要になってくるわけでございます。

従来、エネルギーというのは国策でやってこられたわけでございます。これからこの原発に対してどのような自然代替エネルギーを、再生エネルギーを日本の国として培っていくか、そういうことが一つのしっかりとした工程の中に国民の前に示されれば、私は多くの国民は、脱原発、あるいは原発ゼロということに対して大きくその意思を傾けられるのではないかと考えております。

しかし、再生エネルギー、いわゆる自然エネルギーというのはまだまだ構成比が少ないわけでございます。これから10年、20年の間に、日本のこの再生エネルギーの工程をしっかりと保ちながら、脱原発、あるいは原発のゼロという方向に向かっていくのが正しいのではないかと考えている次第でございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 那須英二議員。

4番（那須英二君） 4月28日に脱原発を目指す首長会議が元首長などによって結成され、66の自治体、72名の参加で、5月14日に原子力政策の転換を求めて経産省に決議文を手渡して申し入れもしたと。こちらの資料1にありますように、この中日新聞の記事でございますが、脱原発派と推進派の割合は、今8対2と世論が高まっている状況です。しかし、国では、この国民的世論をないがしろにして、野田総理は再稼働を強行しようと。何も安全対策がとられていないまま、新たな安全神話を振りまきました。

先日の16日には福井県の西川知事がこの原発再稼働を認め、大飯原発は再稼働するという

ことで決定しました。

福島第一原発の事故から、今、1年3カ月ほどたっておりますが、16万人という福島の皆さんの避難生活、そしていまだに事故の直接的な原因がわからないばかりか、現在も放射能を自然界に出し続けている、そんな状況です。

菅直人前総理も、当時、そういった危機一髪を経験から考えが一転し、原発に依存しないように野田総理に進言しています。人の命、住む場所、経済などにおいてこれだけ甚大な被害が出ている状況で、あってはならないことですが、もし再び原発の事故が起こってしまえば、もう我が国は本当に致命的な状況になり、本当にそれでは想定外ではもう済まされない問題だと思っています。

きわめつけは、資料2という形でお配りさせていただいておりますが、使用済み核燃料の問題です。この使用済み核燃料は、8年もすればおよそ半数以上の原発で保管するプールも満杯になるということです。要するに、核のごみは、もう捨て場すらないんです。

こんな状況でも本当に原発を続けていくのか、今の政府には大きく疑問を感じます。まるでエネルギーが原発しかないかのような政策ばかり進めているからです。国の予算や経済においても、例えば福井県にある高速増殖炉の「もんじゅ」などは、動いていなくても1日1億3,000万円、年間にすると約500億円かかると言われていますし、原発推進予算は4,200億円もついています。例えば、これを自然エネルギー推進予算に使い方を変えていくだけでも、またこのエネルギーの政策として違ってくるのではないのでしょうか。

再生可能エネルギーのよさは、原発のように広範囲に迷惑をかけるような危険が少なく、CO<sub>2</sub>の排出などが少ない環境に優しいエネルギーである点、2つ目は枯渇せずに日本でも自給自足でエネルギーが生み出せる、そういった点です。例えば、原発の燃料であるウランや火力発電の天然ガスなどは輸入に頼るしかない、そんな現状になっています。

そして3点目は、原発のような大がかりなものばかりではないために、大企業だけではなく、中小企業にとっても参加しやすく、そこで雇用も大きく生まれるという点です。要するに、国の方針いかんでこの国のあり方が大きく変わり、ひいては国民、市民の生活においても大きく影響があるという問題です。こうした問題において国の問題として傍観するのではなく、自治体の首長として市民を守る立場で今後もぜひ行動していただきたいと思っています。

そういった部分では、先ほどの市長のお言葉、大変心強く思っております。こちらの資料1のほうですが、先日の中日新聞の記事なんですけれども、原発アンケートに対しての記事でした。一宮の市長が10年以内に原発を廃炉すべきと踏み込んだ回答をしていると、こういった記事がありましたが、しかし、ここには弥富市が載っていなかったんですけれども、その理由とこのアンケートの御回答をこの場でお聞かせ願いたいと思いますが、よろしくお願

いいいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員にお答えを申し上げます。

原発のアンケートにつきましては、「通販生活」という企業というか、そんなようなところからの申し込みでございました。私といたしましては、その通販生活ということに対してしっかりと知識がないというようなこともありまして、この場合につきましては保留をさせていただいたほうがいいだろうという中でアンケートには答えなかったわけでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それぞれの首長が、いわゆる原発の廃炉につきましてその考え方を示されておるわけですが、私は先ほども言いましたように、想定外はこれからも起きる。そしてまた、国民の信頼というものが本当に取り戻されているだろうかということについては、これは真剣に考えていかなきゃならない大きな問題であろうというふうに思っております。

しかしながら、先ほども言いましたように、しっかりした安全対策を国民の前に示していただく、こういうことと同時に、社会経済の発展ということも大前提としていかなきゃならない電力の供給でございます。そういうことに対してしっかりと電力供給の、いわゆる作業工程、自然再生エネルギーに対して代替していくというようなことを考えていかないと、市民、国民は納得できないというふうに思っておるところでございます。

先ほどの全国市長会におきましても、私たちは市長会決議といたしまして、国からはしっかりと隠しのない、原発の状況に対して国民の前にさまざまな情報を提供していただきたい。そして国民生活に対する正確な情報を提供していただきたいということを決議し、全国市長会を終えたところでございます。このことは私も弥富市民に対しても、やはりこの原発に対する安全性ということと一緒に考えていかなきゃならない立場にあるというふうにも思っておるわけでございます。

先ほども言いましたように、何回も繰り返して申し上げますけれども、再生エネルギー、自然エネルギーに転換していくための工程をしっかりと国民の前に示していければ、いわゆる再生稼働というか、再稼働という問題についても国民は理解できるというようなこともあるんじゃないかなあというふうに思っておるところでございます。

いずれにしても、そういう工程が必要だろうというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 那須英二議員。

4番（那須英二君） 市長、今、再稼働も理解があればという御回答でございましたけれども、この弥富市でも決して実はよそごとじゃなく、最も危険だと言われております静岡県の浜岡原発から120キロの圏内にありまして、現在の再稼働が決定しました大飯原発からは108.5キロという地点にこの市役所自体があります。

それで、脱原発を目指す民主団体が大飯原発のある浜から風船を飛ばす実験を行ったそうです。そうすると、この尾張地方や稲沢市まで伊吹おろしと呼ばれる風に運ばれて、2時間ほどで風船がこの地域まで到達したそうです。ということは、放射能も伊吹おろしによって運ばれやってくるということです。

冒頭でも申し上げましたとおり、こうした観点からも、市民を守るために、今は地方から声を上げるということが必要になっています。だからこそ、現在、さまざまな自治体の首長が脱原発を目指す首長会議などに参加したり、東海市議会議長会でも全会一致で脱原発の決議文が採択されたり、住民の運動も連日連夜のようにデモが行われて、そういうふうにして広がっている。ぜひ、この弥富市においても市長を先頭に、そういった踏み込んだ形で取り組んでいただきたいと思います。

具体的には、ぜひ脱原発を目指す首長会議に参加していただき、ぜひ市長の再生可能エネルギーへの転換を図るといった御意見を強く訴えていただきたいと思いますし、市民には原発の危険性や再生可能エネルギーの推進に向けて啓発、アピール行動を試みたり、一宮や名古屋市など近隣市町村と共同して国に申し入れするなどして踏み込んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 全国でも脱原発を目指す首長会議という形の中で加盟してみえる自治体があるわけですが、その数はまだ全体の1割にも満たないというような状況であります。私の記憶が正しければ、73の団体の首長がこの脱原発ということに対する首長会議に参加してみえるわけですが、この会議の内容というのは、基本的には産業よりも人の命が優先であるという、はっきり言えばイデオロギー的な政策、考え方に基づいた首長会議ではないかなあというふうにも思っているところでございます。

私どもといたしましては、さまざまな角度から物事を考えていかなければならないという現実的なものもあるわけですが、そうした中において原発に対する厳しさということとは十分理解できるわけですが、これはこれとして、しっかりと国民のほうに情報として提供していかなきゃならない。

もう一つは、先ほどから言っておりますけれども、社会経済の発展ということをしっかりと考えて電力の供給というのにも必要になってくるわけですので、一面的な問題だけでこの問題に参加するということはいかなるものかと判断をしているところでございます。

そのような状況の中にあって、この首長会議の動向につきましても注視をしていきたい、そんなふうには現状としては思っているところでございます。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今回、福島原発事故が起こってから1年3カ月という時間がありま

した。そこで、本当に国が脱原発という形に踏み込んで再生可能エネルギーを推進するんだと、そういったことを行っていれば、またこの電力不足ということにならなかったのではないかと思いますので、やはりいち早く抜け出すためにも施策の転換を強く求めていく、こういった姿勢が大切になってくるんじゃないかと思っています。

話をそればかりしておりますと申しわけございませんので市のほうに戻していきたいと思いますが、市長、再生可能エネルギー推進というお立場ですね。じゃあ、今、市が取り組んでいる再生可能エネルギーの推進事業といたしましてどのようなものがございますでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） お答えいたします。

地球温暖化防止対策の一環として市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電施設を導入する者に対して補助金を交付しています。以上です。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、当市が行っている太陽光発電の補助といたしまして、市と県合わせて1キロワット当たり2万円、最大4キロワットで8万円と伺っています。そして、国から3万円から3.5万円、最大12万円から14万円、そういった補助があるということですが、この当市の太陽光発電補助については、昨年度と比べましても1キロワット当たり3万円から2万円に減額していると伺っております。

市長、市長は中電の社員に、原発を廃炉にし、再生可能エネルギーを推進すれば多くの国民から称賛されるだろうと。さらには、先ほど答弁にもありましたとおり、再生可能エネルギーを一刻も早く推進していく、そういったお立場にありながら、なぜこの再生可能エネルギー普及を促進する補助金を減らしたのか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） お答えいたします。

国の補助もあり、市の補助をお断りすることがないよう、一人でも多くの方に補助を受けていただこうと考え、改正させていただきました。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 私が伺っているお話によると、昨年度は3万円を50人という形の中で予算を組み、行ったと言われております。そして今年度はその50人を75人にふやす、そういった立場で3万円から2万円に減額、要するに予算の総額自体は変えずに薄く広く延ばした、そういった形になっていると伺っています。しかし、弥富市の市民、または中小の企業のお話を伺いますと、太陽光を導入したいけれども、初期費用がかさむ、つけたくてもつけられ



ない、そういったお話を伺っています。多くの市民や弥富市の企業が太陽光を導入すれば、少しでも省エネという形で脱原発に近づけていくのではないのでしょうか。それが広がり全国的になったら、これこそ原発は必要ない、そんな社会が目指せるのではないのでしょうか。こんな状況だからこそ予算をふやして、太陽光発電をつけたいと思っている、そういった市民や地元の中小企業がなるべく取りつけられるよう補助することが脱原発、再生可能エネルギーを推進することになるとと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 太陽光発電に対する補助金の問題でございますが、私たちも今公の施設の、例えば小学校の建設のところで太陽光発電、いわゆるソーラーを実施していきたいということにおきましても国の援助をいただいているわけでございます。そうした形の中において、国から私ども行政のほうも援助していただいている。また、先ほども所管が述べましたように、人数の拡大をするということで一定の理解をいただきたいというふうに思っておるわけでございますが、額そのものを伸ばしていかないと、これもまた厳しいだろうというふうに思っております。一度平成25年度の当初予算に対しては、これからしっかりと考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） このほかにも全国的に見ますと、自治体独自で再生可能エネルギーの推進や普及のために、エネルギーを変えていくためにさまざまな工夫を凝らして取り組んでいます。例えば、この資料をお出しいたしました、資料3をごらんください。

原発事故のあった福島県では、原発ゼロを目指して、自然エネルギーに100%に変えていくんだという形でさまざまな再生可能エネルギーの模索が行われています。

お隣の三重県ではメガソーラーなどを導入して、この電力の施策を行っています。しかも、7月より国の方策で再生可能エネルギーの固定買い取り価格制度が始まります。弥富市においては、この太陽光補助以外の再生可能エネルギー推進事業といたしまして独自の工夫などは考えておられますでしょうか、お答えをお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） お答えいたします。

原発にかわるエネルギーを求めることは、国家的なプロジェクトと考えていくことも必要と考えます。市独自ではなく、電気事業者などの意見もお聞きし、国・県・企業等に働きかけを行い、また議員のお考えもお聞きし、市としてどんなことができるのか研究してまいります。以上です。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 御回答にもありましたとおり、さまざまな形で模索して、私たちも御

提案させていただき、皆様方と協力して本当にエネルギー政策を考えていきたいと思っています。

そして話はかわりますが、自然エネルギー推進と、もう一方で脱原発に向けて考えられることは省エネの施策です。現在、弥富市において省エネの施策といたしましてどのようなことに取り組んでおられますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） お答えいたします。

防災安全課所管の防犯灯設置に関し、新設、改修の場合、節電及び維持管理費削減のため、今年度からLED灯を設置することとしております。以上です。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 先ほど街灯にLEDということで、私も以前の全協で伺っております。これについても、本当にさまざまな自治体で省エネ対策を工夫しており、例えば資料4という形でお出しさせていただいておりますが、これはインターネットから拾ったものになりますけれども、近隣市町村でいきますと、あま市が家庭用のLED照明の購入補助という形で出しておりますし、東京の足立区、これは申し込みが今切れておりますが、足立区でLEDの補助を行っております。そのほかの自治体においても、たくさんの方が、自治体でLED導入に対して家庭用のほうで行っています。この足立区に関しては、さらには中小企業支援対策という形で、商品券という形で補助を出しております。ぜひそういった工夫も今後していただきまして、原発に依存しない方向で推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） 弥富市の補助につきましては、LED電球は白熱電球に比べ10倍前後高いようですが、40倍長もちと言われております。目先の値段にとらわれないで長い目で考えていただければ、LED電球のほうが消費電気量も少なく経済的であることを皆さんに発信し、取りかえ時にLED電球にさせていただくようお願いしてまいります。したがって、補助は考えておりません。以上です。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 確かに長い目で見ると、例えば電力などはLEDにかえれば2分の1から10分の1に軽減されるという形になっています。しかし、弥富市の補助なくして、なかなかつけたくてもつけられない、初期費用がかさむためにつけられないという方々がいらっしゃるものですから、ぜひその導入を図っていただきたいと。ほかの市町村は、それを後押しする形でこういった補助をつけておりますものですから、そういった形の観点から、再度検討していただきたいと思います。

2つ目の項目に移りますので、よろしく申し上げます。

地域振興、地域活性化について御質問させていただきます。

現在、弥富市は多額の優遇制度を行い、西部臨海部に大手企業を誘致しています。しかしながら、もともと地元で頑張っていた農家や中小零細の企業、商店、職人さんなどはいかがでしょうか。この市役所があります前ヶ須地区においても、あのあたりで商店街はほとんど寂れてシャッター通りになっています。栄南や十四山地区ではお店が近くにない、買い物に行くのも不便だと、そういった市民の声も聞いております。

地元の中小企業は、雇用の場においてもその支えとなっておりますが、規模を縮小、または仕事がないために工場やお店などを閉めるなどして雇用の場も失われる。農家の多くはオペレーターなどに任せて兼業、個人事業主は、職人さんに至っては頑張っているにもかかわらずに廃業したり、限界まで生活を切り詰めて何とか開業している、そういった現状です。お店や大工さんなどの職人さんがいなければ工場もやっていけない。市民にとっては近くに働く場所がある、近くに買い物ができる場所がある、そういったことは生活していく上でとても大切なことだと思っています。それを守りたいという思いで頑張っている地域の担い手である地元の中小零細業者にこそ、この支援の手が求められていると思います。

そこで、まず市長に伺いますが、この弥富市の農業や中小零細企業、商店に対してどのような見解をお持ちでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

農業を取り巻く環境は、那須議員御承知のとおりでございます。日本の農業、内面的には少子・高齢化社会という中で農業に対する従事者が非常に高齢化をしてきているというような状況、あるいはそこから生産されるさまざまな生産物に対する価格が非常に安いというようなこと、あるいはそういった中で大規模化についてもなかなか進んでいないというような状況でございます。

そうした中で、市は市単独の補助金という形の中で減反に対する奨励金、あるいは麦・大豆に対する転作の奨励金という形の中で独自の応援もさせていただいておるわけでございます。

しかしながら、一方では、このところ急激に出てきたのは、TPPに対してどのように農業を位置づけしていくかというような大変厳しい問題もあるわけでございます。国のほうは自給率を上げていくんだという形で、この10年の間で40%から50%というような一つの施策をしているわけでございますけれども、なかなかその方向に対しても具体的なものが見えてこないというのが現状ではないかなというふうに思っております。

アメリカを中心とする外圧に対して、非常に厳しい環境にあるのが今のTPP農業問題で

あろうというふうに思っております。国が日本の農業を守るということに対して、本当にしっかりとした農業施策というものを私どもとしてもお願いをしていきたいというふうに思っております。

また、中小企業、あるいは商店に対しても、那須議員同様、大変心配をしているところでございます。御承知のように、リーマンショック以前におきましては、3年ほど前になりますけれども、景気の回復が一時見られたわけでございますけれども、アメリカに端を発するリーマンショック、そして一昨年の3・11東日本大震災というような状況に対して、あるいは現在のヨーロッパ各国、ユーロ圏におけるさまざまな金融信用不安というようなものが世界を駆けめぐっているわけでございます。中小企業どころか、大企業にとっても大変厳しい現実があるわけでございます。それは具体的には円高の加速だろうというふうに思っております。また、デフレ経済の進行、そういうようなことがとまることを知らない。そういうような状況の中において日本の経済における位置づけということが極めて厳しい状況にあることは、議員御承知のとおりでございます。

しかしながら、私どもといたしましては、中小零細企業の皆様、そして商店の皆様に対しても、市独自として商工会を通じて応援をさせていただいているところでございます。具体的には、後ほどそれぞれの施策について申し上げますけれども、いずれにいたしましても、地域活性化のために支援をさせていただきますので、今後ともその応援体制につきましては、継続をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） そういった形の中で補助を考えていらっしゃるということで、今後も本当に地域に根差した中小企業を守るという立場で頑張りたいと思っています。

そして、現在、中小零細の企業、商店にとって障害が大きいののは、価格に転嫁できない消費税です。この消費税が導入され、3%から5%に上がったことや、労働者の賃金が下がったことなどで景気が悪くなりました。家庭の財布のひもはかたくなり、より安いものを求めるようになり、遠くでも大型量販店まで足を延ばすようになり、地元の商店の経営は大変苦しくなってきました。

先日、この弥富市にある商店の方からお話を伺うことができました。大型量販店は大量に仕入れるためにメーカーなどから2割から3割近い、そういった形で仕入れをすることができるそうです。さらに、そこから大手の取引先には拡売費という形で補助をつけているそうです。これは以前リベートと呼ばれていたそうですが、今の公正取引の法にひっかかるそうですから、現在は拡売費という形で、これはメーカーによっても名称が若干違うんですけれども、そう呼ばれているそうです。

大型量販店は、もともと仕入れ値が安いばかりじゃなくて、拡売費も多くついてくるおかげ

げで価格を安くすることができるんです。だから、消費税もそんなに苦ではないと。しかし、個人の商店や小さな商店はそうはいかないんです。価格の差を埋めるために消費税分を自分で負担したり、利益どころか生活まで削って何とか価格を近づけて経営努力をしているそうです。

その商店に伺いますと、昨年1,800万円ほどの売り上げがあったそうです。表向きには1,800万円ということで、おう、結構もうかっているじゃんとか勘違いされる方がいらっしゃるかもしれませんが、このうちの9割方が仕入れや経費のために、実際に手元の残るのは年間150万円ほどだそうです。しかも、そのお店自体は夫婦2人で行っているものですから、年間150万円で2人生活しているそうです。これ、月に直しますと1人当たり7万5,000円です。こんな7万5,000円で本当に生活ができるのでしょうか。平成17年度までは3,000万円以上の売り上げがあるところのみ消費税の課税対象でありましたが、現在はこの消費税は1,000万円以上の売り上げがあれば納税しなくてはならない、そういった義務が課せられています。

こういう今お話しした弥富市の本当に大変苦しい中小の商店でも5万円から7万円ほどの消費税を納めなくてはならず、これが倍になったと考えたら、とてもやっていけないと言っております。要するに、この消費税が今国会でも論議されておりますけれども、上がってしまえば地元の商店が軒並み消えていくと。農家の方も肥料や農機具など、消費税は転嫁できないと。中小企業も機械、燃料などにおいて価格が上がり、それが転嫁できない。

そういった中で本当に大変な状況になっているということを御理解いただきまして、さらに、この消費税において一番の問題は何なのかといえますと、逆進性の強い税金だということです。例えば、こちらは私の資料に基づきまして出させていただいたグラフになりますが、中小企業よりも、こちらにあります1,000万円から1億円、10億円という、資本金の低いところよりも10億円以上の資本金がある、いわゆる大企業と呼ばれる税の負担率が極端に低いんです。

さらには、こちらもごらんください。企業ばかりでなくて、年収が1億円を超えると、その税負担率がどんどん下がっていく。例えば、トヨタの社長あたりは年収3億5,000万円ほどもらっているそうですが、自分の社員、年収700万円ほどの社員よりその税負担率が低い、そういったところになっています。

現在、国は消費税を10%に増税しようとしておりますが、こんな逆進性の強い税金を増税したら、もっと格差が広がっていくと。しかも、今、国民の半数以上、約5割から6割の人がこの消費税増税に対して反対の言葉を投げかけ、世論が広がっていると。野田内閣は、自民党と公明党、両党に修正協議を持ちかけてまで、先日、15日には3党合意という中で決着しまして、この消費税増税をさっさと決めてしまおうと、国民の声を無視した姿勢をとって

います。国民主権というのはどこに行ったのか、全く疑問に思っています。

市長、この消費税増税において市民や地元の工場や商店などにも大きく影響を与えると、そういった観点から、国の問題だけじゃなくて市の問題としても市長の見解をお伺いしたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

今国会の最大のテーマであるのは、いわゆる社会保障・税一体改革における、その中での消費税の増税問題であろうということは御承知のとおりでございます。多くは7つの法案からこの税一体改革という形であるわけでございますけれども、今、那須議員がおっしゃったのは、中小企業、あるいは零細企業、あるいは商店という形の中では、いわゆる経済的な側面から消費税増税という形になるのかなというふうに思っております。

今回、一番大きなテーマである社会保障、医療、介護、福祉、あるいは子育て支援ということに対する消費税という形に対してどのように改正させていくかということがポイントでありまして、経済的な側面と社会保障の充実という側面があるかと思っております。確かに中小企業の皆様にとって、いわゆる消費税の増税というのは価格に転嫁できない、いわゆる競争力の低下を招くということにおいて大変な問題であろうということは十分承知をしているところでございます。また、中小企業の事業にとっても大変事務負担が大きい、そういうようなことにもなります。また、その結果として売り上げが減少し、あるいは資金繰りが大変厳しくなってくるという悪循環がそこにあるわけでございます。

そうした形から見ると、経済的な側面からすると大変厳しい側面があるわけでございますが、私たち地方自治体を預かる者としていたしましては、社会保障、医療、介護、福祉という右肩上がりの給付金額、こういったことに対して、ぜひ国の考え方も明確にさせていただかなきゃならないところであるわけでございます。

そういった意味におきましては、2014年に8%、現在の5%から3%上昇するわけでございますけれども、このところにおきましては、社会保障の充実という中での社会保障目的税という中で考えていくのがいいんではないかなというふうに思っております。

さまざまな形でこの3党合意が今示され、可決の方向に向かっていくわけでございますけれども、今、国民の多くの意見として、那須議員もおっしゃったように、3つほど私はあるというふうに思っております。このことをこの国会の中でも、しっかりともう一度議論していただきたい。それは行財政改革なくして消費税増税はあり得ないということ、そしてもう1つは経済の再生なくして消費税増税はあり得ないということ、そしてもう1つは、先ほど言いましたように社会保障の充実、医療、介護、福祉という国の負担、国の役割を果たすことなくして消費税増税はあり得ないというふうに考えているところでございます。

大変厳しい経済的な側面として、大企業も、そして中小企業も、さまざまな形でこの消費税増税につきましては厳しい関係になってくるだろうというふうに思っております。そういったことも含めて再度御議論をいただき、経済の再生をどうしていくんだというようなことを中心に考えていただかなければ、この消費税増税はあり得ないのではないかなというふうに思っております。私も、この最終的な側面に対して注視していきたい。できれば、2014年、3%アップのみで、一たんそこで区切るべきではないかというような意見も私個人としては持っておるところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） もともと税金というものは所得再分配という、そういった役割があります。お金持ちから所得の少ない方に分配するという役割を果たすものです。消費税という逆進性の強い、そういった税金で社会保障の財源を確保するというのであれば、所得再分配の役割を果たしていないんじゃないかと思えます。ちょっと乱暴な言い方をしますと、貧乏人から貧乏人に対してお金を分配するということは、正しい税金の使い方ではない、社会保障ではないということです。しかも、日本の財政再建は、まるで消費税しかないかのようにならされておりますけれども、例えばこちらをごらんください。

当時3%から5%に上がったところで見ていきますと、確かに消費税の増額分は5兆円ほど上がっております。しかし、法人税は8.5兆円下がっている。その他の税を見ますと、これはもっと大きく下がっている。所得税や住民税も4兆円ほど下がっている。要するに、消費税を増税しても税収という形でプラスにならない、逆にマイナスなんだと。景気を大きく後退させて悪くさせて、税収自体マイナスになって、もっとも社会保障が大変になると、そういったことをよく考えてやっていただきたいと。しかも、これを今、国のほうでは21日までに採決をという形で消費税増税になっておりますが、多くの国民は、まだこの消費税増税においてもっと議論をしなくてはならないんじゃないかという形の中で、反対は5割から6割、今回、国会で決めなくてもいいんじゃないかという意見に至っては、7割近い国民がその意思を告げております。しかも、先ほどもお話しさせていただいたとおり、この法人税が下がっている状況は何かといいますと、消費税の増税分はほとんど法人税減税分に使われている、そういった現状があったんですね。ここを抜きにして本当に増税ありきという形の考えは、ぜひとも踏みとどまっていただきたいと思っております。

では、財源はどうするかという問題ですが、消費税を上げなくても財源が確保できるという提案を我が党、日本共産党では行ってきました。一応こういった資料もお作りさせていただきまして、ちょっと今回、本当はお配りさせていただきたいと思っておりましたが、ちょっと都合の関係でこれは差し控えるという形になりましたので、この提言の中で、ぜひとも皆さんに読んでいただきたいんですが、具体的に、かつ現実的に行える財源再建の道を書い

てあります。多くの国民や経済学者などからも多数の共感を得ています。本当に詳しくお話ししたいところではありますが、時間も余り残されておりませんので要点をかいつまんでお話しさせていただきますと、この内容は、主に政党助成金や無駄な大型公共事業など無駄遣いをやめる、お金のある大企業や資産家に応分の負担をしていただき、266兆円という国家予算の3倍もあるこの内部留保を活用して、少し還元していただくということです。

私どもは、大企業に重い税金を払えと言っているわけじゃない。証券優遇税制などの本当にお金持ちの優遇政策をやめると、法人税5%減税などの行き過ぎた減税措置をやめて、たかだか5%ほどの内部留保を社会に還元してほしいと、そういったささやかな提案になっております。これだけで今回の消費税増税分である13.5兆円という財源をつくれるんです。ぜひ皆様方にはこの提言を読んでいただき、もう一度皆さんの中でお考えをしていただきまして、今後、今の情勢であることを見守っていくとか、もしくは発信していただきたいと思っています。

今、クローバーTVをごらんの市民の皆さん、こちらの提言が欲しければお配りいたしますので、私に声をかけてください。

余り消費税のことばかり言っておりますと、この市議会がまるで国会のようなものになってしまうので話を市に戻しますと、先ほど地元の中小企業の大変苦しい状況をお話しさせていただきましたが、この当市において地元中小企業施策のために具体的にどのようなことを行っておりますか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 那須議員の御質問にお答えいたします。

地域産業活性化についてということで、地元中小企業支援のためにどのようなことをという御質問でございますが、市といたしましては、各地域、地区でございますが、中小企業者により組織されている地域経済団体の弥富市商工会を支援し、また指導団体としての機能を発揮していただき、地域商工業の総合的改善、発達を図り、地域産業の活性化に努めていきたいと考えております。

地域中小企業の発展と地域活性化のために日々努力している商工会の事業活動が積極的に推進できるよう、とりわけ小規模事業指導費補助金といたしまして予算額でございますが2,150万円及び地域振興対策補助金といたしまして予算額でございますが480万円、これら商工会の事業運営に対し財政的支援を行っております。

また、商工業者に対する金融支援といたしまして、小規模企業等振興資金信用保証料補助金、予算額でございますが800万円、この補助金につきましては、昨年4月1日より補助率を、従来、小規模企業資金融資70%、通常資金30%という基準でありましたが、100%ということで信用保証料と同額、限度額30万円と改正して支援いたしております。



また、愛知県との協制度であります小規模企業等振興資金制度の金融機関への資金預託であります、預託金、予算額でございますが4,000万円であります。

商工会では、「商工会は行きます 聞きます 提案します」ということで、会員満足向上運動をキャッチフレーズとして掲げ、巡回訪問を徹底し、経営支援、会員サービス、PR活動など、きめ細かい支援や、会員増強、組織率の向上に努めているというふうに伺っております。

これらの支援により地域産業の活性化を図っているところでございます。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） たくさんの補助をしているという形の中で、今年度、さらに予算を組むという形で、ある一定度の考えを示してきているということですが、今回の議会だよりにちょっと載っておりませんでした、3月議会中に三宮議員の御質問の中で住宅リフォーム制度について県内3つの自治体を調査し、今後、検討していくという形でお話をいただいておりますが、現在どのようになっていますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

3月時点で私どもが把握していました県内の住宅リフォーム実施団体は、蒲郡市、江南市、設楽町の3自治体でしたけれども、その後、東栄町も実施していたことがわかりましたので、4自治体が23年度で実施したということです。

各市町村の補助の概要ですけれども、蒲郡市は10万円以上の工事で工事費の10%、上限20万円の補助額、江南市は10万円以上の工事で工事費の20%、上限20万円の補助額、設楽町は20万円以上の工事で工事費の20%、上限10万円の補助額、東栄町は10万円以上の工事で工事費の20%、上限10万円の補助額となっていました。

対象工事は、各市町村、おおむね老朽化などによる住宅の修繕工事、フローリング、壁紙の張りかえ、外壁の塗りかえ工事、浴室、トイレなどの改修工事ということになっております。

また、本年度、24年度の住宅リフォームの助成制度をとということで県内の状況をまた5月に調査しました。今年度実施しているのが、江南市、岩倉市、設楽町、東栄町、豊根村の5自治体となっております。蒲郡市は平成23年度で中止しております。

補助の概要ですけど、自治体まちまちということで、対象工事費は、先ほどもそれぞれ市町村の状況を御説明したんですけれども、10万円以上、また20万円以上、30万円以上、補助率もそれぞれまちまちで、5%、10%、20%、または3分の1、補助限度額は、それぞれまた10万、20万、25万でばらばらという形になっております。

それで、実施している5自治体のうち、4自治体が平成24年度で中止、あるいは中止する予定という形で伺っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 時間も迫ってきたようですが、かいつまんでお話しさせていただきます。

住宅リフォーム制度のよい点は、大がかりな耐震工事とは違って、ちょっと家を直したい、破れた壁やぶよぶよする床などを直したい、水漏れ工事をしたい、公共下水道につなぎたい、そういった方がお金がかかるという形で我慢している、そういった形の人を支援する、そういった制度になっています。

この弥富市を見ますと、こちらの新しい新興地域はまだ建物も新しく、強固なものとなっておりますが、しかし、十四山や栄南地区を見ますと、まだまだたくさんの古い家屋がありまして、その方々は、やはりぜひとも家を直したいと思っている方が多くいらっしゃるかと思います。そして、私、先日、自分のうちの下水の接続をいたしました。この初期費用というのは本当に高額で、負担は大変なんです。ここに市の補助があれば、もっと公共下水道につないでいただくと、そういう方も出てくると思います。

ぜひこういった形は、市民にも喜ばれ、地元の業者さんにも喜ばれ、地域の経済も活性化する、下水の接続率も上がると、まさに一石二鳥、三鳥の制度だと思っておりますが、ぜひ本格導入する方向で御検討いただきたいと思っております。

御質問する予定でございましたが、時間切れとなりましたので、回答のほうは、また委員会のほうで伺いたいと思っておりますし、3項目めに用意しておりました保育所の児童受け入れと空き状況においても厚生文教委員会の中で御質問させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで、暫時休憩をします。再開は11時10分から行います。

~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時11分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いいたします。

11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に孤立死を防ぐための取り組みについてお伺いをいたします。

だれにも知られずに亡くなる孤立死が改めて社会問題化し、ことしになってからも報道が相次いでいます。1月には北海道釧路市で72歳の妻が病死后に84歳の夫が凍死をし、2月に

は、さいたま市で60歳代の夫婦と30歳代の息子が3人とも餓死した状態で発見されるという痛ましいニュースも記憶に新しいところです。また、3月には95歳の認知症の母とその娘が死後1カ月の状態で発見をされたり、東京足立区では高齢の男女の遺体が発見されるなど、相次ぐ中、福島県では旧避難準備地区で死後二、三週間たったと思われる69歳の母親と47歳の長男が遺体で見つかり、また埼玉県入間市の民家では、応答がないのを不審に思った乳酸飲料の女性配達員の通報により、孤立死する可能性があった精神疾患の男性が助け出されましたが、その男性の世話をしていた母親は、死後10日ほどたっている状態で発見をされています。

このように、昨年末から相次いで発覚した複数人世帯の孤立死では、世話をする家族が病死した後、支えを失った高齢者や障害者が息絶えるパターンが目立ちます。

孤立死は、従来、独居老人と結びつけられがちでしたが、高齢化が進む中、複数の人が亡くなるケースもふえる可能性があり、老老介護の家族や障害を抱える世帯など、社会とのつながりを失った家族が共倒れをするというケースであります。

厚労省の発表で2010年の国民生活基礎調査によりますと、65歳以上の人がいる世帯は全世界帯の42.6%で、うち夫婦のみの家庭は29.9%、単独世帯は24.2%と、高齢者だけの世帯が半数を超えております。

ことしに入って弥富市内でも、ひとり暮らしの高齢者が自宅で倒れているところをお弁当の配達サービスをする女性配達員の通報で助け出されています。女性が担当する配達地区だけでもこの半年で2件、それぞれ男女の高齢者が発見されたことを伺いました。

こうした接点を考えますと、お弁当の宅配サービスのみならず、電気、ガス、水道、郵便や新聞、乳飲料の配達などの事業者と連携をして、高齢者を見回るネットワークの構築を進めることも大事であるかと思えます。

国や各自治体では、これまで高齢者のひとり暮らしの孤立死を防ぐ安心生活創造事業の取り組みを続けてきておりますが、今後、取り組みへのさらなる強化、また充実をしていく必要があると考えます。

そこで、初めにお尋ねをいたします。本市における高齢者世帯、また単独世帯の現状をお聞かせいただけますでしょうか。

議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、炭竈議員の御質問にお答えいたします。

現在、弥富市における高齢者世帯でございますが、今年度、24年4月1日現在のデータでございますが、高齢者のみ世帯におきましては、世帯数が1,527世帯、人数は3,110人です。ひとり暮らしの高齢者の世帯は、1,282世帯となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） それでは、孤立死を防ぐ、この厚労省の打ち出しであります安心生活創造事業に向けては、本市としてはどのようにお考えになりますでしょうか。また、その取り組みについてお尋ねいたします。

議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、お答えいたします。

安心生活創造事業につきましては、愛知県では平成21年度に高浜市がモデル地区として実施しています。その取り組みは、1つとして支援を必要とする人々とそのニーズを把握すること、2番目として支援を必要とする人々が漏れなくカバーされる体制をつくること、3番目としてそれを支える安定的な自主財源に取り組むこと、こういうことで始まったものでございます。

弥富市はこの安心生活創造事業としては実施しておりませんが、高齢者世帯や重度の障害者世帯及び高齢者と重度の障害者世帯を対象とした給食サービス、これは登録でございますが、この6月6日現在では248人が登録されてみえますが、給食サービスを行って、その方々の見守りを兼ねて実施しております。

給食を配達するときは、できるだけ手渡しで行うようにしております。何か高齢者の方々に異変があれば、消防署、市役所等に連絡していただきたいと考えております。

改めて給食サービスの事業者の方々には、このようなことでお願いしたいと考えております。

また、民生児童委員さんの皆さんの御協力により、ひとり暮らしの高齢者の方々を対象としたふれあい昼食会を年3回実施し、平成23年度の実績は、673人の方が参加されました。

そのほか6月は、ひとり暮らしの高齢者の方々を対象とした高齢者福祉票といいまして、実態調査を実施しております。民生児童委員の方々の御協力によるものですが、今後も地域の方々の御協力を得ながら、高齢者のみの世帯の方、ひとり暮らしの高齢者の方の見守りを行っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈ふく代議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

それでは、続きまして障害をお持ちの家族を支える取り組みについてお尋ねをさせていただきます。

ことし、札幌市で42歳の姉の病死後に知的障害の妹が凍死で亡くなるという事件がございました。また、東京では母親と知的障害の次男が死後一、二カ月後に発見されたりと、今回は障害のある子供らを支える家族の孤立死を防ぐ重要性が改めて浮き彫りになりました。障害のある人を家族だけで支えるのは本当に難しく、福祉のネットワークの中で療育できるた

めにどのような支援が必要なのか、具体的な取り組みも急務であると考えます。

そこで、お尋ねをいたします。我が市の障害をお持ちの家族を支える取り組みについては、どのような対策で取り組みをされておられるのか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 議員の御質問にお答えをさせていただきます。

障害をお持ちの方がお見えになる家族を支える取り組みについての御質問でございますが、現在、弥富市には障害をお持ちの方は1,796人お見えになりまして、そのお一人お一人、障害の程度、環境が違います。

市では、ことし3月に「弥富市障がい者計画・第3期弥富市障がい福祉計画」、これは平成24年度から26年度までの3年間の計画でございます。この計画を策定いたしました。「認め合い、支え合い、すべての住民がいきいきと生涯をおくれるまち・弥富」の実現を基本理念、福祉サービスの充実と相談体制の整備による地域生活の継続促進を基本目標とし、障害をお持ちの方が住みなれた地域で安心して自立した生活を送っていくため、障害をお持ちの方やその家族が適切なサービスが利用できるよう、身近なところで適切かつ総合的な相談体制を確保するため、相談支援体制の強化を施策に掲げております。

具体的な取り組みといたしまして、障害をお持ちの方御本人や家族、関係機関からサービスの利用関係や障害の病状の理解などの相談が増加しておりますので、障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が行われるよう、相談支援事業を弥富市社会福祉協議会や市内にございます愛厚弥富の里等に委託をしており、相談支援事業の職員による訪問や電話、同行、または来所等で支援を行い、障害をお持ちの方々の不安が少しでも解消し、安心して生活ができるよう支援を行っておりますので御利用していただければと思います。

また、市では心身障害者父母の会の皆様と市長との懇談会を年1回開催し、皆様から要望等をお聞きするなど、意見交換を行っております。その中におきましても、自分たちが死んだ後、子供たちはどうやって生きていけばいいのか、親亡き後の子供の生活の悩み、不安を口にされ、心配をしていらっしゃる。そのようなケースが発生した場合には、関係機関が協議をし、その人の暮らしに合った支援、尊厳を保ったその人らしい生き方ができるよう、生活支援や施設入所支援、共同生活援助等を行っていくこととなります。

県におきましては、親が亡くなった後の障害児の救済制度として、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡、または重度障害者になったとき、障害者に終身一定額の年金を給付する心身障害者扶養共済制度がございます。皆様に参加をいただいております。

高齢者と障害者の家族の支援につきましては、行政だけでは限界がございます。障害者の支援でかかわっておみえの福祉関係者、民生委員や自治会の皆様にも日ごろのかかわりの中

で気にとめていただきたいと思います。

また、近年、住民相互のつながりが希薄化しておりますが、隣近所による見守りや支援、助け合いは欠かせません。今後とも、障害をお持ちの方や高齢者など生活弱者と言われる方々が地域で安心して暮らしていただけるよう取り組んでまいりますので、皆様の御協力をお願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈ふく代議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

先に弥富市における高齢者のみの世帯と、それからおひとり暮らしの高齢者とで、合わせまして2,809世帯ですね。また、障害をお持ちの方は1,796名ということで御答弁をいただきました。その御家族もそうでございますけれども、先ほどよりお話をいただきました、日ごろのかかわりなどで一番お世話になる民生委員の皆様方の活動にも限りがあると思います。もちろん、同様に行政だけでも支援の限界があるかとは思いますが。課長より市や県でのさまざまな支援の取り組みについて御答弁をいただいたところでございますけれども、どうか今後も地域の皆さんと行政が一体となって見守り体制を充実していただきたいと思います。

こうした思いの中で、次に地域力の向上についてお尋ねをいたします。

自治会や町内会など地域住民による安否確認や、消防、警察、ごみ収集での訪問確認、また緊急通報体制の整備を進める自治体もあります。しかし、問題は、高齢者の中に支援を望まず、みずから孤立する人々も少なくないということです。若いころから地域と積極的に交流がない人や、支援を拒否する人もいらっしゃいます。

また、個人情報保護法への過剰反応や、プライバシーの壁によって自治体などから必要な情報が提供されない問題も指摘をされております。

内閣府の平成23年度版高齢者白書によりますと、高齢者をめぐる社会関係の中で困ったときに頼れる人はいますかという調査で日本の場合、友人も近所の人もいるという方は17から18%と少なく、友人が多いというアメリカでは45%、友人も近所の人も多いというドイツでは41%と、それとは対照的に日本の高齢者の社会的つながりは大変弱いことがわかります。

一方、同じく内閣府の2010年高齢者の地域によるライフスタイルに関する調査では、60歳以上の回答者で高齢者世帯の手助けをしてもよいと答えた人は8割を超えているとあります。こうした熱意を現実の活動に生かす工夫が地域には求められているのではないのでしょうか。

また、現在、あま市では住民のニーズに合わせたサポートづくりのために、生活介護サポート養育講座が定期的開催をされているそうでございます。高齢者世帯や障害者のいる家族世帯などのニーズに合わせて、見守りや声かけなら私にもできるわという人も少なくないと言われております。本市もこうした取り組みをされてはいかがでしょうか。

また、高齢者の生活に一番近いところにあるのが町内会だと思います。高齢者の暮らしに

かかわる多様な接点を見つけて、それを広げていく活動の取り組みが必要になってくるのではないかと考えます。

そこで、弱りがちな地域力向上への取り組みとして、本市のお考え、また具体策があればお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） お答えいたします。

地域力とは、地域の方々支援を必要とするの方々に対しての見守り力だと考えます。平成23年度におきましては、地域包括支援センターが生活・介護支援サポーター養成研修ということで実施したものでございますけれども、参加者は少なかったようです。これをまた続けていきたいと考えておりますが、本年度は少し観点が違うかもしれませんが、自殺予防としての対策として、自殺を考えたり悩んでいる方への相談などができる方を養成するため、健康推進課がゲートキーパー養成研修を民生委員の方や市役所の職員を対象に、11月に実施する計画です。

さらに、外出時に体調が悪くなったときに救急隊員の方や御近所の方が応急処置等に役立てていただくため、病歴や連絡先を明記した「安心安全カード」を福寿会の会員の方や障害のある方にまずもって配付し、市役所の窓口でも備えつけさせていただきたいと思います。これにつきましては7月に実施したいと考えておりますが、また今回の補正予算でもお願いしております地域支え合い地図情報作成委託料を計上いたしまして、要援護者の所在情報を地図データとしての確に把握して、今後の施策展開に役立てていきたいと考えております。

今後は、民生委員さんを初めとして、地域で介護・福祉にかかわっていただける方々の育成を進めていく必要があるかと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈ふく代議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

さまざまな面から取り組みに大変御尽力をいただいていることがわかり、安心をいたしました。地域力は見守り力という御答弁もいただきました。

また、あま市で行っているという生活・介護支援サポーターの養成研修が23年度では弥富市で行われ、人数は少なかったという御答弁をいただきましたけれども、今後は、こうした取り組みに対して市民の皆さんにより協力を求める意味においても大いにPRをしていただきたいなということを思いましたので、よろしく願いいたします。

個人化社会では家族や地域のきずなは、ともすれば弱くなりがちです。しかし、個人の安心・安全は、家族や地域力を復活させてこそ可能になるかと思えます。自然体が意識を共有し合い、地域力や市民の連帯感を強めていくための取り組みをしっかりとやっていただくことをお願いし、また大いに期待を申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

2点目に、市内小・中学校の交通安全対策についてお伺いをいたします。

愛知県では交通事故の抑止及び交通事故数全国ワースト1位の返上に向けて、全県を挙げて各種の交通安全施策が推進されておるところでございますが、依然として交通死亡事故が多発しており、5月末現在の交通事故死による死者数は92人と、非常に憂慮すべき事態となっております。

また、昨今、登下校における事故も多発しており、県内では、昨年、登下校中に交通事故に遭ってけがをした小学生は82人に上り、ことしも4月末までに28人がけがをしています。また、個人で通学をする中学生の場合は、昨年は死者が1人、負傷者は204人と発表がされておりました。

全国においても、ことし4月23日、京都府亀岡市で集団登校中の児童ら10人が軽乗用車にはねられ死傷した事故が起きました。亡くなられた3人のうち、2人は幼い学童であり、もう1人は2週間ほど前に入学した長女の登校に付き添い、事故に巻き込まれて亡くなった若いお母さんが妊娠中だったことが一層悲しみと衝撃を誘いました。

また、千葉県館山市でも4月27日の朝、遠方の学校に通うため停留所で路線バスを待っていた子供たちに軽乗用車が突っ込み、小学1年生の男の子が亡くなりました。

さらに、県内でも岡崎市で4月27日の朝、県道交差点で集団登校中、横断歩道を渡っていた小学校3年の女の子、また5年の男の子が軽ワンボックス車にはねられてけがをしました。2人が通う小学校では、前日に教員が下校に付き添い、全通学路を点検したばかりだといえます。

集団登校は、このように事故に遭うと被害者が多数に及ぶ懸念もあり、保護者の不安も広がる中、子供たちが登下校中に悲惨な事故に遭わないよう、各学校ではさまざまな対策がとられております。

そこで、初めにお伺いをいたします。弥富市内の小・中学校の通学途中における事故の実態について教えていただけますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） それでは、炭竈議員の市内の小・中学校の通学途上の交通事故件数について答弁させていただきます。

23年度でございますけど、小学校につきましては2件でございます。中学校につきましては、4件でございます。幸い、いずれもすり傷、打撲等の軽傷でございました。

24年度につきましては、小学校につきましてはゼロ件、中学校については2件でございます。この2件につきましても打撲等でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。



今、国も通学路における危険箇所早期点検をと打ち出されている中でございますが、ただいま23年度は小学校が2件、それから中学校が4件、また24年度に入りまして中学校が2件ということでございますけれども、このように事故が起きた場合、学校側、また教育委員会などは事故現場の実地検証はされておりますでしょうか、教えてください。

議長（佐藤高君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 過去の事故現場の検証については行っておりませんが、議員も御存じかと思いますが、各学校におきましては、学期の最初に通学路の地図を教育委員会のほうに出していただきます。そのときに保護者、教職員が歩きまして、危険な場所につきましては、その都度点検をしております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 御答弁をいただきました。新年度に入りますと、教員、保護者、PTAなどで通学路点検がされているかと思えますけれども、こうした登下校中での多発事故を受け、ハード面から安全対策への取り組みをしている自治体が多くあります。例えば、信号機の設置やガードレールの設置、また片道1車線になった道路のセンターラインをなくして運転手が速度を出しにくいようにしたり、人が歩く路側帯を拡幅したり、またカラー舗装などを施すなど、こうしたハード面でのさまざまな対策がなされております。

そこで、本市における安全対策へのお考え、また今なされている取り組み、そしてさらには今後の計画についてお伺いをいたします。

議長（佐藤高君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 小・中学校の本市のこれまでの取り組みでございますけど、弥富北中学校の北側市道の拡幅整備、白鳥小学校の東側の市道歩道の改修整備、十四山西部小学校北側の市道の拡幅整備、こういった通学路の安全対策を進めてまいりました。

今後につきましては、弥富北中学校の北側市道、中央幹線1号及び鎌島33号線の一部の交通安全施設の整備事業を計画しております。

それと、あと5月30日に文科省、国土交通省並びに警察庁の3省合同で通学路の点検整備についての文書が参っております。8月末をめどに危険点検箇所を回答するように文書が参っておりますので、現在、こちらの点検等を進めておる段階でございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） さまざまな対策を考えてくださり、前向きな取り組みへの御答弁をいただきました。どうか安全確保のために、さらなる推進、取り組みをお願い申し上げます。

また、同じくハード面の安全対策から信号機の設置について1点お尋ねをいたします。

以前より保護者の方々から求められているのが、弥富北中学校の東側の信号機には歩行者専用の信号機が設置されておりません。信号の見方に迷われたりする生徒さんたちもいて、非常に危険な思いをされていることから、歩行者専用信号機を早急に設置をしていただきたいと思いますが、この点について御答弁をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 弥富北中学校の東側信号交差点の歩行者専用信号機の設置の要望につきましては、以前も聞いておりまして、蟹江警察署のほうに要望書を提出しておりますが、まだ実現をしておりません。引き続き要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。どうか子供たちの安全を最優先に考えていただき、早急に設置をしていただくように、さらなる要望をしていただきまして、よろしくお願い申し上げます。

次いで集団登校の見守り体制について、通学路の見直しなども含めましてお伺いをいたします。

本市も集団登校を見守る保護者の増員であったりとか、また通学路に立つ保護者は、例えば黄色のベストを着用するなどといった周囲にも本当に目立ちやすい服装にしてはどうか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 集団登校は、現在、PTAの方とか、いろんなスクールガードの方に登下校については協力をいただいております。横断歩道の旗とか、スクールガードの方についてはベスト等を配付しておりますので、今後につきましても、引き続き計画的に準備をして配付したいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） どうかよろしくをお願いいたします。

また、重なる集団登校中での事故後、通学路の見直しをするところもふえてきております。例えば、子供たちには遠回りをしてでも信号を渡るコースにしたり、また車が通れない道に通学路を変更したところとか、こうしたソフト面での安全対策について本市のお考え、また取り組みがございましたらお聞かせ願えますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 通学路の見直しにつきましては、現在、最も安全な道路をPTAの方とかと協議して通学路として指定しておると考えおりますが、再度安

全等を確認しまして、見直す箇所がございましたら通学路を変更してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈ふく代議員。

11番（炭竈ふく代君） どうぞよろしくお願いいたします。

また、通学路の安全対策の観点からお尋ねをいたします。

我が子の通学路の知るに、ほとんどの母親は詳しくわかっていても、父親は通学路の詳しくを知らない人のほうが多いのではないのでしょうか。といいますのも、先日、自転車で登校中に事故に遭い、けがをした中学生の父親から、僕がもっと子供の通学路をちゃんと知っていたら、運転をする側の目線で危険な箇所を子供に伝え注意してやれたのにと、事故後に悔しい思いを話してくださいました。

そこで、例えば通学路の安全マップなどを利用して、我が子の通学路を親子、また家族で確認し合い、危険な場所や注意すべき点、また通学路に変更が必要な場合などを家族、親子で話し合い、事故防止を個々に認識することが大切であるかと思いますが、市内の小・中学校においてもこうした取り組みをされてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 通学路につきましては、標示につきましては、議員も御存じのように、各通学路のほうに「通学路徐行」という標識がございます。それと、あと保護者の方への通学路の、特に父親の関係でございますけど、両親学級等で学校へ来ていただくことがございますので、そういった機会に各家庭で通学路についてお互いに家族で話し合っただけであれば幸いかと思っております。

安全マップにつきましては、小学校については学区全体のものを作成しておる学校がございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） そうしますと、その安全マップ、確認できるものを各家庭に持ち帰って、私はこういう通路で通っているんだわというような話し合いができるものというのは家庭に持ち帰ることができないものなんでしょうか。

議長（佐藤高清君） 学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 学校でつくっておりますのはかなり大きなものでございますので、それを個々の家庭というふうにはなかなかちょっとまいりませんが、先ほど申しました通学路のA4判等で縮小したものは教育委員会にございますので、そういったものを御希望のある方につきましては、配付については考えたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。御希望のある方ということでもございましたけれども、やはり事故が起きてからではあれですので、できる限り、小・中学校における家族との話し合いのそういう安全マップをお配りできるような体制をしていただきたいと思います。

子供たちのとうい命を守るために、ハード・ソフトの両面からやれることはすべてやるのが肝要でございます。児童がルールを守って歩いている、車が突っ込んできたらどうしようもないという問題が根底にはございます。危険箇所や道路標識、さらには通学時間帯の指導や取り締まりを強化するために、地元や警察と連携をし、被害を最小限に食いとめる施策の実施をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高君） 次に三浦義光議員、お願いします。

8番（三浦義光君） 8番 三浦義光でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

初めての一般質問でございます。多分に無礼でございますが、大目に見ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回の内容といたしましては、弥富市の農業の将来像について、耕作放棄地、人・農地プラン、集落営農の3点について質問させていただきます。

まず、弥富市における耕作放棄地、遊休農地の状況でございます。

4月11日、中日新聞尾張版に、清洲市で耕作されていない田畑の貸し借りを促す農地バンク制度が始まったという記事が掲載されておりました。遊休農地の解消を目指し、農地の持ち主と意欲のある就農者のお見合いを仲介するという取り組みで、尾張地方では珍しいということでした。

この記事では、所有者が管理しない耕作放棄地には草木が生い茂り、廃材や解体されたテレビが転がっていて、清洲市の担当者は、耕作が放棄されるとごみが捨てられ、周囲に草木も生えやすくなる。市がすべて片づけるのは不可能で、農地として管理してもらうほかに解決策はないということに頭を悩ませているということです。

この清洲市の農地バンク制度は、市や農業委員会、農協などでつくる対策協議会が運営し、農用地を貸したい地主と借りたい農家や企業が登録し、互いの希望条件に合う相手を探して仲介しているそうです。清洲市内には113ヘクタールの宅地に転用が難しい農用地があり、うち2割近くが耕作されていないとされ、農家の後継者不足で高齢化が進んだことで拍車をかけているということだそうです。

弥富市では平成23年12月時点で農業振興地域内の農用地が1,590ヘクタールあり、清洲市と比べ物にならない農地が存在しております。弥富市における耕作放棄地の状況はどのよ

うになっておりますか、お尋ねします。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

弥富市における耕作放棄地の状況はという御質問でございますが、農地法の規定によりまして農業委員会が毎年農地の利用状況調査を実施することになっておりますので、農業委員さんによる農地パトロールにより状況の把握をさせていただいております。

そこで、適切に管理されていない農地については草刈り等の指導をしております、平成23年度は34件、面積にして約5.5ヘクタール通知しております。以上です。

議長（佐藤高清君） 三浦義光議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

また、農地バンク制度は農業の将来に向けてよい制度とは思いますが、弥富市ではバンク制度に取り組むつもりはございますか。耕作放棄地の広がりを防ぐ対策とあわせてお答えください。お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 農地バンク制度でございますけれども、市といたしましては今のところ考えておりませんが、遊休農地や農作物が作付されていない、いわゆる不耕作地につきましては、今後も農地利用集積円滑化団体でありますJAと連携をとりまして利用権設定を促進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 三浦義光議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。今後も弥富市の農業のためにも耕作放棄地が広がらないよう、指導のほど、よろしくお願いいたします。

次に、農林水産省が提案している人・農地プラン（地域農業マスタープラン）について質問させていただきます。

先ほど来の説明で弥富市ではまだまだ問題ではないですけれども、愛知県で見ますと、2010年、世界農林業センサスの農業就業人口の平均年齢は64.8歳、耕作放棄地面積は8,378ヘクタールになると言われております。10年後には、このままだと農家の平均年齢は75歳以上になるおそれもあります。農業の存続、発展に大きく影響することとなり、新規就農者を早急に確保するには無理があり、問題解決は非常に困難であります。

そこで、農林水産省は、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）を作成し、後継者や農地利用にかかわる課題を個々の農家だけではなく地域全体で解決していこうと、平成28年度までの5年間で可能な策を見出そうとしております。弥富市としては、この施策に対してどのように取り組むお考えですか。また、検討が始まっているのであれば進捗状況をお聞かせください。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

人・農地プランでございますが、これは農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題を集落、地域で話し合っ解決していこうという趣旨のもので、プランにつきましては、集落の意見をもとに市町村が策定するものでございます。

この人・農地プランの位置づけによりまして、幾つかの支援が受けられることとなります。支援の内容でございますけれども、1つ目に新たに農業経営を開始する方に対して青年就農交付金、2つ目に中心となる経営体に農地を提供する農業者に対して農地集積協力金、3つ目に、認定農業者が借り入れられるスーパーL資金の5年間無利子化といった支援が受けられます。

この人・農地プランの策定の今後の予定でございますが、7月に説明会及び農業者への意向調査を行いまして、これをもとにプランの原案を作成し、検討会で審議していただき、9月末をめどに策定したいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。まだまだこれから検討、審議していくとのことですが、難しいプランです。集落、自治会での話し合いを含め農業者への理解には時間が必要だと思います。しかしながら、弥富市の農業の将来にかかわるプランです。次回、また機会を見つけ進捗状況をお聞かせください。

最後に集落営農についてですが、人・農地プランの中身でも触れている事業です。しかしながら、あえて集落営農単体で質問させていただきます。

先ほど来申しておりますが、農業者の高齢化、担い手不足が進んでいます。地域の農業、農村を維持し、発展させていくため、国の支援で集落営農が進められております。

今年度、私はたまたま集落の支部長を務めておりまして、この制度の取り組みに深くかかわっております。集落として33%の転作もクリアしておりますし、米の所得補償交付金に加入する際にも、共済資格団体として加入することにより、交付対象面積は組織全体の主食用の作付面積から10アール控除したものとなります。これは、個人それぞれが10アール控除されるより交付金が多く給付されるメリットがございます。しかしながら、農家さん、個々さまざまな考えがございます。経営形態もそれぞれ違います。一つになるには非常に時間がかかりました。米の所得補償金をもらうだけの理由では皆さんに納得していただけませんでした。集落営農に対するそのほかのメリットがあればお聞かせください。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 集落営農の戸別所得補償制度以外のメリットはという御質問でございますが、現在、弥富市には鮫ヶ地地区と下之割地区の2地区で集落営農の取り組みをし

ていただいております。戸別所得補償制度上の集落営農の加入要件としては2つございまして、1つは複数の農家で構成され、規約及び代表者を定めること、2つ目に共同販売経理を行っていること、この2つの要件で加入できまして、戸別所得補償の10アール控除の特例が受けられ、農家1戸当たりの所得が増大することになりますので大きなメリットだと思っております。

この集落営農をさらに発展させまして法人化すると、各種補助金を受けられたり、税制上のメリットもあります。また、農地の権利を取得することができるようになりますので、より安定的な農地の利用が可能となります。

集落営農につきましては、先ほどの御質問にもありました耕作放棄地対策、人・農地プランの策定に当たっても非常に重要な取り組みだと考えておりますので、市といたしましても、JAと協力し、普及・推進に努めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（佐藤高清君） 三浦義光議員。

8番（三浦義光君） 耕作放棄地対策、人・農地プラン策定、集落営農の取り組みと、これらは弥富市の農業の将来につながる一連に施策だと思います。環太平洋経済連携協定、いわゆるTPP交渉参加もささやかれている昨今ですが、現在の体制では、とても日本農業は太刀打ちできません。現状のままでは交渉参加は反対と言わざるを得ません。弥富市は、JAと協力して、より強固な農業を目指して施策に取り組んでいただきたいと思います。また、優秀な農業経営者も多くおられます。そういった方々との協議も納得のいくまで行っていただいて、弥富市の重要な産業である農業の将来が明るいものであるようお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は12時50分、御協力をお願いします。

~~~~~  
午前11時59分 休憩

午後0時50分 再開  
~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） では、地震対策についてお伺いいたします。

テレビ・新聞等で報道されています南海地震が30年以内にやってくるという話を聞いております。このことにつきましては、先回も救命胴衣についても市側にどうだという話をいたしました。そのときに、最近になってから、飛鳥がこのように配布するというふうであり

ました。私が一番この救命胴衣が大事ということは、今、東日本大震災に対してはセシウムとか何とかとか、瓦れきとか言っておるけれども、実際に3,018人ですが、不明者がおります。本当に悲しい気持ちです。一日も早くこの人たちの対策の費用をつくって、そしてやっていただきたい。市長も弥富市から、県・国の市長会もあるので、そういうところでも発言をしてやっていただく。瓦れきの問題、処理はしないかんですけれども、それよりもそういう方がまだ土の下とかいろんなところに、いつその供養をしていただけるかわからん、こういうふうになる。だから、私が救命胴衣というのは、必ずやれば、大体80%近くはまず助かると思う。

伊勢湾台風が昭和34年9月26日、このときにありましたけれども、私の近所の人も亡くなりました。でも、当時はやっぱり木造だったからね、木につかまったり、いろんなことで不明まではたしかなかったと思いますけれども、やっぱりこういうふうでね。今は、こういう鉄筋とか、いろんなものがある、そういう中で今の不明というのが出ておると思いますけれども、津波もある。

それから市長が言われるように、各スーパーや、それから公共施設は当然ですけれども、ここの中で駐車場なんか避難をするようにという話も言われました。ポーリング調査はやってあるのか。

それからマンション、こういうところでも避難場所として指定されておるけれども、ほとんどのところが電子ロックで入れん。なぜかという、私のところはガス屋ですからいろんなところへ行きますけれども、これはお客さんとアポをとったり、また管理会社とアポをとらないと電子ロックがあかない。すぐ隣に高層ビルがあっても、まずそこへは避難ができない、こういうことが出てくる。だから、やっぱりこれは早く、どういうふうになっておるのか、今の駐車場について。

それから、この間は5月31日ですか、副市長が浦安、ここに対しては弥富とほぼ同じような地盤で液状化という話を聞いてから、もう2週間ぐらいたっておるわけね、たっておって、市長はそのポーリングという考えはあるのかないのか。電子ロックでそのところに入れるようになっておるのか、なっていないのか。まず、この3点をお伺いしたい。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お尋ねの件でございます。まず、駐車場等のポーリング調査をというお話でございます。現在、津波・高潮の1次避難場所という形に指定させていただいているところにつきましては、昭和50年以降の、いわゆる耐震のものがクリアされているところを指定させていただいておりますので、現在、その駐車場といいますのはパディーになるかと思っておりますけど、そちらについては基準を満たしているというふうに考えております。

それから、最初の質問の救命胴衣の関係でございますけれども、こちらのほうは3月議会



でお答えしたとおりのお答えに、またなってしまいます。議員御指摘のように、飛島村のほうでは保育所、小学校、中学生、これは学校、保育所等に設置するということでございますけれども、そちらのほうで全員分の救命胴衣の設置を考えたということでございますけれども、現在、弥富市におきましては、ことしにつきましては栄南保育所のほうに設置するということでございます。今後、他の保育所等、幼児の通うところ、そういったところから配備を考えていきたいと思っております。また、財政状況をかんがみながら、高齢者の集まる施設の配備も今後の検討課題になるかと思っております。

また、一般の家庭につきましては、やはり自分の命は自分で守っていただくといったことの考えから、個人で購入を現段階ではお願いしたいということをお思っております。

それから、最後にオートロックの関係でございます。現実に議員も御苦労されていらっしゃるようでございますけれども、消防署のほうに確認いたしました。例えば、救急とか火災報知機が鳴った場合にオートロックならどうするのかというのを問い合わせました。その場合なんですけれども、インターホンで各家庭、これはその家庭だけじゃないんですけれども、いろんなところをお願いして呼びかけるそうです。救急がありますからオートロックを解除してくださいという形をお願いするそうです。それで、ほぼ100%解除していただけるということをお聞いております。

実際に津波等になった場合ですね、津波が来るのであけてくださいということ、これは市のほうと協定を結んでいるところの家庭につきましては、そういったことの周知を徹底して、オートロックの解除を御協力を願うといったことで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤高次君） 大原議員。

18番（大原 功君） あんた、救命胴衣を学校に置いたって、家庭に帰っておるでしょう、うちに。子供さん、そうしたら、何だ学校まで取りに行くのか、もう一遍説明。

議長（佐藤高次君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 今の取り組みにつきましては、飛島の取り組みを申し上げさせていただいたものでございまして、弥富市の考え方ということではございませんので御理解願いたいと思っております。

議長（佐藤高次君） 大原議員。

18番（大原 功君） あなたに言うけれども、これ市長、平成20年、ここに書いてありますけれども、自治体の自己決定、自己責任に対して厳しくなる時代であり、市民の情報、市民参加、市民のために行政を一層邁進すると書いてある、これは何の意味なんだ。そうでしょう。こういうことを書いておいて、それから平成24年、これにはいま一度原点に戻ると、これは一体どういうふうなの。

ただ、きずなの中でも、市長もよく言われるけれども、きずなというのは人をちょうらかしたり、だましたりするのもきずななんだ、それから人を育てるのもきずな。やっぱり今のここに書いてあるようなことをやらないから、私は市長のこの6年間、個人なりにチェックをさせていただいた。市長、ここにありますけれども、これ平成19年1月の選挙で立候補されたときには各家庭に応援者と一緒に、必ず市民のために、若いから私にやらせてくださいと、高齢者の候補者じゃなくて私にやらせてくださいということを行いながら各家庭に行かれた。そして、その中には、税金を一円も無駄に使わない、今の各団体とも距離を置く、調整区域を市街化にする、それから土地改良を解散させるということここをうたっておるわけね。そういうのがあって、今ここへ来て、そういう調整区域を市街化にすれば、もっと人がよく住み、住めばお互いに安全、防犯、いろんなものに役立つ。私が今言うように、救命胴衣というのは本当に必要だと思います。

それと、ここにこういうのが来ています。これね、市長、ここに写真がついておるものだから、これはだれのうちだといったら、議員さんのうちだからよくわかりますけれども、この方の子供さんは社会教育におるんだ、子供の安心・安全を守る、あるいは通学路を守る。こういうところにおるお母さんが10年以上、駐車禁止の路上にさせておる。これは道路交通法の今の条例にあるけれども、これは何条にありますか、総務部長でもいいから。

議長（佐藤高君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 大原議員の言われるのは、道路交通法というのは公安の関係なんです、市の条例の意味合いで言ってみえと思うんですが、路上駐車の関係ですか。

18番（大原 功君） 路上駐車場の駐車をちょっと。

総務部長（伊藤敏之君） これは今の公安委員会が定めた、そういう条例に基づいて違法駐車とか、そういうことが定められておると私は認識しておりますが、ちょっと詳しいことまで、申しわけございません。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） 公安委員会が認めたら、これ処罰の対象になるのかな、恐らく。これは市の条例だから、そこまではならんかもわからんけれども、公安委員会が認めると、これは罰則になるんだけど、この辺のところどうだ。公安委員会がやったのか、これは市が条例で定めただけのものか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

救命胴衣の点からお話をさせていただきたいわけでございますけれども、本年は栄南学区の栄南保育所に設置をさせていただき、順次拡大をしていこうというふうに思っているところでございます。

飛島さんはすべての保育所、あるいは小・中学校に対して学校に備えつけて、全部で655着の救命胴衣を用意されるわけでございます。ある意味では私どもも同じ環境にあるわけでございますので、そういった形の中においては他の保育所を中心に、あるいは福寿会とか、お年寄りがお集まりの場所等に少しスピードをもって対応していかなきゃならないかなあというふうに思っておるところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、災害協定におきまして、スーパーであるとか、私どもとしてはさまざまな形で協力を民間のほうにさせていただいております。これにつきましては、再度確認をしながら、その災害協定にのった形で利用させていただきたいというふうに思っておるところでございます。

それから駐車違反等の問題につきましては、今、初めて私としては知るところでございますけれども、道交法の違反の問題があれば、それは自己責任であろうというふうに思っております。みずからが律していただいて、それなりの対応をしていくのが当然であろうというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 大原議員の多分御指摘の件につきましては、市の条例ということで事前に情報があつたことございまして、この弥富市の違法駐車等の防止に関する条例の件だと思います。これにつきましては、ここで言うおる定義は、自転車等、これは自転車と原動機付自転車に限って市におけます駐輪の禁止区域を求めまして、それに対する違法駐車等の管理、また罰則についての管理を定めた条例でございますので、先ほど言われました議員の普通自動車については防止に関する条例ではちょっとございませんので、それだけ申し上げておきます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） どっちにしても、これだけ地震の発生があるという、例えば東京都なんかだと4年以内に震度7ぐらいの直下地震があるということも聞いております。もし、直下地震が東京で起きた場合は125兆円という、消費税でいうと50%近くの被害になるということも聞いております。この東日本についても27兆円ということも聞いておりますので、やっぱり市長は若いし、市長がなってみんなよかったと市民は思っておるわけだ、私はそう思っておらんけれどもね、まだ。それは、やっぱり馬力がある。どこへでも走っていける。まだ、一番ちょっとあれは、体にちょっと気をつけなあかんのは、今の平成19年にはこれくらいスマートだったけれども、今ちょっと健康優良児になっておりますから、その点を気をつけながらやっていただくということが一番大事だと思うけれども、本当に起きたときに私は一番は、先ほど言ったように不明者を何とかしたい。それには、これ海拔ゼロメートルと

言われるけれども、先回にも言ったように木曾川の尾張大橋、あそここのところは大体水深が4.5メートルから5メートルあります。これは私はモーターボートを持っておりますから、魚探をつけておりますからわかります。ただ、あそこだけが深いのね。あと行くと、前のほうへ上って上のほうへ上ると50センチか、下手すると舟が通れないぐらいになっちゃう。そうなってくると、海から上げる津波というのは、河原がずうっとあれば上ってくるんだと、深ければそれほど上ってこない。だから、名古屋港なんかだと防波堤がありますけれども、防波堤があって防波堤に水が当たったときはそこで三角波が起きるから、津波がある一定でとまることができます。そういうのが今の津波の現象なんですね。だから、三角波に遭うと、船が結局沈没するというのそういうこと。だから、台風が来たときには必ず船は沖合いに出してくださいよと、そうでないと三角波で船が転覆しちゃうよということでやられるわけね。

だから、そういうのを含めて、市長も財政が厳しいと言うけれども、厳しいだけでは人が、人命があってこそ弥富市が発展して、そして地域の貢献にもなる。それをみんな服部彰文市長に期待をしておるわけです。だから、一日も早くこういうのをつけるとかというふうにしていただきたいということと、それからもう1つはシェルターの問題、先ほど言ったように地震でね。今でも昭和60年以前の住宅ね、こういうところに対しては、まだぐり石が土台にあるところがいっぱいある。そうすると、地震で揺れると、市長のところはどうか知らんけど、市長のところもじゃないかなあと思う、ぐり石の上に土台があると思うの。そうなってくると、揺すったりなんかすると、かなりの被害が出ちゃう。だから、その中にシェルターをつかって、例えば家によっては3畳とか6畳のところにシェルターをつかって、いざとなったときにはそこに避難をしていただく。なぜかということ、高齢者が、私を含めて約1万人近くおるわけね。そうすると、高齢者が300メートル歩こうと思ったらえらいことになる。歩ける人は、まず少ない。市長のところのうちでも、あそこから弥富インターへ行こうと思うと、恐らく三、四十分かかるんじゃないかなあと思っている。そのくらいの距離で時間を費やさないと行けないと思う。だから、そういうシェルターをつかって、その中に地震が起きたとき、津波の場合はあれですけど、地震が起きたとき、そういうところにシェルターをつかっていただいて、そしてそういう中に救命胴衣を置いていただいたり、こういうことをする。そして、できたら日本は木材国だから、木材でつくっていただき、そういう水害があったときでも、できたら浮くようにというような考え方は持ってみえるのか持っていないのか、市長。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今回の3・11東日本大震災につきまして、かなり震度があったわけでございますので、多くのうちが崩壊し、その後の津波という形の中でとうとい人命がたくさ

んお亡くなりになったことに対しては、心から御冥福を申し上げます。

私たちが議員おっしゃるとおり、東海・東南海、あるいは南海地震ということが、その3連動、あるいは南海トラフという形の中での4連動、5連動というようなことが近い将来に予測されるわけですので、私どもといたしましても、この3・11の地震から多くのことを教訓として学び、その課題を一つ一つ、市民の皆様の安心・安全ということをしっかりと担保していかなきゃならないという観点に常日ごろ立っているわけですので。

そうした中で、先ほど地震の対策としてシェルターをということですのでございます。以前、私も新聞の記事でこの問題につきましては読ませていただいたところでございますが、地震対策は、さまざまなことをまだやっていかなきゃならないわけございまして、それ以前にやるのがたくさんあるだろうというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、市民の皆様にも自助、自分たちのことは自分です、あるいは共助、地域のことは地域でという形の助け合い、そして我々はたくさんあるわけでございますが、公助という形の中でもいろんな地震対策もしていかなきゃならないというふうに思っておるわけでございます。そうした形で住民の皆様にも御協力していただきながら、地震のとき自分はどう備えていくかということをいま一度お考えいただきたいというふうに思っております。

現段階ではシェルター等につきましては補助金ということについては考えていないところでございまして、今後、勉強の課題とさせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（佐藤高次郎） 大原議員。

18番（大原 功君） 課題としてやっていただくのは30年要るけれども、いつ来るかわかりません。そういうのも含めて、それからきょうなんかだと汗をかくぐらい一般質問をやらなく、暑いけれども、やっぱり太陽光発電についても補助を出してやるということが大事だと思う。これは太陽光発電をつけると、夏場の温度が大体3度ぐらい下がるというふうに聞いております。冬場は5度ぐらい温度が逆に上がるというふうにも聞いておるので、こういうのも含めて、担当とかいろんな問題がある。そういうのを含めて、市長は市民に、やっぱりこの弥富に住んでよかった、住まわせたい、その気持ちがないと、幾ら調整区域を市街化にしたって、とてもじゃないけど、空き地ばっかできちゃう。そういうのを含めて放射能対策やら、弱者を守る、そういう人のためにも救命胴衣を早く皆さんに、配布したってそうかからへん。あれは1個1,100円ぐらいだから、救命胴衣、全部配ったってそれほどかからん。私、魚釣りが好きだから、魚釣りに買って着ておるけど、あれ1,100円ぐらいで買えるんだから、浮けばいいんだからね。そんなこっちにポケット、あっちにポケットがなくても、ポケット1つあれば、あれは笛がついておりますからね。あと、電池を1つぐらい入れ

てしやあええぐら이었다ら、1,000円そこそこで買えます。市が発注しやあ、もっとまけてくれるかもわからん、市長、交渉が上手だから。バイヤーでうまいことやって交渉されておったから、よくわかっておると思います。

こればっか言っておってはいけませんので、地震に対しては、市長の考えかた、そしてシェルター、それから今の救命胴衣を考えていただくということで、私なりに判断をさせていただいたので、市長もそういうふうにやっていただくよう、よろしく願いをいたします。

次に下水について聞きますけれども、下水道課長、国が自治体に下水道法施行、これは何年に義務づけられたか聞きます。

議長（佐藤高清君） 橋村下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

下水道法令の義務づけについてというようなことで、下水道法令につきましては、昭和33年に下水道法が施行されました。これを受けまして、昭和34年に下水道法施行令が制定されております。

議員の御質問の地震に関する改正でございますが、下水道法施行令第5条の4におきまして、排水設備及び処理施設に共通する構造の技術上の基準が規定されております。新潟県の中越地震以降の平成17年に、地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように、地盤の改良、可とう継手等の措置を講ずる、こういうようなことが義務づけがされております。平成17年に義務づけがされたということでございます。

当市におきましては平成15年度より工事をしてしておりますが、兵庫県南部地震、これは平成7年でございますが、これ以降に下水道施設の対策指針が改定されまして、ここでいいます地盤の改良とか可とう継手、こういうような措置を講じて実際に施工しておる、そんなような状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） あなたに、この間、新聞に載っておったやつを見せてあげたから大体わかっておると思いますけれども、そのとおりの答えたわけだからね、いいんだけど、各市町村の管理、県内では下水の施設が29ある。その耐震性については、ここの中の4施設しか今の耐震性にはなっていないというふうに、ここに新聞に、あなたにやったように書いてあるわね。そういうことは、やっぱり公共下水になってくると、結局もっと悪くなるんだね、これ。公共下水につきましては4割で、6割が不足しておる、私どこは公共下水だからね。そうすると、今の下水が整備を完璧に耐震性がなっておらんのに下水工事をどんどんやっていって、今だと初めの下水の見積もりは大体280億前後、私が言ったように、これからこの耐震性、いろんなものをやってくると、耐久性をやってくると、大体500億ぐらいの金額になってきちゃう。こういうのをつけて、実際に今、東日本なんかだと1都10県で620キ

口の距離が液状化されて、まずほとんど使えないということでもありますから、620キロというと、ここから九州の福岡ぐらいまで距離的には行くと思う。これだけの距離の下水が全部使えなくなるということになると、そこには何万軒がありますけれども、こういうふうにあるんだから、こういうのを一遍見直す方法を考えないと、あなたが言うように、この間聞いたら、今のソケットの部分がよくなったというふうになっていますけれども、ソケットがよくなったと言うなら、ガス管は地下60センチ以上を進めなきゃいかん、水道は1メートル、下水は何メートル以下で進めるんですか、配管。

議長（佐藤高清君） 橋村下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 下水道管をどのぐらいの地下に埋設するかというようなことでございますが、道路占用の基準におきまして最低基準が、今議員が言われたように60センチという決まりがございます。それより浅い場合は構造をしっかりとというような基準でございます。基本的には60センチ以下に埋設するというようなことで設計のほうを考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 弥富だと弥富ガスもありゃあ、埋設管をしております。うちも市の仕様をいただいて埋設管もしております。大体60センチそこそこ行きますね。その中に水道管があって、その中に下水管があると全く危険度はあるわけで、そして結局今の、あなたはだんだんジョイントがいいと言っておるけれども、モグラで掘っていくからね。これは耐震性はどうやってやっておるの。

議長（佐藤高清君） 橋村下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 推進工事の耐震性の御質問でございますが、推進工事につきましても同じように、先ほどの継手部分が一般のところより、この弥富市につきましては地盤がよくないということで深く入れるというようなことで、推進工事につきましても、全部一遍に入れるわけじゃございません。2メートルものの管を順番に継ぎ足して送っていくというような方法で工事をしておりますので、そのところで継手部分を長く持つとか、継手部分にゴム輪をつけるとかというようなことで耐震性のほうを確保しておるところでございます。以上です。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） それは引っ張る圧力なのか、上から押さえる重量の圧力にどういふふう耐えておるの。何キロで何圧の圧力によって、その今のジョイントが取れないようになっておるのか。

議長（佐藤高清君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） どのぐらいの耐圧があるかというようなことにつきましては、

今、済みません、ちょっと詳しい資料を持ってございませんが、地震等の外部からの圧力、上下方向とか横方向、または引っ張り方向というようなことに耐えることができるというような設計基準になってございますので、私どももその基準に基づきまして設計のほうをさせていただいておるところでございます。以上です。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） そればっか言っておっていかんけれども、公共下水につながなかったら、今の法律で罰金があるのかなのか。

あなたたちは、いつも各家庭に3年以内につないでくださいと。つないでくださいということは、法律があるので3年以内と決めておるのか、お願いをしますというので3年以内でお願いしたいと、罰則は何もありませんよというのか、どっちなの。

それともう1つは、あなたたちが言う浄化槽を屋敷内に埋めて、そしてそこから公共ますにつないだらいいよという話をするけれども、市長と私は年がちょっと違いますけれども、昔から屋敷内にそういう不浄のものを埋めると、鬼門とよく言われるわけね。こういうのがあるけれども、それと屋敷内に使わないものを埋めたときは廃棄物の規制法の違反になるかならんか。

議長（佐藤高君） 橋村下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） まず、第1点目の接続しない場合の罰則があるかないかにつきましても、下水道への接続につきましても、下水道法第10条1項におきまして、下水道が使えるようになりまして遅滞なく接続するというような義務づけをしてございますが、このことだけで法律の罰則規定、こういうようなものはございません。

しかしながら、住民アンケート調査等におきまして、下水道の整備がおくれているというような御意見を多数お聞きしております。そんなようなことで、市民の皆様の生活の環境の向上に対する関心が高いものと私どもはとらえておりまして、弥富市の重要施策の一つとして下水道のほうを着実に推進を進めているところでございます。

もう1点の、下水道につなぎかえた場合の浄化槽をどうするかというようなお話につきましても、下水道の接続の説明会におきましても、基本的には撤去をしてくださいというようなことで御説明のほうをさせていただいておるところでございますが……。

18番（大原 功君） 埋めた場合。

下水道課長（橋村正則君） 住居が近い、要は家のところより多少遠くにあるところにつきましても撤去が可能だと思いますけれども、基礎に近い場合は基礎に影響があるというような状況もございまして、そのまま中を掃除して上等を取っていただいて、そのまま横のがたいは残していただいてもいたし方ないんじゃないかというようなことで、そのまま埋めていただくという方法も御検討の中に入れてもらって施工をお願いしておるところでございます。



す。以上です。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） ただ、今の埋めていい、埋めても、これは廃棄物の埋め立ての処理に違反はしないかと。これは宅建法の中では、売買する場合は、そこに埋まってあったものについては撤去しなきゃいかんとなっております。だから、そこにあったものをそのままお客さんに売った場合は、これはだめなんですね、契約不履行になっちゃう。だから、今のを取ってするのが当然だと思ってくれるけども、自分の屋敷だから浄化槽を埋めておいてもええのかと。これは廃棄物の取り締まり罰則には当たらんのか当たるのかということね、これを聞いておるわけね。そうでしょう、使用しておるものなら、これは今の廃棄物にならなけれども、使用していないものについては、あなた廃棄物のその規制法ってどういうのか知っておる、罰則。そうでしょう、そういうのがわからずにおって、市がもっとしっかりしないといかんというわけ。

そしてこれは、その後、下水は備品なのか、製造でつくるのか、どっちなんだ、これは。

議長（佐藤高清君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 下水道の事業につきまして備品扱いなのか、またはほかのものなのかというような御質問でございますが、下水道事業につきましては、公共下水道施工管理基準に基づきまして、土木工事として工事の実施をしております。また、出来形とかできばえとか、そんなような管理をしております。

また、完成後におきましては、公共施設として適切に管理をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうしたら、製造責任法というのがあるんだけど、法律第85号、これについて一遍説明してください。

議長（佐藤高清君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 製造物責任法、略称PL法と言われるものだと思います。これにつきましては、製造物の欠陥等によりまして損害が生じた場合、製造者の賠償責任について定めた法律でございます。ここの法律でいいます製造物、これにつきましては製造または加工された動産というような定義がされており、下水道事業につきましては、製造物ではないというように私どもは考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今、あなたは製造物じゃないと言うけど、これはつないでいく。ずうっと同じようなことはロットと言うんだね、ロットをつくるのは製造なんだな、これ。だから、私は製造だと思うんだけど、あなたは違うと言うけれども、例えば今の85号に規定さ

れておるのは、相手が下水で陥没したり、それから財産に影響があると、先ほど言ったように公共下水が6割が耐震性が不足しておると。ここでつないだときに、例えば私のところだとアパートをいろいろ持っていますけれども、これをつないだときに、そこの住民が使えるなかったら、これはだれが弁償するんだ。もともとここに不足と書いてあるんだ。不足と書いてあるやつにつないでしまって、あなたが言う、つないでくださいよといって協力してあげたとすると、つないだわ、これ10年間ちゃんとあるんだけど、つないで使えなかったらどうするんだ、だれが責任をとる。

議長（佐藤高清君） 橋村下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 下水道が使えなくなった場合、どんなような責任があるか、保証等があるかというような御質問だと思いますが、下水道の利用関係の性質、これにつきましては下水道管理者でございます地方公共団体、私どもと下水道の使用者であります住民の方々との契約関係というものではございませんで、公道と同じく公共用営造物、これの一般使用の関係だと解釈しております。

災害におきまして下水道が使えなくなった場合、保証の対象とならないと、責任の対象とならないというように考えております。

しかしながら、地震等により下水が使えなくなった場合、トイレ対策をしないと、汚物の拡散などによる病原菌の蔓延などで衛生状態が悪化する可能性があります。また、阪神・淡路大震災以降、トイレが使用できないことが住民の皆様のストレス、こういうようなことになると言われてございます。市民生活に大きな影響を与えるものでございます。したがって、ほかのインフラ同様、仮設トイレなどの応急対策、それとあわせて下水道の迅速な復旧、これを図るように対応することを考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 対応するじゃない、対応してもお金は払わんでもええのかな。問題はそれなんだ。そうでしょう、例えばつないで、今なんかだとアパートやマンションなんかだと、大体軽四で2回ぐらい運べば隣のマンションへ行ったり、そういう使えるところへ行けちゃうんだ。で、礼金も保証金も要らないというふうだから、昔と大きく違うわけね。こういうのを考えると、つないであげても、協力しようと思ってもそこに不安があるわけね。そうでしょう。何年かのまだ負債が、今の借金のある方、そういう方なんかだと、いざつないで本当に大丈夫かということがあるから、その施設とか、そういうのをつくってくれるのはいいんだけど、つくったときとか、例えばマンションで当然使えなかったら、これはその大家の責任ですから、これは当然大家が責任を持って次の人の居場所を提供しなきゃいかんことになっていますね、これは宅建法で決まっています。だから、そういうふうになっているんだから、こういう点について、あなたがもし使えなくなったときには、仮設のトイレと

か、そういうやつは市が持ってくれるのか。ここの辺だけでいいわ、はっきり言ってちょうだい。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

下水が大震災というような状況の中でさまざまな被害をこうむるわけでございますけれども、今現在、私どもは4市2町1村、日光川流域の公共下水道事業につきましては、震度7強に耐えるということで私も聞いているところでございます。しかし、想定外というのは、きょう午前中にもお話ししましたように、いろんなケースがあるわけでございますので大変心配をしております。

下水道の問題につきましては、私どもは浦安のほうへ何回か足を運びまして、あちらのほうの原状復帰に対する基本的な考え方も含めていると御協議いただいているところでございますけれども、そんなようなことも今度災害協定を結ばせていただくところの大きなポイントにしていきたいというふうにも思っておるわけでございますけれども、今、下水道は地下15メートルで愛知県弥富市の中でも埋まっておるわけでございまして、先ほども言いましたように、震度7ぐらいにはこたえられると。いろんな形の中での接続ということに対して心配するわけでございますけれども、浦安の場合で、いわゆる大きなこの下水道に対してトラブルがあったのは液状化で、その中に土砂が入ってしまったと。そういうような形で、管路そのものについての大きな損害はなかったわけでございますが、その管の中に土砂が入ってしまった。その土砂を抜くのに相当な日数をかけてしまったということで、その間、大変市民の皆様には御不便をかけたということでございます。市といたしましては、仮設のトイレを至るところに設置をして市民の皆様の便宜を図ったというふうにも聞いているわけでございますけれども、そういったものが果たしてどこまで、いろんな世代の人たちに通用するかという問題もあります。いずれにいたしましても、大変いろんな問題がかかっていることは事実でございます。

その後の復旧に対しましては、これは下水道を設置していただくときの一つの基準でございまして、公共ますのところまでにつきましては、私ども公の負担でさせていただいているところでございます。それが原状復帰の場合でも同じでございまして、公共ますのところまでにつきましては、きちっと公の責任でもって修繕していくというふうにも考えておるところでございます。しかし、宅内配管につきましては、御協力もいただきたい。その中で激甚災害で指定された場合においては、さらに国のほうに対して総合的な形で補助金がいただけるだろうというふうにも思っておるところでございます。

いずれにしても、個々のケースという形でしっかりと理解をしていかなきゃならないわけでございますが、今回、先進市町でそのようなことの事例もございまして、我々としては、

大原議員の御指摘の問題につきましては、詳細に至りますまでしっかりと勉強させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 私は、下水をやっていかんということじゃないんだ、下水は初め賛成しておったんだ。ただ、加入金を15万もらうという約束で賛成しておっただけだ。ところが、加入金のお金をもらわないということで、立方当たりが157円か、こういうふうで決められたもんだから、大勢の方がつながんようになってしまったんだな。だから、下水管をどんどん工事をやったって、その金がどんどんかかっちゃうわけ。

日本なんかだと地震国だから、液状化のところ埋設管というのは本当いったら難しいことなんだ、なかなかね。それは日本の技術でだんだん増えてくるんだけど、私がいつも言うように、今ある浄化槽を利用しながら、そして公共ますに上げる。公共ますに上げれば、当然今年の管理費が約3万5,000円から4万円ぐらいかかります、委託管理会社にかかります、衛生ね。その中で、その管理は自分のところが持つから、その流す分のものを57円なら57円にまけていただいとすというふうにすれば、その今のテイ八についても第2テイ八になるわけな。車だとサイドブレーキと足のブレーキ、両方あるわけね。それと同じように、1つのロックじゃなくて2つのロックをすれば、途中で災害があっても、そのところの屋敷内には、そういう浄化槽が埋めてコンクリートも下に、あんたらがやる今の下水管よりはもっと強くやってあるわけだね。だから、そういうふうのことをやったらどうだということね。そういうのもひとつ、市長が言われるように参考としても、私どもも一生懸命勉強しますから、市側もやっぱり一生懸命勉強してもらわないかん。

それともう1つ言えるのは、市長が絶えず補足すると職員がだらける、これもひとつ考えないかん、市長。ええか、市長は職員のために、職員を教育させるためには職員にある一定のことをやらせないかん、何のために課長、部長がおるんだ。それなら、おまえさんたらあ、もう外におれ、言いたい。要る人だけおってもらやあいいわけだからね。そういうこともあるので、下水については終わります。

次に団体の補助金、これについて女性の会の補助金が約180万ついていますがけれども、この組織というのはね、私は個人的に考えるんだけど、やっぱりそういう弱者とか子供さん、それから年配者、そういう方をフォローしてあげる団体やと思っています。この役割については、昔は婦人会とあって、地域の寄り合いとか、いろんなことをやったりなんかして活動してみえたけれども、今、この女性の会の会員は、平島町で何人、前ヶ須で何人、五明で何人、中六、それから佐古木、これ何人ずつおりますか。

議長（佐藤高清君） 八木生涯学習課長。

生涯学習課長（八木春美君） 大原議員の質問にお答えいたします。

会員の方の人数でございますが、お尋ねの地区については、平島町8人、前ヶ須町9人、五明はゼロ名です。中六5名、佐古木46名となっております。ただし、弥生地区についてはサークルとして女性の会に加入してみえるということがあって一部住所がわからないケースもありますので、御承知おきください。以上です。

18番(大原 功君) 全体で幾つ。

生涯学習課長(八木春美君) 全体で577名となっております。

議長(佐藤高次君) 大原議員。

18番(大原 功君) そうすると、かなりこの補助金というのは、子ども会なんかだと56団体あります、110万になっておりますけれども、この577人、これをすると、比較してはいけませんけれども、福寿会は50人で8万4,000円になっていますね。そうすると、かなりの金額だね、これ倍以上になっちゃった。なぜこれだけ今の女性の会が多いんだと。

議長(佐藤高次君) 八木生涯学習課長。

生涯学習課長(八木春美君) 補助金の額につきましては、会の組織といたしますが、人数だけにとどまらず、事業内容やら活動内容やらによって運営費や事業費を補助するということから、人数だけに限って金額の多い少ないということの判断はしておりませんので、よろしくをお願いします。

議長(佐藤高次君) 大原議員。

18番(大原 功君) そうしたら、平島町で8人見えるんだけれども、おれ見ておると、女性の会の活動をしたということは平島で聞いたことがないんだけれども、どこで活動しておるの、平島町は。地域で活動しておると言ったがな、あんた、平島町の中でどこで活動しておるの。今、平島町は、約2,800世帯ぐらいあります。8,000人ぐらい住んでいます。どこで活動しておるの。子ども会とか、そういうのを手伝ったり、今の福寿会のことを手伝ったり、そういうことをやっておるのかな、活動というのはどこでやっておるの。

議長(佐藤高次君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(八木春美君) 活動につきましては、いわゆる大字単位ということではなくて、市の女性の会であったり、地区女性の会、主に小学校単位ですけれども、そういった組織で活動してみえるので、1つの字単位での活動ということは承知しておりません。

議長(佐藤高次君) 大原議員。

18番(大原 功君) 市長が補足するといかんであなたに聞きますけど、この間、3月にこの質問をしたときに補助金も見直すと言われたけれども、あれから3カ月たった、どこを見直したんだ、これ。

議長(佐藤高次君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(八木春美君) 3月の答弁で女性の会に対して補助金を見直すということは

答えておりませんつもりですが。

18番(大原 功君) 市長、答えなかったか、そうやって。

議長(佐藤高次君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 各種団体の皆様方の補助金につきましては、それぞれ既定額という形の中で1つの基準だとかというのがあるわけでございます。それに基づいて基本ベースのものは従来どおりさせていただいております。また、私は年1回、当初予算を組む前にそれぞれの団体の皆様に来年度の活動ということについていろいろとお話を伺って、例えば福寿会でどういうことをやる、文化協会でどういうことをやる、あるいは子ども会でどういうことをやる、あるいは女性の会としてどのような事業をしていくかということにつきましてお話をさせていただき、それが市民参加というような状況の中で幅広く活動していただくということに対しては、既存の予算のプラスという形の中で考えておるわけでございます。見直すということにつきましては、私も発言しておりませんし、それぞれの団体の事業の内容についてしっかりとお話をさせていただきということでございます。

議長(佐藤高次君) 大原議員。

18番(大原 功君) 私が言うのは、今の女性の会というのは、やっぱり馬力があって家庭が裕福な方、こういう方が参加してやられているわけね。子ども会だと、やっぱりお互いに、自分の子供は見えるけれども、他人の子供ということも見ながら、かなりの活動してみえるわけね。こういうのを含めると、やっぱり女性の会は子供と違いますから、子供をやるわけがないから。そういうふうのほかの団体とか、いろんな方がするのは、やっぱりこれはボランティアで、民生委員なんかでも結構ボランティアでやってみえるし、それから今の福寿会でもそうです。平島なんかへ行くと、交通安全、旗を持ってやってみえます。あの方たちでも活動してみえる。してみえても一銭も払っておらんということであるので、今の福寿会、市のほうが払ったかどうかわかりませんが、払っていません。また、予算もついていないと思うんだけど、そういうふうであるということと、それからもう1つ言えるのは、女性の会の会長が先ほど言ったように、こういうところに駐車ということは、やっぱりやるべきでない。活動をするなら、やっぱり市民だれしも不公平がないよう、そして交通安全、あるいは今の地域の防災、こういうのも含めてやることであって、自主防災というのはそういう意味だと思ふんだ。そういう活動をしこなしにおって、結局、今のしておらんということと一緒に。路上に10年近く車をとめておるということは活動しておらんということ、こういうことも含めて、やっぱり市がもっときちっとしないかん。

そして職員が、市長が雇用しておる職員でしょう。職員が教育課におったら、教育課というのは青少年健全もあるし、そうでしょう、それから今の児童の通学路、市長は青少年健全育成のときに、青少年が発言ができるようにというふうになんか心強く言われたわけね。今の議員

がそんなことやってあって、とてもじゃないけど、地域の人もそんなことは言えへん。子供だったら、そんなもん議員だったら余計言えへんと思うんだ。こういうことも含めて、やっぱり市長として職員をもっとチェックをする、そういうふうにしていただきたいというふうに思っておるので、市長、答えられるなら答えてもいいし、答えなきゃ答えんでも、どっちでもええ。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 団体の補助金の問題と道交法違反の問題につきましては別の問題であろうというふうに思っておるわけでございますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたように、それぞれの団体がそれぞれの目的を持って、年間さまざまな形で活動していただいております。そうした形の中におきましては、女性の会の皆様においても、いわゆるボランティア的な活動を大変多くやっていただいておりますことは私も知っておりますのでございます。

また、道交法の違反につきましては、これは本人の責任であろうというふうに思っておりますので、それは本人が道交法違反に対してきちっと自己責任をとるべきであろうというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長にええ答弁をもらったからええんですけど、やっぱり我々もそうです。私なんかは議員が好きで出たんだからね。結局、やっぱり自分が好きで出たら、好きなような、市民にきちっとしたことを言える。そして、きちっとしたマーカ―を市民の方につけていただく。4年後の選挙を考えるんじゃなくて、毎日毎日が選挙だと思ってるような、市長もそうだと思う。今回は無投票だから、市長にここにこしておるけれども、次の選挙は、私も一生懸命やっているときは応援させていただくので、これで一般質問を終わります。

議長（佐藤高清君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は1時55分から始めます。

~~~~~

午後1時50分 休憩

午後1時56分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に平野広行議員、お願いします。

7番（平野広行君） 7番 平野広行でございます。

初めての一般質問でございますので大変緊張いたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入る前に、一言申し上げておきます。

職員の皆様は公務員であります。公務員とは国民の公僕であるということをしっかり認識していただき、市民の皆様への行政サービスを行っていただきたい。管理職の皆様は十分承知していただいていると思いますが、部下の職員に対しても周知徹底していただくことをお願い申し上げます。もちろん、私ども議員も議会基本条例に基づき、開かれた議会を目指し、議員としての品格、資質向上を身につけ、市民の皆様との対話を通じ、市民生活の向上に向けて頑張っていく覚悟でございます。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

最初に、湾岸地区の背後地としての八穂地区、末広地区の開発についてお伺いいたします。

まず1点目として、「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」に湾岸地域が指定されましたが、これを利用した背後地としての八穂・末広地区の開発についての考え方、2点目に航空宇宙産業以外の企業誘致についての考え方、3点目に特に八穂地区についてであります。参入企業があった場合の開発許可へ向けての考え方、以上3点を質問させていただきます。

御承知のように、弥富市は南北15キロ、東西9キロと非常に長い地形であります。弥富市都市計画マスタープランの中にあって、北部地域は自由空間、中部地域は農業空間、南部地域は工業空間として位置づけられています。そして弥富の財政は自主財源が60%あり、財政力指数も1.06と健全な財政状況にありますが、社会保障の充実、住民サービスの充実のためにはさらなる安定財源を確保する必要があります。

弥富市の自主財源70億円のうち、57%の40億円を占める固定資産税をさらに伸ばすことが大事であります。湾岸地区を含んだ栄南学区の固定資産税は、弥富市全体の35%を占めております。そこで、湾岸地区及びその背後地であります八穂地区、末広地区の開発をスピード感をもって進めていくことが重要であると考えております。

平成21年3月のマスタープラン発表以来3年が経過しておりますが、一向に進展しておりません。私は、湾岸地区がアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区に指定されたことにより、この航空宇宙産業を弥富の基幹産業として育てていくことが大事であると考えております。他の職種の企業誘致とともに、この八穂・末広両地区の開発をどのように考えているのか、市側の考えを示していただきたい。

特にこの楠地区においては不快施設である魚アラ処理センターの建設に続き、すぐにごみ清掃工場の受け入れを当時の弥富町と津島市ほか十一町村衛生組合より求められました。鍋田自治会の方は、断腸の思いでこれを受け入れました。その受け入れ条件として、現在の八穂クリーンセンター西側隣接地の開発許可を得ているわけでありまして、名港管理組合からも同意を取りつけておりますので、開発行為に値する企業からの申し入れがあった場合は、



早急に進めていただきたいと思います。

今、愛知県は、県内外の工場や研究所などの誘致に積極的に取り組んでいます。2012年度から産業空洞化対策、減税基金を使って21世紀高度先端産業立地補助金、新あいち創造産業立地補助金、新あいち創造研究開発補助金等、最大で100億円の補助金を用意し、企業に対する支援策を拡充しております。

大村知事も日本一の産業集積を生かし、もっと企業を呼び込み、さらに高度な産業圏にして税収アップを図りたいと各地のシンポジウム等で話しております。この際、ぜひ県側と密に話し合い、開発をスピード感を持って進めていただきたいと思います。市側の答弁を求めます。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

そういう状況の中で、八穂、あるいは末広地区における土地利用という形でございますけれども、少し時代をさかのぼってお話をさせていただかなきゃならないだろうというふうに思っております。

平成20年には愛知県を4つのブロックにわたりまして、私どもとしては西尾張ブロックという形の中で位置づけされたわけでございますが、この中で企業立地促進法に基づく基本計画ということが西尾張地区に制定されました。

そういうような形の中で私どもは、平成21年に都市計画マスタープランという形の中で市の条例化をしたところでございます。企業立地促進法に基づいたわけでございます。そうした状況の中で都市計画マスタープランをつくり、この八穂地区、あるいは末広地区における土地利用ということについて研究をしてきているわけでございます。

そして、昨年12月にはアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区という形の中で、これは弥富市と川崎重工さんの単体の企業が指定をされたところでございます。

そういった形の中で、御承知のように川崎重工さんにつきましては、事改めてお話をするまでもないと思っておりますけれども、確認のために少しお話をさせていただきますけれども、ボーイング787という飛行機を名古屋第一工場に川崎重工さんが胴体部分の一部をつくられておられるわけでございます。同じように主翼の部分を三菱工業さん、そして胴体の一部を富士重工さんということで、ボーイング787の35%に当たる飛行機の部位をこの3社でつくられておられるわけでございます。

そうした形の中で、昨年、航空宇宙産業について愛知県としては力を入れていくという形の中で弥富市も選定されたわけでございます。

そういう状況の中で、先ほど一番最初に言いましたように企業立地促進法という形の中で、私どもは愛知県企業庁のほうに2回ほど足を運ばせていただきました。そうした形の中で愛

知県企業庁との協議に入っているわけでございますけれども、企業庁の現状の、例えば八穂・末広地区における基本的な見解というのは、両地区とも農業振興地域という形の中で甲種の農地であるということに対して優良農地をいかにしていくかということは非常に大きな問題であるということが1点、そしてもう1つは、これは企業庁の基本的な考え方の中に平成23年3月11日の東日本大震災という状況の中で、この地域においては、いわゆる高潮・津波対策が必要になってきたというような状況で、海拔ゼロメートルでございますので、少なくとも4メートルから5メートルぐらいの造成をしていかないと基本的な企業誘致というのは無理だろうというようにも言われておるところでございます。そうした中で、非常にコストが高くなっていくというような状況の中で、ある意味では非常に厳しい状況の問題を今投げかけられているところでございます。

そうした中で、私どもといたしましては、あそこを換地にしていく、都市計画マスタープランで定めたところにつきましては、換地をお願いしていきたい。そうすることにおいて、企業を引っ張ってきた場合にさまざまな奨励金の制度というものがそれに適用されるわけでございます。これは、今、名港管理組合の中にあります楠地区、あるいは富浜地区、上野地区がそういう状況にあるわけでございます。

そうした一体感の中で定めていただきたいというふうにも思っておるわけでございます。しかし、企業庁といたしましても大変今厳しい状況の中で、あちこちに企業庁の用地があるわけでございますが、それが有効利用されていないというようなところもあるわけでございます。

そうした中で、次はどのような土地の開発の方向があるかということについても我々職員としても考えておるところでございますけれども、つい先日も太陽光発電という中で、約60ヘクタールを利用したらどうだというようなお話もありました。しかし、これも私ども愛知県のほうにも御相談申し上げ、やはり農地を外すことは大変厳しい状況にあるという形で、今のところその方向でございます。メガソーラーという考え方も一部の話としてあるわけでございますけれども、これはまだ現状といたしましては、話のレベルにしかすぎないという状況でございます。

いずれにいたしましても、さまざまな条件をクリアしていかなくちゃならないわけでございますけれども、航空会社である川崎重工さんは、いよいよ来年の8月、日本毛織の跡地の中に単身独身寮260戸をつくってボーイング787の製造に取り組んでいきたいということがございます。

そうした中で、我々はこの航空宇宙産業という形も非常に大きな事業で期待をするわけでございます。そして、その背後においてもさまざまな形で利用もしていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター特区につきましては、産学協同という中でこの事業が進められるわけでございますので、弥富市単体ではなかなか事が運ばないということもございます。しかし、弥富にはこういう土地がありますよということに対しては、常に企業庁を含めて、あるいは民間の企業に対して、あるいはそういったような協議の場においてぜひ利用していただきたいということにつきましては、繰り返しお話をさせていただいているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野広行議員。

7番（平野広行君） 前向きなお答え、ありがとうございました。

日本もかつてはテレビを初めとする家電製品においては世界でトップでありましたが、今では御承知のように、その座を韓国に奪われています。今後、日本が力を入れてリードする産業は、航空宇宙産業であると思っております。

この間も韓国から受注しました衛星の打ち上げに見事成功いたしました。今、H-Aの打ち上げ成功率は95%を超えています。今後は、このH-A事業に全力を挙げ、東南アジアをターゲットにした受注をねらって、おくれをとっているヨーロッパ、アメリカ、ロシアを追い上げることが重要であると思います。かつて、弥富の金魚が宇宙へ飛び立ちました。これも何かの縁であると思いますので、ぜひ金魚同様、弥富の目玉産業になるように、県と連携して八穂・末広地区の開発をお願い申し上げまして、次の質問に入ります。

次は防災に関してであります。

栄南学区にいち早く津波からの避難所を建設する決定をしていただき、ありがとうございました。弥富市におきまして海側からの浸水による被害は、あの伊勢湾台風だけであります。伊勢湾台風で亡くなられた方は、弥富市内で約360名であります。内訳は、栄南学区が280名、約78%、最も多く、続いて十四山地区36名、そして大藤地区33名となっております。3月議会において市長は、次の避難所建設は十四山地区と明言されましたが、大藤地区も十四山地区に続いて亡くなられた方が多い地区でありますので、このことを十分考えて以後の避難所建設を考えていただきたいと思います。

避難所の建設といたしましても多額な建設費がかかります。そして、弥富市全地区に建てるとなると時間もかかります。そこで、民間の工場、倉庫等で5メートル以上の高さがある屋上を利用して簡易的な避難所を建設する場合、補助金を出すことを考えてはどうでしょうか。そうすれば避難所も身近になり、また避難所の数もふえ、建設費も安くて済みます。本来なら行政サイドが行う市民の生命を守ることを民間企業にお願いするわけですから、私はぜひ検討していただきたいと思います。

現在、弥富市では、個人の家耐震補強に1戸当たり90万円の補助金を出しております。ことしの場合、5戸、つまり450万円計上しております。こういった関係でこちらの補助金

の検討をお願いしたいと思いますが、市側の答弁をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

民間の施設の屋上等に簡易的な避難場所という形のお話かと思えます。昨年、避難所として協定を結んでいる施設から同様なお話がございました。一般市民の方が避難するために、屋外階段の設置希望がございました。話し合ってみましたけれども、やはり経費につきましては、基本的には市が全部持っていただきたいといった形のお話がございました。一般企業の場合ですと、従業員の方が逃げるといったこともございます。そういったことも考えれば、自己負担金のお願いも可能かもわかりません。ただ、外階段といいますが、非常に安価にできるかといいますと、これは高潮の場合はいいんですけど、津波の場合はその前に地震という可能性があります。その場合に液状化等の可能性もありますし、地盤沈下等の可能性があります。外階段をつけた段階において、実際に外階段が下がってしまったということになりますと、これは避難ができないと。せっかくつくったけど、避難できないといったような問題も出てくるかもわかりません。そのためには、支持層までのくいを打つといったような形のことを考えますと、これについても非常なる経費がかかるのではないかなということを考えております。

また、これをつくる場合ですと建築確認等の許可が必要になってまいりますし、それから屋上の強度、それからフェンス等の設置といったものがございます。また、設置後にその施設自体の所有権とか維持管理をだれがするかといったようなこと等、たくさん問題があるかと思っております。すぐ実施することは難しいと考えますけれども、今後の検討課題にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 平野広行議員。

7番（平野広行君） 続きまして、栄南保育所及びのびのび園の園児の津波からの避難についてどのように考えてみえるのか、お伺いいたします。

栄南保育所からでは多分栄南小学校へ逃げると思いますが、ちょっと距離もありますし、ましてや西尾張中央道を横断しなければなりません。園児の足では無理だと思いますが、市側の考えを示していただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

栄南保育所等の津波からの避難につきましては、現在のところ、栄南小学校としておりますが、本年度建設を予定しております（仮称）栄南地区集会所ができれば、そちらのほうを避難所として使いたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野広行議員。

7番（平野広行君） 栄南小学校も今度新しく建設される避難所ですね、南部コミュニティセンターの隣、ほとんど同じ場所なんです、栄南保育所から考えますと。私が言いますように、西尾張中央道を横断しなければならない、そして距離的にもかなりあります。小学生でもかなりきついと思いますので、園児ではなかなか無理だと思います。

そこで、私は先日、私どもの地区と、それから繰出地区、末広地区の区長さんをお願いしまして、栄南保育所のすぐ目の前、直線で300メートルほどの距離しかありませんが、一般の市側に非常に協力的な民間企業さんが見えます。そこで、一応我々町内の市民の避難場所としての協定を結んできました。その場合、少しお話をさせていただきましたが、すぐ裏に栄南保育所があります。この園児たちと一緒にここへ逃げ込ませてもらえないでしょうかと、そういうふうに私お願いしましたところ、快く引き受けていただきました。ただ、この協定につきましては、私どもがするわけにはいきませんので、市側と話し合いをしていただき、そういった避難ルートを考えていただきたいと思います。御答弁をお願いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 避難をする際には時間との闘いというのがあるわけでございます。そうした形の中で、私どもの公の施設の中で学ぶ子供たちをいかに安全に避難させるかというのは、それは大変大事な問題でございまして、その企業のほうにそのような方法がとれるということであるならば、また行政のほうとしても、地域の皆さん、そして保育所あわせて、また企業の皆さんをあわせて一度協議の場を持ちたいというふうに思っておりますので、そうした協議の場でどういう方向を見出していくか、あるいは経費の問題で、どのような私ども行政としては負担をさせていただかなきゃならないかということもあわせて考えていきたいと思っております。

十四山地区にもそのような企業がございまして、そちらのほうの企業につきましては、みずから会社でその階段をつくりますということもございまして、それはその従業員の皆様も避難をしていただくということになっております。

いろんなケースがございまして、協議の場を持ちながら、それぞれの課題をクリアしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） どうもありがとうございました。

続きまして、内閣府の有識者会議が3月末に公表しましたマグニチュード9クラスの巨大地震が発生したときの津波の想定高は、弥富市では3.6メートルであります。この高さの標示を街路灯または一般に目につく場所に標示してはどうか。ゼロメートル標示は、ことし、すべての同報無線に終わると思っておりますが、今、実際自分のいる場所の安全の確認ができるわけです。3.6メートルというのは一体どのぐらいの高さだということも確認しておか

ないと逃げる場所がわかりませんので、このような安全の確認ができる高さの標示をしてはどうかと思いますが、市側の見解をお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 議員のお話にございましたけれども、現在、市では海拔ゼロメートル標示を同報無線のスピーカーに取りつけるということで、業者まで決定した段階でございます。

現在、県ですとゼロメートル標示という形ではなくて、その建っている場所の標高を記載するというのが一般的になっておりまして、そういった形の標示の仕方に今後変えていく必要もあるのかなあということをご現在考えております。

さて、御提案の3.6メートル標示ですが、3月31日に発表された数字でございます。この数字でございますけれども、現段階で沈下する高さも含めたものというような形のお話もいただいています。まだメッシュ自体非常に粗いものでして、まだこの3.6というものが適切かどうかというものの検証はされていないということでございます。今後、10メートルメッシュという形の中でこういった発表がされますので、その段階でひとつ考える必要があるのかなあということはおもっております。

それで、3.6メートル標示のほうへ戻りますけれども、伊勢湾台風の高潮のときに3.89メートルということで、この図書館の前のところにもそういった標示がございます。これは、その場所にその津波高、この場合、高潮ですね、伊勢湾台風が高潮だから来たというものではございません。あくまでも伊勢湾の最高潮位の高さが来たとするこの高さだといったことの標示でございます。その場所の実際のものではないということは、まず御理解いただけているものと思っております。

また、仮に3.6メートルという高さのものを標示した場合ですけど、こちらの外を見ていただくとわかると思いますが、そちらでもそうなんですけれども、弥富市内ですとマイナス3メートルというような海拔のところがございます。それプラス3.3という形でありまして6.6、これは恐らく2階の屋根よりも高い位置になるかと思っております。現状がそうなるというのではないということをごまず御理解いただいた上で、それを標示することによって、いたずらに不安だけが高まるのではないかといった心配もございます。どのような方法をとれば皆さん方により安全な場所を探していただけるかということは検討する必要がございますけど、現段階におきましてはこの3.6という標示をするという考えはしておりませんので、よろしくお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 平野広行議員。

7番（平野広行君） 続きまして、地下シェルターの考え方についてお伺いいたします。

弥富市は、海拔マイナスゼロメートル地帯であります。東日本大震災以来、津波に対する

恐怖が市民の間に広がりました。高い建物が少ない弥富市南部地区においてどうやって逃げるのかを考えていたとき思いついたのが地下シェルターでありました。高さばかりを求めるのではなく、逆転の発想で地下に逃げることでした。

2月の市議会議員選挙のとき、中日新聞が行った防災に関するアンケート調査の中でも私は地下シェルターの構想を書きましたので市民の皆さんもよく御存じのことと思います。田んぼの下にシェルターをつくるという発想です。田んぼはそのまま利用できますし、土地の購入もなく、建設費も安く済みます。この件を昨年5月の弥富市への提言メールにて提言しましたが、理解されずに、無理という回答でございました。

そんな中、ことしの4月に突如高知県が津波対策として地下シェルターの技術的検討に入ると日経新聞で発表されました。これは東海・東南海・南海の3連動地震が発生した場合、高知においては32メートルの津波高の想定を内閣府が発表し、高い建物の建設は無理と判断し、地下シェルターの検討に入るとのことです。

私は4月に高知県の防災課に電話し、問い合わせたところ、学者を交えて県の職員とあわせ10名程度で検討会を立ち上げ、ことしの秋までに結論を出すとの回答を得ております。私の考えを理解して下さる方があると思い、大変喜んだところでございます。物事は一方向からばかり考えるのではなく、時には逆の方向から考えると、つまり逆転の発想も必要ではないかと思えます。

5月30日の中日新聞でも地下シェルターとカプセル船の2案が大きく掲載されておりましたので、市民の皆様も見られたことと思えます。

その後、弥富市においてこの地下シェルターの検討についてどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

ちょっとその新聞を披露させていただきます。これが日経新聞の地下シェルターの検討に入るという新聞でありまして、この大きいのは中日新聞の5月30日に発表されました地下に逃げるか箱舟に乗り込むかと、こういう2案でございます。こういったのを見られて弥富市としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

以前、議員のほうから市民の声というような形の中で御提案いただいたことは、私、承知しております。その際にも検討させていただきまして、その段階では、いわゆる核シェルターといったようなものしか、私、見つけることができませんでした。地下シェルター、そういったものを発見することができませんでしたのでそういったお答えをさせていただいたというのが現実でございます。

さて、昨年4月に浦安市のほうに被害状況の視察に参りました。そのときに液状化が激し

かったわけなんですけれども、最も隆起してありましたマンホール、これは100トン貯蔵できる地下式の耐震性貯水槽でした。これが非常に隆起していたといったものでございました。

こういったことを考えますと、地下シェルターですと重みがないということでございますので、より隆起しやすいという問題点があるのではないかなということをおもいます。この場合、もし行うとするならば、地下の深層までくいを打って、そこで固定するといったことがないと、まずそれ自体が浮いてしまうと。津波の前の地震の段階で浮いてしまう可能性が非常に強いんじゃないかなあという懸念は持っております。

あと高知県の例がございましたけれども、恐らく高知県は海拔プラスのかなり高いところのものを含めた形の地下シェルターを考えていらっしゃるのではないかなあというふうに私は理解しております。

御存じのように、伊勢湾台風の際は、あの栄南地区ですと3カ月近く水没したといったような経験があるかと思えます。水の中に入ってしまった地下シェルターということで、その酸素の供給等も非常に難しい問題があるかと思えます。そういったことも総合的に考えますと、地下シェルターは、かなり費用的にもかかるかと思えます。

ちなみに、個人用の地下シェルターということで、こういったカタログがございます。これが大体5平米ですので、入って、よほど詰めて四、五人のところだと思いますけど、これで本体だけで約200万と出ています。これの大きいものをつくろうと思えば、価格的には違うものだと思いますけれども、そういった形で地下シェルターもかなり費用がかかるもんだなあというふうに思っております。

そういったことを総合的に考えますと、津波タワーのように地上式の構造物のほうが現実的な考え方ではないかなあというふうに考えておりますので、現段階におきましては、地下シェルターという選択肢は考えておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 平野広行議員。

7番（平野広行君） 地下シェルターは何日か水没と言われますけど、水はざあっと一過性で過ぎていきますので、一日地下にもぐっていれば、命さえ助かれば出てこれます。高いところ、出口は2メートル、3メートルのところをつくれば済むことです。以上、その点はつけ加えておきます。

次に、弥富市への意見箱及び提言メールについて質問いたします。

弥富市では庁舎入り口に意見箱があり、またホームページ上には市への提言メールコーナーがありますが、その状況について伺います。

まず1点目、1年間の提示件数、これは意見箱とメールに分けてお願いいたします。

2番目に、こういった内容のものが多いか。

3番目に、平成22年の集計では21年に比べて苦情の件数が14件から52件と非常に多くなっ



ていますが、これはこういった内容のものでしょうか。

4 番目に、政策作成の意思決定前に関係資料を公表し、広く市民から意見を募集して、その意見に対する市の考え方はホームページ上で公開されています。確かにパブリックコメントに対しては十分行っていると思いますが、一般の提言メールに対しては項目別に件数が表示されているだけであり、内容がわかりません。全部公開せよとは言いませんが、市の政策に採用され役立った件に関しては、公開して表彰するとか、報償金を出すとかしてはどうでしょうか。

5 番目に、メールの受信方法を自動配信システムに変更してはどうでしょうか。メールの提言者が市側に受け付けてもらったかどうかすぐ確認でき、安心であります。東海地方の自治体で議会改革が一番進んでいる鳥羽市との提言メールの比較を、実際、鳥羽市にメールにて確認しましたが、鳥羽市では自動配信システムになっており、提言者が市側に受け付けてもらえたかすぐ確認できます。弥富市でもこのようにしてはどうでしょうか。

これは資料なんですけど、これ私、木曜日に鳥羽市に提言メールをしまして、返ってきたのが翌週の月曜日であります。実質 1 日、2 日で回答が来ております。

以上 5 点、順次お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

秘書企画課長（山口精宏君） それでは、平野議員の御質問にお答えいたします。

1 番目の意見箱と提言メールの 1 年間、この件につきましては、平成 21 年度からこの制度を始めさせていただいております。1 年間というのは 23 年度でもよろしいでしょうか。

7 番（平野広行君） はい。

秘書企画課長（山口精宏君） 23 年度、ホームページのほうにも件数等を表示してあるんですけども、市への要望につきましては、弥富市への手紙が 24 件、苦情が 17 件、意見、提案が 28 件、相談 8 件、質問 21 件、その他 10 件、手紙の計が 108 件でございます。御意見箱のほうは、1 階の階段下に設置してございます意見箱のほうに入れられた方の件数につきましては、要望が 17 件、苦情が 14 件、意見・提案が 2 件、相談はございませんでした。質問 2 件、その他 4 件、合計 39 件、2 つの計が 147 件ございました。

2 番目の 22 年度が苦情件数が非常に多いという御質問でございますが、中身につきまして、先ほどの苦情の中をまた細分化してちょっと調査したところ、騒音に関するものが 21 年に比べて 5 件ふえました。防災・安全関係が 1 件から 5 件、環境、騒音以外の悪臭、野焼き、振動などが 21 年が 1 件から 13 件にふえました。コミュニティーバス関係がなしから 5 件にふえました。市役所の対応に関するものが 10 件から 15 件、その他が 2 件から 9 件ふえたことになっております。特に環境関係と騒音関係のものが多くございました。

続きまして、御提案の意見についての表彰とか報償についての制度でございますけれども、

特に今のところはございませんが、今後も住みよい活力あるまちづくりのために、市政の運営の参考として反映させていきたいと思っております。

これの公開につきましては、今後ちょっとどの分を公開するか検討させていただくことになると思いますが、氏名等も入っているものもございますので、プライバシー等のことも関係して検討してまいりたいと思っております。

それとメールの受け付けの自動配信の件につきましては、現在、自動配信の機能はございませんが、市民の皆様からいただきましたメールの結果については、回答不要としてお送りいただいた方以外につきましては、必ず御返事をさせていただいております。

受け付けの確認機能につきましては、ホームページのシステムの改修が必要でございますが、大幅な改修ではなく実現可能でございますので、ホームページを改修し、運用できるように対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野広行議員。

7番（平野広行君） ありがとうございます。今見せようとしたのはこの自動配信システム、鳥羽市のものがございます。

続きまして、原付バイクのナンバープレートの件でございます。

弥富市のPRのために、原付バイクのナンバープレートに「きんちゃん」マークをつけてはどうでしょうか。昨年、これも私、提言メールにてこの件を提言しましたが、いろいろ問題が起きて難しいとの回答でした。その問題とは、具体的にどのようなことでしょうか。

岩倉市では、中日新聞でも紹介されましたように、いち早く「い〜わくん」のイラスト入り原付ナンバープレートを交付しております。この件に関しましてお答えいただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

税務課長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

きんちゃんマークをつけたナンバープレートの発行はどうかとの御質問でございますが、平成24年5月1日現在、市区町村のキャラクター等を使用したナンバープレート、いわゆる御当地プレートでございますが、これにつきましては、全国で36都道府県、120市区町村の自治体で発行されております。愛知県内では、豊橋市、知立市、岩倉市の3市が発行いたしております。

現在、弥富市では原動機付自転車、いわゆる原付バイク等のナンバープレートは、排気量50ccのバイクを初め、5種類発行いたしております。合わせて約2,000台、また年間につきましては、約330台のナンバープレートを発行いたしております。

きんちゃんマークつきのナンバープレートの型にもよりますが、金型からの作製となりますと、初年度に1,000枚発注するといたしまして約200万円の経費がかかります。金型が150

万円、それからナンバープレート、アルミと反射式のものがございますが、反射式のもので注文するということになりますと45万円、消費税抜きでございますが、約200万円の経費が必要となります。

現在使用しております金型を変えないできんちゃんマークを加えたナンバープレート代金だけでは、先ほど言いましたように、反射式のもので1,000枚で約45万、それからアルミのもので1,000枚で約35万円　これはいずれも消費税抜きの経費でございます　の経費が必要となりますので、市といたしましても、発行するかどうかの検討を今行っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高君）　平野広行議員。

7番（平野広行君）　今のナンバープレートのお金の件ですけど、これも私、岩倉市のほうの税務課収納グループのほうへ確認をいたしました。そうしましたところ、当初、50ccを800枚、90ccを100枚、125ccを100枚、合計1,000枚、これを当初発注したということですが、業者のほうとしましては、先ほど言われました金型についてはサービスだそうです。そういうふうになっております。

そして、従来どおりのプレート1枚は、23年度は120円、そしてこの新しくい〜わくんを金型に打ち込んだスタイルのものでは350円ということだそうですので、そんなに費用は、私はかからないと思いますが、一度確認をしていただきたいと思います。

そして、あとややこしいというか、手続に要したものといたしますと、警察署に対して周知の依頼、それから愛知県の市町村会へ仕様書と文書を提出して全市区町村に周知のお願い、こんなことぐらいだそうです。そう込み入ったことはないと思いますのでお願いしたいと思います。

議長（佐藤高君）　伊藤税務課長。

税務課長（伊藤好彦君）　先ほどの議員の御質問でございますが、経費については、議員がおっしゃられたように、アルミのもので1枚350円、1,000枚発注をいたしましたとして35万円でございます。金型につきましては、今まで発注をいたしておりますところに確認をさせていただきましたところ、金型を変える、今の発行しておるナンバーの型を変えないできんちゃんマークを加えてものについては金型の費用は要らないということで、350円の1,000枚で35万円ということでした。

ただ、金型をもとからきんちゃんマーク、金魚の形に変えるような形のものであれば金型として150万円がかかるよということでしたので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤高君）　平野広行議員。

7番（平野広行君）　先ほどの件ですが、こういう金型を変えずにやる、従来型のプレートで打ち抜きでやれると、こういうことです。ですから、金型の型枠代は要りません、サービ

スでという返事をいただいております。よろしくお願いいたします。

いろいろ多方面にわたり回答をいただきまして、ありがとうございました。

いずれにしましても、これからの地方自治は、地域協働が大事であると思っております。我々議員は、開かれた議会、そして市民の皆様から信頼され愛される議会を目指し、頑張っていくことをお約束いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで、暫時休憩をします。2時50分から再開しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三宮十五郎議員、お願いいたします。

5番（三宮十五郎君） 私は、通告に基づきまして、地域と国の将来を支える保育行政についてお尋ねいたします。

今、国と自治体の責任によります保育を放棄する子ども・子育て支援新システムから市の保育と子供を守ることにについて、初めにお尋ねいたします。

我が国には、「三つ子の魂百までも」ということわざがあり、20世紀後半の乳幼児研究の世界で最も広く知られていると言われております、アメリカで行われましたペリー就学前研究によりますと、三、四歳のときに質のよい保育を経験したグループと、そうした経験なしに就学したグループの間には、40歳までの追跡調査の結果、生涯賃金、失業率、犯罪率、大学進学率などに1.5倍から3倍ほどの差があり、質のよい保育がもたらす子供の長期的な発達における人生を変えるほどの影響と、社会経済が受け取る利益の大きさについては、今日では各国政府の共通の認識となっております。

弥富市では、旧町村時代から希望者全員の入所、必要な施設の整備、保護者の負担軽減への支援を行い、税源移譲などによりまして公立保育所への建設費補助金が廃止された後でも、弥生保育所の全面改築が行われ、白鳥保育所の全面改築のための設計委託料が予算化されるなど、先人の努力によってつくられてきた保育水準を後退させないという市長の繰り返しての議会での表明などもあり、全国的には大幅な後退が続く保育行政の中で、比較的頑張っております愛知県内の中でも、保育料も県平均の65%に抑えるなど、子育てするなら弥富でと広く知られるようになっております。

ところが、小泉政権以来の保育分野への企業の参入、民間委託の拡大、詰め込み保育など

の規制緩和が行われてきたこと、また今政府が2013年度から子ども・子育て新システムへの全面移行を目指していることなどが保育行政を大きく損なおうとしております。

先日の3党協議によりまして、総合こども園は撤回されましたが、もともと新システムの多くは自公政権時代に盛り込まれたもので、多くの問題が懸念されております。

このグラフをごらんいただきたいと思います。保育施設での死亡事故の件数でございます。赤ちゃんの急死を考える会が2011年3月につくったもので、1981年から90年の10年間の死亡事故は10名で、すべて認可外の子供施設でありました。91年から2000年の間に34名が亡くなっておりますが、このうちの6名は認可保育所、認可外の施設で28名でございます。2001年から2010年の間には一気に100名にふえまして、認可保育所でも6倍の36名、認可外施設でも64名と、2.3倍近くに急増しております。この中には、愛知県の碧南市の認可保育所の死亡事故もございます。

2歳未満児の、はいはいなどの動きの子供には1人3.3平方メートルの部屋の面積基準がつけられておりますが、小さくて寝ているだけの子供の場合は1.65平方メートルの広さがあればいいということになっておりますが、当時、碧南市ではそのときの子供の状態からいって、18人しか保育できない部屋に26人が詰め込まれていたこと、県や碧南市がそれを認めていたこと、国の制度改悪によって市立保育所を社会福祉協議会に運営を移管していた中で、運営費を切り詰めようとして起こったものでございます。

子供の安全を第一としなければならない保育所で、こんなに多くの子供たちが犠牲になっているわけでございますが、新システムはこの発生が続いております詰め込み保育などを制度として認めることにしております。

また、市町村では、介護保険制度と同じように親の勤務状態や病気その他の事情によって保育所の利用時間を定め、利用券、または現金給付をするだけで、保育所探しや保育所との契約はすべて親の責任とするとしております。したがって、保育も子供が受けられるのは、親の勤務状態などによって半日だけだとか、1日置きだとかにされ、それを超えた保育時間はすべて100%の自己負担の徴収をするということが方向づけられ、介護保険と同じように、すべて自己負担となります。

乳幼児にとって、自分のことをよく知ってくれている保育士や、泣いたり、笑ったり、怒ったりしながらともに育て合っていく同世代の集団生活や諸行事が安定して行われ、安心した毎日が過ごせることが心身の健全な成長、保育にとって欠かせないものですが、その土台そのものが壊されることになりかねません。

不安定な保育所にしたら、多くの困難を乗り越えて必死に働き、子育てをしている世代をますます苦しめ、地域と国の将来を大きく脅かすものとなります。

全国の保育関係者や保護者の強い声に押され、ことし1月現在で32の都道府県議会と173

の市区議会で新システム反対や懸念を表明する意見書が採択されておりますが、賛成するというの是一件もありませんでした。

地域と国、子供たちの未来のためにも、ぜひ関係市町村長の皆さんとも協力しながら、児童福祉法によります国と市町村の責任によります現行保育制度を守るために、力を尽くしていただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員のほうから、保育行政につきましての御質問でございます。

今御質問の中にもございましたけれども、3党合意によりまして新しい子ども・子育て新システムということは、どうも今回流れそうだというような気配でございます。そうした形の中において、現行の保育園、そして幼稚園というような制度につきまして、より一層精査をしていくということにとどまるのではないかなあというふうに思っております。もし仮にこの子ども・子育て新システムが法案として通れば、我々としては保護者の皆様、そしてさまざまな私どもの保育園行政に対していろんなかわりがあるわけでございますけれども、そうしたことに対しては、しっかりと精査をしていきたいというふうに思っております。我々としては、今9つの保育所があるわけでございますけれども、しっかりとその辺のところの現行のあり方、改善すべきところは改善をするという方向で、市のほうとして考えていきたいというふうに思っております。

子ども・子育て新システムにつきましては、もう少し成り行き、動向を定めていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮十五郎議員。

5番（三宮十五郎君） 全面的な実施については、見送られることに多分なると思いますが、ただこの土台そのものは、小泉政権当時につくられたものでありまして、その内容の中で動いていることでございますので、ぜひ、今市長も注視していくというふうにおっしゃられましたが、よく見ていただく。同時に、もう既に財政的に言いますと、税源移譲やそういうことで、保育所そのものに対する、建設費に対しても、公立の場合は運営費についても一般財源化されているとか、辛うじて今民間の保育所の建設費と運営費ですね。国と県の補助制度があるわけですが、これもなくしていくということが言われておりますので、ぜひ国と市町村の責任で進めていくということについて、この土台を損なわないように、十分注視していただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

次は、保育士の過重負担の解消についてお尋ねいたします。

厳しい雇用状況で、共働き世帯が急増していること、地域の子供の減少なども急速に進みまして、子育て環境が大変悪くなっていく中で、最近の入所児の低年齢化が急増しております。3歳未満児の割合は、全入所児の約27%、保育所によって21%から36%という差はあり

ますが、保育士の配置基準を考えると、目の離せない乳幼児担当の保育士がどの保育所でも多数を占めていると思います。前年4月1日と比べますと、ことしの4月1日では勤務している正・副所長と正規保育士の数は94名となり、育児休業から復職された方がふえたことともございまして、幾らか増強されたとはいえ、大変です。

市長の1期目、就任された後には、正規保育士の極めて大変な仕事の緩和のために、一定の手だてがとられたとかございましたが、その後、行政改革の名のもとに、職員配置基準を入所児の数ぎりぎりに配置することになりまして、保育事業は基本的には正規保育士で賄うことが求められるものでありますが、市の事情によりまして、非正規保育士をたくさん採用していることなどもございまして、保育所運営上の負担が正規保育士に重くなり、一部事務を自宅に持ち帰るような事態も最近出ているように伺っております。

子供の命にかかわる仕事で、休憩も年休などもなかなかとりづらい職場であること、加えて、以前から入所児3歳であれば保育料が安いということが旧弥富町でも十四山村でもされていることから、途中入所時もあったり、あるいは正規雇用や今現在の雇用条件を切り下げないために、育児休暇などを早目に切り上げて復職する人たちもふえ続けております。そのために、低年齢児が増加することによります保育士不足も大変深刻な問題となっております。

こうした状況も考慮し、労働基準法に沿った年次有給休暇や生理休暇への対応や、年度途中での入所見込み、早期の職場復帰が見込まれる保護者の把握なども行い、入所申し込みを現在の入所の前の月として、申し込みがあった時点で職員が不足している場合は、必死になって臨時職員を探す。職員の補充ができなければ入所を断る、こういうことがないようにするためにも、また現在の過重な保育士の負担を解消するためにも、ぜひ一定の保育士の配置基準の見直しをされたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

本市におきましては、保育士の配置は国の最低基準を守り配置しております。年度途中入所により基準を満たさなくなる場合は臨時保育士を採用し、基準を満たすようにし、1人で基準より多くのお子さんを保育するというようなことはございませんし、お子さんの状況によりましては、基準より多くの保育士も配置しております。

また、昼の休憩につきましては、今御指摘のとおりとりづらいところもございまして、臨時保育士と交代してとっております。

ただし、保育士の仕事につきましては、常に子供に事故がないよう気を配っており、神経を使うハードなものと思っております。今後も、保育士の配置につきましては、今までどおり適切に対応してまいりたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 三宮十五郎議員。

5番（三宮十五郎君） 多少は余裕があるようにと今おっしゃられました、以前はもう少し余裕があったわけですが、行革のときにほとんどぎりぎりに切り詰めたことが、大変現場の職員の皆さん苦勞されておりますので、この辺は、今言った年休にしたって、半分とれればいいほうだとか、生理休暇は一件も請求がなかったというんですが、請求できる雰囲気ではないんですよ、職場の状態から考えますと。そうすると、やはりそういう人員の適正配置というのは、もともと労働基準法で一定の年休やそういうものがとれるという条件が定められて職員配置がされているわけですが、多分弥富は、そこは抜かして、とりあえず職員の数があればいいということでございますので、この辺は、せめて行革で切り下げる以前の数字に戻す。特に、なかなか現場の保育士さんたちは、さっき課長もお認めになりましたように、相当無理をしているわけでありますので、ぜひここは市として十分お考えいただきたいと思いますが、再度御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） ただいま御指摘の年次有給休暇につきましても、そういったことを含めた勤務条件にも配慮してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） ぜひ十分な配慮をしながら、職員配置を続けていただきたいと思えます。

次に、保育を初めとする市の子育て支援が果たしてきた未来への投資と現実のまちづくりの土台を支えている役割を踏まえた、市の保育行政を前進させていただくという立場でお尋ねいたします。

地域社会のきずなが薄くなり、子育ての環境が劣化している中で、気になる子供が増加し続けており、保育と保育所の役割が一層大きくなっています。子供たちの状態は落ちついて、保育所でしっかり育ってきている。特に他地域から転入してきてくださった小学校の先生の間から聞かされる感想です。

子育ては未来への投資、子供を大切には、私が議員にさせていただいた昭和43年以来、住民の皆さんや歴代の町長、市長、職員の皆さん、議員の皆さんなど一貫して手を携えて力を尽くしてきたこととございます。ゼロ歳児保育では、周辺の市町におくれをとっておりますが、それ以外では希望者全員が入所できること、県平均より35%安い保育料、飛鳥村に続いて県内で2番目に中学校卒業までの医療費無料制度の実現をするなど、名古屋駅に15分で行ける立地条件とあわせて、子育て世代の定住を促進させるものとなっております。

ゼロメートル災害に一番弱いまちとしてのハンディがある中で、平成17年に比べて22年度には尾張9市の中で5市が人口が減っておりますが、弥富市の人口は、当時の2町村と比べてですが、101.9%と、9市中2番で増加をしております。また、5歳未満児で見ますと、



2つの市が80%台に、当時の子供の数に比べて後退する。あるいは、3市が90%台の前半に後退する中で、99.86%とほぼ横ばいで、増加率では2位、人口に占める割合では9市中1位となっていることは、この間の市民の皆さん、住民の皆さんと行政が一体となって努力してきた結果として特筆すべきことだと思いますが、いかがでしょうか。

また、7つの小学校区に9カ所の公立保育所を持ち、私立の幼稚園や周辺市町の保育所も利用できる安定した子育て支援の仕組みは、人口と子供の減少防止のほかに、当初考えていなかった効果をあらわしております。不況と所得の減少の中で、税や社会保険料が引き上げられていることがデフレを一層ひどくしている中で、国や多くの市町が税収の大幅な落ち込みで苦しんでおりますが、弥富市は23年度の税収は75億円を超え、旧町村時代を含めて最高の税収となり、1人当たりの税収では、一宮市や江南市の市税と地方消費税を含む国などからの8つの交付金、地方交付税とその不足分を補てんするための臨時財政対策債の1人当たり合計額を超えるものとなっておりますが、その増収の一つの要因が、子育て支援制度の充実によって、働き盛り世代の定住が進み、個人市民税の落ち込みが他の市町に比べて少なくなっていること、個人市民税と法人市民税の減少を上回る固定資産税の増収にも大きく寄与していることです。

個人市民税では、平成17年の9市の比較では、9市というのは合併した町村の現状で、17年度の9市の合併後市町村は全部統合した計算をしておりますが、9市の比率では、弥富・十四山の合計で4位、金額では平均額を下回るものでしたが、23年度の見込みではトップの岩倉市とほぼ同額で、1・2位を争う状態となっております。

固定資産税は、景気後退のもとで苦しむ平島の区画整理事業などを子育て世代の流入が支え、全市的にも2世代住宅への建てかえなどが進んでいます。市街化区域農地の相続税対策としての子育て世代の増加に伴う人口増加が、賃貸マンション等の経営の下支えの力となっております。

税収を支えている固定資産税で見ましても、18年度以降の臨海部の企業立地によります税収の増加分の合計は、名港管理組合が企業に貸与している土地の固定資産税相当額として交付してくる分も合わせて、累計で17億5,000万円となりますが、これは基本的に直近の増加している分の合計額であります。

一方で、この間の家屋や工場等の設備の古くなったことによります減収分等を差し引いた固定資産税全体の増加分が約31億7,000万円あることを考えますと、臨海部以外の固定資産税の増加分が臨海部での増加を上回っていると考えていいと思います。

未来への投資として進めてきた子育て支援が、人口や子供の減少を食い止めるだけでなく、町の活性化や税収の向上にも大きな役割を果たしております。24年度は、16歳未満の年少扶養控除の廃止によりまして、市で子育て世代の市民税が1億2,000万円負担がふえることに

なっております。24年度保育料は、市民や議会の強い要請もあり、経済状況等も考慮されて、最終的には市長の決断によって保育料の値上げが中止されましたが、国の施策は子育て世代をさらに苦しめるものとなっております。幸い、弥富市は白鳥保育所の改築計画が進められるなど、学校・保育所の施設は当面の需要を十分満たす整備が終了することになります。この間の子育て支援が果たしてきた役割、位置づけ、子育てするなら弥富でというイメージをさらに発展させる市政活性化の役割をきちんと評価して、市の総合計画の中でも正しく位置づけていただく。とりわけ、保育料の値上げ問題やこうした問題を十分考慮しない中で、しかも税源移譲が行われて、以前に1億5,000万円ほど、国と県の運営費負担金がなくなったわけではありますが、税源移譲で最初の年に3億9,900万円ほどの移譲があり、現在では私は税収が減っておる中でふえておるといのは仕組みから来ておることだと思っておりますが、不思議に思っておりますが、5億円を超える税源移譲があることもありまして、こういう問題は中止された保育料値上げ案の提起のときには十分検討されずに行われたわけではありますが、こういうことも含めてきちんと、今弥富市の子育て支援がまちの将来や地域の将来、ひいては国の将来に果たしている役割を改めてきちんと評価をしていただいて、今後の保育行政を進めていただきたいと思います。市長の御見解をお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員に、保育行政につきまして御質問をいただきました。私のほうから御答弁申し上げたいと思います。

保育行政の中で、3つほどの課題があるかなあというふうに思っております。1つは、先ほど所管のほうからもお話をさせていただきましたけれども、保育士のあり方でございます。保育士の仕事が非常にタイトで、厳しい状況にあるわけでございますけれども、そういった形の中で、少なくとも臨時保育士というものを採用しながらやってきてはおるわけでございますけれども、なかなかその臨時保育士の採用につきましても思うようにいかないのがきょうこのごろでございます。

ハローワークであるとか、さまざまな形で、あるいは先輩の保育士さんのほうにも直接お電話をさせてながら、その臨時保育士に対して採用の確保をという形で考えておるわけでございますけれども、大変厳しい状況でございます。

こういった状況におきましては、来年度、平成25年度の保育士の採用に当たりましては、当初計画したよりも少し増員計画をしていかないと、なかなか臨時保育士があてがわれないというようなことに対して考えておるところでございます。これからしっかりと精査をしながら、保育士の増員計画を立てていきたいと思っておりますのが1つでございます。

それから待機児童というか、幼児をゼロにしていきたいということは、かねがね私としても、三宮議員等々の御質問に対してもお答えをさせていただいております。

そういった形の中で、一方では看板として、子育てするなら弥富でということを行っている以上は、待機乳児があってはならないということにも、裏腹の関係として持っているところでございます。そうした形に対して、これからも一生懸命努力していきたいというふうに思っております。

この辺のところにおきましては、ゼロ歳児ということに対して拡大をしたものですから、そのところに集中しているということが一つの要因としてあることもつけ加えさせていただきます。

それから保育料金の問題でございます。先ほど三宮議員のほうからは、さまざまな税収という形の中でも御質問いただきました。

確かに今、税収、ことし4月の段階では、23年度におきましては102%ほどの税収を納めさせていただくところでございます。しかし、唯一前年を下回っておるのが個人市民税でございます。個人市民税につきましては、やはり経済的な不況感、あるいは個人の所得が伸び悩んでおるとということに対して強く思っておるところでございます。このことが回復しない限りは、保育料という問題に転嫁することはなかなか厳しいなあと思っておるところでございます。平成25年度におきましては、一たん平成24年度と同様に据え置きを考えていきたいというふうに思っております。

しかしながら、三宮議員御指摘のとおり、今、保育行政の中における財政は、歳入と歳出のバランスが大きく崩れておることも事実でございます。三位一体改革のところから、私どもに対する補助金が大幅に減額になってきているということで、先ほど説明があったとおりでございます。しかし、そういった形の中で、私どもとしては税収を確保しながら、子育てという分野において大きな柱づくりをしているわけでございますので、平成25年度は現行のとおりでやっていきたいというふうに思っております。しかしながら、これは協議を重ねることによって、保育料の改正という問題につきましても、経済の復興のあり方ということにつきましても、よく検討しながら今後の課題にしていきたいというふうに思っておるところでございます。

そういうようなことで、弥富市の保育行政が後退しないように、議員の皆様のお力添えもいただきながら頑張っていこうというふうに思っておるところでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） そのバランスということと言いますと、一番大きい問題はやっぱり国の税源移譲で、直接保育所の建設費や運営費の補助が公立の場合なくなったという問題があるんですが、愛知県の多くの市町は、ほとんど税源移譲分なんかとっくに吹っ飛んでしまっておるわけですね、税の減収で。弥富は、西部臨海工業地帯があったことも、要するに企

業立地の問題があったことでもあります。結構個人市民税の落ち込みは、9市の中で一番少ない状態だとか、あるいは固定資産税がふえる背景、あるいは平島などの区画整理、これは景気が後退する中でやったことですから非常に大変だったんですが、やっぱりこの子育て支援でたくさんの方が来てくださったことが大きな力になっておりますので、総合的な問題としてとらえていただくというんですか、東京都の江戸川区だったと思いますが、子育て支援では、あそこなんかとは財政状況が違いますから比較はできませんが、びっくりするような支援をやって、東京都の中ではずば抜けた子供の数の増加を図っておるんですよね。そういうことも含めて、ぜひこの問題は、バランス問題に限定せずに、市の活性化の中で果たしている役割と未来への投資ということも含めて、引き続いて御検討いただくことを強く求めて、この質問を終わり、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、障害者や高齢者の暮らしの願いにこたえる支援をとということで、幾つかお尋ねいたします。

病気や経済的な理由を主な原因に、毎年3万人を超える人々がみずから命を絶つという、他の先進国に例を見ない極めて異常な状態が、貧困と社会的格差がますます広がることとあわせて続き、ハンディを持つ人々のセーフティーネットがますます強く求められております。

弥富市では、4月1日現在で、身体障害者手帳と療育手帳、精神障害者福祉手帳の発給を受けている方が、先ほども1,800名近くあることが報告されましたが、またもう一方で介護保険の要介護認定と要支援認定を受けている人を合わせますと、こちらも、当然重複はあるわけではありますが、1,437名となっております。介護保険加入者のうち、本人も世帯もともに非課税の人が約18%、1,700名を超えており、他の所得と公的年金も合わせて80万円以下の収入しかない人が1,000人を超えておりますが、そのうちの90%を超える人々は生活保護を受けずに暮らしております。

健康で文化的な最低生活の保障、市民の命と暮らしを守るという立場から、必要な支援が行われるかどうかは、ハンディを持っている皆さんにとって死活問題となっております。

必要な人に必要な支援が行われることを求めまして、幾つかの点について具体的にお尋ねをいたします。

初めに、ことしの4月から障害者の皆さんのタクシー利用券が、利用者の皆さんや議会ともほとんど協議もなしに、自動車税の免除かタクシーチケットの選択制に変更されたことについてお尋ねいたします。

もともと自動車税の障害者減免とタクシーチケット制度は、独立したものであり、移動障害のある方は部位1カ所で6級以上の身障手帳のある方は、本人の車で本人が運転される場合には認められるものでございます。また、一定以上の重い障害がある場合には、障害者本人の所有の車で、同居の家族等が運転する場合に認められている制度でございます。

タクシーチケットは、それぞれの市町村で基準を決めて、ハンディを持っている人の移動手段を保障するためにつくられたもので、海部地区や西尾張地方では併用が今でも主流となっています。特に家族が運転する場合は、毎日、あるいは勤務している場合には、家族が昼間の通院などに移送することはほとんど不可能であります。また、現在のチケット利用状況を見ましても、22年度の利用数は、対象の障害者の方で考えますと、1人11枚程度の利用でありまして、そんなに過大なものではありません。ハンディを理由に日常生活や社会活動に健常者との差別をなくするという制度の趣旨から考えるなら、諸事情で自動車を利用できない人々や、駅や公共施設から当市の状況で大変離れている十四山だとか鍋田地区、こういうところの人たちに対しては割り増し交付をすることが強く望まれるものでございます。また、利用していた人に不利益が生じるような改正につきましては、事前の十分な調査と説明が行われて、納得の上で行うべきであります。まずもとに戻して、改善の協議をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

もう1つは、介護認定を受けている皆さんに年間24枚の高齢者タクシーチケットを交付しておりますが、これはつくられた経緯から、通院の支援ということで、通院支援に限定されております。しかし、年間24枚ということだとか、あるいは中にはもう身体障害者手帳を持たない重度障害の方が180名も市が認定をしていると、税金の控除の関係でね。そういう状況を考えて、少なくともこの人たちの利用については、そういう通院のみに限定せずに、障害者タクシーと、数が少ないこともありますので、似たような支援をして生活の質を少しでも上げていただくということについて、そういう方向で頑張ってくださいが必要だと思っておりますが、御見解をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えさせていただきます。

心身障害者福祉タクシー料金助成についての御質問でございますが、この事業は平成21年度から新たに精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象に、平成22年度からは自動車税の減免を受けていない方には交付枚数を年間48枚に増加するとともに、利用可能枚数を1回の乗車につき2枚まで利用可能とするなど、皆様に利用していただきやすいよう見直しを図ってまいりました。しかし、今年度より自動車税の減免を受けている方は対象外とさせていただきます。その理由といたしましては、先ほど議員さんおっしゃいましたが、自動車税の減免は身体障害者が所有し、その障害者自身が運転使用する自動車、それから身体障害者などが所有し、専らその身体障害者の方々の通学・通院などのために生計を一にする方が運転する自動車を対象でございます。よって、自動車税の減免を受けておみえの方につきましては、障害者の方の移動手段である自家用車を所有されておまして、専ら障害者の方のために使用する目的で自動車税の減免を受けておみえであり、いわば既に減免という形で、行政

より移動支援を受けておみえになるわけでございます。この方から、今年度より対象外とさせていただきます。

市といたしましては、タクシー料金助成事業のほかにも心身障害者扶助料、精神障害者給付金など市の単独事業もございます。支給額は、他の市と比較をいたしましても充実していると考えております。また、市の支援といたしまして、子ども医療や配食サービスなど市独自の事業を充実させておりますので、自動車税の減免を受けてみえる方を対象外としたことにつきましては御理解をいただきたいと思っております。

なお、高齢者等福祉タクシー料金助成につきましては、現在は医療機関に治療のための通院に限られておりますが、平成25年度からは見直しをさせていただく予定でございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 三宮十五郎議員。

5番（三宮十五郎君） タクシーの利用の場合、身体障害者の方はいろいろハンディを抱えておりますから、例えば本人が自動車税の減免を受けている場合でも、調子が悪ければ当然、免除しておっても利用できない場合もありますし、ましてや先ほども申し上げましたが、家族が運転するという場合に、実際に家族の方が勤めている場合、昼間の利用なんていうのはほとんど不可能ですね、現実の問題として。しかも、使われる割合が、全部の対象者に比べても、先ほど課長がおっしゃられたように、改善して、使いやすいようにということである配慮いただいても、せいぜい平均すると、22年度の実績が11枚程度ということから考えますと、理屈の上ではどちらか受けておるからいいだろうというんですが、そういうふうにはいかないところがあるということについても、十分、この点についてはほかの質問がありますので繰り返しますが、例えば足の関節の1つがふぐあいがあって、正座できない程度で、歩行には全く関係ない場合でも、下肢の場合は6級の手帳が出ますから、この場合は自分で運転するということが使えるわけですので、同じ制度じゃない関係もありますし、さっき申し上げましたようなハンディのある人たちが利用するということが言うと、やっぱり困ったときにサポートする仕組みというのは残していくべきではないか。特に海部地区では、完全に併用が主流ですよ。ここについてもよく御考慮いただいて、御検討いただくことを求めて、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、身体障害者手帳が入手できないために、必要なサービスから除外されている問題を解決することについてお尋ねいたします。

深刻な医師不足や制度の不備から、身体障害者手帳の取得のための診断書を書いてもらうことができず、必要なサービスから除外されている人が少なくありません。医師不足と障害者手帳取得のための診断書は、診断にかなりの時間がかかるにもかかわらず、病院の収入は3,000円前後という診断書料だけでございますので、とてもどの病院にとっても、私も知り

合いの開業医のドクターに何とかということで相談してみたんですが、予約をしていただいて、余裕があれば受けるけれども、とても、日常的に来られたら、私たちの仕事みんなできなくなりますというような状況があります。したがって、ずうっと、これは弥富だけじゃなくて、この周辺の医療機関、大手も小さいところもみんな同じような問題を抱えております。

弥富市の場合、23年度の確定申告のために、介護認定者のうち重度障害に相当する1・2級相当の特別障害者手帳と、それ以下の普通障害用の証明書につきまして、1・2級の手帳を持っている人は必要ではありませんので、名簿でわかっているからです、それを除外して780名の方にこの税金の控除のための証明書の発給について照会をしたところ、460名の方から申請があり、160名が特別障害者1・2級相当で認定をされ、289名が普通障害の証明書の発給を受けております。前年もその前も、ずうっとこのところ同じような状態が続いておるわけでありましたが、やっぱり最大の理由は、今の医師不足、それから費用が極端に安いということがネックになっております。

身体障害者手帳があれば、3級の方は保険対象の医療費が無料になり、障害の内容によって、国だとか県だとか市から、または両方から手当が支給されますが、こうしたサービスから除外され続けております。特に所得の低い人々にとって、こうした条件下に置かれているのに、診断書を書いてもらえないためにサービスから除外されるというのは、これも本当に辛いことでもあります。ぜひ次のことについてお考えいただきたいと思いますので、幾つかの項目でお尋ねさせていただきます。

せめて、各医療機関には、現在治療中や手術の後の患者については、可能な限り障害者手帳のための診断書を書いていただけるよう依頼をしていただくこと。それから、行くのが大変なんですが、熱田の健身会館で、今やっているかどうかちょっと私も確信がありませんが、ここで曜日を決めて、障害の部位ごとに手帳を発給のための診断書を書いていただく、こういう事業がされているようでございますが、江南市などは社会福祉協議会の車でそういう該当者を送迎して、手帳の受給をしてもらうということもやっておりますが、こういう県のサービスが活用できる余地があるかどうか、確認をいただきたいと思います。

それから、なかなか今の状態、私はすぐに解決できないことだと思いますので、市町村の介護認定の証明によって、例えば障害者の医療無料制度につきましては、県と市の共同の制度でありますので、双方が認めれば障害者医療の無料制度に取り入れることができますし、それから自動車税等につきましても、県と町の制度でありますので、私はこれは県と市がその気になればできるのではないかと思います。県の制度として、この障害者医療など、あるいは障害者サービスの無料制度の中に、こういう状態がずっと続くという前提なら、組み入れていただくような協議をしていただくことが必要ではないか。それができない場合、例えば弥富市の場合につきましては、精神障害者福祉手帳の1・2級だとか、それから自立支

援医療の対象の人につきましては、後期高齢者医療制度では、これは市の単独の無料制度に今していますよね、後期高齢者医療制度の方については、そういうことを考えると、せめてこの精神障害者福祉手帳の1・2級相当の方については、後期でない方も市の無料制度に組み入れていただくこと。

あるいはもう1つは、行政のほうはいろんなデータを持っていますが、例えば介護で寝たきりの人たちが国の特別障害者の手当の対象になるかどうかは、本人たちは全くわからないわけですよね。そうすると、市のほうでそういうことが該当だと思えるような方については、ぜひ調査をしていただいて、在宅の方は多分対象になると思うんですよね。そういう情報提供をして、必要な措置をとっていかとか、特に県が65歳以上の新たな重度障害の人を除外している中で、国の制度に該当する人が利用できれば、これはまたその人たちにとっては大変大きな助けになりますので、そうした問題について、市として今どういうことができるか、どういうふうにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） 三宮議員の御質問にお答えします。

1点目の診断書の依頼につきましては、診療機関のほうへ依頼をかけたいということと考えております。

また、診断書を出していただけるかとの2点目の御質問につきましては、制度につきましては現状としては確認しておりませんので、確認をさせていただきたいと思います。

それから3点目の、要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者認定書が交付された方に福祉医療制度の適用ということにつきまして、この障害者控除対象者認定書は、高齢者の所得税法の取り扱い及び高齢者の地方税法上の取り扱いに基づく要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者認定書であり、要介護度及び認定調査員の調査票によるものでございます。

障害者福祉法による福祉の措置は、一定程度以上の障害を有する者に対して行われており、個々に措置を行うに当たり、あらかじめ障害の程度を認定し、障害者手帳が交付されています。

また、診断書の発行につきまして、海南病院のほうへ確認しましたところ、海南病院が発行する診断書につきましては、患者から申請があれば、2週間をめぐりに発行するとのことでした。ただし、症状が固定していない場合は、症状が固定してからになるとのことでした。

福祉医療制度につきましては、現行医師の判断に基づく手帳の等級等により適用しており、市独自の障害認定による給付は考えておりません。御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 口ではいろいろきれいごとで幾らでも言えるんですが、事態はそんな



な状態では全くない。だから、寝たきりやいろんな人たちがみんな障害者の診断書を書いていただくことができない状態。例えば20年の制度が変わる前に、そういう大きい病院で、糖尿病で足を切断した人が身体障害者手帳を書けていただきました。しかも、御丁寧に、糖尿病の担当の内科医と書いて、肢体の整形と両方の医師が印を押して、今のその人の切断の部位だけでいくと4級なんです。ところが、えそで切断したわけですから、補装具なんかつけられませんからね。片足で立てない場合は身障2級になるんですね。それを4級と書いて送る。県のほうは県のほうで、何の不信も持たずに4級を認めて、4月以降に私どもはその診断書を見せていただいて、これはおかしいといって別の医師にお願いして書いていただいて送ったら、即2級になるわけですよ。だから、本当に、私のところへ来たってまともな診断書はとて書けませんよとっておるとしか考えられないようなことが現実に行われております。足の悪い人が、せめて病院の直近の駐車場にとめたいということをお願いしたら、きょうはどこの駐車場にとめてきたと聞いて、それだけ歩いてこれるなら、とて診断書は出ませんというんですが、全く違うんですよ。

今言ったように、わずか1時間か、場合によっては1時間半も検査したりでかかることで、3,000円ぐらいしか病院に収入がないことをやっておいたら、今の時期に病院としては仕事できないんです。だから、この問題は、私は当面解決せずにはずうっと続いていく問題であって、そうしたら愛知県と市が共通の制度でありますので、ここで協議をして、愛知県と市が決める。国の補助金をもらっておるわけじゃないわけでしょう。あるいは弥富市の上乗せ制度にしたって、市が独自で判断してやっていることですよ。だから、そういう問題として考えないと、解決できればいいですよ。私は、この問題は当面解決できないと見ています。そんなに今のドクターの状態が余裕があるなんてとて考えられませんし、そんな3,000円や5,000円の診断書で病院が受けるとも考えられません。

そういう状況だということをよく御理解いただいて、対応していただきたいと思いますが、ちゃんと海南病院なり何々の病院が言っておるといことで済む問題ではないと思いますが、その辺の御認識はいかがですか。

議長（佐藤高君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） 現状といたしまして、福祉医療としまして、市単独部分、子ども医療、それから後期高齢者福祉医療、精神障害者医療につきまして、子ども医療につきましては現行の形で、後期高齢者福祉医療につきましては、確かに手帳でなく、やっている部分がございます。それは、あくまでも医師の診断書ということでやらせていただいております。当然、精神障害者医療につきましても同じでございますけれども、そういう意味で現行としては医師の診断、もしくは手帳ということで考えさせていただいております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 制度の不備で同じような障害を持っている人たちが、しかも1人2人でもいかんですが、相当大量にそういう状況に置かれているという状態は、私は市にとっても県にとっても重大な問題だと思うんですよね。だから、このことについては、ぜひ一度本当に実態についてもきちんと御調査をいただいて、そして本当にそういうものであれば対応をお願いしたいし、それから特に国の特別重度障害の手当ですね。これについて、私は寝たきりの人たちというのは、ほとんど該当するのではないかと思います、その辺は実際の現在の受給者の状況等から見ていかがでしょうか。ちょっと具体的に御答弁は課長のほうからお願いしたいと思いますが。

議長（佐藤高清君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

寝たきりについては、税法上は特別障害者扱いということになっていると思います。それで、三宮議員の言われる障害者控除認定書に基づいて障害者認定をするようにということにつきましても、私ども行政の判断では、見ただけでわかる場合もありますし、体の中のこともございますので、判断がつきにくいことが多々ございますので、やっぱりこれは医師の証明に基づく証明が必要かと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 私がお尋ねしておるのは、今の介護を受けている寝たきりになっているような人が、国の特別障害の対象になる状態の人があるのかなのかということをやっと、実際にわかっておる方からお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長、時間がありませんから、簡潔にお願いします。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） お答えいたします。

私ども介護高齢課のほうで、申請に基づき、普通障害と特別障害の控除証明を出させていたいただいておりますが、これは今私どもがその基準としているのは、出現率というものをデータの的にとりまして、それに基づいて特別障害と普通障害の証明を出させていたいただいております。ということでございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 全然質問の答えになっておりませんので、私がお尋ねしておるのは、常時介護を受けるような障害の状態にある人については、特別障害者手当が出るというふうになっておりますが、その具体的な中身については私たちはわからんものですから、弥富でも何十人という方が毎年受給しておるわけですが、寝たきり老人の人たちが対象に、その障害の程度にもよると思うんですが、基本的になるのかどうかということについては、どなたもおわかりになりませんか。

議長（佐藤高清君） 時間ですので、最終答弁にします。

民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） その件については、再度確認いたしまして、後ほど報告させていただきます。

5番（三宮十五郎君） では、時間が来ましたので終わりますが、非常に大事な問題ですので、現状をきちんと把握していただいて、市の判断を求めたいと思いますので、ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩をします。再開は4時から行います。よろしくお願ひします。

~~~~~  
午後3時50分 休憩  
午後4時00分 再開  
~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤博議員、お願いいたします。

15番（佐藤 博君） 通告に従いまして、服部市長の政策展開の進捗状況検証について、順次質問してまいります。

服部市長の政治姿勢、政策展開を問うとき、3月議会でも述べたように議会での質疑、提案のみに終わることのないように、常にスピード感と決断力による取り組み状況、進捗状況、すなわち実行・実現状況を議会として常に厳しく見詰め、チェック、検証していくことが最も重要であると思うのであります。

今までにも、議会での質疑だけで、取り組み、実行が進んでいないことがよくあり、私の質問、政策提言に対しても、市長の答弁には説得力がないことがよくあり、私の質問、政策提言に対して、言いわけ、言い逃れとしか受けとめることができないようなこともあり、お互いに不信感の一つにつながっていくように感じておるところであります。

このような状況を真摯に改め、有言不実行ではなく有言実行、実現を求めていかなければ弥富のためにはならないと考えるのであります。そのため、同じようなことを質疑しているように見られるかもしれませんが、私の政策提言は、弥富市、弥富市民にとって重要な政策であると確信をいたしておりますので、正しく進捗状況をチェックして、一つ一つが着実に実行、実現していくようにしたいと思います。そのような観点から、昨年度の議会を初め本年3月議会における質疑、提言した課題内容を中心に市長の取り組み姿勢、進捗状況をチェック、検証し、実行、実現に向けてお互いに努力してまいりたいと思っております。

そこで、まず最初に土地改良団体の改革問題の取り組みについて質問をいたします。

先回、時間がなく十分議論することができなかつたために、農家の過剰な経費負担軽減問題の本質について議論をしたいと思ひます。

まず、農家の経常経費負担が大きい根本的な原因については、市長もおよそ御理解をいただいたとは思ひますが、どのように受けとめておられるか、再度、最初にお尋ねをいたします。

議長（佐藤高き君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員の御質問について、お答えを申し上げます。

前段から、いろいろ御指摘をいただくわけですが、行政、私どもが担当させていただき政策の実現、あるいは実行ということに対しては、さまざまな分野にあるわけですが、それが民生事業であったり、あるいは教育事業であったり、開発事業等々でございます。そうした形の中において、私も今まで市民との協働という精神のもと、議会の御承認をいただきながら、一つ一つその課題を職員ともどもクリアしてきたところでございます。

佐藤議員に対して申し上げるまでもなく、行政の政策課題の実現というのは、時間をかけなければできないような問題、そしてまた、時間をかけてもなかなかできない、進まないというような問題もあるわけでございます。そういった形の中において、さまざまな課題において御理解をいただければというふうに思っているわけでございます。決して、その状況の中で、言いわけを言っているとか、言い逃れを言っているということではございません。そういったことに対してお言葉をいただくなれば、いささか私といたしましても不快感を感じるところでございます。

佐藤議員、今までの政策提言は、重要な政策であることは私も思っているところでございます。そして、最初の土地改良の問題につきます経常賦課金が高いということにつきましては、今現在、さまざまな経常賦課金、排水賦課金、あるいは用水の賦課金等々で10アール当たり7,112円という形になっております。この問題につきましては、農業の環境が極めて厳しい状況の中、あるいは米価という問題がなかなか厳しい中、この経常賦課金の問題につきましては、一考を要していかなきゃならないということについては同感でございます。以上でございます。

議長（佐藤高き君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 大体理解をしていただいておりますけれども、その取り組みについては、私はスピード感を持ってやるのが大事だと。最近、市長もスピード感ということをよく言われるようになったわけでありませう。

そこで、先回、排水負担金20%減額したと答弁をされましたが、20%は結局、市の予算で肩がわりをただけではありませうか。これは根本的な解決にはなっていないと私は思うのでありませう。

排水事業関係には、一般排水事業と、ゼロメートル以下の弥富市のような排水対策事業としての地盤沈下対策事業とか湛水防除事業等、いろいろな事業がありますが、これらすべての排水事業は、農業者だけの問題ではなく、弥富市全体の問題であり、直接弥富市が対応すればよい事業であると私は確信をいたしております。

土地改良団体の主たる目的、事業は、農業生産基盤の整備及び開発であります。本来の基盤整備事業は終わっていても、私が以前から指摘してきているように、土地改良団体には旧態依然とした多数の職員がおり、その職員に対する給与、退職金積み立てなど、過剰な経費負担が課せられているのであり、これが問題なんです。これをどうするかということが、私はスピード感を持って対処することでなければならないと、このように思っております。

市街化区域の区画整理事業においても、事業が終結すれば組合は解散をし、その後は市が直接維持管理しているのであります。現在、土地改良団体が行っている業務、土地改良団体がなければできない業務とはどのようなことか、具体的に示していただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 土地改良事業における趣旨、目的ということにつきましては、佐藤議員が申されたとおりでございます。農村、農業の整備基盤事業を主たる目的としているわけでございます。

その事業が終わったというふうな解釈をしていただいているようでございますが、私は決してそうではないというふうに思っているところでございます。何も問題をすりかえる意思はございませんけれども、昨年3月11日東日本大震災を一つの教訓として、国を挙げて防災・減災ということに対して対策が講じられているところでございます。政府もことしに入りまして、国の4次補正という形の中で800億の補正予算を計上したところでございます。これは、新しい政権にとって初めてのことでないかというふうに思っております。いわゆる土地改良事業ということに対する防災・減災が非常に重要だと、湛水防除事業、あるいは地盤沈下対策事業等々が非常に重要だということが改めて見直されているというふうに思っているところでございます。

愛知県には、その800億のうち40億が参りました。そして、平成24年愛知県の予算といたしまして140億計上されておるわけでございますので、平成24年度の合計は180億の予算で、土地改良事業が県のほうの予算として来ているわけでございます。これは平成21年度、新政権が入る前の予算と同額というような状況でございます。そうした形の中において、私どもといたしましても、伊勢湾台風から五十数年を経過し、整備された用水・排水施設の老朽化が目立つところでございます。そういう状況の中において、湛水防除事業、あるいは地盤沈下対策事業というのを国費、県費という形の中で助成をいただきながら、しっかりと基盤整備をしていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

市では、鍋田土地改良区、弥富土地改良区、十四山土地改良区、孫宝排水土地改良区という形の中において、湛水防除事業、あるいは地盤沈下対策事業、緊急農地防災事業を実施しているところでございます。土地改良事業でないとなかなかできるものではないというふうに確信をしているところでございます。

これらの事業におきましては、農家の皆様にも同意をいただき、そして各土地改良区の申請による事業でございますので、ある意味では県営の各事業として実施いただいているところでございます。今後、ゲリラ豪雨であるとか、あるいは自然災害という市民の皆様のご生命、財産を守る上において大きく貢献していかなくちゃならない、整備事業を進めていかなくちゃならないというふうに思っているところでございます。

具体的な事業につきましては、開発部のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

土地改良区が行っております業務、事業について御説明をさせていただきます。

土地改良区につきましては、土地改良事業計画定款及び規約の定めによることによりまして排水施設の新設、改修及びかんがい施設の改修、並びに維持管理等を行っております。

また、このような施設につきましては、改修等事業において、鍋田土地改良区、十四山土地改良区、孫宝排水土地改良区におきまして、県営湛水防除事業、地盤沈下対策事業、緊急農地防災事業等が実施されております。

今年度におきましては、まず最初に湛水防除事業でございます。鍋田2期地区におきまして排水機場の更新、新孫宝地区におきまして排水機場の場内整備、大神場地区で排水機場の工事を行っております。

続きまして、地盤沈下対策事業におきましては、木曾川用水地区・稻荷末広地区での用水路の改修工事。

3つ目といたしまして、緊急農地防災事業におきましては、鍋田3期地区で排水路改修のための測量調査設計、稲元地区におきましては排水機場の更新。

4つ目といたしまして、特定農業用管水路特別対策事業でございます。通称特特事業と申しておりますが、これにつきましては、本部田南地区での排水路の改修、狐地三好地区での測量調査設計を予定しております。これらの事業につきましては、土地改良法に基づきまして、農家の皆さん方の同意をいただき、土地改良区の申請により事業を行い、愛知県において県営の各種事業を実施していただいております。それと、弥富土地改良区を初めそれぞれの土地改良区におきましては、単独土地改良事業として、用排水機場の整備、排水路整備の事業も行っております。

土地改良区は、農業を営む上で必要な農業用水の維持管理や排水路の整備・管理だけでなく、混住化が進展しております当地区の農地や雨水、各家庭からの雑排水等を土地改良区に依存しているのが現状でございます。市民の皆様方の生命・財産を守る上で、大きく貢献していただいております。

また、社会情勢が大きく変化する中、農地や農業施設等は、食料の安定供給に欠かせない大切な基盤でもございます。美しい環境などの維持、また保全等多面的機能を有する大切な資源でもございます。今年度より市内43集落、14地区におきまして、農地・水保全管理支払交付金事業も行っております。

このように、地域の皆様とともに土地改良区が大きくかわり、地区の環境保全にも貢献していただいております。このように土地改良区は、非常に公共性の高い事業を実施する団体でございますので、現在行っております事業と業務について御説明をさせていただきました。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） この予算が、たまたま農水省で土地改良区という形に編成されておるだけであって、これは一般の排水事業と同じようにやることはできないのかということです。私は、例えば市街化区域の中であれば、全部市が当然行っておるわけでありまして。ただ、国土交通省とか農水省とかというような予算区分が行われておるだけであって、市が直接、直轄でやったら別にいいわけじゃないかなと思うわけです。それぞれの地域において、それぞれの地主なり、それぞれの関係者に市が対応すればいいことであって、土地改良団体でなければできないというように限定することこそ、私は不自然ではなからうかと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 議員のおっしゃることはよくわかっておりますが、ただ、現在の土地改良法に基づきまして土地改良区が設置されております関係上もございまして、こういった事業に対して、市も何らかの形で補助してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） それじゃあ、土地改良区がなかった場合にはどうするんですか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 土地改良区がなかった場合についてでございますが、現在私どものほうは合併準備会というのを設立して、一日でも早い合併を望んでおりまして、再度作業部会のほうで検討させていただいて、いきなりなくすのではなくて、徐々に合併をして考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） それは、結局農家の負担軽減のために土地改良区の合併をして、職員数を減らしていくということでしょう。別に何も市が直接、直轄事業としてやっても私はいんじゃないかと思うんです。

そういう点で、私の考えておるのは、用水事業は受益者負担。したがって農家が負担をすべきであります。しかし、排水事業は農家だけの排水じゃないんです。全体の排水なんです。だから、私は市が直轄でやれば良いという考え方を持っておりますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 経常賦課金を構成する用水賦課金と排水賦課金があるわけでございますけれども、議員おっしゃるとおりで、排水に対する賦課金というのは市全体で今後は持つべきであろうという形の中で、昨年私は排水賦課金に対して20%の削減をさせていただいたところでございます。また、これは全体の予算との絡みがあるわけでございますけれども、平成25年におきましても、また再度検討していきたいというふうに思っております。排水賦課金というものにつきましては、生活雑排水も含めて、用水路にいろんなものが流れるわけでございますので、市全体という形の中での考え方については賛成をいたします。

議長（佐藤高君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 大体御理解をいただいたと思いますが、これからのあり方としては、排水事業は市が直轄としてやるべきです。湛水防除事業であろうと、あるいは地盤沈下対策事業であろうと、私はたまたまこういう事業が起こった経緯を知っておりますが、農水省の予算で始めたために土地改良団体ということでやってきたんです。今は時代感覚からして、市が直接やるべきだと思っております。

ですから、用水事業だけは、やっぱり受益者負担ということで考えていくべきだと私は思いますので、その点についてはおおむね御理解はいただいたと思いますので、用水関係だけでやっていただければいいと思うんです。

そこで、今、土地改良団体の合併問題について、開発部長のほうから3月の議会で合併問題の協議が行われるというように言われたわけではありますが、特に、今、土地改良団体の合併問題について考えるとき、それぞれの土地改良団体に多額の財産とか預金、特に今は転用決済金などの処理があるわけがあります。これが障害になって、なかなか合併が難しいというように私は理解をしておるところであります。特に、海部土地改良区においては、聞くところによりますと十数億円という転用決済金があると言われております。3月議会において、合併協議会ができると答弁がありましたが、このような問題等について、どの程度問題点の核心協議が進められているのか、その点についてお尋ねをいたします。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。



開発部長（石川敏彦君） お答えします。

以前にも御指摘をいただいておりますが、土地改良区の改革、中でも合併問題でございますが、3月26日に弥富・鍋田・十四山・孫宝排水の4土地改良区の合併準備会を立ち上げまして、規約の規定、合併スケジュール、合併に関する協議事項等の説明をさせていただいております。また、5月28日には、第1回の作業部会で部会長の選任、また合併に向けての作業部会検討内容の概要について協議がされました。

次回の作業部会でございますが、7月19日に予定して開催し、以後年6回ほどでございますが予定して、資料作成から統合整備に向けての検討会を行う予定でございます。この検討内容につきましては、維持管理計画の作成に伴う施設調書等の資料の収集及び整理、定款、規約等の作成、選挙区、総代、役員の定数の検討、組織及び運営に関する事務所の場所等でございますが、これらに関する事、経費の賦課基準に関する事、財産に関する事、職員、給料等の現状の把握、合併の方法、時期、その他合併推進に関する事等、合併に向けての課題、問題点は多いと思っておりますが、推進していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 大体合併の見通しはどの点に思っておられるか、その点について。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 合併の問題につきましては、これからそれぞれの土地改良区の団体、そしてまた土地改良区そのものの、それぞれの役員の構成がございます。そうした形の中で、しっかりと協議をしていかなきゃならないわけでございます。土地改良区そのものが芽生えた歴史というものも大変長い歴史があるわけございまして、そういった形の中において、時間もかかるだろうというふうに思っております。

しかし、農家の経常賦課金、そういった形の中での提言ということにつきましては、合併と同時並行的に進めながらやっていかなきゃならないというふうに思っております。大変厳しい農業環境でございますので、経常賦課金のまず軽減ということも含めて、これを進めていきたいというふうに思っております。

今、具体的にいつまでに合併協議をするということにつきましては、そのスケジュールをしておるところではございません。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） これはスピード感を持ってやるべきことだと思っております。今、農家の方は、もうからん、もうからんと言いながらも、経常賦課金が大変高いんですよ。だから、その経常賦課金を軽減するためには、合併をいかに早く進めるかの問題なんです。難しい、難しいという言いわけではなかなか進まんと思っておりますから、速やかにやるように。そし

て、もし合併が進まないようなことであれば、この土地改良団体への補助金も一部凍結してはどうかと、そのぐらいの覚悟で推進されることを私はまず要望として伝えておきます。

続いて、昨年の6月議会において私が示した各土地改良団体の職員数、農家の過剰な賦課金問題に対して、服部市長は、海部土地改良区の職員の人数について、非常に多いかなあというふうに思っております、これは議事録にも残っております、と感想答弁がありました。

服部市長は、海部土地改良区の理事であります。海部土地改良団体の職員の数、過剰な人件費、1反2,400円という過剰な賦課金問題等に対して、服部市長は海部土地改良区に対しての取り組みを示されたかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

また、多額な転用決済金の使途についての考え方、明確な方針を示されたかどうか尋ねます。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 海部土地改良区につきましての御質問でございます。

職員数等々におきます私の発言ということでございますけれども、確かに私はそのとおり、その御質問に対しては答えた記憶はしっかりしておるわけでございますけれども、そのときにもう少し、私として軽率だったのは4市1町1村というような非常に広域的な面積である、あるいは耕作面積におきましても5,000ヘクタールを超える耕作面積を海部土地改良区は管理していただいております。そうしたことにおいては、さまざまな事業を執行する上において、職員の数というのは必要であろうというふうに思っているところでございます。

しかし、その内容につきましては、それぞれが精査していかなきゃならないというふうにも思うわけでございます。正職員が必ずしも正しいということではないんじゃないかなというふうに思っております。この辺のところにつきましては、まだ自分の意見としても申し上げていきたいというふうに思っております。

そして、経常賦課金の問題でございますけれども、賦課金の問題につきましては、先ほども言いましたように4市1町1村という状況でございます。その中での弥富市は、一つの自治体ということにすぎませんので、こういったような問題につきましては、まず海部土地改良区の内部から、この賦課金についてのお話、協議がされるべきであろうというふうに思っております、私から申し上げることでもないというふうに思っております。

また、転用決済金の使途につきましては、石川のほうからお話をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、転用決済金について御説明をさせていただきます。

農地転用後に残った農地、すなわち農家の方々が負担を受けます土地改良施設費用等の負

担を担うために行うものでございまして、負担の公平さを図るために必要というふうにお聞きしております。

また、転用決済金の使途につきましては、海部土地改良区に確認しましたところ、転用決済金の管理運営規定がございます。これに基づきまして、転用決済金は特別会計において積み立てをし、必要に応じて一般会計へ繰り出し、事業費、負担金、運営事務費、施設維持管理費、償還金等に充当するというふうになっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 市長が、海部土地改良区の構成団体が非常に大きいわけで、内部からということですが、市長自身も海部土地改良区の理事ですよ。理事というのは、理事者側で運営者ですよ。そこが問題を取り上げなければ、どこが取り上げるんですか、これは。だから、理事であるなら理事として、弥富においてはこういう問題も出ておるんだから、一遍この海部土地改良区の経常賦課金、あるいは人件費というものについての検討が必要ではないかという提言をされてもいいんじゃないかと私は思いますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員の御意見として承っておきます。

経常賦課金という問題につきましては、それぞれの土地改良区が今大変厳しい農業環境という形の中でお考えをいただけるというふうにも思っております。そうした中で、私のほうからそういう発言はさせていただきますけれども、そういった形の中で協議の場があるかどうかにつきましては、この場では答えることができないというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） ぜひ、話題にのせていただいて、改革に取り組まなければ、だれも黙っておったんでは全然改革はできません。この問題についても、私は以前から農家の方々から言われておっても、なかなか言い出す人がなかったから、私は3年前からこの問題を言い出したわけです。真剣にひとつ取り組んでいただきたいと思います。

先日、庁舎改築等特別委員会で、みよし市と岩倉市を視察しました。岩倉市では、土地改良団体は解散したと聞いてきました。尋ねてみますと、私の考えていることと同様に、本来の事業は終わっており、農家の人件費負担が問題となり、排水事業等は市が対応することで土地改良団体は解散したとのことであります。ここと弥富市とは、多少は事情は違うと思います。排水事業は、弥富は非常に重要です。みよし市あたりでは、排水事業は弥富ほどは大きな事業ではないと思っておりますが、一応そういうようなことで解散をしておるんです。

今、方向性としては土地改良団体の解散、土地改良団体がもうなくなっているところもかなり出てきておるように、この愛知県だけではなくて全国的にそういうようなことも聞いておりますので、一応開発部長には事前に通告しておきましたが、大体調査をされたかどうか

お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 御質問にお答えさせていただきます。

解散されている場所等につきまして、私のほうで確認させていただきまして、平成24年3月30日付で解散しました岩倉土地改良区、先ほど議員が言われたとおりでございます。事業が完了いたしまして、今後の計画もなく、土地改良区の事務局は市役所の中でございます。ということもございまして、現在は都市整備課の職員が兼務し、土地改良施設の管理はもともと市で行っておったというふう聞いております。また、賦課金の徴収につきましても、していなかったという経緯もございまして、解散に及んだというふうにお聞きしております。

また、ほかにも事例がございまして、岡崎市にございます葵土地改良区の解散が平成23年12月13日。続きまして、瀬戸市の鳥原土地改良区につきましては、平成24年2月8日に解散したというふうにお聞きしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） そういうふうに、時代の傾向としては、土地改良団体が過剰な経費負担にみんなあえいであるということは事実なんです。ですから、弥富でも一遍に解散はできないかもしれませんが、将来に向けては市でやるという考え方でぜひ取り組んでいただきたいと思いますというわけであります。

ところが、私が一番問題にしたいのは、特にこの海部地区では、土地改良団体存続の基本的な問題として常に感じることは、選挙支援問題が見え隠れするということでもあります。農家の方々も、最近ではその点について矛盾を感じておられる方が多くなってきました。しかし、歴史の中で、選挙運動は予算とか補助金問題と関連がつけられて、もうからない、もうからないと言いながらも、土地改良の役員が認めたこと、頼みに来たことには反対できないという、仲間意識が強いというか、自分が役員になったときのことを考えてか、矛盾を感じていながら追従をしてやってきたという慣習が1つあるわけであります。

そこで、時代は移り変わったのであります。この海部土地改良団体を初め土地改良団体の本質にメスを入れなければ、農家の負担軽減には至らないのであります。私は、前から申し上げておりますように、最終的には土地改良団体職員は整理・清算をし、市の職員で対応するようにすることであると主張してまいりました。また、このことに対して、多くの農家の方々も、ぜひそうしてもらいたいという要望を私は聞いております。役員の方からも聞いております。しかし、前県議であり、現在海部土地改良区の理事長である浜田氏が、市の職員にしたら選挙に使えなくなると反対していたことも、この土地改良団体の役員の方から私は直接聞いたのであります。昨年の県会議員選挙にも浜田氏が候補者を擁立し、土地改良団体が中心になった選挙であったことは事実であります。また服部市長も、この選挙に奔走し、

以来、土地改良団体の支援を受けるように変わってきたとも言われております。

こうしたことを考えていくと、何がいいとか悪いとかということではなくて、やっぱり農家の立場に立った土地改良団体に変えていくことが非常に重要なことではないかと思えます。服部市長も、そうした点で、この選挙問題よりも市民、とりわけ農家の利益を優先にし、事業の終わった土地改良団体の改革に取り組むべきではないかと思えますが、その考え方が市長にあるかどうか、お尋ねをします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 土地改良と選挙というような御質問でございますけれども、いわゆる予算をつけるとか補助金を出すとかいう形の中で、その見返りとして後援会等々に対して政治活動をしているのではないかとございまして、私は、この佐藤議員の発言に対しては少し理解できないところがあるわけでございまして。

最初に言いましたように土地改良事業という、いわゆる農村農業整備事業というのが、国で考え、そして県で考え、それぞれの市町村の役割として、安心・安全の住民の財産・生命を守るという大きな大名目があるわけでございまして。そうした形の中において、さまざまな形で基盤整備事業を実行していかなくちゃならないということをまず原則的にお考えいただきたいというふうに思っております。

佐藤議員、首長の時代はいかがだったでしょうか。やはり土地改良事業という形の中での必要性をお感じになられ、そして、ある意味では政治連盟という一つの団体として、個人の立場ということも含めて選挙活動があったのではないかなというふうに理解するところでございまして。

私も、どここの団体に応援をしていただいて選挙をするということは、ある意味では選挙の常道であるということをおっしゃっているところでございまして。それは、組合活動が組合の候補者を擁立するのと基本的には同じであろう。どここの団体、どここの政治連盟という形の中で選挙をとという形の中においては、あるべきことであろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、事業が終わったという形で土地改良をおっしゃっているわけでございましたが、最初にもお話ししたとおりでございます。国のほうが、いま一度防災・減災という立場の中で土地改良事業をしっかりと見直していこう、あるいは市民の財産・生命をしっかりと守っていこうということの中で、その必要性を説いているわけでございまして。そして必要だから、そこに予算をつけているわけでございまして。そういう状況の中で、私たちがこれからまだまだ基盤整備事業をやっけていかなくちゃならないところがたくさんあるわけでございまして。御理解をいただきながら、私としては必要なところにはお金をつけていくという原則は変えたくありませんので、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 今も申し上げたように、ここ20年ぐらいの間に土地改良団体の使命というのは随分変わったんです。昭和34年の伊勢湾台風後、約30年間、土地改良団体は非常に重要な役割を果たして仕事をやってきました。しかも、土地改良団体をつくったときには、当然行政が指導してつくってきたわけでありまして。

ところが、もう今では、ほぼその目的は達しておるということでありまして。ですから、今、私が申し上げておるのは、土地改良団体は、もう今では以前とは大きく違った状況にあるということ。これがまた、米価の問題や米の生産調整の問題や何かで農家の環境が大きく変わっておるんだから、その変化に対応するようにしてしっかりと農家の利益を守ってやるようにすることが大事なことだということをおは申し上げておるのであって、以前できたときには、恐らく行政と、特に政治家と土地改良団体が一体的であったことは事実であります。しかし、もう今ではそういう時代ではありません。その点だけをしっかりとつけ加えておきます。

さて、きょうも問題になりました土地の有効活用の取り組み状況について、ちょっと質問をしたいと思っております。

先日、私は土地の有効活用について、弥富市としてどのような地域をどのように活用すべきか、総合計画と関連して検討協議されてはどうかということをおは申し上げてきたわけでありまして、その後の経過、進捗状況について検討されたかどうか、その点について質問をいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 弥富市の土地活用ということにつきましては、次の時代を担うという意味において大変重要なことでございます。私たちは平成21年度に、いわゆる西部臨海工業地帯の背後地といたしまして、八穂地区、そして東末広という形の中で、都市計画マスタープランをのせたところでございます。そういう状況の中で、私どもとしては西尾張ブロックの中での企業誘致という定めの中で、都市計画マスタープランを策定していったわけでございます。

昨年12月には、いわゆるアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区というのが愛知県知事から発表があり、川崎重工が企業として、そして弥富市が一つの自治体として認可されたわけでございます。こういう形の中で、私たちとしては、この土地活用という形については、次の弥富を担う中で大変重要な位置づけがあるわけでございます。話をしましたように、企業庁のほうへ二度足を運ばせていただきました。何とか企業庁の御努力によって、一緒になってこの土地活用をしていただけないかということで御相談に参ったわけでございます。そうした状況の中においては、午前中にもお話をさせていただきましたけれども、1つ

は、いわゆる昨年3・11の東日本大震災という状況の中で、新たな造成をしていかないとなかなか土地として利用できない。そしてもう1つは、耕地という形の中で、農業振興地域ということの中で、農地法を外すという形については、極めて厳しい状況にあると。

しかしながら、これも県の具体的な今後のさまざまな航空宇宙産業に対する考え方、そういったことに対してもお話をさせていただきながら、この計画について進めていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 午前中に平野議員から質問があって答弁されておりますので、重複は避けたいと思いますが、私は、南部地区だけでなく、北部地区でも、特に市街化の隣接したところにおいても、この前の3月議会で申し上げたとおりです。ですから、できるだけ、今の耕作放棄地、こんなものが多いようなことでは、弥富市として大変恥ずかしいことだと思いますので、そういうようなことがないように活用することを真剣に考えていくべきだと。そのためには、私は前にも申し上げたように、ひとつ新しい市街化区域に編入をしようとするようなところについての今の固定資産税の減免措置とか、あるいは市街化調整区域でも活用ができるように整理されるまで5年間なら5年間、減免措置をとるとか、そういうようなことが非常に重要でないかと思っておりますので、その点について検討はしていただけるかどうか、再度お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

税務課長（伊藤好彦君） 議員の御質問にお答えをいたします。

市街化区域に隣接している地域で、新たに区画整理など都市基盤整備を進め、市街化区域に編入しようとする場合、あるいは市街化区域に編入できなくても、開発して市街化区域のように土地が有効に活用できるようにした場合には5年間固定資産税の減免措置をとり、その間に有効に活用できるようにしていく考えということでございます。

また、土地活用を促進するために、新たに固定資産税の減免の条例制定との御質問でございますが、市街化区域に編入されれば、農地の課税につきましては、議員御存じのように特定市街化区域の宅地並み課税を平成24年度から実施をいたしておりますので、それに基づきまして軽減率を用いて軽減措置が講じられますが、編入されなければ軽減措置はありません。なお、企業立地奨励措置などの観点からではありますが、他市町村にては、新たに事業所を新設した場合に、いろいろな適用要件がすべて該当した場合、固定資産税の課税免除の適用を行っている自治体がございます。

また、弥富市といたしましても、弥富市企業立地の促進に関する条例による交付奨励金によりまして、新たに立地する企業に対して固定資産税相当額の奨励金を交付しておりまして、有効活用のために、新たな固定資産税の減免の条例制定につきましては、今のところ考えて

おりませんので御理解をお願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 時間がありませんので簡潔にいきます。

できれば、そういう土地活用の有効活用をするために、やっぱり政策として条例等を作成していく、これはもう西部臨海工業地帯等でやったわけですから、それに類してやることは必要だと思いますので、こういう問題については、今後また議論をしていきたいと思います。

続いて、私は昨年9月議会において、現状の市街化区域内の整備が進まないとし街化区域の拡張は不可能であり、特に前ヶ須東勘助地区の現状について、弥富市の責任をただしたことに対して、市長は次のように答弁をしておられます。

土地区画整理事業は、減歩率が高くなるので難しい。しかし、市としてはこのままほうっておくわけにもまいりませんので、この状況を注視し、先日、私もこの地域をしっかりと見させていただきました。これからは、地域に配慮した低未利用地の宅地化に向け、公共下水道、あるいは道路の開業等を進め、前ヶ須地区の基盤整備に努めたいというふうに考えておるところでございます。現状では、なかなか区画整理事業を進めることは難しいということを再度申し上げて答弁いたしますというような答弁がございました。

そこで、市が、現在東勘助地区において道路整備をされているような事実は一向に見当たりませんが、市長の答弁のような市としての基盤整備、とりわけこの道路整備が進んでいるのかどうか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

前ヶ須東地区の基盤整備ということでございますけれども、弥富市の事業としては行っておりません。

この地区の基盤整備、特に道路整備におきましては、やはり議員言われますように民間による宅地開発事業で実施されている状況でございます。この場合ですけれども、やはり開発事業ということで、愛知県の許可が必要ということで、愛知県の指導を受けながら開発基準に照らしまして、道路の配置や道路幅員等につきまして、弥富市と民間事業者と協議を進めまして整備を進めているところでございます。

また、公共下水道事業ということで、今後、計画的に事業を進めていく予定をしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 下水道事業を進めていくということだけど、道路のないところに下水道事業が進むはずはないんだ。そういうあいまいなことを言っておってはいかんということ、いいですか。



そこで、関連して155号の南伸問題とあわせて尋ねておきます。

先日、議会全員とともに大村知事、平井技監に155号線の南伸の事業認可を陳情しました。その後、県から何らかの連絡があったかどうか、答弁があったかどうか。また、市長は今までも大村市長によく陳情してきたと議会で答弁しておられます。よく陳情がされているようであるならば、今回議会の全員が参加して陳情に出かけたということであり、現状からしてそろそろ何らかの方向性が示されてもいいように期待もしていましたが、市長の内容説明の陳情のみに終わり、大村知事の表情は儀礼的な対応であったと私は感じました。このような状況について、市長はどのように感じ、受けとめておられるのかお尋ねします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

名古屋第3環状の南伸につきまして、全員の議員の皆様にご協力いただきまして大村知事のほうへ陳情に出向いていただきまして、心から感謝申し上げます。

知事の受けとめ方というふうな御質問でございますけれども、陳情が終わった後でございますけれども、技監とお話をする機会をいただきました。そして、技監は、今現在進めておる境のところからの南伸を進めていくというのが県の基本的な考え方であるということをお聞かせいただいたところでございます。私といたしましては、技監から知事へそのようなお話が事前にあったのではないかと、これは推測でございますけれども、思っているところでございます。

いずれにいたしましても、いわゆる境からの北伸と、そして南前新田からの南伸ということにつきましては同じ意味での非常に大切なことでございますので、今後とも関係機関に対して陳情をさせていただこうと思っております。地元の国会議員、そして愛知県のさまざまな関係団体、そういった形の中で、この道路計画につきまして同時に進めていくということが基本だろうというふうに思っておりますので、今後とも、議員各位の御尽力をいただければと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） まあ、現状は変わっていないということです。

そこで、私も陳情が終わってから、平井技監に要請をしました。ところが、そのときに言われたことは、市街化区域でありながら道路網もないところであり、区画整理にあわせて155号線の整備をしなければ困難でしょうねという答弁がありました。そこで、私も経験上、以前から区画整理を進言してきたが、市長が減歩率が大きいために区画整理はできないと本会議で明言したために、これから用地買収をするのは非常に困難ですわと。しかし、議会も全力投球をしようということになっておるのでよろしく頼むと、みんなでひとつ頑張りたいというようなことで言ってきたわけであります。

しかし、いずれにしても、ここのところは、いつかは事業認可がおりると思っております。しかし、事業認可がとれても、多分弥富市が用地確保をすることになります。この155号線の用地を取得するためには、155号線用地のみを買収することになれば、ふぞろいの残地が多くできることになり、この残地処理をどのようにするのが、これから用地買収の大変困難な問題になると私は思っております。この残地は恐らく国も買い上げをすることはないと思います。そうした中で、果たしてこの今の現状で155号線の用地買収はできると市長は感じておられるかどうか、尋ねたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお言葉を返すようで大変申しわけございませんけれども、この名古屋第3環状の問題につきましては、昭和48年に都市計画決定がされ、道路計画が策定されたところでございます。あれから40年たつわけでございます。私は、去年、おとし、この区画整理事業について、現状の中で、耕地もない、あるいは減歩率も高くなるという形の中で、区画整理事業は極めて難しいだろうというふうにお話をさせていただいたところでございます。今までに、既に約8,000平米の道路計画用地があるわけでございますけれども、そのうちの3筆が買収をされております。そのままになっておるわけでございます。ある意味では、これもいかにというふうに思うわけでございます。

しかしながら、私どものまちの中におけるこの名古屋第3環状の南伸というのは、非常に重要な道路になるというふうに思っております。現在、私どもといたしましては、あくまでも前回議員と同様にお話しをいただきましたこの道路に対する前ヶ須工区の事業認可をいただきたい、この一心でございます。そして、その事業認可がいただければ、私は土地取得特別会計という形の中で先行取得することもやぶさかではないというふうに思っております。そうした形の中で、5年後にはきちっと県のほうで精査をしていただいて、この名古屋第3環状の南伸ということについて、私は現実的にしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、また議員のお力添えをいただくわけでございますけれども、前ヶ須工区における事業認可がおりればというふうに思っておりますので、繰り返し繰り返し陳情に上がりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） これね、どんどんと今でも売られておるんですよ。もう間もなく、155号線用地のほかのところは恐らく売られていってしまう。そして、今の行きどまり道のところになる。事業認可がなければいけないというようなことで、いつまでもほうっておいたら、恐らく事業認可がおりたときには、ほとんど用地の取得は難しいと、私はそう思っています。これは、建設経済委員会で一度よくみんなで話し合いをしたいと思っております。

そこで、最後に1つだけ申し上げておきたいと思いますが、この前、現状の見直し発言、この政策等の進捗状況についてお尋ねをいたします。

先回、このいろいろの現状の見直しについての話があり、スピード感を持ってという話がありました。そこで、今、議会としても定数問題、あるいは報酬問題等は、今度の20日くらいにはほぼ方針が決まるわけではありますが、現在、市として報酬審議会は開催されたのか、あるいは行政改革委員会は開催されているのか。あるいはまた、先般問題になった十四山中学校のあり方に端を発して、小・中学校のあり方について協議はされているのか、その点について最後にお尋ねをしておきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 私のほうから、特別職報酬審議会についてお答えをさせていただきます。

まず、弥富市特別職報酬審議会について御説明をさせていただきますけれども、公平・公正な立場で、市議会議員の議員報酬の額や市長、副市長、教育長の給料の額について調査・審議し、市長に意見の申し出を行っていただく市長の附属機関でございます。

前回開催されました審議会は、幅広く市民の意見を反映できるよう、市内の公共的団体の代表者10名で審査されておりましたが、このたびは市長の方針を受け、審議会における市民参加の充実をより図るため、公共的団体の代表者8名と公募委員2名で構成される審議会の開催を準備しております。現在、公募委員2名を広報、ホームページで募集している期間中でございますので、報酬審議会の開催につきましてはこれからになります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 答弁の最中でありまして、時間延長ということで、本日の会議時間は一般質問を続けるため延長したいと思いますので、御了解をお願いいたします。

山口秘書企画課長。

秘書企画課長（山口精宏君） 行政改革推進委員会についてお答えいたします。

行政改革推進委員会につきましては、合併後、弥富市として5回開催しておりますが、19年、20年に2回、平成23年に2回開催し、御審議いただいたところであります。

現状の見直しということにつきましては、この行政改革大綱に基づき、実施計画取り組み状況として実施内容をホームページにより公表させていただいております。それぞれの計画に沿って見直し、改善を進めているところであり、現状の行政改革実施計画を進めることが最重要であると考えております。

行政改革は、日々事務事業の中で取り組みながら行っていくものであり、職場の中においても、そのように取り組んでおります。開催につきましては、集中改革プラン、行政改革大綱策定、改定の都度開催いたしてまいりました。今後も、大綱策定や実施計画の見直しが必要

要となってきた場合に開催してまいりたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） 市内の小・中学校の適正配置の経過と進捗状況についてお答えをいたします。

さきの議会で佐藤議員にもお答えをしましたように、市内の小・中学校につきましては、単に子供の教育を行う場ではなく、地域のコミュニティーの核でございまして、災害時の避難所となるなど重要な役割を持っております。それぞれの地域で親しまれ、伝統と歴史ある学校となっております。したがって、小・中学校の適正配置につきましては、大変難しい課題でございます。教育委員会としては、通学区域の再編や統廃合を含む適正配置計画につきましては、慎重に事を運ばなければならないと思っておりますのでございます。

また、十四山中学校におきましては、平家建て武道場の建設を計画しておりましたが、地元から、昨年3・11東日本大震災を教訓に、この際、防災機能を持ち、避難所ともなる施設を考えてほしいという声がございます。さらには隣接する十四山体育館の老朽化問題も浮上してまいりました。

一方、十四山中学校の生徒数は減少傾向にございまして、将来、全体で5学級以下となる過少規模校となる見込みでございます。そこで、望ましい中学校のあり方を検討する必要があると考えまして、このたび十四山地区の小・中学校3校のPTAの役員の方々に、現在の中学校の状況と将来の生徒数の推移などを説明いたしまして御意見を伺ったところでございます。その結果、いずれの小・中学校も、現在の3中学校は存続し、十四山中学校の生徒が増加するような施策を講じてほしいという意見が圧倒的でございます。例えば、現在の校区設定の中で、隣接地域などを限定した中学校選択制とかいう方法も一つでございますし、十四山中学校の生徒数を増加させる方法はないかといったような御提案もございました。

十四山中学校を他の中学校へ統合することにつきましては、賛成という意見は皆無でございました。

以上の結果を先月の定例教育委員会で報告いたしまして、今後さらに検討を継続するということになりまして、もう少し時間をいただきまして、小・中学校の適正配置につきましては、その方向性や手法がまとまった段階で議員の皆様方に報告の上、進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） いずれにしても、とにかく難しいから先送りではなくて、やっぱり難しい問題こそ真剣に取り組むべきであって、総合計画が絵にかいたもちにならないように、ひとつ頑張ってお互いにやっていただきたいと。私たちも、そのためには努力をしていきたいということを申し上げて質問を終わります。以上です。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩し、5時10分から鈴木みどり議員の質問で終わりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。暫時休憩します。

~~~~~

午後5時02分 休憩

午後5時11分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に鈴木みどり議員、お願いいたします。

3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

東海地震、東南海地震、南海地震などの南海トラフの巨大地震発生の心配が高まっています。来るべき広域大規模災害への備えを確かなものにしていくために、地域の力を持続的に高めていくことが大切です。

昨年の3月11日以降、私たちは地震や津波の怖さを改めて知りました。そして、防災や減災に対してとても関心を持つようになりました。また、弥富市は伊勢湾台風で大きな水害を経験しています。弥富に住むだれもが水害に対して敏感になっていると思います。

初めの質問として、白鳥学区防災公園についてお聞きします。

前回3月議会において、市長から栄南学区の次には十四山地区に防災公園をつくるというお話を突然お聞きし、びっくりしました。3年前に、白鳥学区に防災広場をつくるために土地取得費として1億円以上の予算が可決したと伺っています。なぜ、そのとき白鳥に防災公園をと考えられたのですか、お聞きします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

なぜ白鳥に防災公園を考えたかという御質問でございます。

白鳥地区と申し上げましても、特に佐古木から、1号線から北、それから関西本線の南の分につきましては、広場のような施設がないというのが現状でございます。そういったことをかんがみまして、今申し上げた地区に防災公園をつくるということが適切かということで選定させていただいております。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） 本来なら、白鳥が先に防災公園をつくっていただければよかったんですね。土地取得がうまくできなかったとお聞きしていますが、その後交渉はされていますか、お聞きします。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 幾つかの候補地を検討いたしました。希望の用地交渉がうまくいきませんでした。また、ほかの候補地につきましても、各所当たりましたけれども、納税猶予の関係があるというようなこともございまして、具体的な交渉に入れなかったというのが現実でございます。

また、その後、昨年の大震災が発生いたしました。避難場所のあり方というものが、根本的な考え方が変わってきたというのが現状でございます。そういったことを検討する中で、現在におきましては土地の広さ等もございまして、そういったことも含めまして、土地交渉が中断しているのが現状でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 新しくつくっていただいた防災マップには、現在弥富市で指定されている避難所は、白鳥学区では、弥富北中学校、白鳥コミュニティーセンター、白鳥小学校の3カ所しかありません。それに比べ、十四山地区においては幾つもの避難場所があります。1次開設避難所の十四山スポーツセンターを初め、2次開設避難所では十四山総合福祉センター、西部・東部小学校、十四山中学校、海翔高校、十四山保育園、愛知海部農協十四山店など8カ所もあります。津波・高潮緊急避難所においては、十四山支所、孫宝排水機場、長寿の里など、さらに4カ所もあります。

平成23年4月現在では、人口数、白鳥学区5,723人、十四山地区5,737人とほぼ同じ人口です。なぜこのような状況で白鳥学区が後回しになってしまったのかをお聞きします。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほども答弁いたしましたけど、昨年の東日本大震災以降、避難所というものの考え方が変わってまいりました。この1つとしましては、高さが必要だということは3月議会でも申し上げたとおりでございます。御存じのように、本年は栄南地区に避難場所を建設いたします。考え方としましては、まず海に近いところから対応していこうといったような考え方をしております。といったことございまして、次の選定場所といたしましては、十四山地区を考えさせていただいたというのが現状でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 佐古木・又八・楽平地区に防災公園はできるのでしょうか。関西本線から南に関しては、公共の建物や一時避難所場所さえありません。大きな災害が発生した場合、高潮、津波もそうですが、どこに逃げたらいいのか。これは住民の方がそう言っていました。どこに逃げればいいのか。これは住民の方がそう言っていました。どこに逃げればいいのか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 当地区に限りませず、市内全域を見渡したとき、避難場所のない地域が多くあることは事実でございます。承知しております。

最も避難時間、避難に使える時間が短い津波被害でも、弥富市への到達は90分程度と予想されております。要援護者の方など避難に時間がかかる方もあるかと思いますが、地元の防災会でも避難方法の検討をお願いしたいと思っております。

また、白鳥保育所が完成したときには、避難所として指定してまいります。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） 災害時には、ほとんど歩いての避難になると思っております。小さなお子さんのいる家庭や、高齢の方や、体の不自由な方は、避難しようと思っても、一番近い避難場所でも関西本線を越えて白鳥小学校まで行かなければなりません。災害というものは、何が起こるかわかりません。今、市として、今後白鳥学区の防災広場についてどのように考えていますか。また、つくると考えてみえるなら、どこの場所に防災公園をとお考えですか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 全体を見渡したとき、白鳥学区を見渡したときでございますけれども、先ほど申し上げました1号線から関西本線の間というもので考えるのが適切かと思っております。ただ、土地の取得がなかなか難しいということでございます。その中で、先ほど申し上げましたように高さを求めるということになりますと、現在、前回ですと約5,000平米ほどの面積がございましたが、それより小さい面積でも可能な場合もあるかと思っております。そういったことも勘案しながら、場所の選定をしてみたいと思っております。

また、佐古木地区におきましては、現在マンション等、高層建築の建物でございますけれども、津波、高潮緊急避難場所という形の協定は結べていないのが現状でございます。市としても、再度お願いするつもりでございますけれども、やはり地元の方の協力というのが非常に大きなものと思っております。地元の方と協力しながら、防災会、自治会でございますけれども、そういったところの避難場所としての確保といったことも今後考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

佐古木にも高いマンションなどありますので、ぜひお願いしたいと思っております。

土地取得交渉には、やはり根気と努力と誠意が必要だと思っております。佐古木・又八・楽平の住民の方にも安心して暮らせるよう、一日も早く高さのある防災公園をお願いしたいと思います。

続いて、自主防災についてお尋ねしたいと思っております。

東日本大震災以後、私たちは本当に防災意識はとて高くなりました。希薄化していた地域社会も連帯感に基づくコミュニティー活動も広がってきたのではないかと思います。そして、災害のとき、何もしないで助けを待つのではなく、命を守るために、みんなが協力して

自分たちの地域は自分たちで守ろうという地域の連帯意識は大切なことです。

今、弥富市では48の自治会で自主防災組織があるとお伺いしました。しかし、その内容には大きな差があるとお聞きしました。現在、弥富市では各自治会の自主防災組織の推進を働きかけていると思いますが、市側として自主防災組織を立ち上げることにに関して、何かアドバイスなどはしていますでしょうか。例えば訓練内容など、お聞かせいただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） まず、結成に関しましては、4月の当初に行います区長会の席で結成に関するお願いをしております。現在48カ所ございますけれども、まだ未結成のところもございます。そういったところに対して働きかけを行っております。

また、相談に関してはどうかというようなお話でございました。結成時に限らず、自主防災のいろんな訓練等も含めたものの相談でございますけれども、なかなか防災課としても人手がないということで、非常に深いところまでお話しできているかということ、御不満もある部分はあるかと思いますが、そういったことの相談には積極的に乗らせていただいているということでやっております。

また、原則といたしまして、結成する段階では総会をもって、皆さんが自主防災の会員であるといった認識をしていただきたいといったことがございます。その場合、役員に対する相談も当然でございます。それから、総会の場での相談もでございます。そういった場合ですと、市の職員が出向いて説明をさせていただくといったこともやらせていただきます。現実に、役員会とか総会での説明ということもさせていただいておりますので、積極的に御利用願えたらと思っております。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

自主防災組織を持つ自治会では、多くは年1回の訓練をしています。年1回の訓練でも、それをきっかけとして防災に関心を持っていただくことは、大変貴重なことだと思っております。災害時には、まず自分の命を守り、そして家族を守る。自主防災で地域の命を守り、財産を守る。自助、共助、公助の防災協働社会を地域全体に広め、いざというときにみんなが力を合わせて助け合えるよう、そのために何をすべきかを学ぶ機会があるといいと思うのですが、いかがでしょうか。例えば、出前講座をしていると聞きましたが、どのような内容をお話しされるのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 何をするかということでございます。

先ほど出ました出前講座、これも自主防災会からお呼びいただく場合もあります。各種団



体からお呼びいただく場合もあります。そういった中で、お話をいろいろさせていただいております。

内容でございますけれども、まず自主防災会ですと、共助の部分のお話をさせていただいております。それから、当然でございますけれども、弥富市の現状といったものについてもお話しさせていただいております。また、各団体に関しましては、自助の部分の話もさせていただくというのが一般的な形になっております。そういった機会をとらえていただきまして、いろんなことを学んでいただくというものの一つだと思っております。こんな話が聞きたいというようなお話がありましたら、こちらのほうも勉強させていただいて行かせていただきますし、適切な講師があれば紹介させていただくということもさせていただいております。また、訓練等でございますけれども、やはり共助部分ですと一番大切なのは隣近所の安否確認というものが大切かと思っております。そういったことにつきましても、出前講座等でお話しさせていただいております。そういったものが訓練につながるといういいなとは思っております。なかなかそれが現実的につながっていかないというところがジレンマでございますけれども、今後もそのような形で進ませていただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

災害が発生した場合に自主防災組織の力が発揮できるよう、自主防災でどのようなことを訓練したらいいのか、男性の役割、女性の役割などを決めておくといいと思うのですが、せっかくの機会ですので、もし出前講座などでされるときは、そういう内容も含められたらどうかと思います。いかがですか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 今までの講座につきましては、そういった男性の役割、女性の役割というところまでのきめ細かいお話はさせていただいたことはございません。非常に参考になりますので、今後、そういったことも取り入れさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） 自主防災の女性の参加率はどうなのか、市のほうは把握していますか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 率というものは確認してございません。

ただ、先ほど申し上げましたように自治会全体が一つの防災会だというような考え方をまずしていただきたいと思います。そういった考え方をしますと、女性の参加率云々という話ではないかなと思っております。

それで、参加率の問題はとらえてございませませんが、実際に地区の防災訓練等を見させてい

ただく段階では、かなりの方が女性で参加していただいております。現状としては、そのような形になっています。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

各地域では、女性の参加も各班長さんになった場合に、女性の参加の方もお見えになると思いますが、訓練内容に女性も参加できるようなものがあると、もっとたくさんの方に参加していただけるのではないかと思います。震災など、災害が起こるときは、いつ起こるかわかりません。日中家族がばらばらになっている状況では、日常の生活圏内にある主婦層の自主防災活動も充実させなければいけないと思います。男性も女性も、また家族で参加していただけるよう地域全体に呼びかけ、充実した訓練内容なども指導していただきたいと思いますが、この点についてはどうですか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 御提案の件につきましても、今後取り組みをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 弥富市の自主防災組織がそれぞれの地域を守ることができるよう、地域住民と行政との協働で、今後もさらなる御指導をお願いしたいと思います。

続いてですが、避難所についてお聞きしたいと思います。

弥富市において、避難所の運営についてお聞きします。

大きな災害があった場合、多くの市民は避難生活を送らなければいけないこととなります。阪神大震災や東日本大震災では、その避難所生活でのさまざまな問題点や課題が出てきました。

そこでお聞きしますが、市としての避難所設計はどのように考えていますか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） これは、避難所の運営に対する設計という形の考え方でよろしいでしょうか。

3番（鈴木みどり君） はい。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現段階におきましては、なかなかそういったものができ上がっていないというのが現状でございます。

そういった避難所の運営、それからレイアウト等も必要になってくると思います。そういったものに関しましてマニュアルづくりを今後行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） もし避難所を設計する場合、女性や子育て家庭、障害者など、被災地での避難所生活が少しでも安心・安全にできるよう配慮することが重要だと思います。どうかその点を含めてお考えいただきたいと思います。

内閣府男女共同参画局のホームページでは、女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について、地方公共団体に働きかけています。避難所生活においては、女性に配慮した避難所の運営として、プライバシーを保護できる仕切り、男性の目が気にならない更衣室、授乳室、入浴設備、男女別トイレの設置、乳幼児のいる家庭用エリアなどの設定を依頼しています。これについてはどのようにお考えですか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現段階では、避難所の確保や一般的な運営を行うといったことが中心になっております。なかなかきめ細かいところまで進んでいないというのが現状でございます。今回の大震災は女性に限らず、高齢者や障害を持った方の避難所での生活が問題になっております。議員の質問にありました問題点、各種いただきました。この中で、特にトイレの問題が重要なのかなあということを思っております。これにつきましては、本年度、既存のトイレにかぶせて使えるような形の便袋といったものを購入いたします。また、その後、間仕切り等、保管スペースがかなり要るということもありまして、なかなか難しい問題があるわけでございますけれども、そういったものの対策について、順次対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） これから避難所計画や避難所運営については、考えていっていただきたいことですが、子供や高齢者など、日ごろ地域にいることが多い女性、主に主婦などの意見を取り入れることがとても必要です。また、医療や福祉の専門職の意見を取り入れることも必要かと思えます。また、避難所では、男性の役割、女性の役割なども決めておくスムーズな運営ができるのではないかと思います。避難所での生活がパニックにならないよう、また、避難所の衛生管理など課題はいろいろあると思うのですが、その上でのリーダーの養成も必要に思えます。この点については、どうお考えでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 避難所の運営の問題でございますけれども、避難所ごと、その施設ごとに、だれがリーダーになるかといったことはなかなか重要なことですし、なかなか決め切れていないところがございます。施設によっては、施設管理者の方がリーダーの役を指名されることもございます。また、場所によっては、地域の役員の方をお願いする場合も当然出てまいります。そういった中で、どのような形の運営をしていくかというような、先ほども言いましたマニュアルづくりの中でそういったことも対応していけたらなと思って

おりますので、よろしくお願いいいたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） これから、いろいろと課題が多いのですが、避難所計画を立てられる上では、そのための防災会議だとか避難所運営については、ぜひ女性の意見を取り入れていただきたいと思います。

最後に、弥富市の防災・減災のあり方に関しまして、市長の御意見をお聞きして質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 鈴木議員にお答え申し上げます。

白鳥学区におきまして、防災公園の計画を予定したところ、その実現について地区の皆様には大変御迷惑をおかけしましたことについて、この場をかりましておわびを申し上げる次第でございます。

ことは、栄南学区におきまして、周辺対策費の活用というようなことも含めまして、この24年度に計画をしまっているわけでございます。また、十四山地区におきましては、今年度、その場所を決定し、来年度、その避難場所、あるいは避難タワーという考え方のもとで計画を進めていきたいと思っております。これは、今、国の補助率が2分の1という形で交付金制度がございます。そして、翌年からは交付税措置という形の中で、これも5割以上が交付税措置になるのではないかという形のものが考え方としてありますので、できるだけ早くその白鳥学区におきましても、手続をするために早く場所を決定していきたいというふうに思っているところでございます。そうした形の中で、御迷惑をかけているということに対しておわびすると同時に、一日も早く避難場所という形の中でしっかりとした計画を立てていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、私どもは大変環境的にも厳しい地域でございます。さまざまな災害に対して、これはただ単に地震とかそういう災害だけではなくて、いわゆる風水害であるとか、あるいはゲリラ豪雨という形の中で、さまざまな心配をしておるわけでございます。特に3・11の東日本大震災を一つの教訓として、それぞれの課題を一つ一つクリアしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

再度、白鳥学区に対しましては、早急にその計画場所を設定しながら手続を開始していきたいというふうに思っておりますので、この場をかりまして御案内申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございました。

早急の白鳥学区の防災広場をお願いします。ありがとうございました。

議長（佐藤高君） 本日の一般質問はこれまでとし、あす継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

本日の会議は、これにて散会いたします。時間延長に対し、御協力ありがとうございました。

~~~~~

午後5時38分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 川瀬知之

同 議員 鈴木みどり



平成24年 6月19日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

4番	那須英二	5番	三宮十五郎
----	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	石川敏彦
教 育 部 長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監査委員 事務局長	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防災安全課長	伊藤久幸
税 務 課 長	伊藤好彦	収 納 課 長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野進
保険年金課長	平野宗治	環 境 課 長	鈴木浩二

福祉課長 前野幸代  
児童課長 渡辺秀樹  
都市計画課長 竹川 彰  
生涯学習課長 八木春美  
図書館長 奥田和彦

総合福祉センター  
所 長 佐野 隆  
農政課長 半田安利  
下水道課長 橋村正則  
十四山スポーツ  
センター館長 花井明弘

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 伊藤邦夫  
書 記 岩田繁樹

書 記 佐野智雄

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問



~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、那須英二議員と三宮十五郎議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行う前に、昨日の鈴木みどり議員の質問に対する追加答弁があります。これを許します。

伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） まずもちまして、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

さて、きのうの鈴木議員に対する答弁について、誤解を与える内容がありましたので、追加答弁をさせていただきます。

まず、女性の自主防災訓練への参加についてでございますが、各種訓練において炊き出し訓練など女性が中心になる訓練の企画や参加、また一般の訓練に対しても積極的に参加していただいていることについては感謝しております。答弁につきましては、女性の参加率についてのお尋ねだと思い、市としてのデータを持っていなかったため、女性の参加がないような誤解を生む結果になりましたことをおわびいたします。

続きまして、現在、両方の養成課程を修了している方もございますけれども、あいち防災リーダー43名、ボランティアコーディネーター47名の方々活躍しております。このことについても感謝をしております。内容につきましては、避難所運営のリーダーに限った内容だととらえました。あたかも防災リーダーやボランティアコーディネーターの方々活躍していないような答弁になりましたことにつきましても、重ねておわびいたします。

今後は誤解を与えないような答弁に心がけますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず早川公二議員、お願いします。

6番（早川公二君） おはようございます。6番 早川公二です。

通告に従いまして、いきたいと思います。

まず1件目ですが、不登校児童について。本市の小・中学校における不登校の現況についてお聞きします。

入学、進学、進級と、小・中学校では新たな年度が始まり2カ月余りが過ぎました。学校に行きたい、学校に行って友達と会いたい、先生と会いたい、元気に遊びたい、勉強をしたい、これは多くの子供たち自身の、そして親の願いですが、そう願いながらも学校に行けない子供、保健室で過ごす子供が最近ふえていると聞いております。全国的に見ましても、21年度、不登校で学校を年間30日以上休んだ小・中学生は全国で約12万2,000人、その内訳は小学校で2万2,000人、中学校で10万人とのことです。これは大変なことでもあります。

そこで、愛知県及び本市の不登校の状況についてお聞かせください。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 早川議員の愛知県及び弥富市の不登校児童数の現況について答弁させていただきます。

文部科学省の平成23年の学校基本調査によりますと、愛知県内の年間30日以上の不登校児童・生徒数は、小学生で1,676人、中学生で6,211人です。不登校者の全児童・生徒に占める割合は、それぞれ小学生が0.38%、中学生が2.88%ですが、いずれも前年度より減少しているものの依然として憂慮すべき状況にございます。

続きまして、弥富市の平成23年度末の不登校の人数でございますが、小学生は11人、中学生が45人の合計56人でございます。割合につきましては、小学生が0.43%、中学生が3.34%でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 早川公二議員。

6番（早川公二君） 24年度については、5月末で何人かというのはわかっておりませんか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 24年度につきましては、ほぼ2カ月余りが過ぎておりますけど、5月末の段階で小学生が1人、中学生が12人、合計13人でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 早川公二議員。

6番（早川公二君） 結構見えるんですね。学校を休むことを一概にいい悪いといった物差しではかることはいけません。当然体調がすぐれない日などは、必要に応じて休息をとることは大事なことであります。しかし、欠席が長期化することにより、家庭から出られなくなったり、ほかの人とのかかわりが持てなくなることが問題だと思うんです。早期対応が必要ではないのでしょうか。

そこで、こういった対応・対策をとっているのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 不登校の対策ということでございますが、不登校とされる要因としましては、学校生活上の不応で友人関係のトラブル、学習に対する理解不足、無気力、遊び、非行、不安など、情緒的混乱などが複雑に絡まったことが考えられます。弥富市におきましても、不登校にかかわる課題につきましては重要な教育課題であり、その対策としまして、不登校児童・生徒の予防対策と早期発見が最も有効な対応であると考えております。担任によります予兆チェックで、予兆が見られた段階から各学校で対応策の検討を行い、電話連絡、家庭訪問などにより早期対応に臨み、関係機関、児童相談所でございますが、そういったところと連携しまして、学校と家庭が一体となり対応していくことが大事であると考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 早川公二議員。

6番（早川公二君） 相談窓口とか電話相談を、具体的にどういうところが相談をやっているとか、そこら辺の説明はしていただけないでしょうか。

議長（佐藤高清君） 学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 相談窓口という御質問でございますが、基本的には学校や教育委員会はもちろんでございますが、各いろんな機関で開設をしております。具体的に申し上げますと、こころの電話、これは愛知県教育・スポーツ振興財団がやっております。いのちの電話、これは社会福祉法人愛知いのちの電話協会、いじめ・不登校電話相談、これは愛知県の海部教育事務所でございますけど、こういったところで電話相談をやっております。また、各学校に配置しておりますスクールカウンセラーもございますので、そういった方にも相談していただければと思っております。

議長（佐藤高清君） 早川公二議員。

6番（早川公二君） その相談所の周知というものはどういうふうにやっているのでしょうか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 市のホームページとか各機関が発行しますパンフレット等を配置しておりますが、まだ十分な周知に至っていないところもございます。

それとあと相談窓口ではございませんけど、市の教育委員会としまして、平成21年度から旧弥富の鍋田支所2階に学校生活適応指導支援室、通称「アクティブ」と呼んでおりますが、そういったものを設置して不登校問題に対応しております。

ちなみにアクティブの昨年度末の在籍人数でございますが、小学生が2人、中学生が5人でございます。そのうち小学生2名と中学生2名は、原籍の学校のほうに戻ることができました。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 早川公二議員。

6番（早川公二君） 何にせよ、不登校の定義というのは長期欠席（30日以上）というふうになっておりますが、1日目からの対応をやっていただくということで、きちんとやっていただきたいとともに、相談窓口等の周知に関しては、すべての保護者に行き渡るように強く要望して、この件に関しては終わりたいと思います。

次、2件目ですが、児童虐待についてですが、子供を取り巻く事件が頻繁に報道される中、子供の安全に不安を抱く人は少なくありません。誘拐や殺傷事件だけではなく、児童虐待もまた大きな問題であります。児童虐待を受け続けると、いろんな影響があります。1つには身体発達のおくれがあり、また心に大きなダメージを受けて情緒不安定やうつ状態になったり、心の傷がトラウマとなって自己否定感を強く持ったり、何かに強く依存したりと、その後の人生にも色濃く影響を及ぼすこともあります。平成22年度中に児童相談所が対応した擁護相談のうち、児童虐待の相談の対応件数は5万6,384件となっております。本市では児童虐待を受けている児童がいるのか、いるならば何人かお答えをお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

本市の平成22年度の虐待対応件数につきましては21件ございました。種別の内訳につきましては、児童の体に外傷を生じるような暴行を加える身体的虐待が11件、保護者としての監護を著しく怠る保護の怠慢・拒否が10件。虐待者別に見ますと、実父が4件、実母が16件、実母以外の母親が1件ございました。

次に、昨年度、平成23年度の虐待対応件数につきましては24件で、種別の内訳につきましては、身体的虐待が9件、保護の怠慢・拒否が13件、そのほか児童に著しい心理的外傷を与える心理的虐待が2件ございました。虐待者別に見ますと、実父が7件、実父以外の父親が1件、実母が12件、そのほか4件ございました。

また、虐待の種類といたしましてはこれらのほかに性的虐待がありますが、本市につきましてはございませんでした。

このように本市におきましては、身体的や虐待、保護の怠慢・拒否、いわゆるネグレクトがほとんどを占めており、虐待者も実母が一番多くなっております。

議長（佐藤高清君） 早川公二議員。

6番（早川公二君） 虐待を受けているということですが、身体的虐待というのはわかります。ネグレクト、保護の怠慢・拒否もわかるんですが、心理的虐待というのをもう少し細かく説明をお願いします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 心理的虐待について具体的に申し上げます。

例えば、言葉によるおどかし、脅迫、また子供を無視したり拒否的な態度を示す、また他の兄弟とは著しく差別的な取り扱いをする、また子供の面前で配偶者に対し暴力を振るうなどでございます。

議長（佐藤高清君） 早川公二議員。

6番（早川公二君） 児童虐待というのは、家庭という外から見えにくい場所で起こり、被害者である子供が助けをみずから求めることは難しいので、なかなか気づきにくいものです。しかし、なるべく虐待が深刻になる前に、子育ての問題を抱える家庭への支援をしたり、そして虐待が起こっている場合でも、早目に子供を保護することが大切ではないのでしょうか。早目に発見し対応すれば虐待の深刻化も防げますし、子供の心と体の傷が浅いうちに保護することが可能ではないのでしょうか。

そこで、どういった対策をとっているのでしょうか、お聞かせをお願いします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

虐待への対策といたしましては、要保護児童対策地域協議会実務者会議におきまして毎月1回、情報交換、支援内容を協議しております。要保護児童対策地域協議会とは、虐待を受けている子供を初めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子供等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるという考え方から、平成16年の児童福祉法の改正によりまして規定された協議会でございます。本市は平成18年に設置しております。

そのような中で、児童相談センター、保健師、家庭相談員等で御家庭を訪問したり市役所などで面談をしております。また、お子さんが保育所等に通ってみえる場合は、現場に行っ て子供の状況の確認などもしております。

このように関係機関が連携し、虐待の防止に努めているところでございます。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） さきにありました心理的虐待なんかは、虐待であることを知らないでいるのではないのでしょうか、一般的に。しつけと誤っていても、知らず知らず虐待になることをしているということもあると思います。子育てをしてみえる世代の方に、よく知ってもらうことも必要ではないのでしょうか。そしてまた、各相談所の周知、虐待防止意識の啓発をしなきゃいかんと思いますが、そこら辺のところはどうなっておるのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 御指摘のように、虐待とは身体的暴力だけでなく、先ほど申し上げたような心理的なもの、また保護の怠慢などのようにしっかりと世話をしないというようなことも虐待になってまいります。そのようなことが一般的に知られていないと、知らない

うちに虐待を繰り返してしまう可能性もありますので、子育て世代の皆様にしかりと御理解をいただきまして、虐待の防止に向けた啓発をしていく必要があると考えております。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 具体的に周知・啓発というものをどうやってやっていくおつもりですか。

議長（佐藤高清君） 児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 周知・啓発につきましては、もちろん広報等でお知らせする以外に、保護者の皆様がお集まりの機会にPR等をしてまいりたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 私の友達で保育園をやっている子があって、この虐待については、子供が虐待を受けておっても、子供からは虐待を受けていると言えないみたいなんです。それはなぜかと聞いたら、子供は、私たち、僕たちが悪いことをやったから、お父さん、お母さんにしかられておるとというのが現状なんです。そういった意味で、周囲の方がきちんと気づいてあげて、そして相談するべきところに相談するという体制をきちんとつくっていただきたいと思ひますし、これもまたまたなんです、周知・啓発がすべての保護者に行き渡るように強く要望して、次に移ります。

3件目ですが、先ほどの不登校、児童虐待にも関係してくる話なんです、子育て世代の支援について。

核家族や地域のつながりの希薄化などにより、家族や地域の中で子育ての知恵や経験を共有することが難しく、子育てに周囲の手助けを求めにくくなっている状況があります。また、長時間労働等により父親の家事・育児へのかかわりが十分でない中で子育てが孤立化し、負担感が大きくなっております。家庭の中で子供を育て、不安や悩みを相談することができず一人で子育てを抱え込むことのないよう、親の就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取り組みが必要ではないのでしょうか。本市ではこういった支援をやっているのでしょうか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

本市は児童課内に家庭児童相談室を設置いたしまして、家庭における児童のしつけ方や家庭における人間関係等、児童の健全育成についての相談を受け付けております。昨年度まで相談員は1名でしたが、本年度から1名増員し、相談員2名で対応しております。児童相談対応件数につきましては、平成22年度39件、平成23年度28件ございました。

また、本市におきましては子育て支援センターを3カ所設置しまして、子育てに関するあらゆる相談を受け付けております。平成23年度の相談件数につきましては、睡眠、授乳、食

事などの基本的な生活習慣に関するものが202件、身体の発達、言葉などの発育に関するものが328件、そのほか家庭・園生活などの生活環境に関するものが143件、そのほかで66件、合計739件の相談を受け付けております。

また、本年度から臨床心理士による巡回個別相談を各支援センターで1年に6回ずつ実施をし、専門的な立場からの御助言も行っております。

議員御指摘の核家族化や地域とのつながりの希薄化などの現在の社会情勢により、子育てに不安や悩みを持つ保護者の皆様が今後も増加してくると思います。したがって、より一層相談体制を強化するとともに、子育てに関する不安を抱え込まないよう、気軽に御相談に来ていただけるようPRしてまいりたいと思います。そのようなことによって保護者の皆様の子育てに関する不安が解消でき、間接的には虐待の防止にもつながってくると思っております。

議長（佐藤高君） 早川公二議員。

6番（早川公二君） 各相談室、支援センターの受け付けの時間帯というのはどうなっていますか、お答え願います。

議長（佐藤高君） 児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

家庭児童相談室は月曜日から金曜日の午前9時から午後4時30分、子育て支援センターにつきましては月曜日から金曜日に開所しておりまして、電話相談が午前9時から午後4時30分、面接相談が午後1時から午後4時30分でございます。

議長（佐藤高君） 早川議員。

6番（早川公二君） 時間帯についてなんですが、共働きの家庭では無理な時間帯なんですよ。電話しようにも子供がおったらなかなか電話できない状況だと思いますし、例えば子供が寝てからの時間帯とか週末にでも可能にするとか、そこら辺は改善していただけないんでしょうかね。

議長（佐藤高君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） ただいまの時間帯のお話でございますが、相談日につきましては確かに月曜日から金曜日ということでございます。それにつきましては、施設の開所日、職員体制のこともございますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 早川議員。

6番（早川公二君） 現状では、私もそうですが、私の周りの方たちが相談するに当たって、相談したことが周りに知れ渡るのではないかと、そしてまた本当にきちんとした解決策を導いてくれるのかと不安を抱いているのが現状であります。

そこで私の考えは、当然了承を得てですが、実際に相談して解決した方たちの意見を周知

することも大事ではないかと考えているのですが、そこについてはどうですか。

議長（佐藤高清君） 児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） まず、相談を受けます職員につきましても、地方公務員法上の守秘義務がございますので、安心して御相談にお越しいただきたいと存じます。

次に、実際に相談を受けた方の声につきましても、子育て支援センターなどをPRする際に、そういったものに掲載をさせていただきたいと思っております。そのようなこともPRすることによって、安心して御相談に来ていただけたらと考えております。

議長（佐藤高清君） 早川公二議員。

6番（早川公二君） 1件目、2件目、3件目全部なんですが、何にせよ相談しやすい体制の整備の強化を強く要望して、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 次に伊藤正信議員、お願いをいたします。

17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

私は、市と市民、議会との共有のできる立場から、今回の私の一般質問を通告いたしました。

まず最初に、このたび、残念ですけれども、ごみ袋の問題についてお伺いをしていきたいと思っています。

いろんな形で、今、市民の皆さんから市政に対するお話がございます。1つは、市は一体どんな状況でこの問題が発生をしたのか、市民との信頼関係は本当にいいのかどうか、また議会は検証する立場としてそのことが役割を果たしているのかどうか、このことも私どもへの投げかけの言葉でございます。

それで、そのようなことの中で、実は、今、私は振り返ってみる必要があるのではないかと。市長は18年に就任をされました。そのときに、市役所は市民のための窓口であって親しまれる窓口だと。そういう基本的な精神で職員と話し合っって人事も刷新をし、組織も改編をしていく。そういう状況の中で、税金の無駄のない使い方を徹底していきたいと。このことは、今の国や地方の行政のあるべき姿がそこに求められていると。このことを私は施策の中で十分理解をしてきて、さらに今日、私どももそれに大きな期待をしてきた行政と議会であったと思っています。しかし、今回のこのごみ袋の問題は、確かに金額的には二百何億という予算の中での1,276万という数字であります。しかし、私どもの行政、議会の立場は、一円たりとも無駄のない市民と共有のできる行政であり議会であるということを確認しなければなりません。

そのために私はまず第1点目に、このたびのこの事件にかかわる部分として、市民にきちっとお話を伝えながら質問しなければならないという立場であると思っています。今後の課題としては、過日、ごみ袋調査特別委員会も立ち上げるという状況も私どもも認識はします



が、しかしそれ以前に、今日のこの課題が市民の皆さんと行政が共有ができていく、そして御理解をいただいくことがまず大事だと思っていますので、質問をいたします。

特に今回のこの問題は、新聞では、1つには在庫や発注の認識が甘かったというように総論的な説明があります。しかし私は、この甘さだけではないと思っています。1つにはお伺いをしなければならぬということは、新聞の中にも書いてございますように、海部地区環境事務組合で一括契約だという話がございます。この問題について、一括契約なのか審査なのか、ここら辺についてお伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

伊藤議員のほうに、このごみ袋の未回収問題について私のほうから総括してお話をさせていただきます。また、個々の経緯につきましては、副市長より答弁をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

今回のごみ袋未回収問題につきましては、製造依頼をしておりました佐藤化学工業株式会社の倒産が直接的な引き金となったとはいえ、数年来の在庫管理、あるいは発注・納品のときにおける検品管理等が甘く、市民の皆様にも多大な御迷惑と御心配をかけましたことを、この場をもって厚くおわびを申し上げるところでございます。税を執行するものとして、その責任の大きさを感じているところでございます。また、二度とこのようなことが起こらないようなために、職員に対しても公金の使用ということに対してしっかりと基本に立ち戻ってほしいということ徹底したところでございます。

先週6月12日に佐藤化学工業が自己破産の申請を行い、6月14日に破産管財人が選任をされたところでございます。今後におきましては、顧問弁護士を通じ、債権に関する手続を開始したいと思っております。

なお、議会におきましても6月20日、明日、特別委員会を開催していただき協議を重ねてまいりたいと思っております。今回の件につきましては、大変御迷惑をおかけしましたことをまずもおわびを申し上げます。

個々の問題につきまして、副市長から答弁をさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 海部地区環境事務組合での一括契約ではないかという御質問でございますが、この業者の選定の方法につきましては、各市町村のほうからそれぞれ業者については推薦をいただいて、担当課長会議でどの業者を指名するかということを決めた後に、海部地区環境事務組合で一括して入札を行っております。それで、その入札の条件といたしまして、各市町村からそれぞれ次年度の予定数量、可燃、不燃、プラ、それぞれ予定数量を出していただいて、その条件によって入札を行っております。それで、それぞれ入札して落札

した業者について、それぞれの市町村が独自に個別に契約をして発注・納入ということになっております。

議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

17番（伊藤正信君） 市長から総括的におわびと、それぞれ対策について御説明をいただきました。

今、私はなぜ環境事務組合での契約一括という部分について質問をしたかといいますと、新聞では契約ということになっているんですね。今、大木副市長がおっしゃったように、審査は環境に委託をし、より効果的に安い品物を購入する、品質のいいものを扱っていくために、この環境に関係する町村のそれぞれ担当課長がお集まりになって4ブロックに分かれて協議をされてきた。今は市町村合併によってそれぞれ4ブロックも少し違うようでありませぬけれども、当初、平成14年からその状況があったことは、私も環境議会議員に参加をしながら、そのことを一定程度理解してきました。

それで、今回この問題が発生するに当たって、新聞では契約までということが書かれているから、このことは少し、そういう状況に近いとしても、今回に発生する一つの課題があると、私はそんなような気がしてなりません。実際に業者選定、入札の指定業者を指名していくことは、当然そのようにお任せをするんであるけれども、支払い、契約は各自治体が行うべきものなんですよ、今、大木副市長がおっしゃったように。そうだとすると、各市町がそうですけれども、そもそも会社の経営実態は一定程度、それぞれその条件を満たすためにお願いしていくとしても、契約に関係する管財といいますか担当課の部分になってくると私は思っています。今、私どものこの弥富市も、今の市長ですけれども新しい市長になられてから、管財課が一括納入等を含めながら対応されてきた。このことが一つの仕組みの上で、弥富市の備品、消耗品の管理が変わっておることは事実です。ですからそのことの中で、私が申し上げる市の審査、最終的な結論、市がそれぞれの状況にある。関係する各市町村が集まって経営実態それぞれの中で、24年度の4月25日、26日まで、まさに銀行筋も非常に苦慮されて倒産が明らかになったと、私はそのようには聞いています。ですから、今日のこの経済動向の中で、それぞれの契約問題や、難しい問題があるかと思っています。しかし、そこにおける企業の実態は、雇用関係等を含めながら多少ここ数年間ふらつきがあったと、このことは言われています。ですから、まず契約関係における今問題点があるとするなら、今後、弥富市としてどのような対応をされるのか、袋の問題についてだけお聞かせ願います。

議長（佐藤高清君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） まずその前に、新聞で環境事務組合が契約したというようなことを言われましたが、新聞では、入札までは環境事務組合が行っておりますが、契約はそれぞれ

各市町で独自に行っておりますので、よろしく願いいたします。それぞれ市町から業者については推薦して、それを担当課長で集まって業者については選定しておるということでもあります。

この佐藤化学工業におきましては、可燃ごみにつきましては、14年と16年は違いますが、23年はちょっと別ですけれども、22年度まではきちんと納めていただいたという経過がございますし、不燃ごみの大につきましては、15年から22年まではきちんと納めていただいていたということでもあります。こういった状況の中でこういったことが起きてしまったということは非常に残念でありますけれども、今後につきましては、それぞれ同じような形で業者については選定していくわけではありますが、経済的なことはよくわからないかもしれませんが、滞納状況とか、あるいは経営状況等も加味しながら、それぞれ市町が推薦していくことになるかなと思います。

また、実際に契約して納入していただく段階できちんと検品をしていくということで、こういったことを防いでいきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤正信議員にお断り申し上げます。質疑の途中でございますけれども、先ほど私がお話をさせていただきましたときに、特別委員会の設置の予定でありまして、開催予定という形で言いましたけれども、予定でございますので、申しわけございません。おわびして訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

17番（伊藤正信君） これはいいんですけどね、大木副市長、私は契約は言っていないですよ。契約と受けとめられることがあってはということを申し上げておるんで、よくその辺は質問者と答弁者、きちっとしてください。それが大きな市民に誤解を招いていく。私は毛頭その気持ちで言っておるつもりは全然ありません。ですから、今後どうされますかという話ですから、当然今までは契約は市がそれぞれ個々にやられたことは承知をしています。いいですか。

そうすると、ここで問題になってくるというか1つは、この過程におけるところの、いわゆる私どもの市条例の物品・消耗品の管理規程に課題が残ってくるわけですよ。物品・消耗品の調達、各課で行われるのが原則だと思うんですね。しかし金額の多い、例えばこれが一括契約なのか、物品納入時における検品・検査をしながら支払いをしていくのか、個別にどうあるのか、そして棚卸しがどうあったかということに、その辺の甘さに今回の問題があると総括を市側はしてみえると思うんです。してみえると思う、私がしたわけじゃありません。だから、消耗品を購入する、物品管理、年1回の監査をするのはどこが行うのか、ど

の部署がやるのかと。過去の私どもの行政からいきますと、各担当課が少なくともその支払い伝票、支払い、現品、棚卸し台帳を見よって確認されておったと思う。しかし、今、財政課ができて、財政課が何をしてきたのか、どんな役割を果たしているのか、この流れの中に少なくとも物品管理規程と、そして各課における繰り越しの状況の掌握、必要量の対応の仕方に課題があったんじゃないか。ですから、弥富市も新しい備品・消耗品の管理規程を流れの中でやりながら、そして無駄のない対応の仕方をしていくという、その組織づくりをされたのは私は弥富市のあり方だったと思うんです。ですからその点について、今、私が少し申し上げましたように、財政課はその部分についての御承知と、そして担当課としてどういう繰り越しにかかわる部分の引き継ぎ、予算設定がされたのか。ここは率直にお答えをいただきたいと思っています。結果は明らかになっておるわけですから、そのことで非は非、改めるところは改める、どうしていくかということが求められると思いますので、特に担当課、あわせて財政課について、私が質問する内容にちょっと不明瞭なところがあれば、私の質問についてわかりにくい部分があればお答えしますので、私が申し上げた財政課と関係課についての内容を御説明願いたい。

議長（佐藤高君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 今、議員のほうから財政課というお話がございましたけれども、物品の納入に関しては財政課は一切関与をしておりません。それぞれの所管の課において、発注したのに対してそれぞれ納品をしていただいて、それを検品するというのが本来の姿であります。

今回の発注したごみの袋の量につきましては、きちんと委員会でも出させていただきますが、発注量と、それから在庫、持つ量に対してきちんと精査してこなかったという大きな原因がまず1つあります。

それと、佐藤化学工業にお願いしてございましたんですが、その量というのは、たとえば6カ月の在庫を持ったとしてもかなりの量になります。実際には相当量在庫を持っておりまして、倉庫に納めていただく段階で検品というのは本来すべきであります。今後はそうしていく予定でありますけれども、どこの市町におきましても、それぞれ倉庫に預かっていたいておる分については、業者の責任において預かっておっていただいたというのが実態でございます。そうしたことから、今後につきましては、きちんと量、支払いの請求があった段階できちんと製品ができておるか、そして預かっていた段階できちんと検品をしていくという格好で進めさせていただきます。

先ほどの財政課については一切かかわっておりませんので、申しわけございませんが、それぞれ所管の課、いわゆる環境課がきちんとやっていくべきだったと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高次郎） 伊藤正信議員。

17番（伊藤正信君） 在庫の管理、1年に1回の検品は、いわゆる在庫の棚卸しは、弥富市物品管理規則の中に書いてあるんですね。だから、消しゴムだとか鉛筆だとか消耗品の管理は、管理ということじゃない消耗品ですから、私も少しだけ下っ端でしたけどサラリーマンをやっていますからわかっています。しかし、何千万という品物の消耗品は、在庫繰り越しをしなければ市民との共生ができないわけですよ、袋の問題は。5カ月、6カ月。検品確認は財務部の確認になっておるんです、管財の。規則ですよ。だから、副市長がおっしゃることは、関係ございませんとおっしゃるならばそれはそれとして、だから物品管理規則をきちっと読んでいただくことが大切。だから、消耗品だから備品だからじゃなくて、ここに対策があるということ。金額が大きいわけですから。

それで私が申し上げておるのは、この規則の条項の中に明らかになっている部分の扱い方に課題があるのではないかとということをおっしゃるんです。それはなぜかということ、今後あってはならないし、担当者任せでもならない。予算を設定されるのは、多分、担当と主査、課長、それぞれが立案をし、物品、消耗品をどれだけ使ったかを、年間を振り返って翌年度のそれぞれの情勢の中で予算要求をされるのが当たり前なんですよ、原則。これは当たり前というよりも原則だ。その審議に基づいて私ども議会が承認をして、議会で予算を決定しておる。そういう状況における、前課長なり、次の課長なり、それぞれ主査なり、担当なり、そこにおける物品管理と管理規程の中身について、本来きょうまでこのことが行政の中で議論があったのか、なかったのか。私はあくまでもこの条例が正しいとは思っていない部分もありますよ。それは備品と消耗品の違いがあります。しかし、消耗品・備品はやるということになっている。だけど、それも金額面だとか物だとかいうことがあります。

今、総務部長が見てみえますけれども、平成6年からこの物品管理規則がある。そして、いわゆる財政課が新しく総合的に弥富市として、市長はそのことが無駄がないようにするために組織を改編された。このことはそういうふうに私は受けとめています。しかし、私の受けとめ方が間違いなら間違いですが、今こうして例えば随意契約にしる、入札にしる、金額のランクにおいて物事が対応されていく、消耗品。ただ、100万、200万で例えば契約がなされていて、月々納入をされてくるものは担当者だけにおけるところの納品管理であっても仕方ない。検品も、その倉庫へ行って、例えば一枚一枚確認ができんから、束数でもって何万个だ、何万袋だというような確認はやむを得ないですよ。実際にできる作業、できない作業もあります。しかし、それは契約の段階で、そういう部分を具体的にお互いが約束をすることが検品の方法だと思うんです。そういうことがなされていなかったとするなら、これは改めて、その状況の今後の契約文書の中にそういう形がしっかりとされていくことが対策であると私は思っています。

ですから、そんなことの中で、今、通常弥富市役所へ納入されるそれぞれのものの筋道は、私はもう一度確認をしたいと思いますが、品物が納まり、検品・検査をし、その検品・検査の後、支払い業務を確認していくというのは間違いはないですか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 先ほどからの伊藤議員の、物品の管理責任ということが財政課のほうでされるべきだというお話でございました。物品の管理規則におきましては、備品・消耗品等、物品という考え方がございます。そういった中で管理責任におきましては、当然各課の長が管理するという、まずその規定になっておりまして、副市長が申しあげましたように、袋についての管理については財政課という概念はちょっとございませんので、よろしくをお願いします。

それと支払い方法につきましては、当然今回の袋につきましては単価契約をされておるということの中で、納品された枚数を検品して、それに基づいて支払いがなされておるという形でございました。それが在庫の不足ということが生じたことについては、これについては先ほど来の問題でございますが、基本としましては、その都度検収を担当者がし、各課の長が責任を持ってその検収に基づいて支払いをするということが原則でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

17番（伊藤正信君） 先ほどから、部長、私が申し上げておる意味がわかりますか。財政課に責任がないという話をしておるわけじゃないですよ。あるとも言っていない。金額面を通しながら、それぞれの棚卸しに係る部分として市の財産としていかにあるべきかと。そのために、その状況の中にこの管理規程をどう準用するかと、適用するかということをして市役所の中で議論をすべきでないですかとっておるんです。そのことが二重にも三重にもミスを見出し、それぞれの役割を果たしていく。そのことを私は質問しておるんですよ。あなた、責任がないとおっしゃるなら、責任追及を私どもも求めますよ、契約金額等を合わせて。質問に対する答弁は、そのことをどう対策としてあるべきか、二重、三重のチェックも含めながら市としての対策はどうすべきかという質問になっておると違いますが、私。違うなら違うで結構ですから、お答えください。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

それぞれの業務の執行につきましては、先ほど来総務、あるいは副市長が話をしておるとおりでございまして、そのこの所管におきまして責任と権限のもとにさまざまな税の執行をさせていただくということは個々でやっておるわけでございます。それと管財との因果関係というか、連携というか、そういうことにつきましては議員がおっしゃるとおりでございまして、我々としてはそれぞれのところに信頼を置いてやっておるわけでございますけれども、

どういう形の中で執行されておるのかということにつきましては、たびたび庁内的な監査という形の立場においても管財の役割はあろうかなあというふうに思っております。そうした形の中で、金の流れが二重、三重にもチェックされることが望ましいだろうというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

17番（伊藤正信君） 今、市長が答弁されましたように、私どもそれぞれの価値観というよりも、そういう状況の中で弥富市が今、それぞれ各課の長が責任を持って消耗品・備品の取り扱いをやることと同時に、流れの中で予測された今回の問題、残念ですけれども、その状況にどう対応していくかと、このことが私は一番大きな課題だと。今、企業の中のいわゆる市場調査、それぞれのものに対する契約関係のあり方等を含めながら抜本的に、このことが二度と起きないような対策を本来ならば、言葉は過ぎるかもしれませんが、4月からすぐに市民と共有のできる対策を、市の職員と、そして市民への説明を果たすべきであったと思っています。冒頭、市長のほうから、きょうはクローバーTVを通しておわびされていることもあります。

議会の調査特別委員会もそれぞれ立ち上がるというふうには議長のほうからも聞いていますけれども、調査委員会ももう既に必要な部分は超えている、時期は。対策だと思っています。本当に二度とこのようなことの発生のない組織づくり、組織の体制強化を、職員一人一人の皆さん方の御指導を強く訴えて、次の質問に入りたいと思っています。

2点目の課題も物品の調達効率化という問題。

この問題についてなぜ質問を申し上げるか。今日の底冷えの経済状況からしますと、地元の業者等を含んで大変景気が悪い中で苦労があると思っています。しかし、私ども行政も議会もですが、少なくとも透明で、それぞれわかりやすい、そして安価な技術、そして入札それぞれのものが求められる今日の社会実態。この中で入札業務が行われる。そして、物品関係の一元化、いわゆる集中的による事務の効率化、これは中枢プランの中にも具体的にその方向性を市側が示されています。私は特に、本当に今お伺いしなきゃならないのは、市の中小企業の今日的な状況の中で、空き店舗が多くなっていったり、そしてそれぞれ企業が経営が苦しくなっている。だからといって高いものを市が求めることを求めているわけじゃありません。実際に一元化の物品管理について、その成果が今日的にどんな状況にあったのかということ、まずお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 物品調達の効率化の御質問に対してお答えをさせていただきます。

本市では、消耗品のうち文房具等の購入につきましては、平成22年度から年間予定購入数

量を調査いたしまして、年度当初に市一括で単価契約を行うことにより、事務の効率化及び購入経費の節減と対象品目の拡大を図ってまいりました。平成22年度は41品目を一括単価契約を行った結果、前年度と比較いたしますと約88万円の節減効果となりました。この方法で購入する対象品目を平成23年度は45品目に、平成24年度は50品目に拡大をしてまいりました。平成23年度は定価と落札価格でそれぞれ予定数量を購入することとして比較いたしますと、落札率は約48%に、同様な条件で平成24年度を比較しますと落札率は約46%になります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

17番（伊藤正信君） 今、課長のほうから御説明がありました。確かに単価的にはそれぞれ効率が上がったかと思えます、実態は。しかし、行政は単価も必要ですが、市役所というところに多く来ていただき、親しみのある行政というのはあるわけです。そして、その仕入れ先がどこにあるかということをおし上げておきたいと思うんです。地域の業者を大切に育てていく、そして市へ顔を出していただく、行政と地域と一体になるプロセスも、それぞれの状況の中で幾つかの短所・長所を総合的に判断されながら、いわゆる中枢プランとしての役割をさらなる御検討をお願い申し上げたい。

過日から、それぞれ弥富市の産業・経済をどうしていくかということも議員の中からも出ているわけです。私からもこのことを強く、それぞれの状況を踏まえて、皆さん方の市の行政運営の中で御検討を願うことを申し上げておきたい。今、私がこの種の議論をすることを、議会議員としてそれぞれいろんな形での制限・制約もあります。しかし、弥富市の中小企業の皆さん方が幾つかの角度から、そのことの中で市政に対する期待が多く求められていることを強く訴えておきたいと思えます。

議長は休憩時間をとりたそうな顔をしてみえますが、その前に最後の問題だけ簡単に質問をいたします。

あわせて行政という立場ですが、私の課題はいわゆる経費の削減……。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員、村瀬総務課長のほうが少し答弁をとということであります。

村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 本市が行う入札、それから随意契約事案の関係でございますけれども、先ほど消耗品の購入に関する部分について答弁をさせていただきました。市内の業者の育成に関しての件で先ほど御質問をいただいたわけでございますけれども、消耗品の購入に際しては、必ず市内事業者の参加をいただく中で購入させていただいております。平成24年度、一括単価契約により購入する品目は50品目あるというふうに先ほど申し上げましたけれども、市内の事業者から購入する品目は25品目、半数に上がっております。今後とも弥富市行政改革推進委員会で策定されました大綱に基づきながらも、計画的な行財政



改革の推進と、それから私ども説明責任が確保できるように、市民満足度の向上を最大の目標といたしまして取り組んでまいりますので、御理解がいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

17番（伊藤正信君） お答えいただきましてまことにありがとうございますですが、そうしますと教育委員会さんも給食の関係等を含めながら、さらに強く地産地消の食の安全、保育の問題もあわせて強く要望をいたしておきます。

じゃあ続きまして、簡潔に3点目に入ります。

いろんな形でいわゆる改修工事、公共工事など努力をされて、今日市として私どもの環境整備を行っていただいておりますことにつきましては私も感謝を申し上げると同時に、市民もそのことは承知をしておると思えます。しかし、市におけるそれぞれの立ち会い業務、途中におけるところの問題、あわせて入札におけるところの問題、幾つか無駄をどう省いていくかという問題があると思えます。いわゆる資源の再利用という課題。特に今、土地などにおける土の問題なんですよ。

私ども弥富市は地盤沈下地帯です。そうしたときに、工事で出た掘り起こされた土などは、どう再利用をしていくかということ。例えば、道路の沈下している場所などにも、その土を現状を把握しながら利用されることが、2つの事業を完成していく。道路補修もしていく、安全も確保していく、土も利用していく、そういう部分のあり方について一つはどうあるのかということ。

あわせて、今、本当に農業の皆さん方などは、土地いっぱい2トン車で1万3,000円のダンプにお金を払っていき、土を買っているんですよ。だからといって恵まれる条件にある人だけを求めるんじゃないんです。そういう部分において、例えばどこかに保管管理をされていて、それぞれ利用される人たちに公平に、どういう形の手続をとるなら、そのものを利用ができていくのか。そして、例えばそういう土を利用していくことによって、農家の経営の安定も一つはあるでしょうし、さらには道路などに穴があいている部分においても、地域でパトロール隊だとか、道路掃除も県の付託を受けている地域はあるんです。実際に道路の路肩などが欠落をしておる部分等を含んで、じゃあこの道路をどういう管理をしようかとその地域の皆さんが考えたときに、市役所を通してその後利用ができることも一つ。そのことが共生と共有の、小さな課題ではあるけれども、大きな市民との一体感を持つ行政運営の中での役割があるのではないかと考えています。ですからそのことも一つ。

もう1つには、今、公共下水、集落排水があって、水路の掃除など、清掃というか、汚泥だと言われる部分を汚泥ではないというふうに受けとめなきゃならんと思っています。雑排水は浄化槽を通します。そうしますと、水路にはそれぞれ田んぼから出た土が流れ出る。そ

の土は本来検査を必要とするのかしないのか、工事経費の中でどうあるのかないのか、ここは主たるそれぞれの、土地改良もそうでしょうけれども、市が行政運営としていかに今日の実態の中にあるのかと。特に雑排水が流れないような状況になれば、低いところにそういうものを引き込んで何ら誤解はないわけです。そういうように環境整備がされつつある変化の中で、その種のとらえ方の中で、共有・共生、再生・再利用をしていくことについて、私は少しだけ具体的にお話をさせていただいた。市側として今後そのような取り組み方について御検討がいただけるかどうか、質問をしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 橋村下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 議員の御質問の残土等の再利用についてお答えをさせていただきます。

残土等の建設副産物につきましては、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱におきまして、建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進 これは再使用とか再資源化でございます 及び適正処理の推進について示されております。

土木・下水道工事における発生土に関しましては、土質検査を実施いたしまして、使用可能であれば現場内で再利用をしておるところでございます。埋め戻しに適さない土質につきましては、土質改良を行い改良土として再利用をさせていただいておりますが、発生土の有効利用につきまして、地元の御要望がございましたらまた対応をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、公共工事で多くの発生土の搬出とか搬入を行う場合には、建設発生土情報システム、これは愛知県の建設部の関係でございますが、このようなシステムがございまして、ここに登録することによって工事間利用の調整を行い、発生土の有効活用を図るところでございます。

よろしくお願ひします。以上です。

議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

17番（伊藤正信君） 基本的には、そういう工事にかかわる部分の県の条例などを含んであるわけですけど、私が申し上げましたことは、それぞれその状況下の中における発生をする部分において、市として市民にわかりやすいような状況の中で細分化した要綱をお示しながら共有ができることを要望した点でございますので、その点を検討していただくことを要望したいと思います。いかがですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 建設残土につきましては、まずはいろんなものが混入されていないかということについて十分調査する必要があるわけでございます。そうした形の中で再度利用していくということが原則でございまして、先進市町の例を一度確認もしながら、どのよう

な有効活用がされているかということも、弥富市として対応できるものがあれば対応していかなければならないと思っています。基本的にはほとんどの土は再利用されて、それぞれの私どもの地域の中で消化させていただいているということでございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

17番（伊藤正信君） 細分化などを含んで今後検討していただくことを強く訴えまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は11時20分からです。

~~~~~

午前11時13分 休憩

午前11時21分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いします。

9番（横井昌明君） 私は、大きく分けまして3件の質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、道路整備についてでございます。

道路は、利便で快適な日常生活や活力ある産業活動を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤であります。弥富市の道路網は、2本の高速道路、3本の国道、18本の県道、1,880本の市道があり、弥富市は利便性のある地域であります。

まず1点目でございますけれども、市道鯛浦263号線についてお尋ねしたいと思います。

この道路は、ちょっと聞きなれないんでございますけれども、国道155号線が関西線と近鉄を高架でまたいでおりますけれども、その手前から左折し、関西線を高架でおり市道におりる2車線の歩車道分離の道路でございます。右折すると弥富駅の方向に行き、左折すると国道1号線の車新田へ抜ける道路でございます。弥富駅へ行くにしても、1号線に行くにしても、大変便利な道路でございます。こんな便利な道路が開通したことを知らない方が多く、また我々の地域、西中地の地域でございますけれども、話をしても知らない方が非常に多かったので、広報とかホームページで市民に、こんな便利な道ができたということを知らせていただいたらどうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、横井議員にお答えいたします。

御質問の市道鯛浦263号線につきましては、議員も御承知のとおりだと思いますけれど、下之割跨線橋として愛知県が平成14年度に工事に着手していただきまして、ことしの3月末に市に移管されたところでございます。

この下之割跨線橋の整備の経緯でございますが、国道155号を整備するに当たり、昭和47

年でございますけれど、地元説明会を開催した中で、国道155号高架橋はＪＲ関西線の北から国道１号までの間を一気に横架するという事で、下之割地区の住民が利用しづらいことやメリットが少ないということで、生活道路として側道の平面踏切を設置する条件として測量の了解をしていただきました。その後、愛知県とＪＲと平面踏切の設置の話し合いが行われましたけれど、ＪＲの了解を得ることができなかった。そのために下之割地区へ、平成12年になりますけれど、代替案といたしまして現在の高架形式への変更をお願いして、地元の了解を得ることができました。このようなことから、地区の生活道路として整備を図っていただきました経緯がありますので、啓発につきましては今のところ考えておりませんので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井昌明議員。

９番（横井昌明君） 経緯はわかりましたけれども、非常に便利がいい道路でございますので、なるべくなら周囲の方が使っていただいたほうが僕はいいと思いますので、啓発のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

また続きまして、この市道綱浦263号線で改善していただきたいことがございます。それは道路標識でございます。

まず１点目は、国道155号線から市道への進入口が非常にわかりにくいので、市道綱浦263号線の入り口という案内標示。

２点目は、北から進入し、おり口でございますけれども、左へ行くと１号線へ行きますよ、右へ行くと駅の方へ向かいますよという案内標示。

３点目は、高架で渡っておりますと、大変道がようございますので、真っすぐ進むと行きどまりであるという案内標示。

これらの案内標示をしていただくことにより、一般住民の方が迷うことが少なくなると思ひますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 案内標識の設置についての御質問でございますけれど、一度検討させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

９番（横井昌明君） ありがとうございます。必ず設置していただけるものだと確信しております。こんなすばらしい道路をつくっていただきましたので、市民に安全に利用していただきたいということを思っておる次第でございます。

続きまして、弥富名古屋線でございます。

また弥富名古屋線のお願ひかと言われますが、多くの白鳥の地域住民の方々から意見が寄せられております。

弥富名古屋線は、海部南部消防署北分署の前を通っている県道でございます。現在は海部土地改良区からピアゴのほうへ通っております。本来ならこの道は、市江川を横断し、県道津島佐古木線までつなぎ、名古屋まで抜ける道路であります。ここで一番問題になることは、緊急車両が北部地域に到着するのに時間がおくれるということでございます。この道がないことにより、消防車・救急車の緊急車両が1号線回り、鎌倉回りで走らなきゃならないということで、佐古木・楽荘地区へ緊急車両が行く場合、数分おくれます。数分という時間は、消防車や緊急車両にとって大切な時間でございます。白鳥地域の住民、北の方の住民にとっては大変不安であります。

弥富名古屋線は、現在どのような進捗率になっておるのでしょうか。白鳥地区の生命・財産のかかる大事な道路を早急に実施していただくよう、愛知県をお願いしていただけないでしょうか。どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 県道弥富名古屋線の御質問でございますけれど、現在の進捗につきましては、昨年に市江川にかける橋梁の予備設計と道路詳細設計の発注が終わっております。また、本線部分に一部用地が取得されておりませんでしたけれど、昨年度には100%完了いたしました。引き続き今年度につきましては、この本線に取りつける市道部分、2カ所ありますけれど、その用地買収と、昨年橋梁の予備設計が終わっておりますので、橋梁の詳細設計を発注していただく段取りになっております。また、工事に着手する予定といたしましてこの用地買収がございますので、平成25年度以降になるとお聞きしております。そのために関係団体、土地改良区だとかJRの関係機関へ工事の施工協議を今年度行うことも決まっております。今後につきましては、早期に完成していただくことを要望してまいりますので、御理解をお願いします。

議長（佐藤高清君） 横井昌明議員。

9番（横井昌明君） 大変ありがとうございました。ぜひとも道路を実施していただくようお願い申し上げます。

続きまして2番目は、防災対策についてお伺いしたいと思います。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災以来、日本各地で自然災害が多く発生しております。これまでの防災対策に加え、災害時の被害を最小化する減災を含めた考えに立ち、みずからの生命・財産は自分で守るという意識が徐々に芽生えてきました。

第1点目でございますけれども、地震等の防災の啓発資料作成についてということでございます。

昨日、JA共済からこのように「家族みんなの防災ノート」という地震の資料でございますけれども、これは多分農家だけだと思いますけど配布されてきました。地震の避難、家族

対応のことについて、漫画を入れた防災資料でございます。

地震災害で、例えばこの地域に震度5・6の地震が発生したとします。家にいる人、道路を歩いている人、車を運転している人がどのような行動をとっていいか、迷う方が多いと思います。日ごろから地震に対する知識は、テレビ、新聞、インターネット等でちよくちよくあります。我々より下の年代は、大きな地震に遭遇したことはありません。東海地震、東南海地震、南海地震、発生確率は非常に高い確率で予想されております。地震に対して知識を得ることは大変重要なことでございます。地震に対する対策マニュアルは配布されたことが少なく、わかりやすい資料を住民に、避難所を含め地震対策資料の配布をしていただいたらどうでしょうか。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 御提案いただきました「家族みんなの防災ノート」、私のほうも取り寄せさせていただきました。中を見させていただきました。過去の災害記録等も含んで、かなり内容的に深いものであったということで参考になりました。ただし、この冊子自体につきましては、JA共済のPR部分も含んだものであるということがございます。たとえ入手することができましても市として配ることは、この資料についてはできないなあということは考えております。

この資料に限らずでございますけれども、どんなによい啓発資料でも、配っただけではなかなか読んでいただけていないというのは現状でございます。また、保存もしていただけないということも現状かと思っております。市といたしましては、平成20年に地震防災マップ、また洪水ハザードマップを全戸配布しております。この中には災害に対する心構えなども記載しております。また、昨年12月に発行した緊急時避難マップにつきましても備蓄のお願いなどを掲載しております。現在、出前講座などでそういった啓発資料を使った講座もさせていただいております。このような機会を見つけまして、啓発の内容も説明しながら啓発資料の配布というものを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高君） 横井昌明議員。

9番（横井昌明君） 要するに、農協の資料をという意味じゃございません。これに類した資料を皆さんに配るとわかりやすいかなあということで申し上げたんです。だから、農協の資料を配ってくれという意味じゃないですよ。これはこれで著作権がございましてあれですけれども、これに類似した資料を配っていただくと皆さんわかりやすいかなあということも思った次第でございます。もう一度答えていただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほどもお答えしましたように、以前、防災マップというような形の中で、ハザードマップという中でございますけど、そういった啓発とか内容のもの

をお配りした経緯はございます。現実にその段階でも、その後で出前講座で伺って、こういう資料はございますかということで皆さんにお聞きします。そういったときに、そんな資料あったかなあというようなお話もよくいただく話でございます。ですから、先ほどもお答えしたことの繰り返しになりますけれども、実際にその資料を使った説明等を行って、その段階でお渡しするといったことのほうがより効果的ではないかということを思っております。先ほど言いました地震防災マップ等でも、かなり資料的なものとしてはしっかりしたものだと思っております。そういった点も御理解願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 何度やっておっても一緒のことでございますけれども、こういうような資料を全戸配布していただくよう今後とも検討していただきたいということで、次へ移らせていただきます。

2点目は、電柱や公民館に海拔表示の設置ということでございます。

これは、4月2日に中日新聞が半ページを使って出しております。これは電柱の海拔の表示でございます。これがよその市町村の企業のスポンサーを入れた電柱表示でございます。中日新聞の4月2日の朝刊で、「安心？電柱の標高表示」という記事がございました。内容を見ますと、豊橋市はことし3月、この3月でございますけれども、685本の電柱に標高表示を設置しました。また、高浜市は昨年に電柱や公共施設603カ所に標高表示を設置しました。今年はコンビニ等も考えておるといってございます。また、四日市・桑名・蒲郡市は、電柱にスポンサー企業、団体名を表記し、財政需要が厳しい中、表示板の作成など行政負担を減らそうと考えておられます。そこで電柱を管理する中電やN T Tは、電柱に看板を設置する際は、通常は1本1,300円の使用料を払うというのが普通であるということでございますが、これは人命にかかわることで公益性があるということで、免除する方針であるということが中日新聞に載っております。現在、私たちが住んでいるところの海拔がどのくらいだということを知りたいと皆さん思っておると思います。それには電柱に海拔表示する方法が一番わかりやすいのではないかと思いますので、ぜひとも実施してほしいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 横井議員にお答え申し上げます。

今私どもは、民間の施設、あるいは公の施設という形の中で一時的に避難をしていただくところにつきまして、昨年度皆様のほうにも御案内を申し上げたところでございます。市内に35カ所、これから少しふえまして40カ所近くなるわけでございますが、そういった形の中で避難場所はここにありますよということに対して電柱表示を考えていたらどうだろうということで、先々週ですか、中部電力のグループ会社で中電興業というのが電柱を管理して

いる会社でございます。その方とお会いいたしまして、他市の先進市町の事例もお聞きしながら、市としても考えていったらいいというふうに思っておるわけでございますが、最初のイニシャルコストが1本当たりに対して、両面つくるわけでございますけれども、2万数千円かかるという状況でございます。そして、2年目からのランニングコストが1万3,000円かかるという状況のお話を聞かせていただきました。こういったことに対して私どもとしては、今、横井議員がおっしゃるように、下のほうにおいては例えば標高だとか、そういったような形のものも必要でしょうけれども、商工会等と連動しながら、企業さんとタイアップしながら、その電柱表示をしていったらどうかなあと今考えているところでございます。もう少し商工会、そして中電興業等々とお話し合いをさせていただきながら、早いところ避難所に対する表示もしていきたいと思っております。一度私どもといたしましても検討し、前進するような形で検討していきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） どうもありがとうございました。ぜひとも実施していただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、避難所の開設と備蓄食料・資材についてということでございます。

大変大きな地震が発生した、強い台風で堤防が危ないとなると、避難所に市民は避難いたします。同報無線で避難情報は地域の住民に流されます。避難する場合、昼間であれば学校等施設については職員がお見えになるので対応できると思います。また、夜間・休日の場合はだれが避難所を開設するか、お尋ねしたいと思います。

また、災害が発生した場合は学校等に市民は避難しますが、各施設とも備蓄資材、備蓄食料、飲料水は十分対応できておるのでしょうか。もちろん避難人数によって基本的に変わってくると思いますが、どれくらいまで対応できるか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） まず、避難所の開設のお話からさせていただきたいと思ひます。

まず開設につきましては、2つのパターンがあるのかなあと思っております。1つにつきましては風水害、現在台風が参っておりますけど、こういったときの避難所の開設というのが1つかと思ひます。もう1点につきましては地震が発生した場合ということで、非常に時間がない場合という、この2つのことが考えられるかと思ひます。

まず、台風等でございますけど、本日もでございますが、避難所の開設はかなり早い時間から行いたいと現在思っております。ということで市の職員が出向いて避難所を開設するといったことで対応できるかと思っております。

もう1点、地震の場合でございます。この場合、地震プラス津波等という形のものを想定



されているのではないかと考えております。この場合につきましては、職員がその時間帯、90分なら90分の時間でその場所に行くということは非常に難しいことだと思っております。そういった場合につきましては、たとえ常勤の方がいらっしまったとしても、今回の想定ですと震度7の地震の後に津波が来るであろうということを言っております。4月1日の新聞発表の内閣府の発表でございますけど、震度7というのは非常に激震でございます。その段階で命が保てるかどうかというのは非常に大きな問題になってまいります。そのような状況の中で、たとえ常勤の者がいたとしても、その施設のかぎがあげられるという保証はないかと考えております。そういった場合につきましては、入り口等のガラス等を破っていただくといったことが一つの選択肢になるのかなあと。こういった取り組みにつきましては、他の自治体でも取り組んでいるところであると思っております。

それともう1点でございますけれども、大原則の話でございます。地震でという話の中で考えさせていただきますと、当然余震というものが起こります。これを考えた段階で、室内に避難するということは選択肢としては間違いであるといったことは議員も十分承知されていらっしまったと思っております。まず広い場所に逃げていただくといったことを考えていただくということで、室内に入るといったことの選択肢は第2の選択にさせていただきたいといったことをよろしくお願ひしたいと思っております。

また、食料等の備蓄品等のことでございますけれども、現在、乾パン・アルファ米を合わせまして市民に対して1食分しか備蓄がないのが現状でございます。また、水につきましては、耐震性貯水槽に水袋等をもちまして給水するといったことを原則的に考えております。災害発災時には3日分の食料等を各自備蓄するということをいろいろな席、場合でお願ひしていることでございます。こういったことを、こちらのほうも広く市民の皆さん方にお話しさせていただいておりますけれども、議員のほうからもそういったことも含めてお話ししていただければありがたいなあとと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高次郎君） 横井昌明議員。

9番（横井昌明君） 今、回答がございましたけれども、今後とも地域防災に対して力を注いでいただいて、市民の安全のために努力していただきたいと思っております。

次に、市の財産についてお伺ひしたいと思っております。

まず、普通財産の利用方法についてお尋ねしたいと思っております。

市の財産には、行政財産と普通財産がございます。行政財産については、通常市民が利用されている財産でございます。普通財産については、代替地等将来的に利用されるであろうという財産でございます。財産としては土地・建物がございます。土地については、22年度決算数値では、行政財産は、これは庁舎や消防施設、学校等でございます、これが79万4,206平米でございます。普通財産としては9万7,952平米でございます。この中で道路用地、要

するに道路財産として285万8,897平米ほどございます。行政財産、道路財産については、市民の方が利用されているので問題はないと思います。普通財産を用途別、例えば代替地とか、道路用地とか、その他ということで分けることができます。普通財産の9万7,952平米、これは22年度決算数値でございますけれども、ほとんどが遊休地であると思われま。昨年、23年度は、どれぐらいの維持管理費がかかったか教えてほしいと思います。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 市の財産についての御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

市の所有する普通財産は、議員が申されたとおり約9万8,000平方メートルでございます。これを所管別に申し上げますと、十四山スポーツセンターの管理はゲートボール場約4,000平方メートル、学校教育課管理は建設中の日の出小学校用地及び隣接する駐車場用地約3万1,000平方メートルがございますが、間もなく行政財産に変更されますので、総務課所管の約6万3,000平方メートルの普通財産につきまして御答弁をさせていただきます。

総務課において管理しております約6万3,000平方メートルの普通財産の内訳につきましては、十四山海屋の原野及び湖沼など約1万2,000平方メートル、輪中の郷用地9,300平方メートル、公民館、消防ポンプ小屋用地及び墓地など、地域で使用管理されている土地で市の名義になっているものが9,000平方メートル、グラウンド等の駐車場用地が4,900平方メートル、道路予定用地が2,000平方メートル、水産試験場、警察待機寮など貸付地が約7,000平方メートルございまして、これを除きました総務課で管理する遊休土地は、12カ所で1万8,410平方メートルとなります。

なお、平成23年度の維持管理費、除草等に要した費用でございますけれども、約77万円を支出しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井昌明議員。

9番（横井昌明君） いろいろ77万円の予算がかかっておるといってございませう。

財産は市民のためのもので、市民が利用できる形態にすべきであると思われま。普通財産で、いろいろ今ございましたけれども、利用方法が見つからない場合は売却ということをやっておみえになると思われま。土地につきましても、取得された年代により土地の価格は相当下落し、バブルのころに比べると半分以下になっている物件もございませう。売却には今後とも努力をしてほしいと思う次第でございませう。

何も使用しない維持管理だけを行っているような普通財産は、行財政改革に反していると思われま。普通財産でも売却できないような、先ほど言われた広い土地につきましては、例えば市が率先して太陽光発電を行うとか、企業に貸すとか、いろいろな方法を考えてほしいと思われま。今後は1カ所ごとに普通財産の利用方法を考え、皆さんに知らせていただい

たらどうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 議員御指摘のとおり、弥富市第2次行政改革実施計画におきまして、中・長期的な視点に立った財政運営の健全化のため公有財産の有効活用を推進することが定められておるとともに、市が所有している未利用地や、その目的が達成された施設について、実態を調査した上で売却や貸し付けを行うとしておりまして、平成22年度は五之三地内の保育所跡地を売却させていただきました。今後も可能なものから売却や貸し付けに努めてまいります。中には寄附を受けた土地や不整形地で使いにくい土地、目的を終えて普通財産となっておりますが地中埋設物等の障害物が不明な土地がございます、実際に使用できる土地は絞り込まれてくることをまず御理解いただきたいと思います。

続きまして、遊休地に太陽光発電をとということでも御質問をちょうだいいたしました。

全国各地で建設が進められています出力が1メガワット（1,000キロワット）以上の太陽光発電所がございますけれども、これは「メガソーラー」ということで称されておりますけれども、1,000キロワット以上の発電所を建設するには約1.5ヘクタールの土地が必要となっております。現在本市が所有する土地には、これだけの規模がございませんので、御理解をいただければと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 今、総務課長のほうからお話ございましたけれども、今後とも土地利用について、市民のために有効な活用をしていただきたいと思いますということで、私の質問を終わります。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。本日、台風の進路に当たっておる関係で午後の始まりは12時45分からとしますので、御協力をよろしく願いいたします。

暫時休憩します。

~~~~~

午後0時00分 休憩

午後0時45分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、6月19日12時6分名古屋気象台発表によりますと、弥富市において暴風警報、波浪警報が発令中であります。したがって関係する部長は退席をしておりますので、御了解をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

続きまして山口敏子議員、お願いいたします。

12番（山口敏子君） 12番 山口敏子でございます。

通告に従いまして、大きく1点、小さく2点質問させていただきます。

障害者の社会参加の充実をということで、初めに新庁舎建設に当たり、より優しい庁舎の実現について質問させていただきます。

弥富市では、「認め合い、支え合い、すべての住民がいきいきと生涯をおくれるまち・弥富」が基本理念の弥富市障がい者計画で第3期の障がい福祉計画が策定されました。ことし3月には新庁舎建設基本構想が発表されました。現在の庁舎は、年配の方、障害のある方には決して優しい建物ではありません。小・中学校の耐震化も終わり、マンモス校であった桜小学校も来年4月からは日の出小学校となって2校になり、新たな出発をいたします。最後の木造の白鳥保育所も改築が決まりました。次は新庁舎の番になりました。

新庁舎は検討委員会も平成22年から始まり、建設に向かって話し合いが進められております。新庁舎の基本理念は、安心・安全・便利、そして市民に愛され、市民が誇れる庁舎を、いつでも市民が集う弥富の井戸端に。市長さんがいつも言っておられます、市役所とは市民の皆さんにお役に立てるところです。今月初めには、議会からは市庁舎改築等特別委員会の委員の方々が、みよし市、岩倉市へと視察に行かれました。まだまだ建設には時間がありますが、市民の皆さんから広く身障者について意見を聞く予定はありますでしょうか、お聞きいたします。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 新庁舎建設に当たりまして御質問をちょうだいいたしました。

本市では、議員がおっしゃいましたとおり、弥富市庁舎改築等検討委員会を設置いたしまして、委員の皆様、平成22年8月から平成23年3月までの長期間にわたって計8回の委員会を開催し、さまざまな角度から熱心に御議論をいただきました。弥富市の新庁舎建設基本構想を取りまとめいただきましたので、この理念に基づいて新庁舎の設計並びに建設を進めてまいります。

ただいま御質問の市民の皆様の意見を聞く機会があるかということでございましたけれども、私ども設計がまとまりましたらパブリックコメントをとりたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 山口敏子議員。

12番（山口敏子君） ありがとうございます。

新庁舎の基本的な考えの中で、バリアフリーについての項目があります。その中で、車いす利用が十分可能な施設配置、わかりやすい案内・サインの設置とあります。弥富市では、障害をお持ちの方が年々増加になっております。車いすの方、つえを使っている方を多くお

見受けします。日常生活には欠かせない手続のどうしても必要な市役所でございます。来なくてはならないこともたくさんあります。愛知県の条例は、他の県よりも障害者の建物に対する基準が結構しっかりしていると言われておりますが、車いす利用の方の生の声を参考として取り入れるお考えはあるでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 車いすを御利用の方の生の声を聞く考えがあるかということでございますが、私ども庁舎改築等検討委員会で身体障害者の会長さんを初めさまざまな方面の皆様から、この庁舎の基本構想の策定に当たりまして御意見をちょうだいいたしました。そうした中、車いす等々にも十分配慮した庁舎にしていく、また障害者用の駐車場は庁舎玄関の直近部に配置をしまして屋根つきの駐車場として整備するなど、障害者の方に気を配ったものにしていきたいというふうに考えております。

ただ、直接その方の意見を聞くかということに関しては、まだ私ども検討したことがございませんので、今後の宿題とさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） 本当は、実際車いすに乗っている人に聞くというのが一番わかるんですね。健常の者が、ここなら大丈夫だろうと。そうすると、意外とだめな場合がございます。健常の方が何でもない段差、はっきり言ってこの段差は車いすの人には絶対上がれません。私のほうにちょっとそういう者がいるもんですから、危険な箇所でございます。例えて言えば、手すり一つ、必要であると思ってつくったら何の価値もなくて、使うこともできない。高さとかいろいろなところで、そこに健常の方の考えじゃなくて、車いすの者が1人でもその参画に、たとえ1カ所でもいいから、これは要りませんよとか。現実に車いすの方が例えばトイレに入っても、手すりがあっても、その手すりは邪魔だったり、使えなかったり、高さが全然足りなかったり、ここには2本あったほうがいいということもあるんです。健常の者には、1本でいいかな。そういう問題じゃなくて、車いすが回転できない場所も、回らなかったら使えないと一緒にということもございます。かなり有名な観光地でも、こういうことがあったと。1回でもよろしいですから、車いすの方の話を聞いてあげてほしいと思っております。そうすると現実がわかると思っております。これからの課題ということで先ほどいいお返事をいただきましたので、ありがとうございます。

次に、市職員（身障者枠）に対して幅広い対応ということで質問させていただきます。

「広報やとみ」6月号に載っておりました。障害者といってもいろいろな障害があります。昨年改正されました障害者基本法は、障害者の社会参加を阻む制度や慣行など社会的障害を除去するため、合理的な配慮がなされなければならないという条文が明記されております。はっきり言ってよくわかりません。こういう文章があるんですけど、障害者に対してちょっ

と難しい言葉なんですけれども、みんなに優しくならなきゃいけない。

今回、弥富の広報6月号に、市職員事務職一般職（身体障害者対象）とございました。この対象者にはどのような配慮があるのかちょっとお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願いいいたします。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 身体障害者の市職員採用枠についての御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、身体障害者の方につきましては、身体障害者の方を枠とさせていただきます、今1名を募集させていただいております。年齢は、昭和52年4月2日以降に生まれた方で35歳までの方でございますけれども、学歴は高等学校を卒業した人、または平成25年3月までに卒業見込みの人ということと、身体障害者手帳の交付を受け、自力により通勤ができ、介助者なしで職務遂行が可能な方ということになっております。

昨年の募集に比べますと、受験資格年齢を2歳引き上げ幅を広げた対応としておりますし、学歴の面でも、一般職の場合は大学卒業資格を有する者ということになっておりますので、その辺についての配慮がしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 山口敏子議員。

12番（山口敏子君） 障害にはいろいろございます。病気による体幹機能障害、この体幹機能というのは、自立歩行ができない、電動車いすを利用されております。それから運動機能失調というのは、末端の手先などに機能の低下がありまして、細かい作業、例えば細かい字を書けない。市販されている原稿用紙の中に字を書きましよう。とんでもない。でも現実の社会では、一般の採用試験には、そういう升の中に小論文を書いたりとか、その中に言葉を埋めなきゃいけない、解答を埋めなきゃいけない、そういうことが現実だと思えます。

5月29日付の毎日新聞で「障害者の進学、進むか」。これは、大学の進学に対してでもかなりおけている。「遅れる大学の対応、試験でのパソコン使用に壁」、こういう表題でございます。ここに載っている方は、今よくあります発達障害であるアスペルガー症候群の方のことが載っておりました。この彼は、パソコンのワープロ機能があればちゃんと文章も打てるんですけれども、字を書いてこの中に埋めるという作業はかなり難しい。この方は今、大学の入学のことなんですけど、今回、鳥取大学でこの方においてもパソコン使用が認められて大学に進学されたと。

これは大学の問題なんですけれども、現実には高校を卒業するときに、ここの試験を受けるときに、パソコンの使用ができたなら、ひょっとするとそういう障害がある方でもできるんじゃないか。答案用紙の中にでもパソコンじゃなくて字を書けるんじゃないか。入試の場合は、身体障害者の方なんですけど、パソコンを使用されて大学入試が可能だった。それは前例が

ありますので、実社会ではまだまだこの問題が、ハードルが高うございます。

我が市でも先駆けて障害者用の枠でパソコン使用を許可されてはどうでしょうかと思いを  
して、質問させていただきます。

議長（佐藤高清君） 総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 障害者の方の本市の採用試験についての御質問をち  
ょうだいいたしました。

本市の職員採用試験、第1次試験でございますけれども、この教養試験につきましては、  
愛知県市長会を通じまして日本人事試験研究センターに委託して行っております。この試験  
は、同一日に各市が一斉に行う統一試験でございます。試験標準実施時刻表を定められた  
ものでもございます。その回答はマークシートする方式がとられております。一般事務職  
の採用につきましては、本市だけが別の方式、御質問のパソコンによる受験をしていただく  
ことは制度がございませんのでできませんし、パソコンのみ使用できる方の採用後の業務が  
現在はございませんので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） 村瀬課長さんから御答弁いただきまして、そういう業務がないと。  
この採用試験でもパソコン使用の方が採用されることがありましたら、現実、身障者の方  
としてはパソコンなら上手にできる。一般職としてはちょっと1日は無理かもしれないけど、  
ワークシェア、午前中までの。パート扱いではいけませんけれども、身障者の方は現実に障  
害者年金ももらっていらっしゃることもあるものですから、かといって社会参加の働く喜び、  
働ける、今までお世話になった方、市役所とかそういうところでパソコン業務、文書作成専  
門とか、そういうような形の専門職というポストがあれば、私もそういう人たちをちょっと  
存じているんですけれども、すごくまじめなんですね。一生懸命やるんです。特にそういう  
病気になっているとこだわりがありまして、すごくまじめにやるんですけれども、ちょっ  
とこだわりがあるところもあるんですけれども、一般職として市役所のようにいろいろな業務  
に配置転換ということは無理かもしれませんが、文書作成のオーソリティーになって、  
文書課とか、そういう文書係というのがあったりするといいいんじゃないかなあと。

そういう意味で、今回は無理でも、将来において弥富においてそういう部署の枠を広げて、  
身障者の人にも何人かお仕事していただけるようなポストがあればいいなあと思ひまして質  
問させていただきます。御返答はないでしょうか。

議長（佐藤高清君） 総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 障害者の方の一般職でなくパートでの採用のことが  
できないかという御質問にお答えをさせていただきます。

市から障害者のパートさんをお願いしたい業務と職場環境、また障害者の方の症状や障害

の内容を考慮し、条件が合ってパート採用することができる部分があれば、その都度判断をさせていただきたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） これからもそうやって体の不自由な方がもし市のほうで働きたいと、パートでもいいから社会貢献がやりたいということが出てくると思います。でも、少しうれしい気持ちになりました。本当になろうと思って病気になって障害になった人ではないんですけれども、これは天のいたずらか神様のいたずらだったと思いますけれども、不幸にして障害になられた方も社会参加ができるように、これからもみんなで明るい社会になっていくということを願って、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（佐藤高清君） 次に伊藤勝巳議員、お願いをいたします。

なお、議員のほうから資料の配付の依頼がありました。これを認め、各位に配付してありますので、よろしくをお願いをいたします。

伊藤勝巳議員。

1番（伊藤勝巳君） 議席ナンバー1番 伊藤勝巳でございます。通告により質問させていただきます。

先ほど議長の了解をいただきまして資料が2枚配付してありますが、御了解ください。

それでは初めに、生活保護制度についてお尋ねをいたします。

厚生労働省の発表によりますと、生活保護受給者はことし3月時点で210万人を突破し、9カ月連続で過去最多を更新中であるとの発表がありました。生活保護費は3.7兆円に達し、実に国の収入の10%に迫っています。また、お笑い芸人の母が生活保護を受給していたことがマスコミに報道されていますが、そこで生活保護の認定について、どのような面談・調査が行われているのか御質問いたします。また、自立に向けた指導、生活保護受給者の推移をお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 生活保護の御質問につきましてお答えをさせていただきます。

生活保護制度は、生活に困っている方々が人間として生きる最低限の生活を保障され、自立するための援助が受けられるように定められた国民の権利としての制度、生活に困窮する人に対し、最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットでございます。

まず、相談があったときには、相談者の状況を把握した上で、扶養してくれる人があるかどうか、土地などの資産を持っているかどうかなど、他法他施策の活用についての助言を適切に行うとともに、生活保護制度の仕組みにつきまして十分な説明を行い、保護申請の意思の確認を行っております。申請をされたときは、保護の受給要件や保護を受ける権利と保護を受けることによって生ずる生活上の義務及び届け出の義務等につきまして十分説明の上、



適切な指導を行っております。その後、査察指導員を中心にケース検討会議を開き、保護が必要かどうか要否判定を行い決定しております。

保護受給者につきましては、先ほど申し上げましたように、申請時には他法他施策や扶養親族の扶養の確認など保護が必要かどうか調査をしております。受給後も扶養親族の扶養の確認につきましては年1回の実施、他法等につきましては個別にその都度調査を実施しております。

また、毎月の保護費支給日には、一人一人個別に生活や就労の状況、困っていることはないかなどの聞き取りを行うとともに、特に母子家庭につきましては毎月家庭訪問をし、生活状況の確認をしております。

稼働能力のある方の就労促進につきましては、就労支援員を配置し、公共職業安定所との連携を図りながら適切な指導援助などを行っております。

弥富市の生活保護受給者の推移でございますが、合併をした平成18年4月では77世帯107人でしたが、平成20年秋のリーマンショックの影響後は徐々に伸びておりまして、平成22年4月では148世帯225人とほぼ倍増となり、その後も伸び続け、平成23年9月には184世帯275人とピークを迎えました。しかしながら、全国ではまだまだふえている中ございますが、弥富市では就労支援員の働きかけによりまして、その後は少しずつではありますが減少してきており、ことし6月では168世帯243人と、ピーク時と比較をいたしまして16世帯32人の減となりました。また、扶助費では、平成23年度では1,168万円の減額という費用対効果も出ております。引き続き粘り強く就労支援を行っていくとともに、生活保護の適正化に取り組んでまいります。

議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

1番（伊藤勝巳君） 細かく御説明をいただきまして納得できましたんですが、今後の自立に向けた指導ということで、市では生活保護からできるだけ早く抜けるために職業訓練の充実により働ける人は仕事につける機会をつくり、働く意欲を与えて実生活に早く抜け出せるような指導をされていますか、お尋ねいたします。

議長（佐藤高清君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） お答えさせていただきます。

早く自立できるようにということで、就労支援が中心になると思いますが、雇用環境が厳しい中がございます。稼働能力がある方の就労促進につきましては、平成22年6月から就労支援員を配置させていただいております。先ほど申しましたように、公共職業安定所との連携を図りながら、適切な指導援助など支援員の働きかけの結果、扶助費の減額という費用対効果もあらわれております。今後もさらなる効果が見込まれますが、就労しても早期に解雇されるなど就労そのものが長続きしないなど、新たな問題点も出てきております。時間と根

気の要る支援が必要でありますので、引き続き粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

1番（伊藤勝巳君） 御説明いただきましたが、今後も引き続き努力をお願いいたします。

また現在、生活保護を受けながら働いて収入を得ると、収入額に応じて支給額が減ってしまい働く意欲をなくすこともあり、収入の一部を積み立てながら、生活保護を抜け出たときに一括して受け取れる仕組みが政府では検討されておりますが、本市では今後、不正受給をなくすためにどのような方向性で支援をされていくのか、お尋ねいたします。

議長（佐藤高清君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） お答えさせていただきます。

まず、生活保護費はすべて国と市の税金により負担されていることにつきましては、申請時に必ず説明をしているところでございます。不正受給、まず申告をしなかったことにつきましては厳しく指導しまして、給与明細を提出させまして申告、それから今後支給される保護費からの計画的な返還をさせております。そういうことをしまして適正な給付に努めております。

また、なかなか指導に従わないという方も中にはございます。その場合、個別の事情に配慮しつつ文書による指導、それから指示を行っております。さらにこれに従わない場合には、聴聞をしまして、所定の手続を経た上で保護の停止、または廃止について検討をしております。

議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

1番（伊藤勝巳君） 今後とも厳しく調査のほうをよろしくをお願いいたします。

それでは2番目の質問に入りますが、金魚に関して、金魚養殖の市街化区域内の特例について、弥富市特産として今後続けるためにはどのような対策を考えてみえるか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

日本一の金魚の産地として弥富特産を今後続けるにはどのような対策を考えて臨むのかということですが、議員も御承知のように、日本の金魚三大産地、奈良県の大和郡山、本市、東京の江戸川、最近では江戸川にかわりまして熊本県の長洲町が日本の金魚三大産地として並び称されております。

御承知のように、日本の金魚三大産地の一つに上げられております本市でございますが、金魚の生産高日本一だけではなく、流通拠点としても我が国有数の市場となっており、日本にいる金魚の全品種である約25種類すべてが当市から出荷されております。品種の数でも日

本一の産地であります。本市は、日本一の金魚の産地であるというふうに考えております。

伝統工芸品とさえ例えられることがある金魚でございますが、これら多様な金魚の品種を誇る弥富金魚を展示・紹介することで、金魚の多様な品種の存在、それらの金魚が持つ優雅さ、美しさを伝えていくことが大切なことであると考えております。

また、広域的な連携を生かした観光ということで設立しております木曽三川下流地区広域観光連携協議会、海部地域観光ネットワーク協議会など、相互連携におきまして、観光連携という中で弥富金魚漁業協同組合さんに協力をいただき、弥富金魚のPRを図っていきたいというふうに考えております。

ことしの主な金魚展示によるPR活動の計画でございますが、昨年に続きまして7月4日から7月31日、ジェイアール名古屋タカシマヤ正面玄関で金魚の展示を行います。日曜日には玄関前の通りは通常1日100万人の通行量があると言われております。7月7日には愛知県の大村知事に御参加いただき、市長並びにミス弥富金魚、ミス弥富と一緒に弥富金魚のPRを行っていただく予定となっております。

また、空の玄関でございます中部国際空港、セントレアでございますが、そこにおきましての金魚展示、7月14日から8月20日を予定しております。中部国際空港ターミナルビル3階の国際線・国内線の出発ロビーの中央ということで、国内外に泳ぐ宝石たちの弥富金魚をPRするものでございます。

また8月3日、金魚すくい列車ということで、近畿日本鉄道さんの主催でございますが、近鉄さんとの観光連携ということで、弥富金魚及び弥富市をPRするものでございます。近鉄名古屋駅から近鉄弥富駅の特別列車により列車の中で金魚すくいを楽しんでもらい、弥富金魚及び弥富市を少しでも知っていただければというふうに考えております。

このように、特産の弥富金魚にスポットを当て、これらのPR活動により地場産業の促進を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

1番（伊藤勝巳君） 詳細にわたり御説明いただきまして、ありがとうございます。

次に、市街化区域内の金魚池について、特定区域として認めて固定資産税の減額の見直しを図って、市の特産品として継承をしていってはどうかと思うんですが、いろいろあると思いますが、御説明を願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

税務課長（伊藤好彦君） 御質問にお答えをいたします。

市街化区域内の金魚池の固定資産税の減額の見直しについてでございますが、現在、弥富市におきましては、市街化区域内の金魚池の固定資産税につきましては農地とて課税をいたしております。平成24年度から市街化区域農地の宅地並み課税の実施をいたしてありまして、

課税の適正化措置として平成24年度には軽減率を0.2、25年度には0.4、26年度には0.6、27年度には0.8の軽減率を用いて軽減措置が講じられます。また、平成22年3月には市街化区域農地の生産緑地指定に係る説明会を開催し、生産緑地の指定を希望された方の金魚池につきましては市街化調整区域並みの課税を行っておりますので、市の特産品としての金魚養殖池の固定資産税だけを減額することにつきましては今のところ考えておりませんので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

1番（伊藤勝巳君） 詳細にわたり御説明いただきました。

継承していくには今の弥富市内にある金魚池に対しては軽減をしないと、固定資産税が高いということで地元から言われておる状況でありますので、何とかそのところを市側のほうとして配慮願いたいと思います。

続きまして、市街化調整区域内を芝井地区に移転して特別区域を指定して、組合、組織で継承してはどうかということで、市側の考えをお聞かせください。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） お答えいたします。

市街化調整区域内、特に芝井地区に特別区域を指定して組合などで継承する方法は考えているかという御質問でございますが、芝井地区に特別区域を指定してというような場所の具体的なところまでは行っておりませんが、組合または株式でというような法人格で地場産業である金魚の養殖の継承がしていけるような方法を考えていこうと、弥富市金魚漁業協同組合の組合長に市長より申し入れていただきまして、今年度より先進地視察などを含め研究していくこととなっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

1番（伊藤勝巳君） 弥富の特産品を継承するには、いろんな方法があると思いますが、できるだけ特産品をなくさないように、弥富市としてPRを行っていただきたいと思います。

続きまして、海南病院ですね。

現在の海南病院の施設整備工事の支援として、補助金が年間5,294万円を平成22年度から36年度まで15年間補助することになっております。海南病院の施設整備の概要及びコンセプトなどを、わかる範囲内で御説明をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） ただいまの御質問の平成22年度から平成36年度までの海南病院施設整備事業補助金についてお答えいたします。

現在、海部医療圏の中核病院である海南病院に、周辺医療機関の医師不足から救急患者を初めとする患者集中が発生し、地域における救急応需等が極めて深刻であり、重要な課題と

なっております。こうした海部地域の課題解決に向け、救急部門の海南病院施設整備の実施、地域医療の充実を図ることにより、市民の方が安心して医療を受けられるよう環境整備を行っているところであります。

今回の施設整備工事は、最重要課題であります高度救急センターと救急病床20床の整備を第1期工事として平成25年5月竣工予定となっております。第2期工事として、外来診察室を初めとする病院機能整備の向上を図ることにより、地域災害拠点病院としての耐震性及び地域需要にこたえ得る規模・整備の確保を目指し、診療機能の高度化・専門化、センター機能の充実及び無菌病棟を含む入院環境の整備を初めとした急性期医療の充実が図られます。このようなことから地域医療の環境整備が整い、現在、救急車搬送が年間6,000件ほどありますが、その方たちの受け入れや他病院への転院等が解消されることとなります。

海南病院は、地域医療を支える基幹病院として、または市民病院的な一定の役割を担っていると思っております。このようなことから、海南病院の施設整備事業補助金について、平成22年の議会におきまして補助を行うことについてお話をさせていただいております。長期で高額な補助ではありますが、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

1番（伊藤勝巳君） いろいろ御説明いただきましたんですが、ちょっとわからんところもあるんですが、今、地元から声が上がっておりますことは、海南病院に行ってもなかなか診てもらえないという状況が発生しておりますが、また去年あたり、二百何件ですか、救急の場合は診てもらって、後が二百何件が転送されているということをお聞きしておりますが、これについて、弥富市民としてそれだけの税金の中から支払われる金額でございますので、優先的に診てもらえんかなという皆さんの要望がございます。

それにつきまして、海南病院のミッションとビジョンということであらうたってみえますが、理念、ミッションは、私たちは医の倫理をしっかりと見据えて、質の高い安全で安心な医療提供を通して、地域を守り地域から信頼される病院を築きますということでミッションが書かれています。そして、ビジョンのほうとしては、公正で倫理的な病院の組織文化を醸成し、安全で質の高い医療の提供と社会貢献を目標とするということで、理念とビジョンは書かれておりますが、これが絵にかいたもちにならないように努力をお願いしたいと。

それから、海南病院の臨床倫理綱領ということで、患者さんの権利を尊重しながら良質で安全な医療を平等に提供して、医療における説明責任を果たしますということがうたわれておりますので、これが絵にかいたもちにならないように一層努力していただきたいということで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

回答をお願いします。

議長（佐藤高君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 先ほどにもお話しさせていただきましたんですけど、今回工事を行うことによりまして、救急患者の搬送、転院について、ある程度そういうのもなくなるということで、実際に、今、議員が言われましたように、件数はちょっとわかりませんが、救急搬送の受け入れに対して他の病院のほうへ転送したということはありません。この場合について海南病院側のほうも、どうしてもベッドのほうで満床の場合、それから救急車が、同時に3台までは受け入れはできるんですけど、4台以上重なった場合についてはやむを得ないということで、救急制限を引かせていただいているということで、救急制限について海南病院のほうにちょっと伺いましたところ、先ほどお話ししましたように、満床、それから救急車が重なった場合ということで、もし入院適用となった場合に転院搬送する場合、医師同行のもと、当然処置のほうは行いまして、医学的に別にそう、問題はないということはないんですけど、やむを得ずということで転院することもあるということで、平日の昼間と休日、夜間において、医療スタッフの確保や専門性により、医療の観点からやむを得ず、種々の判断をいたしまして搬送するというので、これにつきましてもこれまでの不補充解消を目的にさまざまな取り組みを行っております。このたび救急対応病床確保を目的に、回復期リハビリテーション病床を地域の病病連携の中で他の医療機関にお願いいたしまして、急性期（一般）病床として利用することになりました。これにつきまして、地域医療に対して大きな責任である救急医療の責務を果たし、地域に安全と安心の提供をもたらすということで、海南病院のほうも努力しております。

実際、市民の方のほうにお願いをしなければなりませんけれども、診療の時間外に受診される方の中には、仕事の関係等で平日休めないとか、日中用事があるとかということで、海南病院のほうに救急性がない症状で休日や夜間に救急外来に来られる方があります。重症患者の場合にはすぐ受け入れということにはなりますけど、比較的軽い方、救急性がない方につきましては、できる限り診療時間内の受診や日ごろから最寄りの開業医の先生のほうへかかりつけ医として持つようお願いしていきたいということで、こちらのほうもPR等を行っていきたく思っております。

今後は、市民の方が適切な医療を必要なときに受けられるよう、海部医師会や海南病院と連携のもと地域医療体制の充実に努めてまいりますので、御協力のほういただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員のほうに少し追加で答弁をさせていただくわけですが、今現在、海南病院の整備計画が着々と進められております。先ほども所管から話がありましたように、第1期工事が来年の5月を目途として進められております。これは救急救命

センター構想の工事でございます。現在、6,000台近くの救急車がいろんなまちから入ってくるわけでございますけれども、来年の5月からはこれを8,000台、8,500台という形の中での対応ができるような救急救命センターにしていこうということでございます。

今現在、私も市民の皆様からさまざまな御意見をいただくわけでございますが、こういったような状況になりましたら、少しそういったことが緩和できるというふうに思っております。それに関連する病床等も設置されるということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

またいま一つは、私どもとしましては2市2町1村という形の中で海南病院の連絡協議会を構成しているわけでございますが、その地域に関しましては逆に海南病院からドクターカーで重症患者のところに出向いていただいております。これも非常に年間数が大きくなってきているということでございます。ある意味では救命というのは時間との戦いでございますので、病院のほうから救急車にドクターが乗っていただいて、医療行為をしていただいて患者さんのほうへ出向いていくと。これも功を奏してきているという状況でございます。

2つ目の整備計画のポイントといたしましては、現在32の診療科目が海南病院にはあるわけでございますけれども、この海南病院の診療科目に対する医療の高度化ということに対して、さらに高めていきたいということでございます。2.5・3次病院を目指しながら海南病院が整備計画をされるわけでございます。だれしも総合病院という形の中でお医者さんに診ていただきたいという願望があると思います。そういった形に対してこたえていただける海南病院になっていただけるのではないかなあと、私どもといたしましても期待をしているところでございます。

それからまた、私ども連絡協議会のほうから申し上げておることは、診療時間が非常に長時間であるという中で、この診療時間に対する短縮化を図っていただきたい。これは管内の連携ということに対して、いま一度システム的なものを精査していただきたいという形の中で御要望をさせていただいているところでございます。そういった中で、来年、あるいはその次の整備計画につきまして、この診療時間の短縮化ということについても計画的にされるだろうというふうに思っております。

もう一つは、私どもとしては駐車場の整備をしていただきたいということをお知らせさせていただいております。いろんなところに駐車場をお持ちでございますけれども、平面駐車であったりして基本的な台数がなかなか確保できていないということだと思っております。また、管理上の問題等もあろうかなあと思っておりますので、そういったところが今後の課題として、駐車場の整備なんかもしていただければ我々としては大変助かるなあとというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、海部津島の基幹病院として、そして私たちの市民病院という形の中での位置づけは海南病院は非常に大きいわけでございます。そうした形の中で、この整備計画に基づくさまざまな施策が、必ずや市民の期待にこたえていただけるだろうと思っておりますので、御理解をいただきながら答弁とさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

1 番（伊藤勝巳君） 市長のほうから本当に力強い御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 次に小坂井実議員、お願いをいたします。

1 3 番（小坂井 実君） 13番議員 小坂井実でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1番に、三ツ又池公園芝桜まつりの今後についてお伺いをいたします。

ことを初年度としまして4月21日に開催されました三ツ又池公園芝桜まつりは、中日新聞尾張版に掲載されたこともあり、大変ににぎわいました。その後の連休は、中日新聞の1面にカラーで掲載していただいたおかげで予想外の人出がありました。道順を尋ねられたり、また佐古木の駅から歩いてみえて、どの道が一番近いかと悩んだこともございました。私どもボランティアで3年3回植栽をいたしました、本当に報われた思いがいたしました。観光課ができた成果もあると思いますが、何はともあれ三ツ又池公園としては、弥富市PRに大いに役立ったことであつたと思われまふ。

まず1番に、芝桜まつりの来年の予定があるかないか、まずそれをお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 小坂井議員にお答えいたします。

来年の春まつりの予定があるかという御質問でございますが、来年につきましては、本年同様に弥富市観光協会のPR事業として、引き続き弥富市観光協会の事業計画に提案していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

1 3 番（小坂井 実君） それでは、来年も催されるということをお伺いいたします。

4月21日のお祭り当日は無料配布の品物もあり当然の感もありましたが、後の連休の人出は今後を予想するに十分な材料であつたと思われまふ。しかし、まさか茶臼山をイメージして来ていただいた方にとっては少し寂しいような気がいたしました、三ツ又池公園4万3,000株、片や茶臼山は40万株とも43万株とも言われております。駐車場は無料、待ち時間なしの公園でございますので、また来年も催されましたら、ぜひ皆様に来ていただきたいと



思います。

それにつきまして、海南こどもの国と違い弥富市の公園でありますので、大型連休を控え、ぜひ地産地消の出店などを連休中も続けていただけるような一大イベントとしていただきま  
すように今後お願いをいたします。

2番目に、今後の植栽拡張の予定はありますか、よろしくをお願いをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） お答えいたします。

今後の植栽の予定はということですが、あいち森と緑づくり税を財源とする県民  
参加緑づくり事業により、平成21年度から3年間で、先ほども議員がおっしゃられておられ  
ましたが、4万3,000株の植栽を行いました。今年度、24年度につきましても拡張計画を進  
めているところでございますので、植栽方法につきましても検討させていただきますので、  
よろしくお願いいいたします。

議長（佐藤高清君） 小坂井実議員。

13番（小坂井 実君） 今、後ろのほうでの声もお伺いしましたが、観光課が植えるわけ  
じゃないですね。観光課が植えるんですか。

〔「農政課のほうになります」の声あり〕

13番（小坂井 実君） 農政課のほうにお願いしておきます。

ライバルは茶臼山としても、開花の時期は競合しない。大型連休中の開花が楽しめる好条  
件であると思われます。現在植えてある場所は、ヨモギ、チガヤ（ツバナ）、スギナなど、  
いずれも多年草の草むらを土木重機でかきならした程度の花壇でございました。こぶし大の  
石、それ以上の石ころがごろごろ出てまいりましたが、石は一度取ればなくなるんですが、  
多年生の雑草は根を残したら、抜くだけではどうしてもなくすことはできません。植える前  
の段階で根絶やしをして植える土壌をつくってから植えると。それを心がけていただければ、  
後の維持管理が非常に楽になると思います。植えるほうも、確かに石ころをよけなくてもい  
いし、草をさばいて植える必要もないと、維持管理も楽になるということ踏まえて、計画  
を立てて植栽をしていただきますようお願いいたします。ぜひことしはそのようにやって  
いただきたいと思いますが、農政課のほう、よろしくをお願いをいたします。要望しておきま  
す。

それから3番目に、芝桜まつりを弥富市の行事として今後続けていかれるということとし  
たら、その位置づけをきちっとしていただきたい。ことしの場合は、私どもボランティア団  
体を通じまして催しますよと、ありますよということで文章をいただきました。議員の中に  
は、そんな連絡はもらっておらんという声が聞こえておりましたので、来年、市の行事とし  
て催されるようでしたら、全員に周知徹底していただきたいと思いますので、その点よろし

くお願いをいたします。どうか議員全員に文書を配付していただきたい、口頭ではなく。よろしくをお願いをいたします。

それでは、芝桜についてはこれで終わります。

2番目の十四山地区避難所についてお伺いをいたします。

十四山地区は、恐らく弥富市で一番低い地域。高い建物も少なく、何カ所かの避難所を上げますと、十四山保育所、それから十四山西部小学校、どちらも十四山地区の中では一番低い地域でございます。マイナス2.8メートル、そのような低い地域にある避難所でございますので、想定される災害が起きた場合には、2階に避難しておっても避難所でなくなる可能性があります。高さが不足しておるといふ懸念が指摘されております。

市長は、十四山地区に3カ所の避難タワーを考えていると言われました。場所はこれから選定するとお聞きをいたしました。

まず1番に、規模というか、大きさというか、何階建てで何名ほど避難できるものをお考えおられるか、御答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（佐藤高君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 小坂井議員の御質問にお答え申し上げます。

規模、予算ということでございましたが、現段階におきましては、今の整備手法といたしまして国の社会資本整備総合交付金を活用した事業展開を考えております。それで今年度、全体的な基本構想を定める準備をしております、今年度中には来年度からそういった事業展開をするための資料作成を考えておりますので、現段階で規模と予算という具体的なものは、がばっとしか持っておりませんので、現段階ではまだ申し述べる段階でございませぬので、よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤高君） 小坂井実議員。

13番（小坂井 実君） わかり次第というか、構想ができ次第、早急に私どもに示していただきたい、ぜひ早目に示していただきたいと思ひます。

予算もわからないということでございますので、手法というか、用地をどのように考えてみえますか。例えば、今の市の所有地であるとか、公共用地であるとか、あるいはどなたかの寄附を望んでおられるとか、そのようなことがわかりましたらよろしくお願ひします。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 小坂井議員に、十四山地区における一時避難所という形の中での御質問にお答えさせていただきますけれども、私はおおむね十四山地区に3カ所という形の避難タワーをとすることをいろんな形のお話もさせていただいております。もう1つ、今考えているのは、学校の屋上という形のもので、そのタワーを利用することにおいてより多くの方に避難をしていただけるような方法はとれないかということも実は考えておるところで

ございます。そうした中において、らせん階段状のものを学校の屋上にジョイントしていくような形にすれば、また学校の屋上そのものについてフェンスを強化していくことにおいて大きな避難場所が確保できるだろうというふうにも思っておるわけでございます。そうした中で、これから7月の末に地域の役員の皆様と私どもの今持っているさまざまな形での資料というものも御提供申し上げながら場所を確定していきたいと思っております。原則的には荒地、いわゆる換地を利用して用地の取得はしないというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 1つそこで提案を申し上げます。提案の前に、避難タワーと申しますと周りの囲みはなしと、高い塔でございますか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今ちょっとパンフレットを持っておりますけれども、こういったような形で、やぐら状に立てるようなタワーを私どもとしては一つの方法として考えておるところでございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井実議員。

13番（小坂井 実君） そうしますと、例えばきょうのような暴風雨、あるいは集中豪雨、災害はあらゆるものを想定しなくてはいけないと思います。迅速に安全に、暴風時、あるいは高潮、あるいは集中豪雨、河川の決壊、海岸堤の破堤、そのような場合には避難タワーは無理ではないか、避難所としての機能を果たしません。

そこで提案をいたしたいと思いますが、例えば自治会の公民館を改築するというような予定をしているところがあれば、1階をげた履き式の駐車場に、2階を公民館、そして3階を避難所兼防災倉庫、そして3階の屋上がいざというときに使えるような、そのような建物を避難所として、自治会、あるいは市、お互いに協力して建てるというようなことは考えられませんか。お願いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 小坂井議員の御質問にお答え申し上げます。

自治会公民館を改築して避難所にどうだということございまして、また災害想定も津波だけじゃなくて暴風雨にもということでございます。提案された内容も一つの考え方であると思います。しかしながら、暴風雨に対する避難所につきましては、公の施設で既に7カ所程度ですか、十四山地区で。それと今回考えておるのは、津波、高潮に対する避難タワーというようなことで市長のほうから申し上げましたような案でございます。現段階におきましては、そちらのほうの一時避難所の確保を中心として考えたいと考えておりますので、議員御提案の件につきましては、敷地の広さ、また経費の問題もございまして、どちらの財産とい

うようなこともございまして、なかなか困難な点がございまして。今後避難所建設について検討する段階での参考とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高君） 小坂井実議員。

13番（小坂井 実君） 避難所は十四山地区だけではなく、今後、弥富市全体につくらなくてはならない重要な施設であります。箱物をつくれれば経費、あるいは維持管理に経費がかかり過ぎるといっては今まで言われてきたこととございまして。自治会の公民館となれば、維持管理はもちろん自治会にお願いをします。用地に関しては、今ある公民館用地が使用できるということで、市としても、地元の自治会としても、お互いに協力し合って、なくてはならない避難所、あるいは公民館が一石二鳥でつくられるような気がいたします。どうか今後検討の段階で必ず一度は思い出して、もう一度考え直していただいて、ぜひ取り入れていただきたい。もしそのようなことがありましたら、私も自治会はすぐ一番に手を挙げさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私の質問はこれで終わります。

議長（佐藤高君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時5分から行います。

~~~~~

午後1時55分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に武田正樹議員、お願いをいたします。

16番（武田正樹君） 16番 武田正樹です。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして大きく2点のはずですけれども、情勢の変化によりまして大きく1点のみで質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、弥富市における農業の現状と今後の方針について質問したいと思います。

農業は活力を失い、衰退の一途をたどるのではないかという危機感が強まっております。何よりも生産額が減り始めています。農業総生産は毎年のように下がり続けております。カロリーベースで見た食料自給率も40%台のままです。国民の健康を保持するための食料を供給するのが農業の存在意義だとするならば、使命の半分も達成できず他国の助けをかりなければならなくなつたのです。最近、農業新聞に掲載された記事によると、農水省は日本の販売農家数が2030年には58万戸と20年間に64%減るとの将来予測を明らかにしました。販売農家の経営主の平均年齢は、2010年の64.5歳から2030年には71.7歳になると予測しております。

弥富市の農業従事者と販売農家は何人、何戸あるのか、またそれぞれの平均年齢は何歳ですか、お伺いします。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 御答弁させていただきます。

農業従事者と販売農家の人数、戸数、平均年齢ということでございますが、平成22年2月1日現在の世界農林業センサスによりますと、弥富市の農業従事者は1,498人、販売農家は1,182戸、平均年齢としては農業従事者が59.6歳、販売農家は68歳でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 武田正樹議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

実際、だんだんと毎年、農業従事者、販売農家は減ってきております。そして、高齢化も進んできております。今この現状をまずは理解していただきたいなあと考えております。

次に、2005年農業センサスによると、日本の販売農家およそ198万1,000戸のうち、ほぼ8割の農家が年間300万円未満の売り上げしかない。農業収入だけで農業再生産を維持するためには、年間売り上げ700万円以上というのが大体常識になっております。弥富市の販売農家の現状はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 販売農家の現状ということでございますが、農産物の販売金額別で回答させていただきます。これも2010年の世界農林業センサスの数字でございますけれども、弥富市の販売農家1,182戸のうち、最も多いのが50万円未満の農家で496戸、続いて50万円以上100万円未満の農家が347戸、100万円以上300万円未満の農家が196戸、300万円以上700万円未満の農家が45戸、700万円以上1,000万円未満が27戸、1,000万円以上5,000万円未満の農家が70戸、5,000万円以上が1戸となっております。弥富市におきましても販売額300万円未満の農家が約88%でございます。

議長（佐藤高清君） 武田正樹議員。

16番（武田正樹君） ただいま説明していただきました。確かに弥富市内における販売農家、実際に売上金額がどちらかというと激減しています。そして、300万円未満という方が非常に多い状態です。単独で専業で農家をやっていくためには、700万円の最低の売上金額が必要だと私も思っています。その辺で、この販売農家の金額ということもある程度皆さんに理解していただきたいなあと考えております。

次に、担い手についてお伺いいたします。

農業の労働力の高齢化は避けられない状況に来ております。農水省もいろいろと意欲ある農家へ農地を集積させる施策を展開しているのですが、農業経営規模拡大はほとんど進んでいない状態であります。市としてどのような対策を考えてみえるのか。意欲ある若い担い手を中心にしながらも、男女ともに中高年世代の幅広い農業者を確保していく対策が必要では

ないでしょうか。どう考えてみえるか、お伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

担い手確保ということでございますけれども、現在行っている担い手への支援でございますが、農用地利用集積支援といたしまして、認定農業者から利用権設定の申し出があった場合におきまして、農地の貸し手との調整を行っております。また、資金面の支援といたしまして、認定農業者へのスーパーL資金、農業近代化資金、認定農業者以外の担い手が利用する経営体育成強化資金、それから新作物・新技術にチャレンジする場合の農業改良資金がございます。また、税制面での支援として、農業経営基盤強化準備金制度もございます。

担い手を確保・育成するためには、安定的な収入の確保、労働条件などの就業条件を確立するなど、魅力的でやりがいのある農業にするための環境整備が必要ですので、今後も農地集積支援、それから資金面の支援、各種補助金・助成金の充実が必要だと考えております。

議長（佐藤高清君） 武田正樹議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

税制とかいろんな面で優遇をある程度していただいていると思いますが、なかなか担い手がふえてこない、特に若い中心となる担い手がふえてこないということだと思っています。

その中で1つお伺いしたいのは、最近、4月から新しい資金ができていると思うんですけれども、新規就農者支援資金だったと思うんですけれども、弥富市で例えば就農される方があるかどうかかわからないでしょうか。

議長（佐藤高清君） 農政課長。

農政課長（半田安利君） きのう答弁をさせていただいた中に、人・農地プランというものがございまして、それに掲載するために農業者に意向調査をすることになっております。ということで、今この場ではわかりませんが、その意向調査によって把握したいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 武田正樹議員。

16番（武田正樹君） 新規就農者、たしか年間で150万の助成があると聞いております。農業に関係ない人と言っては失礼かもしれませんが、農業に今まで携わっていない人、そして農業の後継者ではなくても、そういう形で新しく農業を始めたいという意向のある方がこれから出てきていただければ、これから弥富市の農業も少し上昇していくのではないかと考えております。ぜひともそういう方が出てきていただけるように、そういう資金があるということを宣伝していただけないかなあと考えております。これは要望です。よろしくお伺いいたします。

次に、農業基盤整備の必要性についてお伺いします。

パイプライン、用水路・排水路、農道、これはすべてつくられてから相当の年数が経過しており、耐用年数も過ぎた施設も数多くあります。更新整備が必要だとたびたび思っているのですが、これから新しく新規に就農していただく方とか、女性を含めた幅広い世代の農業者を確保・維持していくためにも、最低限度農業基盤の維持管理・更新は絶対に必要ではないかと思っております。最近、日夜各地域、特にきょうは台風が接近してきております。こういうときに土地改良区の役員様方が、排水機、いろんな面で常に夜でも回ってみえます。そういう方もくれぐれも皆さんに理解していただきたいなあと思っております。こういうことから考えても、農業基盤整備についてはぜひとも必要だと思っておりますが、市としてはどのような考え方を持ってみえるか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 農業基盤整備についてでございますが、弥富市における今年度の県営事業による農業基盤整備でございますけれども、10地区予定しております。御指摘のとおり、耐用年数が過ぎまして老朽化や機能低下した農業用施設の更新が主なものとなっております。この農業用施設でございますが、各土地改良区において維持管理されているところでございますが、農業基盤整備につきましては、男女を問わず幅広い世代の就農者を促し、農作物の生産向上や農用地・農業用施設等を守ることを主な目的としております。また、海拔ゼロメートル地帯であります弥富市において、これら農業用施設は、地震や洪水などの天災から、避難路として使用したり、あるいは洪水の効果的な排水に役立つなど、市民の安全を守るとともに、一般及び公共資産の被害軽減効果が大きいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 武田正樹議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

偶然ですけれども、きょう台風が接近して、多分各役員さんも排水機場とかいろんなところを回ってみえると思っております。これは皆さんにわかっていただきたいと思っておりますので、くれぐれもよろしく願いいたします。

そして最後に、楽生農業の試みについてということで質問したいと思います。

楽生農業、これは先日の農業新聞に掲載された記事でもあります。楽生農業というのは、生きがいとして農業に取り組むだけではなく、楽しく一生涯プロの農家として、安全・安心の国産農産物を消費者に提供し、その収入で生活できる営農を目指す取り組みであります。今、地域を支えている高齢者、女性、そしてだれもが主役になれる、そういう形の農業。生活の糧としても農業が続けられるように、そしていろんな軽労化、農業というのは重労働が結構多いと思っております。特に高齢者、そして女性の方にとっては非常に厳しい作業だと思っております。そういう中で、軽労化・省力化を実現する取り組みであるという形の説明

を受けました。中心はあくまでも意欲ある若い担い手であります。ただし、高齢化は絶対避けられない。農業労働力を確保する対策の一つとして、楽生農業の取り組みもこれからは必要ではないかなあと考えております。市としてこういう考え方についてどのように考えてみえるのか、御回答をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 楽生農業の試みについて、これから必要ではないかという御質問でございますが、先ほど来、農業者の高齢化ということが言われておりますが、全国の農業就業人口のうち65歳以上が6割、女性が5割を占めております。今後は超高齢化社会に向けて、地域農業の維持に高齢者や女性の力は必要不可欠だと思っております。この楽生農業、愛知県での取り組みは今のところございませんし、全国的にもまだまだ普及途上でございますが、今後は他市の取り組みを注視していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 武田正樹議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

新しい取り組みだと思っております。確かに弥富市は、ある程度オペレーターに依存しております。農地の確保のために兼業農家、ある程度そういう方で維持されている面もありますが、すべての農地を維持するには少し難しいような気がしています。こういう高齢者、そして農家の女性の方にも手助けしていただいて、これから先農業を維持していく。特に弥富市南部地域の農業振興地域については、ぜひとも必要ではないかなあと考えております。こういう取り組みについても、これから市としていろんな面で助成していただくとか、そしていろんな形で新しい軽労化とか省力化について、企業と、JAとか、そういうのとタイアップしていただいて、ぜひとも進めていただきたいなと思っております。

最後に少し、もう1つ質問させていただきたいと思えます。

今、弥富市の農業において、農地をある程度維持するためにオペレーターの方が見えますが、オペレーターの方の数というのはおよそ何件あるか、そしてその方がどの程度の委託を受けてやってみえるのかわかるでしょうか。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 弥富市で毎年稲作経営者会というものがございまして、そこでは14名登録されております。それから、十四山地区におきましては十四山受託部会で6名、計20名の方を弥富市としては把握させていただいております。

それから、どれだけ委託を受けてという、作業受委託と利用権設定という考え方があると思えますけれども、作業受委託についてはちょっと数字を把握しておりませんが、利用権設定については、弥富市で346ヘクタール利用権設定が結ばれております。以上でございます。



議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 346ヘクタール利用権設定であるということで、作業委託も含めると相当の数に上ってきます。ただ、弥富市の農地の面積からすれば、まだまだ相当な面積が残っていると思います。すべてが14件という方のオペレーター、そしてその方たちがすべてそれだけを面倒見るとするのは非常に難しいのではないかと考えています。ぜひとも今後ともそういう方には、特に担い手をこれから先優先して、ある程度いろんな面で助成していただきたいなあと思いますが、それ以外についても先ほどお話しした楽生農業のような取り組みもこれから同時進行でやっていただけないかなあと思っています。

これは最後に要望になりますが、くれぐれもこういう形の新しい農業のあり方というもの、これから弥富市として考えていただきたいなあと思っていますので、これからもよろしくお願いいたします。

これにて私の質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） 次に川瀬知之議員、お願いをいたします。

2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之、通告に従って質問をいたします。

一般的・総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新法）が策定され、2006年6月に国会で可決・成立しました。高齢者や障害者が気楽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指した法律で、正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、駅や空港、バスといった公共交通機関を対象にした交通バリアフリー法と、大規模なビルやホテル、飲食店などを対象にしたハートビル法を統合して内容を拡充したものです。

高齢者や障害者等、あらゆる人たちが社会活動に参加し自己表現できるように、近年、建築物や交通機関などにおいて着実にバリアフリー化が進められております。しかし、施設ごとにばらばらにバリアフリー化が進められ、連続的なバリアフリー化が図られていない、ソフト面での対策が不十分等の課題がありました。そこで、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が制定されることにより、旧来対象となっていた建築物、公共交通機関、道路に加えて、路外駐車場、都市公園にもバリアフリー化が促進されます。また、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集中する地区において、面的なバリアフリー化も進められます。2つの旧法でも駅やホテルなど基点となる施設を中心とした周辺道路までを一体にとらえてバリアフリー化を進めてきましたが、それらをつなぐ経路は整備の対象から漏れることがあり、段差が残ったまま移動が困難になるケースも見られました。新法の最大のポイントは、計画策定段階から高齢者や障害者の参加を求め意見を反映させる点で、市町村や高齢者や障害者がよく利用する地域を重点整備地区に指定して基本構想

をまとめ、構想に基づいて交通機関や道路管理者、建築物の責任者らが一体となってバリアフリー化を進め、例えば駅から駅ビルを経由し、バスに乗って市役所などに向かうといったルートを想定し、電車や駅、駅ビルやバス停、歩道、市役所の内部に至るまで、段階や段差をなくすよう検討を進めるというものです。

今回のＪＲ・名鉄弥富駅については、利用者が１日５,０００人以下であるため、ＪＲ東海、名鉄との協調は難しく、国の交通施設バリアフリー化設備整備費補助金及び鉄道駅総合改善事業費補助と市の財源を利用した歳出になると思われます。岡山県浅口市の鴨方駅では、以前は単式・島式の複合式で、島式ホームの片道が使われていない２面２線のホームを持つ地上駅でした。この駅は１日の乗車人員が平均２,６００人の地方都市のケースです。計画は２００７年３月から協議が本格化し、２０１１年３月、事業が完成しております。その結果、橋上化により北側しかない駅乗車口の不便を解消し、橋上駅の南北は歩行者専用道路で結び、線路南側を並走する国道２号をまたぐことで分断された市中心部の一体化を図り、利便性や安全性を高め、新市にふさわしい拠点機能を持たせたようです。この改革を契機として、行政はもとより、市民、事業者が一体となって駅から新たなまちづくりが展開された模様です。

そこで、ＪＲ・名鉄駅のバリアフリー化に伴う市の橋上化計画の再検討について御質問いたします。

弥富市周辺基本計画策定業務を約９００万円で委託していますが、具体的な基本計画を御説明ください。

議長（佐藤高君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、御質問にお答えします。

平成２４年度弥富駅周辺基本計画策定業務につきましては、平成２３年度に実施しました弥富駅周辺基本構想補完業務の結果を踏まえまして、基本計画に必要とされる施設規模算定、施設配置の計画、事業手法の絞り込み、概算事業費の算定、整備区域の決定、事業手法の検証並びに事業スケジュール案の確定を実施するとともに、基本計画案に基づきまして鉄道事業者や愛知県等の関係機関との協議資料を作成するための業務となっております。以上のことから基本計画につきましては、業務委託が完了となります平成２５年３月末以降となりますので、現段階で具体的な説明ができませんので御理解願いたいと思います。以上であります。

議長（佐藤高君） 川瀬議員。

２番（川瀬知之君） この９００万という設定なんですけど、どういう査定で９００万になったんでしょうか。

議長（佐藤高君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） 当初予算という形で、平成２４年度、事業を執行する段階において、先ほど申しましたような各項目につきまして予算化する段階で、各それぞれの算定規

模、施設規模等を策定するための業務委託をする積算をしました結果900万ほどかかるということで、900万を予算化させていただいたところでございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 900万と申しますけど、通常何でもそうなんですけど、設計でも5%とか総額の何%とかとあるんですけど、その積算がちょっとわからないんですけど、それではちょっと理解できないんですけど。

議長（佐藤高清君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） 各事業を進める段階で、最終的に基本計画策定業務ということで進めるということで、各項目ごとで何人必要か、それぞれ策定するのに、どういった資料を作成するのに必要かということで個々を積み上げていきます。積み上げた結果、最終的に当初予算として900万必要だよと。諸経費も含めまして、それぞれ経費も含めました結果が900万必要だということで予算化して事業執行をしております。詳細につきましては、設計書ということで組み上がって執行しております。見積もりで随契で契約はしておりますのでございますので、詳細につきましては個々の設計書というものがありますので、それを見ていただくことができますと思います。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） その900万という見積もりがちょっとわからないんです。発注仕様書があると思うんですけど、それで工程があって、何×何かとか、そういう詳細があると思うんですけど、それがちょっと理解できないんですけど、今のお話だと。

議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） 今回の基本計画策定業務の委託の特記仕様書というものがございまして。その中で、作業目的とか、提出書類、どういったものをつくって提出するかということも示しております。そういった中で作業内容、先ほど言いましたように各項目ごとにこういったものをつくっていきますということで、それぞれの積算等を積み上げる形でやっております。今回細かい設計書といいますか、そういったものは私ども、委託をする段階での県の基準がありますので、それに基づきまして積算しております。そういった形で、予算の段階で900万というものを導いております。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 行政の業務委託というのは、これから雇用とかいろんな面で必要になってきて、それを発注する行政側も、いいかげんじゃなくてちゃんと見積もりをして、仕事ができる環境をつくっていただきたいもんですから、よろしくお願いします。

その計画、3月でしたか。

〔「来年の3月」の声あり〕

2番（川瀬知之君） それができるから、大体いつごろまでに具体化するお考えでしょうか。基本計画が実行されるまで、大体どのぐらいなのでしょう。

議長（佐藤高清君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

今後の事業化に向けましたスケジュールということでございますけれども、今年度、業務委託の中で、弥富市の財政状況を考慮した補助事業メニュー、単独では事業費もすごくかかりますので、いわゆる補助事業という形で補助をいただきながらやるということと、関係機関との協議等も参考にしながら、鉄道事業者との協議もありますので、事業着手から供用に向けまして事業スケジュールを整理・検証するということで、そういったことも今回の委託業務の中に入っておりますので、そういった中で具体的なスケジュールを詰めていきますので、今、じゃあ何年に完成、いつから着手ということは、現段階ではちょっとわかりかねます。鉄道事業者、JRからは、事業申し込みがあってから完成までにおよそ7年かかるということをお聞きしていますので、事業着手、いつからやるということがわかれば、それからおよそ7年完成までにかかるということでございます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 川瀬議員のほうから3月議会におきましてもJRの橋上化の問題につきましては御質問をいただいたところでございます。JRといたしましては、平成32年を目途としてバリアフリー化を進めていくという形で御返事をいただいておりますけれども、32年というのは相当まだ長い期間でございますので、これを何とか短縮化できないかというのが我々の市としての希望でございます。そうした形の中で関係業者としっかりと協議をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬知之議員。

2番（川瀬知之君） 私は、橋上化計画もあると思うんですけど、いろんなその地権者の、その周りの中六の方々の話を聞いている意見を見ると、穴を掘ったり、地下とか、それとか駅をそのまま、名鉄が終端ですので、そのまま踏切をつくっていけば橋上化も要らないだろうし、バリアフリー化も可能になるんですが、防災の面でもいろいろあるかもしれないんですけど、そういうやり方もあって経費のかからない方法はいろいろあるんです。

そこで、市側が橋上化をということであれば、それが決定されているのであれば、それが再検討できるかどうかという質問ですので、それについてはどういうことになりますでしょうか。その橋上化というのは決定されておられるんですか。

議長（佐藤高清君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） あくまでも橋上駅舎化につきましては鉄道事業者との協議になりますので、話を進めていく中で、特に北側と南側、今、改札口が南側しかありませんの

で、そういった形で北と南をつなぐ自由通路と、あとは橋上駅舎化ということは鉄道事業者との今後の協議の中で進めていく話になると思いますけれども、一応弥富市としましては、自由通路、橋上駅舎化ということで話のほうは鉄道事業者と進めていきたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） それは大体どのぐらいの予算なんですか、その橋上化というのは、30億だとか、20億だとか、大体で。

議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） 規模にもよりますけれども、他市町の事例を見ますと、おおむね30億から40億という金額になるかと考えております。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） イメージとしては近鉄の橋上化ぐらいの形でしょうか。もうちょっと小さい。

議長（佐藤高清君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） 近鉄につきましては、ちょうど北口と南口をつなぐ形になっております。あのイメージでJRという形で、各駅、北と南をつなぐような自由通路、行き来できる通路と、駅舎という形でつきますので、ああいう形をイメージしていただければいいかなとは感じております。

議長（佐藤高清君） 川瀬知之議員。

2番（川瀬知之君） イメージがわかれば、将来楽しみにする方もおられますので。

それと、JR・名鉄弥富駅西踏切の幅の拡幅について具体的に御説明ください。スケジュールがあるのであれば、お願いします。

議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、JR西の踏切の拡幅につきまして、これは以前より鉄道事業者と拡幅につきましては協議を行っているところでございます。踏切に続く計画の中では、道路の拡幅とあわせて行う必要がありますので、今後も継続的に鉄道事業者と協議を行っていく予定にしております。

また、JRと名鉄の踏切の間の建物が5月中ごろになくなりましたので、今回、車道と歩道となる箇所を白線で区分しまして、歩行者や自転車が少しでも安全な通行ができるように暫定的に整備を行ったところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬知之議員。

2番（川瀬知之君） 暫定的にも、そういうふうに通れるようになると助かりますので、駅に通勤・通学の方が、朝、大変な思いをして通っていかれますので、ありがとうございます。

た。

次に、ちょっとしたことなんですけど、ある自治会長からのお話でしたんですけど、消火栓、ホース、ホース格納庫の追加申請をしてもなかなか実施していただけないというお話を承っております。

そこで、前年度、消火栓、ホース、ホース格納庫申請状況、設置率をお聞かせください。そうしたら説明できると思いますので、不安になっていますので、よろしくお願いします。議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

まず、消火栓でございますが、前年度申請が20件ございました。それに対して設置できたのが5件ということで、率という言い方をしますと25%ということになります。あと筒先が78本、ホース80本、格納箱30個ということで、これにつきましては100%やっております。

なお、ホースと格納箱等でございますが、これは地元の設置という形でやっております。市のほうとして85%の補助金を出すといった形になっております。これにつきましては予算的に今までお断りした例はございませんので、御理解願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 優先順位は、取り決めはあるんでしょうか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） これは消火栓に関してという形かと思っておりますので、そのようにお答えさせていただきます。

地元から申請していただいた段階で設置をするわけでございます。数値化されたようなものはございません。ただ、海部南部消防署のほうで水利に関するの毎年調査をしております。その段階で、この部分は弱いといった部分の御指摘があります。そういったところにつきましては、まず優先的なことを考えなきゃいけないかなあとということでやっております。

あともう1点でございます。従来、消火栓につきましては75ミリ以上の径のある水道管が通っていないと設置できないということがあります。ですから、従来75ミリ未満の水道管を南部水道のほうでそれ以上の75ミリ以上にする場合がございます。そういった場合につきましては同時に消火栓工事を行うということになりますので、工事コストがかなり削減できるといったことがございますので、そういった場合につきましては優先的に対応させていただいているのが現状でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 何回も済みません。消火栓の径で水圧が変わりますが、市民にどう周知しているか御説明ください。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） これは海部南部水道企業団に問い合わせさせていただきました。管の太さよっての水圧の変化はないというのがまず御返事でした。全体として4.3キロということ、もとから送水しているということでございますので、もとしては同じ4.3キロであると。ただ、だんだん径が伸びていきますので、先のほうに行くにしたがってだんだん弱まるというのは当然の話であります。一番先端ですと3.3キロほどに落ちる場合もあるといったことを聞いております。ただ、議員も経験があると思うんですけども、例えば炊事の時間とか、そういうときですと水圧が下がるというのは当然でございます。水をたくさんの方が使われる時間帯につきましては、下がって2キロ台になる場合もあるといったことを聞いております。

〔「300径についても圧は一緒ということ」の声あり〕

防災安全課長（伊藤久幸君） 同じということ聞いております。

議長（佐藤高君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 何か台風が来ているみたいなので早く終わらせよということで。

次に、新庁舎、海南病院、桜小学校区画は、将来の医療、文化、教育、経済等の中心になっております。新庁舎の立地場所や仕様の再検討について御質問させていただきます。

津島市民病院は、津島市及び海部医療圏の中核医療機関として住民の初期医療から救急医療まで長年にわたって担ってきましたが、医療費の見直しにより病院建物増改築を重ね拡大傾向を続けた結果、過大投資による経営数字の悪化が続き、平成17年度末で30億円を超える累積損失が計上されました。開設者の津島市も同様に厳しい税務状況に陥ってしまいました。このような背景のもと、津島市から市民病院の経営改革について諮問を受けた有識者で構成する津島市民病院改革委員会は、平成18年7月からその改革案の検討に入り、平成18年度は9億1,045万、19年度は12億1,089万、20年度12億1,403万、21年度12億9,665万、平成22年度13億2,120万、平成23年度見込み11億5,600万と、毎年一般会計から繰り入れをしなければならぬ状態で経営努力をしております。

一方、海南病院は、JA愛知厚生連が運営する民間病院ですが、かつて蟹江町に民間の海部中央病院が存在し、海南病院と役割を二分しておりましたが、しかし廃止された影響もあり、愛知県弥富市、津島市、愛西市、あま市、海部郡大治町、蟹江町、飛島村など、海部医療圏の中核病院となりました。また、名古屋市西部から三重県北西部の桑名郡木曾岬町、桑名市などの広域にまたがる基幹病院と救急病院の役割も果たしております。病院の増改築や新築を行って、海南病院の存在がより大きくなっております。

そこで弥富市は、先ほど伊藤議員が質問したのとちょっと逆の意味になるんですが、改築の総工費114億3,900万のうち、平成22年2月19日から改築を計画している海南病院に、愛西、蟹江、飛島、木曾岬町の4市町村とともに15年間にわたり総額19億円を財政支援しておりま

す。このように、医療、介護、経済に多大に寄与し、拡大し続けている海南病院に対して、弥富市が地方自治体として担う役割は、資金援助よりも将来において必要とされるかもしれない事業用地とインフラの準備をしていく必要があるのではと思います、既存の弥富市の資産の無駄のない利用を考えた価値のある新庁舎の立地場所について再検討していただくことは可能でしょうか。現在地での建てかえではなく、立地場所を海南病院の駐車場、桜小学校の敷地内及び産業会館に広げて再検討することは可能でしょうか、御回答をお願いします。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 新庁舎の建設区域を広げて検討することは可能かという御質問でございますが、まず現庁舎につきましては、耐震性を初めとしてさまざまな問題に加えまして、市民の利便性やサービスの低下、円滑な行政運営に支障を来しておりまして、また今後ますます多様化する行政需要に対応するためにも新庁舎の建設が必要であるということで、これは庁舎改築等検討委員会の皆様に御議論いただき結論づけられたものでございます。

次に新庁舎、これは規模のことなんですけれども、新庁舎の規模の検討につきましては、本市と同等の他市の状況や必要施設面積等を積み上げまして施設規模を算定いたしますと、床面積はおおむね1万から1万1,000平方メートルが必要となってまいります。

では次に、新庁舎の建設場所の検討につきましてなんですけれども、都市計画法の制限によりまして新庁舎をまず市街化調整区域には建設できないということになっております。また、市街化区域につきましても、市内の用地地域のほとんどが第1種住居地域でございますので、床面積が3,000平方メートルを超える事務所は都市計画法の制限により建設できないという地域指定になっております。このため新庁舎は、先ほど申し上げましたとおり、延べ床面積が1万から1万1,000平方メートル必要でございますので、市街化区域内には建設ができないということになります。ただし、現庁舎のあるこの場所につきましては、第1種住居地域内ではございますけれども、当初の用地指定である住居地域時からの建築物であるため、特例として建設が可能とされている場所でございます。

また、合併協定に基づきまして新市の事務所の位置は現位置に定められているほか、防災拠点づくりや交流拠点づくり等の観点からも、本市の中心地に位置する現在の位置が市庁舎の立地場所として適当であるとされております。こうした理由から委員会のほうにおきましては、現庁舎の改築等の方法につきましては、現敷地での建てかえを前提とし、隣地を取得して新庁舎を建設するという結論が出されました。

議員の御質問のように、現庁舎を他の場所に建てるかということに関しては、このような法規制の中でできないということになりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。



2番（川瀬知之君） 新庁舎はここしかだめだということなのですが、先ほど言いましたように海南病院は非常に重要な中核の病院でありまして、今後拡大をしていかれると思います。この駐車場ですかね、今、相続税の問題で駐車場がだんだん物納という形でなくなりつつあるんです、どうも。パディのほうの方も言っていたんですが、駐車場がだんだん確保できなくなってきておるみたいなんです。それは皆さん年をとられて相続というのが如実にあらわれまして、物納、要は現金で税務署にお支払いしないとだめなもんですから、また借りられることがなかなか難しいので一括で売られる方が多くて、駐車場が少しずつ減りつつあるらしいんです。

そこで、私は何でこういうことを言ったかということ、少し遠慮して、例えば立体駐車場を多くとるだとか、少しばかり駐車場の余裕をとるような庁舎をつくれるのであれば、少しそういうことを考えたほうがいいと思いますので、それについてどうでしょうか。御配慮していただけるのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 駐車場の台数につきましての御質問をちょうだいしたわけでございますけれども、市役所は市民のための市役所を利用する方のものでございますので、その辺のところを御理解いただければと思っております。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 聞いた話なんですけど、たしか隔離病棟かなんか、弥富市のものを海南病院にお分けしたということをお聞きしているんですけど、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 隔離病棟につきましては、弥富市ほか4町村の隔離病棟が以前は海南病院の敷地の中に建っておりました。これは現在はございません。海南病院の敷地になっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬知之議員。

2番（川瀬知之君） 海南病院にこれほどの補助金を出して、理解はするんですが、これから駐車場が、きょうもそうだったんですけど、満員で渋滞していたと思うんですが、そういうことを考えて少しばかり、せっかく桜小学校を、日の出小学校もできたことですので、そういうことを配慮してみてもどうかあと思うんですが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 市民の方が弥富市役所にお越しいただきながら、駐車場が狭いがゆえに御迷惑をかけていることに関しては大変申しわけなく思っております。新庁舎におきましては、このようなことがないように立体駐車場化も検討して、市民の皆様にも余裕のある駐車場を提供したいとは考えております。ただし、これは市役所に御用のある

方の駐車場でございます、大変申しわけございませんが、海南病院を利用される方は、海南病院がその計画を立てられ実行されるものだと思っております。

議長（佐藤高君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 民間は民間かもしれないんだけど、お金を払えば別に構わないかもしれないなあと思うんですけど、それはどうでしょうか。例えばカードなんかを分けて、よく銀行があるんですけど、駐車場があって、カードを持ってそちらで登録すると、どちらで支払うべきかというのが把握できるんですけど、それについては全然理解はできないんですか。

議長（佐藤高君） 総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） おっしゃっておみえになることはとてもよく理解できるんですけども、私どもと海南病院は、それぞれの重要性というのは非常に共通したものがあつてございまして、市役所としては、ある面では海南病院に補完していただき、また私どもが補完するような格好をとっていかなければならないとは思っておりますけれども、駐車場の共有化ということにつきましては大変難しい問題だと思っております。御理解をいただきたいと思ひます。

議長（佐藤高君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） たしか海南病院の建設計画の中では、それぞれ詳細はたしかお示しさせていただいたと思うんですが、その中で現在の西側部分、今はまだ建物が建つていましてけれども、最終的に建物がすべてそろつた時点で、現在人間ドックなんかをやる建物があつますよね、そのあたりに大きな立体駐車場ということで予定されていたように思つておりますので、海南病院自身で相当数の駐車場は確保されるんじゃないかと思つておりますが。

議長（佐藤高君） 川瀬知之議員。

2番（川瀬知之君） これだけ拡大して、それで済めばいいんですけど、これから医療・介護というのは大量に必要になってくるのではないかなと思ひますので、そのときはそのときでまた考へていただければ結構だと思ひますけれども。

それから、クラウドコンピューティングは、ペーパーレス化が実現できるためコスト削減効果が期待できます。例えば、全職員がクラウド環境にあれば、会議の際に紙の資料を人数分用意する必要がなくなります。各自がクライアントのノートパソコンやタブレット端末を持参し、外部のサーバーから資料をダウンロードすればいいのです。端末をネットにつなぐことさえできれば、どこでも会議ができます。コンピューターは数年使うだけで、導入する費用よりも運用する電気代のほうが高くなります。もちろん資料をプリントアウトしたりコピーしたりする費用や時間も大幅に節約できます。さらに、紙の資料が減るため机の上がきれいになり、気持ちよく業務ができるようになるという大きなメリットがあります。それにより事務面積をコンパクト化することもできます。クラウドなら自社の施設内にサーバー

ームを設ける必要はなく、特に空間に必要な電力を大幅に減らすことができます。

弥富市の電算システムは、クラウド化、ペーパーレス化が進んでいると思いますが、将来どんなシステムになりますか。新庁舎をつくられるときに場所もいろいろ検討されることになりますので、その設備によって全然変わってくるので、御説明ください。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） クラウド化について説明させていただきます。

本市におきましては昨年の11月28日から、住民情報、税、福祉系の基幹業務につきまして、従来の市役所の電算室にサーバーを置きデータを管理する方式から、電算システム委託業者のデータセンター内のサーバーでデータを管理するクラウド方式に切りかえております。ただし、基幹業務以外の電算システムにつきましては、例えば戸籍のサーバーにつきましては自庁にサーバーを置かなければならないというふうに法律で決められております。また、住基ネット等の業務におきましては、データセンターの環境面などの理由により、現在のところクラウドサービスは提供しておりません。したがって、流れといたしましてはクラウド化が進むと思っておりますが、新たに発生するクラウドサービスを行わない業務なども考慮しまして、新庁舎におけますサーバーールームにつきましては現在のスペースを確保したいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 5年という歳月があっても、そういう状態でしょうか。

議長（佐藤高清君） 財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 現在のところ業者のほうで、クラウドのサービスを提供している業務としていない業務があると。それも将来的に、5年後にその業務でクラウドサービスを提供するかどうかにおいては、まだ今のところ未定でございますので、そういった意味からしてサーバーールームにつきましては現在と同様のスペースを確保したいという意味でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） サーバーールームと言いますけど、あと5年するとクリップタイプが100ギガとかそんなふうになっちゃうんで、ハードディスクだってどのぐらいの大きさになるんでしょうか。

議長（佐藤高清君） 財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 今現在のサーバーールームにつきましては約110平米の大きさでございますが、新庁舎の建築におきまして、今、基幹業務を委託しておる業者から提案をいただいております面積も110平米ということで、それだけということ考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬知之議員。

2番（川瀬知之君） 110平米というのはどのぐらいの容量なんですか。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 容量とかその辺につきましては、私も、申しわけございませんが、この辺の深い中身を理解していない部分がございますので、今この場でちょっとお答えできません。申しわけございません。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） ミラーサーバーとか、1つじゃなくてミラーにサーバーを置かれると思いますけど、バックアップ用に。それが7階に置かれるのか、もし何かあれば電源が落ちたときにそちらから引っ張れるだろうし、すべての端末、入力用のデバイスですか、キーボードとかマウスなんかは無線でできるもんですから、その線が要らなくなるということですね。セキュリティの問題があって線も必要となりますが、そういう状態で使えるようになるんですが、それによって庁舎の使い方というのが変わってくると思うんですけど、どうお考えでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） どういった業務を有線でやるのか、無線でやるのかということですか。

2番（川瀬知之君） 基本的にコンピューターはモニターとキーボードとプリンターで成っていますので、何でも。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） サーバーとクライアントを結ぶのは、今は庁内LAN、有線でやっておるわけでございますが、その事例につきましては、現在のところ同じような形でつなぐという形で想定をしております。今後、こういった形の進捗状況によってどういうふうになるかはちょっと未定の部分があるかわかりませんが、現在のところはその辺は従来のとおりというふうにご考えておるところでございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） まだ住基ネットは郵便局を使って出し入れをしているんでしょうか、ちょっとお答えください。郵便局を使って個人のお宅へ、住基ネットを使って住所を出し入れすると思うんですけど、まだ郵便局を使って送っているんでしょうか。それともネットでできているんでしょうか。

議長（佐藤高清君） 財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 申しわけありません、質問に関して趣旨がちょっと理解できません。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 基本的には紙媒体で証拠を持つべきなのか、電子媒体でもよくなったのか、それだけなんですけど。

証拠というか、何年か持つとかいうのが昔あったと思うんですけど、今は電子媒体で証拠を持ってよろしいということになったんでしょうか。

議長（佐藤高君） 秘書企画課長。

秘書企画課長（山口精宏君） 電子媒体で持てるものにつきましては法律で決まっております。現在、住民票は電子媒体になっております。戸籍も、先ほど言いましたようにサーバーで動かしておりますので、電子媒体といえは電子媒体、紙媒体ではございません。市役所はほとんど電子媒体なんですけれども、証拠書類として残さなければいけない決めのこともございますので、固定資産税の評価の部分の台帳とかそういうものもございますので、紙ベースも残ります。すべてが電子媒体にはなっておりません。

議長（佐藤高君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） そういうことで中途半端な状態でありますので、簡単にいかないことは理解しましたので、またこれから将来にわたっていろいろ変わっていきませんが、それによって場所が急にあくような状態になりますから、その場所を利用することも考えたりしていただきたいと思います。

最後に、有事の際、長期にわたって停電とか断水等が起こる可能性があります。それは太陽フレアとか、あと電圧のピーク時でどこかがパンクしたときに電気が復旧できなくて長期にわたって停電する場合が想定されるんですけど、そのとき海南病院は3日までしかもたないらしいんです。それで新庁舎のほうはそれをクリアするようなことを考えておられるのかどうか。3日以上停電が起きたときに海南病院は困るみたいなんですけど、それを何とか新庁舎の設備で補うことができることも考えているのでしょうか、お願いします。

議長（佐藤高君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 病院への災害時の電気等の供給の御質問をいただいたと思っておりますけれども、新庁舎には太陽光発電パネルや自家用発電機を備えるとともに、雨水等を利用した中水利用システムを常備していく考え方を持っておりますが、あくまでもこれは庁舎機能を維持する緊急・非常用の容量でございます。海南病院は、議員おっしゃられたとおり3日間もっているということでございますが、海南病院は被災地の最前線の災害拠点病院に指定されている施設でもございますものですから、非常にすぐれたライフライン等も持っておみえになります。市役所は市民の皆さんのために必要な非常用の機能を高めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（佐藤高君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 将来にわたって太陽パネルも半導体でつくるんですけど、それは一緒に

蓄電池もプリントしてできる太陽パネルもできるだろうし、将来になって商業化することによっていろんな使い方が変わってくるんです。それで蓄電池もどんどん性能アップして使えるようになると思います。だから、今すぐじゃなくて、将来にわたってそういうこともコストが合えば設備していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 川瀬議員にお答え申し上げます。

川瀬議員、私は、実際にその場に立って議員がいろんな形の角度から今回のこの一般質問をされておるということを承知しておるわけでございます。海南病院を見、桜小学校を見、そして新しい庁舎という形の仮想を見ながら現場に立っておやりになっていたということも私は実際に見ておるわけでございます。そういった形の中でのさまざまな御質問でございますけれども、例えば電算システムにいたしましても、あるいは電力の供給等におきましても、これからしっかりと詰めていきたいというふうにも思っております。また議員のお力添えをいただきながら、そのときに一番効率的で省人化できるような体制というものを我々としては考えていきたいと思っておりますので、御尽力、御協力いただければと思っております。

2番（川瀬知之君） 大変ありがたいお言葉をありがとうございました。質問を終わらせてもらいます。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩をいたします。再開は3時20分から行います。

~~~~~

午後3時13分 休憩

午後3時21分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いをいたします。

10番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、本市における防災・減災の取り組みについて御質問してまいる前に、今、弥富市自身が第1警戒態勢ということで、まさに今、災害が迫っていると。今回の台風4号はかなり危険なコースを通る。去年の2月ですかね、片田先生に風水害のことについてセミナーを開催していただいていますよね。その中で、これは弥富のホームページにも掲載をされておるんですけども、まさに暴風警報が今出ていまして、これから市長のほうで気象情報によって避難勧告、また避難指示になるかもしれない、そういう危険性をはらんでおる中で、今もし余裕があるんであれば自助の行動として避難は今しかできない。この台風というのは夜中に来るので、そういう行動ができる、弥富市としての市民一人一人が防災意識を持った活

動になるように、きょうの質問はそういう啓発を含めた公助の範囲の質問でございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

本年3月31日、内閣府の有識者会議が、駿河湾から四国沖に延びるプレート境界の海溝、南海トラフで最大級の地震が発生した場合、6都県23市区町村で満潮時の津波が20メートルを超えるおそれがあるとの推計を公表いたしました。18メートルの防波壁を建設中の浜岡原子力発電所のある静岡県御前崎市では21メートルの津波を想定しております。震度7の地域は10県153市区町村に上るとしており、2003年に公表されました前回の推計を大きく上回る水準となりました。国や自治体は今後の防災計画をハード・ソフト両面から見直しを迫られることとなります。

また、東京都は4月18日、首都直下で起きるとされる東京都北部地震、これはマグニチュード7.3を想定されておりますが、都内で30万棟の建物が全壊をし、約9,700人が死亡すると新たな被害想定を公表いたしました。都内の最大予測震度を6強から7に上方修正した文部科学省研究チームの分析をもとに推計した結果、死者数は前回の2006年の想定のおよそ2倍近くになりました。帰宅困難者も約70万人ふえて517万人に上るとしております。

国土交通省中部地方整備局は2月26日、名古屋港の地震・津波対策検討会議で、広範囲の震源域が揺れた場合の津波予測を公表いたしました。それによりますと、ここ弥富市でも発災からおよそ90分後に2.5メートルの津波が到達すると予測をされ、さらに現在では3.6メートルに上方修正をされております。想定した津波では防潮堤を超えることはありませんが、液化現象で防潮堤が沈下をすれば浸水のおそれもあるといえます。

このような想定は、科学的にあらゆる可能性を考慮した上で、さまざまな仮定に基づく複数の試算から最悪の結果をつなぎ合わせてはじき出された数字であります。検討会委員の室崎益輝関西学院大学教授は、過度におびえる必要はないとも指摘されておりますが、最大級を意識する意味は、むしろ住民一人一人が防災意識を高められるかどうか問われているのだと思います。堤防があるから、今まで大丈夫だったからといった意識を改める出発点にしなければなりません。

このような観点からまず最初の質問ですが、被害想定的大幅な見直し・修正を受けて、弥富市においてどのように認識をし、地域防災計画に取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現在の津波等の被害想定でございますけれども、議員御指摘のとおり、2.5メートル程度ということでございます。また3.6につきましては、前もお話ししましたけど、若干データのわからない点があるといったことでございます。そういった中で、堤防などが機能しなかった場合の被害シミュレーションにつきましては、名古屋大学の

川崎先生の講演会でも示されています。ただし、堤防の強度等を考慮した被害想定については現在まだ出ていないのが現状でございます。現在、堤防等につきましても、木曽川左岸の堤防、または鍋田海岸堤におきましても液状化等の対策が今年度とられるといったことも聞いておりますので、そういったものができた段階で、どうなるかとといったものについては、来年6月に開催されます県の防災会議以降に発表されるものを見ながら行っていかなきゃいけないのではないかな……。

〔「来年6月ですか」の声あり〕

防災安全課長（伊藤久幸君） 6月ですね。

〔「来年ですか」の声あり〕

防災安全課長（伊藤久幸君） 来年です。25年6月に最終的に県等の数字も出ると思っておりますので、そういったものを参考にしながら行う必要があるのではないかと考えております。

また、現在の想定ですと、議員御指摘のとおり、堤防があれば大丈夫だといったような高さになっております。これについて、もしそういった堤防等の強度の問題等もクリアされれば、今はなかなか考えにくい堤防等への避難というのも逆に考えられるのではないかと考えたことも考えております。そういったことを中心に、まずどこに逃げるのかと、どのように逃げるのかといったことを防災計画の中で位置づけしていきたいなあと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高次君） 堀岡敏喜議員。

10番（堀岡敏喜君） そうしますと、弥富市の地域防災計画といいますが、県の来年の6月以降の発表になるわけですね。

議長（佐藤高次君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 防災計画というのは毎年見直すというのが原則になっております。本年度見直しをしております。これは県の昨年の6月に行った見直し等のものを参考にしながら、あと今年度新たに追加したものといましては、御存じの津波・高潮一時避難場所の指定についての記載をさせていただいております。刻々と状況は変わってまいります。それに従いまして今年度の見直しについても、また何らかのものが見直しされる、また来年については大幅の見直しというのが一つの検討課題になると考えております。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 防災・減災という状況の中におきましては、ハード対策ということについては非常に重要だろうと考えております。これは私どもの自治体でできるようなことではございません。そうした形の中においては国、あるいは県の御協力のもとにやっていかなきゃならないわけでございますけれども、先ほど所管が話をしましたように、木曽川の左岸



の尾張大橋の周辺を液状化対策という形の中で工事をやっていただくことが決まりました。24年度にそういう形で実施させていただきます。これはまた委員会のほうでも皆様のほうに、新しいニュースでございますので御説明をしていきたいというふうに思っております。

それから、国土交通省のほうで鍋田の堤防について、約250メートルのところ、2億の予算をつけていただきました。これにつきましても、液状化対策という形の中で強化をしていただくということになっております。

そしてまた先週の日曜日、私、会議に参加したわけでございますけれども、今、国土交通省が主催となりまして、国土交通省、そして行政、そして民間企業という形の中で、名古屋港の津波対策という形の協議会をやっております。そうした形の中で今御要望申し上げているのが、名古屋港をガードするのが私どもの鍋田の防波堤であり、中央堤であり、そして知多堤の7.6キロ、これをしっかり強化していただかないと一時的にガードすることができないということで強く要望をしているところでございます。具体的な例と今後の私どもの要望という形でお話をさせていただきました。

議長（佐藤高君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 今、市長から、災害に備えて、津波・高潮に対して堤防の一番地震でも心配される液状化対策から先に手を打っていくというふうな御答弁をいただきました。ぜひ名古屋港を守る門番みたいな弥富でございますので、しっかりと発言をしていただいて、実現が一日も早くできるように、よろしく願いをいたします。

次は弥富市内の質問になります。

3月議会で弥富市における道路や橋などのインフラ整備について質問をいたしました。市側の答弁では、既に橋梁等の長寿命化は行っており、今後はアセットマネジメントを取り入れて公共のインフラの長寿命化を図っていくとの答弁をいただいております。

それでは、公共施設に関してはどうでしょうか。特に、地域にとって大事な拠点である学校は地域のものです。その学校が全国で築後30年以上経過しているものが45.4%、弥富市内の学校等もほとんどがここに入っております。20年から29年経過しているものが33.3%であり、老朽化が進んでおります。一般的な学校などの鉄筋コンクリート造における減価償却資産としての耐用年数は47年であり、今後30年間に全国の小・中学校の約8割が耐用年数を迎えることとなります。弥富市における小・中学校の耐震化は既に100%終わっておりますが、天井や照明、内壁や外壁の耐震化・老朽化対策は急務であります。現在、全国でこの非構造部材の耐震化は29.7%だけあります。学校施設の非構造部材の耐震強化は緊急の課題であります。地震等災害発生時において地域の避難所ともなる学校施設は、児童・生徒だけでなく地域住民の命を守る地域の防災拠点であり、いわば最後のとりでであります。その安全性の確保、防災機能の強化は待ったなしの課題であります。

質問ですが、学校などの市内の公共施設の老朽化対策、非構造部材の耐震強化、維持管理についてどのような対策をとっておられるのか、お伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 公共施設の維持管理についてどのような対策をとっているのかというお尋ねでございますが、そういったことに対する対策につきましては、計画は現在のところまだ未策定でございます。今後、いろんな対策があるかと思いますが、どのような対策を講じるにしても、手持ちの資金で対応するということは非常に困難であるということで、起債の発行をしながら対策をとらなければならないという状況になると思いますが、一つの方法としては、資産の中で更新の不要なものはないのかどうか、それとか更新時期、少しでも長く使えるものはないか更新時期を繰り延べる、それとかあと計画的に点検とか修繕を行う、また施設の更新に備え基金として現金を積み立てるといような方策が考えられますが、長期的に見て施設の維持更新費用を少しでも縮減できる方策を、公共施設におきましても今後検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡敏喜議員。

10番（堀岡敏喜君） 去年の国の3次補正でもそうでしたし、24年度でも防災機能強化のための補助制度というのは予算が組まれておるわけですが、補助制度でございますので、自主財源が3分の2以上要るわけですね。その自主財源をどうするかというところで、今、財政課長のほうから、なかなか厳しいという状況の御答弁をいただいたんですが、きょう、またきのう、いろんな議員の方々からも、避難所施設の増築と、また改築という御要望も出ている部分があります。その前に指定避難所の維持管理こそ急務であるんじゃないかと思えます。なかなか厳しい財政ではあるとは思いますが、せっかく橋梁関係はアセットマネジメントを取り入れて部分的に補修をして長寿命化を図っていくということをやっておられるのであれば、公共施設もまた同じだと思います。特に避難所となると体育館関係ですね、地震があってもやっぱり何かの理由で避難所に行かれたけれども、余震で上からバスケットのゴールが落ちてきたと、そういうこともあるんですよ。神戸ではあったそうです。そういったことのないように、必要な部分、避難所として使われる部分に関しては積極的に、本当にある意味、口は悪いですけども借金してでも先にやっておくということが大事だと思います。ぜひ前向きに御努力をいただきまして、絞り出してでもやっていただきたいと思えます。また、国のほうでも、防災・減災ということに関しては、そういうことに使える制度を今進めている段階でございますので、それを当てにするわけじゃないですけども、できれば弥富市独自で先々でやっていく形も必要じゃないかなと思えます。

次の質問に移らせていただきます。

「災害は現場で起きている」「危機管理は実務である」、これは志方俊之帝京大学教授が示す危機管理の急所であります。災害はとにかく現場です。災害、防災、減災は、地域、現場でどう住民の命を守るかということこそ急所であります。ここ数年に起きた各地でのさまざまな災害を教訓に、弥富市民の一人お一人が、こうすれば助かるという自助の取り組みを急がなければなりません。そのためには、地域防災計画に記される災害の形、想定される被害規模等の情報とそれに対する備えなど、周知と啓発は事前の公助の範囲であると思います。特に懸念されております南海トラフの海溝型巨大地震では、弥富市にも震度7の揺れが予測されております。この震度7というのは、多分想像がつかない。私も静岡県の防災センターで震度7を体験させていただきましたけど、あれは機械の揺れでございますので、私の知人は多く神戸で震災に遭われましたけど、体験機の地震というのは横に揺れるんですよ、ががっと。でも、本当の淡路大震災の震源地に近いところというのは、腰が突き上げられる、車でいったら追突みたいな衝撃があっとお聞きしております。予測がつかない、その震度7の揺れが予測されております。過去に伊勢湾台風により甚大な被害を受けた弥富市では、津波に対する心配を抱かれています方が多い状況です。

3月議会でも申し上げましたが、阪神・淡路大震災では、たった十数秒の揺れで10万5,000棟余りの建物が一瞬で全壊をし、5,502名のとうとい命が建物や家具の下敷きで亡くなりました。この事実を重く受けとめるなら、津波の前に必ず起こる地震に備えることこそが大変重要であると考えます。市では現在、昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅を対象に無料で耐震診断を行っております。またこれを受け、耐震強度を満たさず、設計も含め改修工事を行う場合、最高90万円までの助成を受けることができます。また、満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯、障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方、また中学生までの子供がいる母子家庭を対象に、1世帯4点までの家具転倒防止の取り付けサービスを無料で行っています。しかし、住宅耐震化では、弥富市内に必要性のある住宅が4,000戸以上ありながら、診断を受け耐震化を行った住宅は、これは3月の質問のときの数字ですけれども、平成14年からの統計でわずかに17件、また家具転倒防止取り付けサービスの利用者は年間数件とお聞きをしております。これは既に独自でそれぞれの対応を行っているのか、また制度・サービスを御存じないかもしれません。経済的な事情、賃貸物件であることなどさまざま考えられますが、心配なのは、あの阪神・淡路大震災で耐震補強さえしておけば、当時だれもが口にしたざんきの思いがどれほど形になっているかということでもあります。

これはまた市の行っている制度とは別に、耐震改修を行う場合、利用できる特例融資があります。これは住宅金融支援機構、もとの住金でありますけれども、高齢者向けに行っている返済特例制度で、満60歳以上の高齢者の方がみずから居住する住宅にバリアフリー工事、

または耐震改修工事を施すリフォームを行う場合について、土地・建物を担保に1,000万円まで融資されます。返済期間は申し込み本人の死亡時までとし、毎月の返済は利息のみを支払い、借入金の元金は災害保険や申し込み本人が亡くなられたときに生命保険などを利用して一括返済する制度であります。質権設定をするというきついものでもあるんですけども、自分の命は自分で守るという自助の精神の啓発を込めて、さらなる周知の徹底と制度・サービスの向上を考えなければならないと思います。市の現状の認識と今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

議員御指摘のように、平成15年度から平成23年度までで耐震改修補助制度を活用された方は17件となっております。平成23年度におきましては、東日本大震災後であったことや耐震改修事業に対する補助金を増額したこともありまして5件の実績がありました。今年度は現在1件実施しております。しかしながら、まだまだ少ない現状となっております。市民みずからが耐震改修を実施することにより、災害時における防災や減災対策につながると考えますので、市民への周知・啓発につきましては、昨年と同様にホームページや広報への掲載、学区防災訓練での啓発活動、耐震診断受診者や診断員から診断結果の説明と耐震改修事業のアドバイスなどを行う予定にしております。

今年度、無料耐震診断の申込状況は現在7棟となっております。耐震改修補助事業を行っていただくには、無料耐震診断を受けていただく必要があります。そのため無料耐震診断を多くの方に受けていただくということで、耐震診断員に啓発活動への協力を要請し、建物所有者に対しまして直接お願いする活動、要はローラー作戦を今年度実施する予定にしております。また、市民への支援事業としましては、継続事業としまして耐震改修補助事業を実施しているところですが、先ほど議員からも紹介がありましたように、今年度の補助金額は最大で90万円、これは工事以外にも設計費を含めた補助対象として、少しでも工事費負担を減らすという形で講じているところでございます。今後も市民の皆様に対して、耐震化に向けた啓蒙活動、支援を行ってまいりたいと考えています。

また愛知県は、平成24年3月に愛知県建築物耐震改修促進計画「あいち建築減災プラン2020」を作成しました。この計画の中で、これまでの耐震改修補助事業に加え、減災化の促進としまして段階的な耐震改修や耐震シェルター等の設置を掲げ、今後、補助制度の創設を検討することとしております。弥富市としましては、災害時における防災や減災対策を推進するため、今後の愛知県の耐震改修に関する補助制度の創設の動向を注視しながら、補助制度の拡充や拡大を優先的に行っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 耐震補助に関しては、今、竹川課長のほうのお話をお聞きしたとおりだと思いますし、愛知県のシェルターであるとか、そういうものを個人が買った場合でも補助があるということですか。そういう制度がこれからされるんですか。

都市計画課長（竹川 彰君） これから県のほうが。

10番（堀岡敏喜君） わかりました。

それでは、家具取り付けのほうはどうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 家具取り付けでございますけれども、昨年度は1件のみでございました。なかなか公な形のPRをしていないのが現状でございますけれども、何度も出てまいりますけど、出前講座等では必然性は十分にお伝えして、制度のものも申し上げますし、もし今65歳以上でなくても、現在シルバー人材センターのほうに委託しておりますいろいろな事業がありますけれども、そういったところでは設置もできるといったことも説明させていただいておるわけでありまして、なかなかそれが浸透しないというのが現状でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 耐震補強もそうですし、家具転倒取り付けサービスの1件と。皆さんがやっていらっしゃるならいいんですよ。それだったら問題はないんですけども、どうしても僕なんかでも、弥富はどこに逃げたらいいのというような御相談をよくお受けするんですけども、その前に地震があるんですよと言っても、でもやっぱり水が怖いと。そういう意識が、伊勢湾台風で被害を被ったという過去がありますので、そちらに意識が行くのが当然かと思うんですが、どうしても阪神・淡路大震災の写真を見せても、そこがなかなか実感できない。これは体験がないからだと思うんですが、幾ら避難所があったって、御自分のおうちで大事にされている家具とかの下敷きになって亡くなっちゃう、これが神戸であったわけですよ、たくさん。ですので、この事実を啓発することまでは、先ほども申し上げました公助の範囲だと思いますので、ことしの6月の末から市長も各学校で防災を通じて講演会をされるとお聞きしておりますし、伊藤課長は大変だと思いますけれども、積極的に出前講座を行っていただいて、きょうの風水害は別にして、津波ということに関しては地震があるんだということをまずお伝えすることが一番大切なことじゃないかなと思います。

市役所の方も、お一人お一人がまず家具の取り付けをされているということが自信を持って言えるようにやっていただくということが大事です。この家具取り付けサービスなんですが、マンションとか新しい家ですと割とクロークとかが備え付けであります大分と助かるんですけども、旧家に住んでいらっしゃる方、特に寝室なんかでたんすが置いてある、嫁入りのたんすが置いてあるとか、また御仏壇であるとか、いろんな小物が置いてあるという

ことがあります。そういったことを整理するというのも指導していただきながら行っていただきたい。そしてできれば、これはある程度申請か、その枠内を決めていただければいいんですが、取り付け器具というの今は割と高いんですね、丈夫なものになってしまいますと。ですので、4点、5点そろっちゃうと、1万、2万という方になっちゃいます。どういふふうに取りつけたらいいのかという工夫を市民から逆にいただくのもいいでしょうし、市からつけるもので、なるだけ効果のあるものでいいものをある程度助成してあげるということもまた必要でないかなと。それが逆に一般市民の方々の啓発にもつながるんだと思いますが、これは要望として言っておきますので、ぜひお願いをいたします。

次の質問に移ります。

小・中学校における防災教育・安全教育の現状についてであります。

約3,000人の小・中学生が津波から逃れて無事だった「釜石の奇跡」を引き合いに出すまでもなく、防災を体系的に学ぶ安全教育の必要性は日増しに強まっております。3月議会では、防災担当の教員を設置し、1年訓練を通して自主性をはぐくむ防災教育に取り組んでいくとのことでありました。しかし、防災を学ぶ安全教育には独立した時間枠はなく、学ぶ内容も、体育、理科、社会など各教科に分散をしております。例えば、小学校では5年体育「けがの防止」、6年理科「土地のつくりと変化」、5年社会「自然災害の防止」などあります。しかもその内容を関連づけ、体系的に防災力向上につなげる仕組みがありません。そして、熱心な学校が防災学習に使うことが多かった総合学習の時間も、ゆとり教育見直しで削減されているのが現状であります。津波被害、建物倒壊など、重大被害の想定は地域によって異なります。また、安全教育の時間をどう捻出し、だれがどう教えるのかなど検討課題は多いと思います。子供は10年で大人になり、さらに10年で親になります。教育の現場もかなり大変かと思いますが、地域防災力の向上には教育は最も重要であることは明白であります。また、学校での取り組みと家庭や地域での取り組みに格差が出てしまつては混乱を招きます。市として現状をどう把握し、課題に対して取り組んでいかれるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） それでは、学校での防災の取り組みについてお答えさせていただきます。

まず、学校が何より優先すべきことは、子供たちが安心して安全な学校生活を送ることができるようになることであると思います。学校の防災体制や防災教育を進める上で中核となつてまいりますのは教職員でございますので、そういった教職員の研修会等で、その資質向上に努めていかなければならないというふう考えております。

これまで学校では、避難訓練を各学期に1回程度実施してまいりました。また、東日本大

震災の後には、引き取り訓練や津波対策訓練も実施をしてきたところでございます。昨年度、平成23年度には、「人にやさしい街づくり」セミナーの中でも、各小学校での防災・防犯の活動も発表をさせていただきました。さらには、小学校では毎年地震体験者に来ていただきまして、みずから体験できる地震の揺れを防災教育として消防署などの関係機関と連携して実施しておりますところでございます。

新学習指導要領が始まりまして、小・中学校では授業の時間数がこれまでより1割程度ふえておりますが、防災教育につきましては、総合的な学習の時間も若干少なくはなっておりますと思いますが、議員が言われた教科の中でもいろいろな角度から防災教育に対して実施をしているところでございます。

また、今回の東日本大震災の教訓を含めまして、災害発生時に対する対応を改め、これまで観点がなかった津波についても積極的に防災教育に取り入れていくよう努めていく必要があると思います。この東日本大震災を受けまして文部科学省では、平成23年7月に東日本出しを受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議が設置されまして、平成24年3月に学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引きというものが示されたところでございます。それぞれ各学校が立地しているそれぞれの学校の自然的な環境について、総合的に把握することがまず第1ではないかというふうに思っております。当然避難訓練を初めといたしまして体制の整備とか、先ほど言いました教職員の研修、それから初期対応、2次対応、安否の確認、学校での対策本部の設置、児童・生徒の引き渡しと待機、避難所の協力、心のケアなど、さまざまな観点から実践的な活動が習慣化されるまで実施することが大切であるというふうに思います。各学校ではこのマニュアルに沿って、平成24年度防災計画の策定を行ったところでございます。常日ごろから実践的な態度を養うよう、習慣的に身につけなければなりません。結果からの課題をもとに改善・改良を図り、実践的なマニュアルにする必要があります。いわゆるPDCAサイクル、Pは「plan（計画）」、Dは「do（実施）」、Cは「check（点検・評価）」、Aは「action（改善）」ということですが、このサイクルを確立することが最も重要ではないかと思っております。

こういったことを踏まえまして、児童・生徒に対しましてそれぞれ学年に応じた事前の指導や訓練が必要でございますので、実践的な避難訓練の際に繰り返し指導するよう学校には求めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 堀岡敏喜議員。

10番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

そこまでは教育、文部科学省のほうで努めていることは私も存じ上げております。道行く小学生とか中学生にお聞きをするんですよ。防災訓練は変わったかと。やったよとはお聞きしますけど、まだ自分の力でどうのこうのということまでは、まだ始まって間がないという

こともありますが、浸透はどうかなのかなというのは心配です。これをまた受けて、幾ら学校で子供さんたちが防災教育を学んでも、なかなか家庭に帰ってそれが、こうだったよああだったよという環境がないと身につかないということもあります。地域での取り組み、自主防災組織であるとか、地域ぐるみで防災教育というのはつくっていかないとだめなのかな、そこに尽力していくぐらいに弥富市の防災というのを確立することは難しいのかなということを実感しております。

先生方、ゆとり教育の見直しから、基本教科を教えることでかなり大変かと思いますが、しっかり状況を見ていただいて、市行政、市民一体で防災というものは確立する必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

今も申し上げましたけど、基本教科に要する時間でいっぱいあります。しかし、防災教育の自分の命は自分で守るという理念は、教育にとってもまさに根幹となる部分であります。この大切な命の教育を下支えするのは家庭であり、地域であります。家庭での取り組み、地域、自治会や自主防災会の取り組みが、大人が真剣に取り組む姿を通して、子供たちは学んできたことの正しさを確認できるのだと思います。まず私たち大人が正常化の偏見を改めなければならないのだと思います。

次の質問に移らせていただきます。

次はBCPについて御質問を行います。

平成21年の9月議会におきましても同じ趣旨の質問をしております。市側からは、県などの関係機関及び商工会と連携をして、企業防災の重要性、企業継続計画の必要性について啓発をしてまいりたいとの御答弁をいただいております。災害などのリスク発生時に自社の事業を継続するため、復旧の目標時間や順序、手順などを組織的に計画・策定するのが「Business Continuity Plan (BCP)」であります。昨年の東日本大震災で多くの企業が被災をし、サプライチェーンの寸断も大きな問題となりました。1つの部品・資材の供給がストップしたために、製品が製造できず納入ができない、契約が破綻するなど、物流経済に大きな影響が出ました。事業として災害への備えがないために再生も不可能になり、仕事を失うなど、当然個人の生活にまで影響を及ぼします。事業の大小にかかわらず、その社会的使命・責任を果たすためにも、BCPへの取り組みは大変重要だと考えます。

企業だけではありません。住民サービスの最善性に立たれる弥富市役所としても、住民の命を守るという行政の使命と責任の上からBCPへの取り組みは最優先課題と言えるのではないのでしょうか。帝国データバンクによる企業に対する意識調査によりますと、中小企業への浸透、取り組みが低い最大の原因は、ノウハウがないことによろであります。また、自社には不要との考えが根強いことも上げられております。

質問でございますが、BCPの策定の支援について、また市役所としてのBCPの認識と



取り組みについてお伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 堀岡議員の御質問にお答えいたします。

企業におけるBCP策定支援ということで、BCP策定の支援であります。中小企業により組織されている地域経済団体であります。弥富市商工会と連携の中、また弥富市商工会を支援するという形の中で指導団体として機能を発揮していただく中で、商工会の経営指導員があいちBCP講習会などに参加いたしまして、企業への巡回訪問におきまして、経営支援、会員サービス、PR活動などを通じまして努めているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 市役所のBCPの取り組みについてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

まず、本市では地震・風水害を想定した災害に備えて弥富市地域防災計画を定め、災害に強いまちづくりの実現を目指してまいりました。しかし、地域防災計画では、行政自身の被災を余り想定してございません。災害発生時に市役所自身も被害が生じるという前提のもとで災害対策や優先業務に当たるための計画を定めておく必要があるというふうに考えております。こうした中でBCPを策定していくことは、大変重要な事柄だということで認識しております。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 堀岡議員にBCPにつきまして私のほうからも補足説明をさせていただきたいと思っております。

大災害があった場合にいかに復旧をしていくか、あるいは物流というかそういった形に対して、あるいは商品もそうでしょうけれども、そういった形の中で市民の生活をいかに早く復旧させていくかということが大変重要なわけでございます。これは、先ほども申し上げましたけれども、つい先日の日曜日に私も港湾におけるBCPという形の中で勉強をしてきたところでございます。いずれにいたしましても、企業、あるいは行政、そして国という連携の中でないと、なかなか行政単体ではできないということを強く思っているところでございます。そうした形の中で、大災害があってからの物流、あるいはふだんの生活に戻るまでの連携というか、そういったものをどのように構築していくかということは今後の課題だろうというふうに思っております。県のほうも、あるいは国のほうも、平成25年を目途として国の中央防災会議という形の中での指針が発表されます。そうした形の中におきましても、このBCPという問題についても記載をされてくるだろうと思っております。そうした形の中で我々自治体としての役割というものを十分自覚しながら、市民の皆様の生活をいかに早

く復旧させるかということについては全力を投球していきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） これからということでお聞きをいたしました。個人でいえば自助です。家族でいえばBCPになると。要は1つの組織と申しますか、団体と申しますか、その中で一つの価値を生み出すような組織であれば、それぞれがその部署でどういう災害に備えて、自分はこうするといった動きが明確になってくる。特に役所となりますと、震災後に罹災証明の発行であるとか、部分的には弥富市で進んでいると思うんです。先ほどのクラウド化にしてもそうですし、ただ弥富市役所の職員の皆さんが、それぞれが災害があった後に、この弥富市の市役所に集まるまでに安否確認をどうしているのかと、そういう細かい部分がまだあると思うんです。こういうことが先に役所側でできていないと、弥富市内で頑張っている中小、個人事業も含めまして、そういう方々にこのBCPを進めるに当たってノウハウがないということが一番の問題かなと思います。

県のほうのホームページですと、個人事業、また中小企業、それぞれの企業に応じてチェックシートというのがダウンロードできます。こういったことも弥富市独自でつくられても、そんなに難しいことは書いていないんですよ。普通に我々が個人で、災害のときに備えるときはどうしたらいいのか、どこに連絡するのか、特に企業の場合は仕入れ先であるとか、納入先であるとか、そういう責任が生じていまして、この弥富からでも例えば日本全国に何かされている企業があるかもしれない。それがとまったために、商品が一つも動かないと。これは経済にとってもマイナスですし、弥富市にとっても大きなマイナスですので、財産でございまして、それをみんなで共有して守っていくという意味で、このBCPの取り組みに力を入れていただいて、県のほうもかなり今推進をしてやっていると申してお聞きしております。連携を特にとっていただいて進めていただきたいと、そういうことをしっかり要望しておきます。

それでは、次の質問に移ります。

3・11大震災から1年3カ月がたちましたが、今なお原子力発電災害などからの避難は続いております。復興庁は5月10日時点での避難者は34万1,235人と発表をしております。また5月6日、茨城県・栃木県で広範囲に被害をもたらした竜巻によって住宅など2,200棟が損傷、自然の猛威を思い知らされます。我が国ではどこでも地震と、これに伴う津波や土砂災害の危険性、また豪雨による河川はんらんや土砂災害の危険性など多くの自然災害の発生を内在していて、日ごろから住民や市町村の防災関連職員を初め国・都道府県等の関係機関がこれらの脅威を十分に認識するとともに、いざというときに迅速に対応できるようにしておくことが重要であります。特に住民は行政主体の防災から脱却をし、みずから積極的に避難行動や災害時要援護者への支援行動を行えるようにならなければなりません。また、防災

上の意思決定をすべき市町村長や行政職員は、日ごろから意識の向上とその維持に努め、災害時には災害の現状予測、避難勧告等避難情報などの情報を迅速かつ的確に住民に伝達しなければなりません。

そこで、住民や行政に対する避難訓練や情報伝達訓練の実施を行うことが有効であることは当然であります。今、改めて命を守る防災訓練のあるべき訓練に向けて、防災上の課題に対する対策を講じて避難計画を再構築することにつなげていきたいと考えます。そのためにも、住民の命を守るには自助・共助・公助とともに隣近所で助け合う近所が極めて大事であり、自主防災会を中心に防災訓練で災害時要援護者などの安否確認を行うことや、昨年9月議会で紹介しましたHUGなどを積極的に取り入れ、小・中学校での避難所の開設・運営を主体とする実践に即した訓練の実施などが重要であります。

今までの防災訓練、避難訓練の問題点として、毎年同じような訓練を行っていることで参加する住民もなれてきていてイベント的な訓練が多くなっているように思います。しかし、これには運営上、開催すること自体が大変な自治会、それぞれの苦労があることも事実であります。住民みずからが考え、意識啓発するような訓練が必要だと思えます。本日、冒頭から申し上げておりますとおり、大切なのは弥富市民であらゆる災害に対して危機感の共有、情報の共有、自主的な備え、行動など、防災の継続的な取り組みがいい意味で当たり前となり、弥富市の文化となることが望まれます。風水害、地震災害など、弥富市に起こり得る災害に備え、地域の実情に沿った啓発につながる実践的な訓練を行うべきと考えますが、市としての認識と取り組みについてお伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 防災訓練につきましては、海部地域で行います海部地域等の防災訓練、また各学区ごとで行っている防災訓練がございます。ただ、中心になるのは自主防災単位で行っていただいております防災訓練だなあというふうに思っております。

議員御指摘のとおり、なかなか定型化したものであって、毎年同じような形のものが多くは確かだと思っております。その中で本年、災害を想定した避難訓練を行うといった防災会も出てまいりました。実際の避難経路の確認を行うことにより、災害時に備え実践的な訓練になることが期待されております。今後は安否確認というのが一番自主防災の中で必要なことかと思っております。こういったものの確認訓練とか、要援護者に対する避難訓練などについても、市役所としてもこういった訓練もありますよという御紹介をしながら、またそういった訓練を行う場合については、それに対する御相談にも乗りながら行っていただけるといいなということをおもっております。

また、避難訓練とは違うものではございますけれども、県の建設部の河川課が行っております「水から守るプログラム」という事業がございます。これにつきましては、昨年は十四

山西部小学校区内の地域、また本年は大藤学区の各地域、また栄南学区の地域といったことで、各小学校とタイアップして行っているものでございます。こちらのほうにつきましては、内水はんらの危険箇所をチェックするという事業でございます。実際に生徒さんがその道を歩いてみる。そして、このところは水がたまりやすい場所ですよ、この場所は危ないですよといったようなことを自分たちで経験するといったことを通して、そういったマップづくりも行っていくという事業になっております。この事業につきましては、4月の区長会の段階でも御紹介させていただいております。その結果としまして、ことし、大藤・栄南学区のほうでも取り組んでいただいたという実績でございます。こういった事業等も交えながら、新しい防災訓練、それから防災教育といったものについて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） すごくすばらしい取り組みだなあとと思います。私の知る限りでも、ある自主防災会ですと、全体ではないんですけども、そこは避難所が近くにない地域でして、その避難所はどこかと、弥生小学校だと。一たん集まりましょうという声をかけたんだそうです。大概防災訓練とか自治会のイベントといいますと組長さんどまりなんですけれども、かなり的人数の方、町民の人が集まられて、ただ単に防災、避難所まで歩く、要は弥生小学校の体育館まで歩くという訓練だったんですけども、それだけでも全然違うんですよ、参加すると。あれもせないかん、これもせないかんということが市民の中から上がってくる。これが大変大事なことじゃないかなあとと思います。もちろんAEDの使い方であるとか、人工呼吸であるとか、本当に基本的な救命のものは大切だと思っておりますが、今迫り来る、東日本大震災が1つの教訓になっているというのであれば、避難をすることか、避難所での一泊まり、学校へ言って泊まってみるとか、そういう訓練も必要でないかなあと。一たん参加をしますと割と自主的にいろんなことも、意見も集約できますし、それをもとに自主防災会組織が、あるところではもっと盛り上がっていくでしょうし、ないところではつくりませんかという話にもなるんじゃないかなあとと思います。

次の質問に移ります。

また弥富市の防災関係ですけれども、そういう啓発ができるような、例えば弥富市で防災の日、9月1日が防災の日ではありますけれども、それ以外に防災グッズ点検の日、月1で点検するとか、家族防災会議の日などを、例えば今配られているごみのカレンダーにぴょっと書いておくと、やらないかなという気にもなるんじゃないかと。これはちょっとしたものなので、要望だけして次の質問に移ります。

防災はこれで終わりますので、次、環境による問題なんですけど、その前にちょっと順番を変えさせていただきまして情報発信のほうを先にやらさせていただきます。あと時間が5分

ちょっとしかございません。環境課長、済みません。

本日も中継を行っておりますＣＡＴＶの有効利用についてであります。

現在、ＣＡＴＶを利用して議会中継と行政情報などを中心に文字放送を行っております。今回提案をいたしますのは、議会の生中継で議会中継の際にひたすら流れる金魚の静止画を差しかえて、行政情報や広報、ボランティア情報、市民グループの紹介や募集、暮らしの情報などを流すということであります。西尾張ＣＡＴＶに確認をしましたところ、静止画、文字放送であれば差しかえが可能とのことでもあります。しかも議会中継の枠内ですので費用もかからない。作成も比較的簡単にできます。ただし、３カ月に１遍でございますので、本当にタイムリーというものは流せませんけれども、さまざまな事業の周知・啓発にも利用ができますし、市民に開放することでコミュニティーの活性化にもつながります。ぜひ活用すべきと考えますがいかがでしょうか。これは本当は窓口で済ましてよかったんですけども、所管が違うということで、あえて質問という形でさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

秘書企画課長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

私どもも堀岡議員から御提案いただいた件につきまして西尾張ＣＡＴＶに確認したところ、議員のおっしゃるとおりでございましたので、１時間も静止画像を流しておくのももったいないものでございますので、中身についてはそれぞれ、所管は私ども広報部門と議会事務局の議会中継でございますので、議会事務局と、ＣＡＴＶと、私どもと検討いたしまして、また中身につきましても検討しながら有効に使わせていただきたいと思います。前向きに検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） それこそ今の各地の防災会の取り組みを文章と写真を交えて紹介することもいいでしょうし、そうすると市民も見ようかなと。議会が始まったら切るかもしれない。

次に提案をいたしますのは、昨年の大震災以降、再三この一般質問で取り上げておりますＳＮＳの活用であります。ＳＮＳとはソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを促進、サポートするコミュニティー型の会員制サービスのことであります。ＳＮＳを通じて市民の声を拾い、行政に反映する地方自治体がふえております。スマートフォンや世界的なソーシャルメディアの普及を背景に、素早く効率的に行政サービスを提供するための情報インフラとして使えるからであります。政府が防災情報ネットの利用を推進しているのもそのためであります。ツイッターが東日本大震災、災害時の情報伝達に役立ったことは、昨年の３月議会でも紹介したとおりであります。市側の答弁では、デマ、風評被害が心配とのこともありましたが、だからこそ公式アカウントを取得する必要があると思

います。

当初は市から新しい情報がホームページ上にアップされたとき、それこそ先ほど小坂井議員がおっしゃった芝桜まつりとか、高島屋のビルに弥富の金魚があるとか、あとまたセントレアに金魚があるとか、そういったタイムリーな情報をホームページ上にアップされたときに、その更新情報をツイッター、またはフェイスブック等をプラットフォームとして活用するだけでよいと思います。お知らせを更新しました、暮らしの情報を更新しましたなど、SNS上で発信するだけでいいわけです。弥富市の特産品、弥富市の文化、イベントなど積極的に発信することで、弥富はこんないいまちだとアピールもでき、知名度もアップが期待できます。

震災後、海拔ゼロメートル以下であるとか、さまざまなネガティブイメージを払拭するためには、積極的に弥富市のよいところ、使える情報媒体はすべてを利用して発信する以外にありません。特にフェイスブックなどはまだまだ利用自治体は少ない状況で、ぜひ先駆的な取り組みを期待したいと思います。市としての御意見をお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

秘書企画課長（山口精宏君） 堀岡議員のほうからたびたび御質問されておるわけなんですけれども、現実、5月25日に愛知県のほうの会議の中で、ツイッターのほうにも自動連携できないかという質問が各市のほうからあったんですけれども、それぞれ新しいホームページのシステム、「CMS」と呼ばれるシステムにおければ自動で連携できるということを伺っておりますが、私どものほうはCMSにもなっておりませんので、先ほど言ったタイムリーな情報発信ということにつきまして、人間の手が介在するものですから、運用の仕組みを検討しないといけないんですけれども、前向きにこちらのほうも検討したいと思います。タイムリーというところが非常に、人間の手を介在してしまいますので、私どものシステムの場合。そのあたりをちょっと検討課題とさせていただきたいと思います。

一方通行にはなりますが、非常に弥富市の宣伝となりますので、大変有効だと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） いいんですよ。一方通行で私はいいと思います。当初はプラットフォームでいいと思うんですよ。ですので、今も弥富市でどうでしょうか、フェイスブックなんかでも登録されている方は1,000人に近い、ツイッターの比じゃない状況があります。きっと喜んで皆さんたくさんしていただけたらと思います。

この疲弊した世の中で、こんな情報を流しているぞというところを弥富市から、市長、ぜひよろしくお願ひいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先般、堀岡議員からこの問題につきましては個人的にも伺ったところでございます。私どもの所管のところでも積極的に取り組まなきゃいけないわけでございますけれども、何となく理由づけをしているということをおもっておりますので、また御指導いただきながらよろしくお願ひしたい。そんなふうには我々の市の情報発信を強化すべきだろうと思っております。

また、この場をかりまして、堀岡議員が防災に対して非常に造詣が深く、自分のライフワークにしているということで、公式のオフィシャルの免許を取られたということも伺っております。そういった点に関しても御指導をいただければと思っております。ありがとうございました。

議長（佐藤高君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 恐れ多いことを言っておきまして、ありがとうございます。

環境課長、済みません。最後の質問といいますか、この夏、節電ということがあるんですけれども、いい機会で環境のことについてはまた質問させていただきます。課長、本当に申しわけございません。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうか市民の皆様、今後の防災情報に注意をして、早目の対応をよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

議長（佐藤高君） これで一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれで散会いたします。

~~~~~

午後4時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 那須英二

同 議員 三宮十五郎





平成24年 6月20日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

6番	早川公二	7番	平野広行
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	石川敏彦
教 育 部 長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監 査 委 員 長 事 務 局 長	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防 災 安 全 課 長	伊藤久幸
税 務 課 長	伊藤好彦	収 納 課 長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野進
保険年金課長	平野宗治	環 境 課 長	鈴木浩二

福祉課長	前野幸代	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
都市計画課長	竹川彰	下水道課長	橋村正則
生涯学習課長	八木春美	十四山スポーツ センター館長	花井明弘
図書館長	奥田和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第30号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第32号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第5 議案第33号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第6 議案第34号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第7 議案第35号 海部地区急病診療所組合規約の変更について
- 日程第8 議案第36号 海部地区環境事務組合規約の変更について
- 日程第9 議案第37号 平成24年度弥富市一般会計補正予算(第2号)

(追加提案)

- 日程第10 議案第38号 訴えの提起について
- 日程第11 発議第4号 ごみ袋問題調査特別委員会の設置について

~~~~~  
午前10時13分 開議

議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 議案第30号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第32号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第5 議案第33号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について

日程第6 議案第34号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第7 議案第35号 海部地区急病診療所組合規約の変更について

日程第8 議案第36号 海部地区環境事務組合規約の変更について

日程第9 議案第37号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第30号から日程第9、議案第37号まで、以上8件を一括議題といたします。

本案8件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、本案8件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

~~~~~  
日程第10 議案第38号 訴えの提起について

議長（佐藤高清君） この際、日程第10、議案第38号を議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

本日提案し、御審議いただきます議案は法定議決議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第38号訴えの提起につきましては、別紙対象物件一覧に記載された土地はいずれも地目が雑種地になっていますが、実際には市道及び水路用地内の土地でありまして、長年月に

わたり利用されるとともに、本市は所有の意思を持って占有し管理してまいりましたので、民法第162条による取得時効成立による所有権確認請求の控訴を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長、議案を説明お願いいたします。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第38号訴えの提起について、御説明を申し上げます。次のとおり市管理の公共施設用地内の土地について、所有権確認請求の訴えを提起するものでございます。

1番、訴えの趣旨、市道及び市管理の水路用地内の土地につき所有権の確認を求める。2. 訴えの理由、市道及び市管理の水路用地内の土地につき民法第162条による取得時効成立による所有権取得の確認のため。3. 訴えの相手方、弥富市前ヶ須町野方713番地、佐藤徹郎氏。4. 訴えの対象物件、これにつきましては2枚目の対象物件一覧にございます10件であります。5. 授権事項、必要に応じて次の行為をすることができる。(1)訴えの取り下げ、和解、請求の放棄または認諾。(2)控訴、上告またはその取り下げ、(3)その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為。6. 管轄裁判所、名古屋地方裁判所または津島簡易裁判所。以上でございます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切り、本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

~~~~~

日程第11 発議第4号 ごみ袋問題調査特別委員会の設置について

議長（佐藤高清君） この際、日程第11、発議第4号は議員提案でありますので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 発議第4号ごみ袋問題調査特別委員会の設置について、提案をさせていただきます。

この問題につきましては、皆さん方も御承知のように、本日の新聞紙上にも出ておりますように、市民の関心も非常に高いわけでありまして、市当局としても、議会としても、きちっとこの調査をして、そして事のよしあしを決めていく必要があると考えるのでございます。

そうした意味から、次のとおり、ごみ袋問題調査特別委員会の設置をいたしたいと思います。平成24年6月20日提出。弥富市議会議員 佐藤博、以下5名の提案者をもって提案をさせていただきます。

名称につきましては、ごみ袋問題調査特別委員会。設置根拠につきましては、地方自治法第110条及び弥富市議会委員会条例第6条によります。目的につきましては、ごみ袋問題に関する事項の調査であります。委員定数は9名であります。

委員の名簿につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会とすることに決しました。

お諮りします。ただいま設置された特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。なお、正・副委員長も名簿のとおりです。よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会

いたします。

~~~~~

午前10時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行

平成24年 6月27日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

8 番	三 浦 義 光	9 番	横 井 昌 明
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	山 田 英 夫	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	佐 藤 勝 義	民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	服 部 誠
民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆	開 発 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	服 部 保 巳
開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	渡 辺 安 彦
教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	服 部 忠 昭	監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 川 保 博
秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏	防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸
税 務 課 長	伊 藤 好 彦	収 納 課 長	山 守 修
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	加 藤 恵 美 子	十 四 山 支 所 長	平 野 進
保 険 年 金 課 長	平 野 宗 治	環 境 課 長	鈴 木 浩 二

福祉課長	前野幸代	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
都市計画課長	竹川彰	下水道課長	橋村正則
生涯学習課長	八木春美	十四山スポーツ センター館長	花井明弘
図書館長	奥田和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第30号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第3	議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第4	議案第32号 弥富市手数料条例の一部改正について
日程第5	議案第33号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
日程第6	議案第34号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第7	議案第35号 海部地区急病診療所組合規約の変更について
日程第8	議案第36号 海部地区環境事務組合規約の変更について
日程第9	議案第37号 平成24年度弥富市一般会計補正予算(第2号)
日程第10	議案第38号 訴えの提起について

(追加提案)

日程第11	発議第5号 原子力発電に依存しないエネルギー政策の確立を求める意見書の提出について
日程第12	発議第6号 介護保険・後期高齢者医療制度の抜本的改善を求める意見書の提出について
日程第13	発議第7号 年金支給額の削減及び年金支給年齢引き上げをやめ、年金受給資格期間の短縮を求める意見書の提出について
日程第14	閉会中の継続審査について



午後2時01分 開議

議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、三浦義光議員と横井昌明議員を指名いたします。

日程第2 議案第30号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第32号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第5 議案第33号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について

日程第6 議案第34号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第7 議案第35号 海部地区急病診療所組合規約の変更について

日程第8 議案第36号 海部地区環境事務組合規約の変更について

日程第9 議案第37号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第38号 訴えの提起について

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第30号から日程第10、議案第38号まで、以上9件を一括議題とします。

本案9件に関し、審査経過の報告を、まず伊藤総務委員長からお願いをいたします。

総務委員長。

総務委員長（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

総務委員会の報告をさせていただきます。

総務委員会付託案件は、1件でございました。議案第38号訴えの提起についてであります。

本委員会は、6月21日10時より委員会を開催し、委員全員と委員外4名、そして市長、副市長以下関係課長の出席のもとに開催し、審査を行いました。その審査の結果を御報告申し上げます。

議案第38号訴えの提起については、市道及び市管理の水路用地の土地につき、所有権の確認を求める内容でございます。

民法第162条により、取得時効成立による所有権取得の確認ということでの議案でございます。

この課題についての質疑は、市として全体的にどのような状況にあるかということの質問等、それぞれこの課題については、その場所の発生的な条件の中で起きてくる課題でもある

し、またさらに市に要素もあるということの中で、今後そのようなことの調査を早急に行いながら対応するという質問に対する答弁でございました。

この条文につきましては、全員賛成ということで審査を終えるということをお報告申し上げまして、総務委員会の報告とさせていただきます。

議長（佐藤高君） 次に、小坂井厚生文教委員長、お願いします。

厚生文教委員長（小坂井 実君） 厚生文教委員長報告を申し上げます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第30号弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について初め8件でございました。

本委員会は、去る6月22日に委員全員と委員外4名の出席により開催され、審査を行いましたので、その審査結果をお報告申し上げます。

まず、議案第30号弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、議案第31号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第32号弥富市手数料条例の一部改正について、議案第33号弥富市遺児手当支給条例の一部改正について、議案第34号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議案第35号海部地区急病診療所組合規約の変更について、及び議案第36号海部地区環境事務組合規約の変更について、以上一括上程をいたしました。

質疑、討論もなく、一括採決の結果、出席者全員賛成で原案を了承いたしました。その時間の出席者でございますので、御了承をいただきます。

続いて、議案第37号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第2号）は、担当課長から、白鳥保育所の設計監理委託料、児童虐待防止対策緊急強化事業の環境整備を図るためのソフトウェア、また研究会に使用するパソコンの購入のための機械器具費、十四山スポーツセンタートレーニング室のエアコン取りかえ等の体育施設整備工事請負費などの説明がありました。

その後、委員より、白鳥保育所設計監理委託料の算出の根拠について質問がございました。市側より、概算工事費に基づき算出しているものと回答がございました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上、報告申し上げます。

議長（佐藤高君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高君） 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第30号から議案第38号までの9件は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第38号までの9件は、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

日程第11 発議第5号 原子力発電に依存しないエネルギー政策の確立を求める意見書の提出について

日程第12 発議第6号 介護保険・後期高齢者医療制度の抜本的改善を求める意見書の提出について

日程第13 発議第7号 年金支給額の削減及び年金支給年齢引き上げをやめ、年金受給資格期間の短縮を求める意見書の提出について

議長（佐藤高君） この際、日程第11、発議第5号から日程第13、発議第7号まで、以上3件を一括議題とします。

本件3件は議員提案でありますので、提案者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。  
佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 発議第5号原子力発電に依存しないエネルギー政策の確立を求める意見書の提出について、提案理由を説明いたします。

昨年3月11日の東日本大震災の発生に伴いまして、国民的に原子力発電の不安が頂点に達しております。こうした状況を踏まえまして、これからこのエネルギー政策の転換を求める必要が生じたのであります。

そのため、自然エネルギーや代替可能なエネルギーの研究・開発、普及を図り、原子力に依存しないエネルギーへの転換を図ること、自然エネルギーの設置に関し法的規制の緩和措置を講ずること、自然エネルギーの普及、促進を図るため、設置に係る補助制度の拡充を図ること、この3点を中心にいたしまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、発議第6号介護保険・後期高齢者医療制度の抜本的改善を求める意見書の提出について、提案をさせていただきます。

昨今、この介護保険制度、あるいは後期高齢者医療制度に対する国民的世論は大変高まっておりますのでございます。

そのために、こうした世論を踏まえまして、介護保険と後期高齢者医療制度を、雇用者保険と国民健康保険を中心とした保険制度に組み込む抜本的改正をされること、扶養されない

低所得者も含む、他の保険に加入できない人を無条件で受け入れることになる国民健康保険に対して必要な財政措置を講じられること、生活し、税と社会保険料を負担できる雇用制度を、青年や女性、希望する高齢者のために早急に確立されること、この3点を中心といたしまして意見書を提出するものでございます。

続きまして、発議第7号年金支給額の削減及び年金支給年齢引き上げをやめ、年金受給資格期間の短縮を求める意見書の提出についてであります。

これも昨今、国会においても大変議論をされておる大事な問題でございます。

そうした中で、市民の要望を受けまして、1.年金支給額2.5%（特例水準分）の削減を行わないこと、2番目に、年金支給年齢の引き上げをやめること、3番目に、公的年金の受給資格期間を大幅に短縮すること、この3点を中心として意見書を提出するものでございます。

よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

発議第5号から発議第7号までの3件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号から発議第7号までの3件は、原案どおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~

日程第14 閉会中の継続審査について

議長（佐藤高清君） 日程第14、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成24年第2回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

午後2時15分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 横 井 昌 明